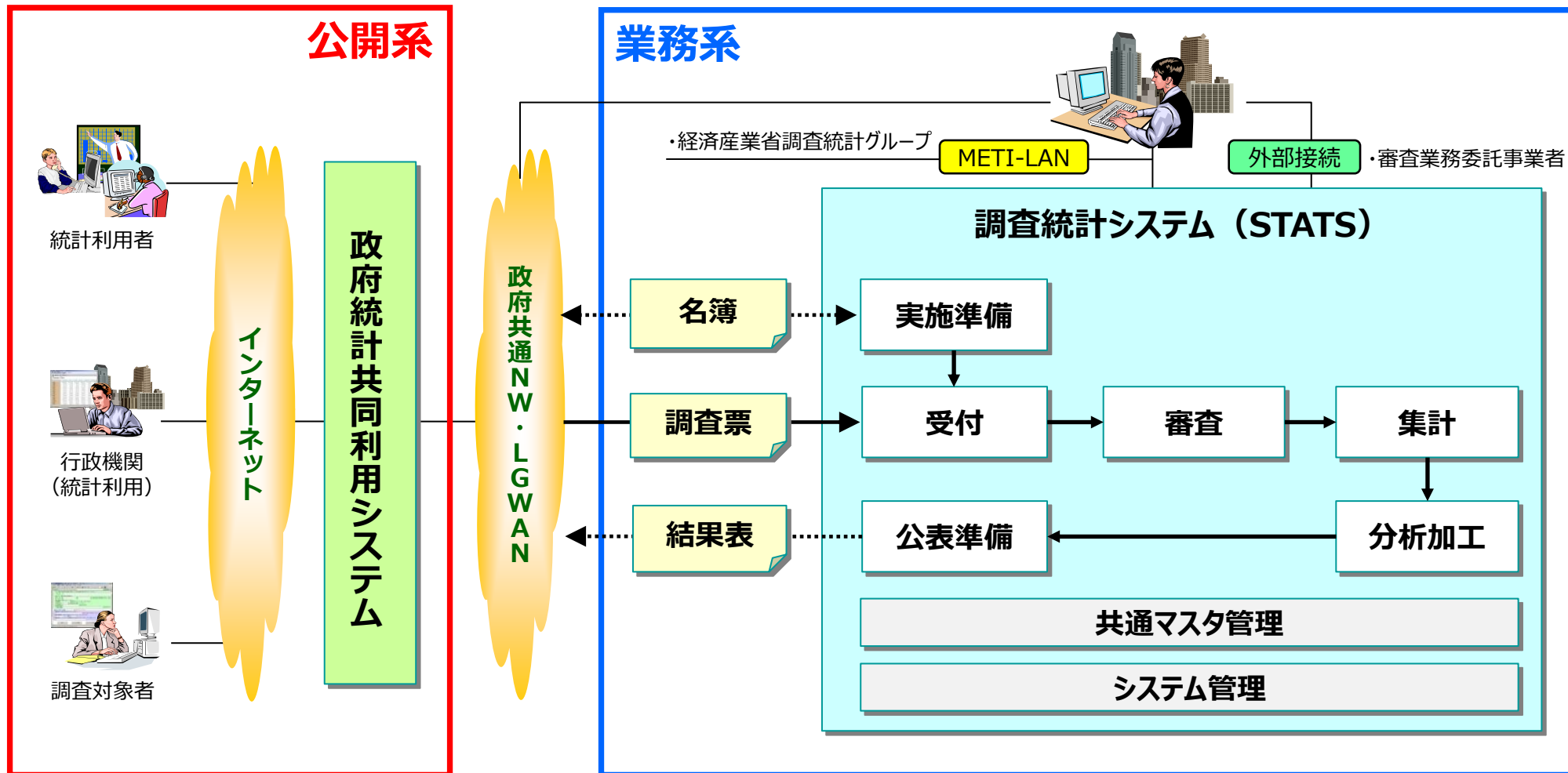


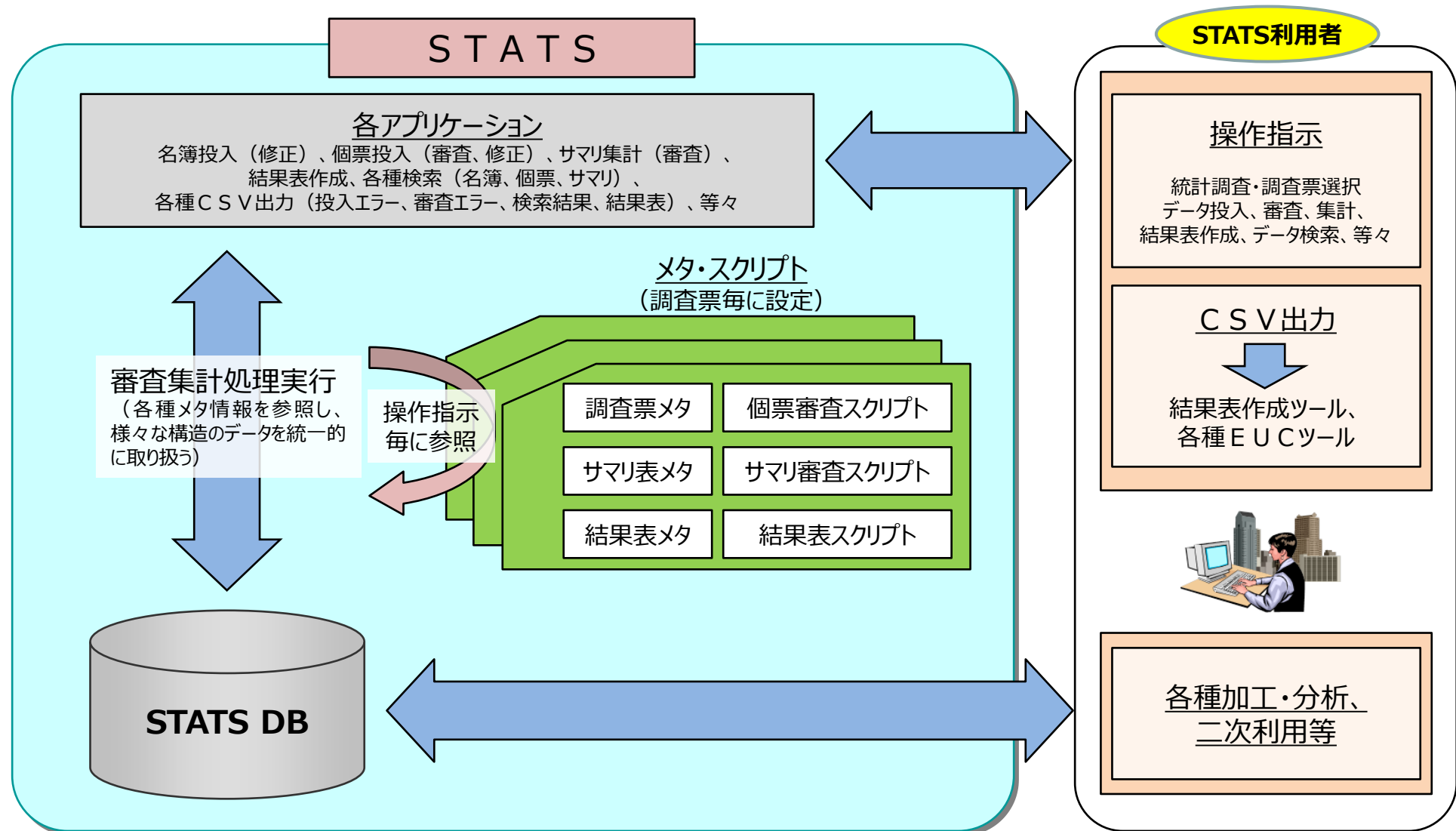
経済産業省調査統計システム（STATS）の概要と機能一覧

- STATSは、統計調査における基幹業務（「実施準備」、「受付」、「審査・集計」、「分析」、「公表・提供」）及びシステムの管理業務（共通マスタ管理、システム管理）を実施する業務システムである。
- 調査統計グループ職員、経済産業省及び民間委託事業者（約300名）が利用。
- 「オンライン調査」、「結果表の公表」については、政府統計共同利用システムの機能を使用している。

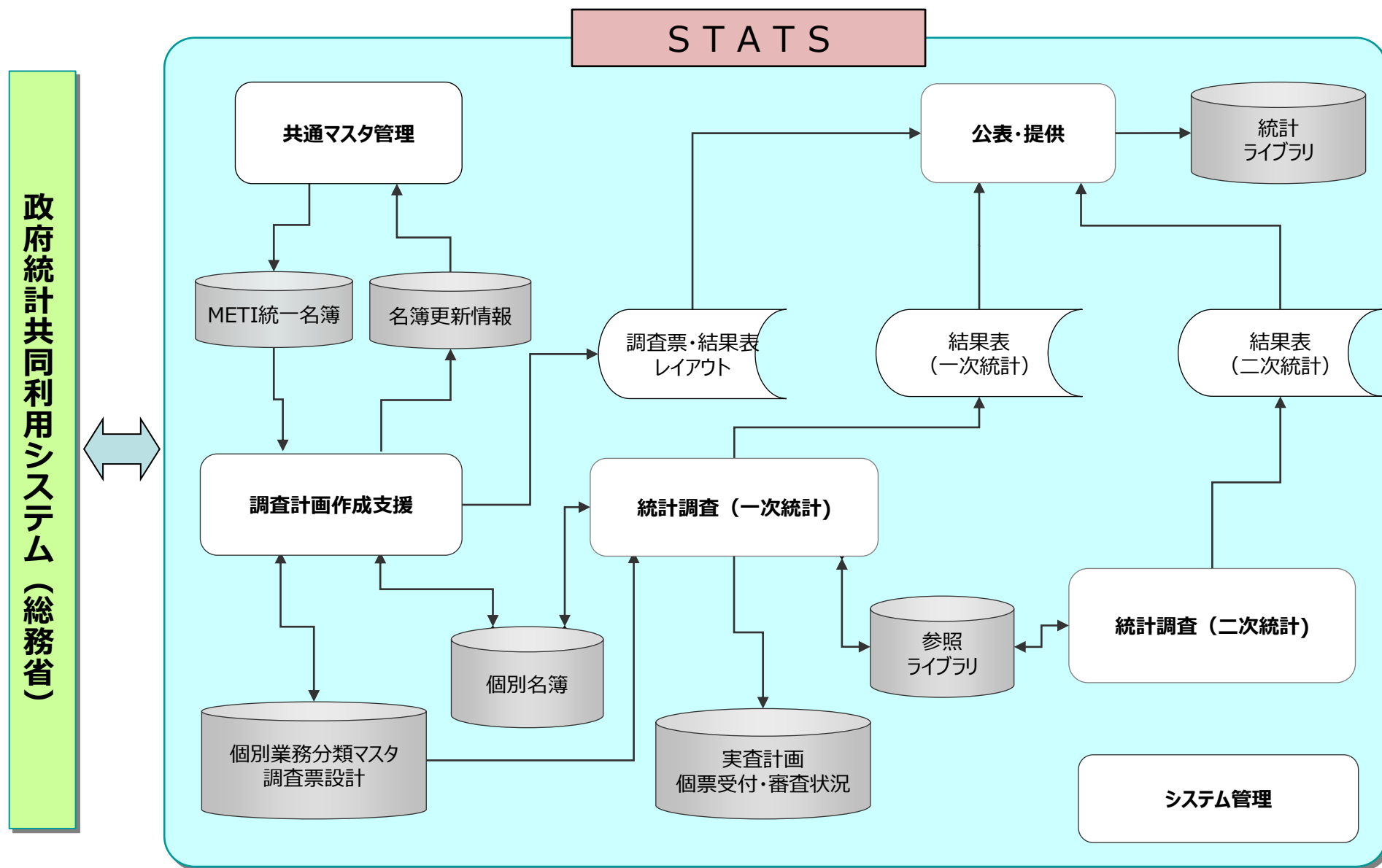


STATSの動作概要

STATSは各種統計調査を汎用的に審査、集計し、任意の様式で結果表作成を可能としたシステムである。



STATS アプリケーション機能構成



STATSの主要機能一覧

機能	機能概要
共通マスタ管理	- 統計業務のマスタ情報（産業分類、事業所・企業情報、都道府県・市区町村情報、客体名簿情報等）の統一管理を行う。 - STATSを利用するユーザ情報及びアクセス制御情報の一元的な管理を行う
調査計画作成支援	- 各統計調査毎にメタ情報、審査スクリプトの登録・管理、審査で用いる許容範囲値等のマスタ情報管理、個別名簿管理を行う。 - オンライン調査（政府統計共同利用システム）を利用するためのオンライン名簿・プレプリント情報を作成する。
統計調査 （一次統計）	「個票データ受付」：オンライン調査システムとの自動連携による個票データの取り込み、パンチデータの一括取り込み、画面からの個票入力を行う。受付状況から未提出事業所に対して督促メールを出す機能を持つ。 「審査」：個票審査を行い、結果を確認して個票の修正を行う機能。 「サマリ審査」：個票データからサマリデータを作成。審査終了後に実数の確定を行い、サマリ表から二次統計に引き継ぐデータを参照ライブラリに格納する。 「結果表作成機能」：審査済み個票から公表データを作成し、統計ライブラリに格納する。 「還元データ作成機能」：経済産業局、都道府県が利用するための還元用のデータを作成する。
統計調査 （二次統計）	「統計調査（一次統計）」機能で作成された統計データ及び外部関連機関から入手したデータを参照ライブラリに取り込み、「指数作成」、「結果表作成」を行う。 「指数作成」に必要な「基準改定」を行う。
公表・提供	「統計ライブラリ管理」機能によって、公表・提供を行うために必要なデータを管理（フォルダ管理、データ管理）を行う。
システム管理	- システム運用管理（システム監視機能、JOB実行管理、不正アクセス監視、抗ウィルス） - 政府統計共同利用システム等とのシステム間連携制御 - データ管理機能 - 各プロセスを横断的に管理するプロセス制御機能

調査票毎に設定するメタ・スクリプト

STATSでは、調査票毎に「調査票メタ」、「サマリ表メタ」、「結果表メタ」及び「審査スクリプト(個票、サマリ、結果表)」を設定することで、様々な統計調査を処理する事が可能である。

項目	内容
調査票メタ	調査票（個票データ）の論理的な構造を2次元表として定義する。2次元表のセル毎に前年(前回)調査項目との接続を行う。
サマリ表メタ	個票データの積み上げであるサマリ表データの論理的な構造を定義する。集計軸として個々の名簿情報に定義されている規模コード、地域コード等を多次元で使用可能。
結果表メタ	サマリ表データの出力先である結果表の論理的な構造を定義する。まず、サマリ表データのどの値を抽出するか(サマリ表メタ)、次にどのようなレイアウトのどのセルにどのデータを格納するか(様式)を定義する。
個票審査スクリプト	個票データに対する各種審査内容（審査定義、エラーセット、自動修正、該当名簿の規模コード更新等）をJAVA言語を用いて定義する。
サマリ審査スクリプト	サマリ表データに対する審査内容（前回サマリデータとの変動比較、未到着個票推計等）及び審査に先立つ集計内容をJAVA言語を用いて定義する。
結果表スクリプト	サマリ表データに対する秘匿制御をJAVA言語を用いて定義する。

※スクリプトにおける各調査票の共通処理は、機能毎にアプリケーションプログラム（「審査・集計処理アドオン」）として実装され、それぞれの審査スクリプトで呼び出されて実行される。

STATSの処理対象統計一覧

STATSで処理を行っている統計調査（一次統計、二次統計）は、以下のとおり。

一次統計	二次統計
経済構造実態調査 製造業事業所調査 （工業統計調査、経済センサス）	鉱工業生産・出荷・在庫指数
旧商業統計調査	第3次産業活動指数
商業動態統計調査	生産能力及び稼働率指数
経済構造実態調査 乙調査 （旧特定サービス産業実態調査）	全産業活動指数
特定サービス産業動態調査	鉱工業出荷内訳表
生産動態統計調査	鉱工業総供給表
石油等消費動態統計調査	仕向・仕入先別指数
企業活動基本調査	製造工業生産予測指数
海外事業活動基本調査	商業販売額指数
海外現地法人四半期調査	商業販売額指数_丙丁
製造工業生産予測調査	

統計調査等業務の業務・システム最適化計画

2006年（平成18年）3月31日
 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
 2006年（平成18年）8月31日 改定
 2007年（平成19年）8月31日 改定
 2008年（平成20年）8月29日 改定
 2009年（平成21年）3月30日 改定
 2009年（平成21年）8月31日 改定
 2010年（平成22年）8月31日 改定
 2011年（平成23年）9月14日 改定
 2012年（平成24年）9月 7日 改定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、統計調査等業務の業務・システム最適化計画を定める。

記

第1 業務・システムの概要

1. 統計行政の使命及び行動指針並びに主要施策方針

社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供することを通じて、行政施策の企画・立案・評価、国民や事業所・企業などの合理的な意思決定や真理の探求を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に貢献することをその使命とし、統計に携わるすべての府省は、次に掲げる府省間共通の行動指針の下に、「社会・経済の変化に対応した統計の整備」、「統計調査の効率的・円滑な実施」、「調査結果の利用の拡大」及び「国際協力の推進」を統計行政全体の主要施策方針として取り組む。

- ① 社会に役立つ、客観的で正確な統計の追求
- ② 多様な利用者に利用しやすい形の統計の提供
- ③ 調査対象者の秘密の保護
- ④ 調査対象者の負担の配慮
- ⑤ 高度の専門性を備え、内外の統計の発展に寄与
- ⑥ 政府横断的な調整を通じた統計の体系的な整備

2. 定義

本計画における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 統計調査とは、統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第2条第5項に定められる調査をいう。
- (2) 基幹統計調査とは、法第2条第6項に定められる統計調査をいう。
- (3) 一般統計調査とは、法第2条第7項に定められる統計調査をいう。
- (4) 基幹統計とは、法第2条第4項に定められる統計をいう。
- (5) 一般統計とは、(3)によって作成される統計をいう。
- (6) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計とは、基幹統計のうち、(2)に掲げる基幹統計調査によって作成される統計以外のものをいう。
- (7) 業務統計とは、法以外の法令等に基づいて、個人、事業所・企業等から報告がなされる届出・登録等を利用して、当該届出・登録等を受けた機関自らが作成する統計をいう。ただし(6)に掲げる基幹統計は除く。
- (8) 加工統計とは、各種の統計を加工することにより作成する二次的な統計をいう。ただし(6)に掲げる基幹統計は除く。
- (9) 政府統計共同利用システムとは、次に掲げるシステム及びこれらに付随するシステムによって構成されているシステム群をいう。
 - ① 標準地域コード管理システム
 - ② 事業所母集団データベース（第2 I 1 (2)による機能追加前については、事業所・企業データベースという。以下同じ。）
 - ③ 調査項目標準化データベース
 - ④ オンライン調査システム
 - ⑤ 統計表管理システム
 - ⑥ 統計情報データベース
 - ⑦ 統計地理情報システム
 - ⑧ 地域統計分析システム
 - ⑨ 標準統計分類データベース
 - ⑩ 政府統計の総合窓口（^{イースタット}e－S t a t）
- (10) 事業所母集団データベースとは、法第2条第8項に定められるデータベースであって、政府統計共同利用システムの一部を構成するものをいう。
- (11) 母集団情報とは、事業所母集団データベースにより体系的に構成された事業所に関する情報をいう。
- (12) 指定統計調査とは、法による全面改正以前の統計法（昭和22年法律第18号）第3条に定められる統計調査をいう。

なお、本計画本文において「指定統計調査」の用語については、法が施行される平成21年4月1日以前に本計画に記載された措置が完了している事項についてのみ用いている。

3. 統計調査等業務の範囲

本計画が対象とする統計調査等業務は、別紙1に掲げる統計調査の企画、実査準備、実査、審査、集計、分析、公表・提供及び評価、統計調査以外の方法

により作成する基幹統計、業務統計及び加工統計の作成（集計）、分析、公表・提供及び評価並びにこれらに付随する業務及び別紙２に掲げるシステムを範囲とする。

4. 最適化の基本理念

統計調査等業務の最適化に当たっては、統計行政の使命及び行動指針の下、主要施策方針及びこれに基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）並びに電子政府構築計画に掲げる目標を踏まえ、

- ① 調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した報告方法を提供し、統計の精度向上に寄与すること
- ② 行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を、国際的な標準の動向を踏まえつつ整備し、行政機関内の情報共有及び国民等への情報提供の充実を図ること
- ③ 各府省で整備する情報システムの集約を図り、政府全体として効率的なシステム投資を図るとともに、システム運用業務の効率化を図ること
- ④ 統計の精度確保に留意し、業務処理方法の見直し、外部委託等による業務の簡素化・合理化を図り、公表の早期化に努めることを基本理念とする。

第2 最適化の実施事項

各府省で行う統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約18.4億円（試算値）の経費削減、年間延べ約47.9万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

I. 共通計画

各府省が共通的に取り組む事項として、次に掲げる最適化を府省横断的に実施する。これにより、年間約4.8億円（試算値）の経費削減、年間延べ約14.5万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

1. 政府統計共同利用システムの整備

- (1) 政府統計共同利用システムについて、総務省において、2006年度（平成18年度）から開発に着手し、2007年度末（平成19年度末）までに各府省のシステムとの連携、実証実験、試行的運用、職員研修を行うものとし、2008年度（平成20年度）以降、本格運用を開始するものとする。【平成20年度から運用中】

また、各府省においては、政府統計共同利用システムと連携するため必要となるシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、次に掲げる各府省の情報システムに関し、各システムのライフサイクル等に応じ、政府統計共同利用システムと重複又は類似する機能について、必要に応じて廃止その他の見直しを行うものとする。

【平成20年度に政府統計共同利用システムへ移行済】

- ・総務省 科学技術研究調査インターネット活用システム
- ・総務省 情報通信統計データベース
- ・総務省 統計^{ジーアイエス}G I S プラザ
- ・総務省 統計データ・ポータルサイト
- ・総務省 統計情報利活用システム
- ・総務省 事業所・企業データベース
- ・厚生労働省 労働経済動向調査オンラインシステム

【平成21年度に政府統計共同利用システムへ移行済】

- ・文部科学省 電子調査票収集システム
- ・厚生労働省 毎月勤労統計調査オンラインシステム
- ・厚生労働省 総合統計データベースシステム
- ・厚生労働省 薬事工業生産動態統計システム
- ・農林水産省 農林水産統計情報総合データベースシステム
- ・経済産業省 企業活動基本調査システム
- ・経済産業省 新世代統計システム
- ・国土交通省 交通統計情報データ管理・提供システム

【平成23年度に政府統計共同利用システムへ移行済】

- ・財務省 法人企業統計調査等ネットワークシステム（^{ファブネット}F A B N E T）

【平成24年度以降、必要に応じて政府統計共同利用システムへ移行】

- ・内閣府 機械受注統計ホームページシステム
- ・総務省 小売物価統計調査システム
- ・厚生労働省 看護師等養成所報告管理システム
- ・厚生労働省 薬価システム
- ・厚生労働省 食肉検査等情報還元データベースシステム
- ・農林水産省 生鮮食料品流通情報システム
- ・経済産業省 非鉄金属等統計調査^{ウェブ}W e b 届出システム
- ・経済産業省 石油情報報告システム

- ・ 経済産業省 電子申請システム
- ・ 国土交通省 国土交通省オンライン申請システム

これにより、年間約4.8億円（試算値）の経費削減及び年間延べ約0.3万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。また、今後将来、各府省がそれぞれ府省内の汎用的なオンライン調査システム及び統計情報データベースを整備する場合と比較し、年間約7.5億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

- (2) 2008年度（平成20年度）から実施する政府統計共同利用システムの運用については、システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うことから、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要である一方、民間能力の活用可能な業務について、競争入札、複数年契約等による経済的かつ効率的な民間委託を行い、外部人材を弾力的に登用する等、法人独自の創意工夫及び経営努力を通じ、行政機関では限界のある業務の効率化及び経費の低減を実現するため、これらの運用管理全般を独立行政法人統計センターにおいて行い、行政運営の簡素化・合理化を図る。【平成20年度以降、継続的に実施】

これにより、年間延べ約0.2万日分（試算値）の業務処理時間の削減が見込まれる。

また、政府統計共同利用システムについては、2012年（平成24年）12月までに、システムのライフサイクルに応じ機器の更新を行い、それにあわせて、事業所母集団データベースについて「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき必要となる機能を追加するとともに、オンライン調査システム、政府統計の総合窓口（イニスタット e-S t a t）等について調査対象者・統計利用者に対する利便性の向上等を図るものとする。【平成23年度から機器の更新に向けた作業を実施】

- (3) 政府統計共同利用システムの運営に係る重要事項については、別紙3に基づく統計調査等業務最適化推進協議会において審議するものとする。
- (4) 政府統計共同利用システムの運営に係る費用については、当該費用の低減を図りつつ、各府省その他の利用機関が負担する利用料金等により措置するものとし、その在り方については、統計調査等業務の特性を踏まえて、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、2006年（平成18年）中に定めるものとする。【平成18年度に実施済】また、これに基づく各年度の具体的な利用料金については、統計調査等業務最適化推進協議会において定めるものとする。

- (5) 総務省は、政府統計共同利用システムの適切かつ円滑な運営を確保し、及び独立行政法人の経営努力を通じた効率的かつ継続的な最適化の取組を推進する観点から、独立行政法人統計センターの中期目標を見直す等、所要の措置を講ずるものとする。

2. 統計に用いる標準地域コードの共有

各府省は、各種の統計調査の企画、実査、審査、集計、公表・提供等の各段階で必要とされる「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（以下「標準地域コード」という。）について、2008年度（平成20年度）から、標準地域コード管理システムを用いて、標準地域コード及び各市町村の施行並びに統廃合の履歴を共有し、調査期日その他の任意の時点における標準地域コードの取得その他の当該コードの管理に係る業務を簡素化するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

3. 統計調査の母集団情報の管理・標本抽出及び事業所母集団データベースの利活用

- (1) 事業所母集団データベースにおいて整備する母集団情報の基礎となる統計調査は、経済センサスを用いることとし、母集団情報の更新は、各種統計調査の結果や行政記録情報等を活用して随時行うものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (2) 各府省は、統計調査の標本抽出処理に関し、事業所母集団データベースで処理することが適さない又は効率的でない標本抽出処理を要する統計調査を除き、原則として事業所母集団データベースを用いた処理を行うものとする。

また、各府省は、調査を実施する前に、事業所母集団データベースによる重複是正チェックを行い、是正対象となった調査対象者について調査対象の振替を行う等の必要な措置を講ずるとともに、原則として調査の実施前（調査の実施前に調査履歴登録を行えない場合のみ調査の実施後）、調査履歴を事業所母集団データベースに登録し、重複是正の仕組みを有効に機能させるものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (3) 各府省は、事業所母集団データベースから統計調査に必要な母集団情報の提供を受けるとともに、収録情報の提供を受けて統計の作成に活用する

ものとする。これにより、「正確かつ効率的な統計の作成」、「統計調査における被調査者の負担の軽減」等を図るものである。（１（２）による機能追加前については、追加前の機能の範囲内における活用に限る。）【平成20年度以降、順次実施】

- (4) 総務省は、事業所母集団データベースから提供する情報の利用に当たっては、利用範囲、秘密の保護等に関する事項を定め、適切に運用するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

4. 統計調査の調査項目の標準化

統計調査の結果の比較を容易なものとし、統計分析の高度化に資する等のため、統計の継続性に配慮しつつ、次に掲げる措置を講じ、統計調査に用いる調査項目の定義の標準化に関し、継続的な仕組みを構築するものとする。

- (1) 総務省及び各府省において、2006年度末（平成18年度末）までに、調査項目の定義情報の形式を定め、指定統計調査の調査項目のうち標準化の検討を行う対象項目（以下「標準化対象項目」という。）を選定し、可能な限り定義情報の標準化を行う。【平成19年度に実施済、以降順次推進】

また、2007年度末（平成19年度末）までに、標準化対象項目以外の項目を含めた指定統計調査の調査項目について、同形式に基づく定義情報の設定を行う。【平成19年度に実施済】

- (2) 上記(1)において設定された定義情報について、調査項目標準化データベースにおいて一元的に管理するとともに、基幹統計調査に関し、その後新たに設定された調査項目について定義情報の設定及び標準化並びに同データベースへの登録を行うものとする。総務省及び各府省は、2008年度（平成20年度）から、同データベースを統計調査の設計を行う際のデータ参照モデルとして活用し、各統計調査の調査項目の定義について、各統計調査の目的等に応じて適切に設定するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

5. 統計調査のオンライン化

各府省で行う統計調査の実査に関し、2008年度（平成20年度）から、次に掲げる措置を講じ、調査対象者の負担の軽減を図りつつ、利便性の高い、秘密の保護に留意した報告方法を提供し、統計の精度向上を図るとともに、各府省で整備する情報システムを集約し、政府全体として効率的なシステム投

資及びシステム運用業務の効率化を図るものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (1) 郵送調査にあつては原則すべて、調査員調査にあつては調査対象者の特性、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点からオンライン化がなじまないものを除き、各統計調査の実施周期に応じて、現行の調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入するものとする。
- (2) 国民、企業等を対象とする統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）のオンライン化については、次のとおりとする。
 - ① 各府省は、統計調査をオンラインにより行う場合は、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの認証機能、オンライン調査機能その他必要な機能を利用するものとする。ただし、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点から、電子メールなどを利用する場合にあつては、調査票情報の保護の観点から、パスワードなどのセキュリティ対策を十分講じることとし、その限りにおいて、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム以外を利用することもやむを得ないこととする。そのような統計調査においても、調査の実施に当たっては、その都度、インターネット環境を踏まえたセキュリティ対策上の不備がないかの見直しを行うとともに、引き続き政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの利用可能性についても検討するものとする。
 - ② 各府省は、オンライン調査システムと連携するため必要となる審査、分析等を行うシステムの改修等の必要な措置を講ずるとともに、オンライン調査機能を有する各府省の既存システムについて、各システムのライフサイクル等に応じ、機能の全部又はオンライン調査システムと重複する機能若しくは業務の見直しにより同システムに移行可能な機能を廃止し、同システムに順次移行する。
 - ③ 統計調査のオンライン化に係る各府省の既存システムにおける機能拡充や新規システムの開発等のシステム整備は、セキュリティ対策その他緊急に対処が必要なもの等、今後、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムの利用に移行することを踏まえて行うものとする。
- (3) 国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査のオンライン化については、原則すべての統計調査について、各府省は、業務の特性に応じ、電子メール、電子文書交換システム又は府省共通のシステムを用い、

霞が関^ワWAN及び総合行政ネットワーク（^{エルジーワン}L^ワGWAN）を通じてオンライン化するものとする。調査対象者に霞が関^ワWAN及び総合行政ネットワーク（^{エルジーワン}L^ワGWAN）に接続していない団体・機関を含む統計調査については、当該団体・機関に対し、調査事項を記録した磁気媒体を送付することにより調査するものとし、原則として、紙媒体の調査票による調査を行わないものとする。

なお、既にオンライン調査を導入している人口動態調査オンライン報告システム（厚生労働省）については、引き続き統計調査のオンライン化を推進するものとする。

6. 個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化

- (1) 各府省は、2007年度（平成19年度）から実施する統計調査について、個票データ（個々の調査票の回答内容を記録したデータをいう。）のレイアウト構造（乗率や回答事項の配列、符号内容、データの型等）を示す記法及び符号表等のデータ形式について、別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」に準拠するものとする。【平成19年度以降、継続的に実施】

なお、個票データとその符号内容等をスプレッドシートで一体的に管理するなどによりレイアウト構造を示す符号表を作成しない場合は、管理する符号内容等は別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」で示す記法の内容を可能な限り反映するものとする。

- (2) 別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」に準拠した符号表及びデータレイアウトフォームの作成について、各府省の事務を支援するため、総務省は、これらの作成ツールを2006年度中（平成18年度中）に提供するものとする。【平成18年度に実施済】
- (3) 別紙4の「政府統計個票データレイアウト標準記法」は、統計調査等業務最適化推進協議会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

7. 統計情報の電子的提供の推進

- (1) 各府省は、2006年度（平成18年度）から、公表した統計を原則としてインターネットにおいても提供するものとする。また、作成した統計の公表自体をインターネットで行う等、インターネットにおける提供は、可能な

限り、公表と同時又は公表後速やかに行うものとする。【平成18年度以降、継続的に実施】

なお、指定統計調査については、法令上、原則として官報その他の刊行物で行うこととされている結果の公表の方法について、インターネットで行うことも可能となるよう、統計法制度の抜本的見直しの検討状況も踏まえ、統計法施行令（昭和24年政令第130号）を改正するものとする。【平成20年度に実施済】

- (2) 各府省は、2008年度（平成20年度）から、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート又はCSV^{シーエスブイ}形式ファイルにより作成するものとし、これらのスプレッドシート等を政府統計共同利用システムの統計表管理システムに蓄積するとともに、各府省のホームページから同システムへのリンクにより提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

また、各府省のホームページにおいて提供する統計表に係るスプレッドシート等について、2009年度末（平成21年度末）までに統計表管理システムからの提供に移行するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (3) 基幹統計を作成する府省は、2008年度（平成20年度）から、基幹統計について、政府統計共同利用システムの統計情報データベースを通じたデータ提供を順次開始するものとする。【平成20年度から順次実施】

なお、各府省は、2008年度（平成20年度）以降、基幹統計以外の統計（一般統計、業務統計及び加工統計）についても、可能な限り同データベースを通じたデータ提供を行うよう努めるものとする。

- (4) 上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースにおいては、2008年度（平成20年度）から、各統計表の利用実績を把握し、定期的に各府省に提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

各府省は、これを参考資料の一つとして統計表の改廃を検討する等、統計調査等業務に定量的な利用実績を基にした評価機能を組み込むものとし、統計調査等業務に係るP D C A^{ピーディーシーエー}サイクルの確立を図るものとする。

- (5) 各府省は、民間機関への委託等を通じ、統計情報の提供業務が効率的に行えるよう、上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースと連携可能な業務環境を整えるものとする。また、独立行政法人統計センターは、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査及び行政機関の委託を受けた統計調査の集計に関し、各府省における統計情報の提供業務が効率的に行えるよう、上記(2)の統計表管理システム及び上記(3)の統計情報データベースと連携可能な業務環境を整えるものとする。【平成20

年度から順次実施】

8. 各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化

- (1) 各府省は、2007年度（平成19年度）から、各府省の統計に係るホームページについて、「公的統計の品質に関するガイドライン」（平成22年3月31日 各府省統計主管課長等会議申合せ）の今後の改定状況も踏まえつつ、別紙5の「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づきコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化を図る。【平成19年度以降、継続的に実施】

なお、外国語による情報提供についても、基幹統計を中心として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を踏まえた積極的な対応に努める。

- (2) 各府省が上記(1)に基づき各府省のホームページで掲載する公表予定は、2008年度（平成20年度）から、別紙6の「ホームページにおける政府統計公表予定掲載規準」に準拠するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】
- (3) 別紙5及び別紙6は、統計調査等業務最適化推進協議会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (4) 2008年度（平成20年度）から、各府省のホームページで提供される各種統計の公表予定（公表後は公表日）を「政府統計の総合窓口」（イーe-スタットStat）において自動的かつ定期的に収集し、政府統計に係る毎月の公表予定及び公表日の一覧を提供するものとする。【平成20年度以降、継続的に実施】

これを踏まえ、現行、法令に基づき行われている指定統計調査の結果の公表に係る調査実施者からの総務大臣への報告及び総務大臣による官報の告示の手続の在り方について、手続の省略又は廃止を含めた見直しを検討するものとする。【官報公告による手続は平成20年度を持って廃止済】

9. 統計情報のワンストップ・サービスの実現

- (1) 各府省は、2008年度（平成20年度）から、「電子政府の総合窓口」（イーe-ガブGov）と連携する「政府統計の総合窓口」（イーe-スタットStat）を政府統

計に関連する情報全体の総合的な窓口とし、政府統計共同利用システム並びに各府省のホームページ及び情報システムと有機的に連携した統計情報のワンストップ・サービスを実現する。【平成20年度以降、継続的に実施】

- (2) 各府省は、現行の情報提供機能を有効活用しつつ、「政府統計の総合窓口」(e-^{イースタット}Stat)と重複又は類似する機能を見直し、政府全体として整備する統計情報の提供機能の効率化を図るとともに、費用対効果の低い、必要性が乏しくなった機能を廃止する。【平成20年度以降、継続的に実施】

また、業務の効率化及び利便性の向上の観点から、「政府統計の総合窓口」(e-^{イースタット}Stat)と各府省のシステムを有機的に連携させるシステム整備を、必要に応じて行うものとする。

なお、地理的属性を持った統計の取扱いについては、「地理空間情報活用推進会議」において取り組むこととされている政府全体の地理情報の提供体制整備と連携しつつ、利用者の利便性の増進を図るものとする。

10. 外部資源の活用

各府省は、次の(1)及び(2)に基づき、外部委託等を進め、国の行政機関の職員における業務の簡素化を図るものとする。また、統計調査等業務において民間事業者を活用するに当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提とし、また経費の措置状況や業務量の低減効果等を勘案することが必要であるため、各府省は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(2005年(平成17年)3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、2010年(平成22年)3月25日最終改正)を踏まえるものとする。

これにより、年間延べ約14万日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、統計調査関連業務における外部資源の活用については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)等現在進められている民間開放の推進に向けた取組状況を踏まえ、今後必要な見直しを行うものとする。

- (1) 各府省は、次に掲げる事項を踏まえ、経費の措置状況を勘案しつつ、外部委託が可能な、かつ関連する複数の業務を組み合わせ、これらを民間機関等の外部機関に委託するものとする。【平成18年度から順次実施】

- ① 「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえ、国の行政機関の中核的な知識・能力（コアコンピタンス）を必ずしも要しない、及び過去に実績があり、かつ、外部委託の推進を図ることが適当な次表に掲げる業務を外部委託の推進対象業務とする。なお、これら以外の業務についても、必要に応じ、民間機関等の外部機関に委託し、外部機関の専門的知識、能力等を活用するものとする。

統計調査等業務の機能	外部委託の推進対象業務
企画	標本設計における層化、抽出
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査
	用品準備における用品設計、用品発送
	広報における広報実施
実査	調査票記入（他計式）
	調査票配布（自計式）
	調査票収集（自計式）
	苦情対応における苦情・要望受付、担当者回送、回答、記録
	調査書類検査・提出
審査	調査書類受付
	書類検査
	分類符号付けにおける符号付け、検査
	データ入力
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正
	疑義処理における疑義票作成、問い合わせ、結果記載、処理
集計	集計プログラム作成
	演算
	結果表作成
分析・加工	資料・データ収集における公開情報収集
	分析・加工プログラム作成
	演算
公表・提供	報告書刊行における発送
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバ登録、公開
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込

	受付、配信先登録、配信
	提供用データ・データベース整備
	電磁的記録提供
その他	情報システムの開発、運用、保守

② 上記①の外部委託の推進対象業務に係る個別の適用に関し、効率性等の観点から、外部委託による業務量の低減効果と、調達、請負機関への説明等のノウハウ提供のための準備等、外部委託に伴い発生する業務量を比較し、外部委託による業務量の低減効果が相対的に大きい場合、統計の作成に関し、事業規模や迅速性及び継続性の観点から支障を来さない場合、並びに高度な専門的知識・能力、取り扱う情報の高度な秘匿性の観点から統計の精度確保に支障を来さない場合に、外部委託に適合する業務とする。なお、外部委託を実施する場合、必要に応じて試験調査等を踏まえてその可否を判断するものとする。

③ 統計調査等業務においては、国民、企業等の秘密に関する情報や市場に影響を与える情報を取り扱うことから、上記②の外部委託に適合する業務の委託先とする民間機関については、国民に無用の不安や疑義を生じさせ、政府統計全体の信頼性を損なうことがないように、取り扱う情報や業務の特性等に応じて適切に選定するものとする。なお、秘密の保護の観点等から民間機関への委託がなじまない製表等の業務については、効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等に委託するものとする。

(2) 各府省は、上記(1)②の表に掲げる業務以外の業務及び同表に掲げる業務であって②又は③により外部委託がなじまないと判断されるものについては、必要に応じ、外部の人的資源を非常勤職員等として活用し、業務の簡素化を図るものとする。

注1. 各項目の経費の削減効果（試算値）は、本計画策定の担当府省である総務省において、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム及び統計情報データベースと同様の機能を有する現行の各府省の情報システムの運用経費を推計し、これらのシステムの政府統計共同利用システムへの移行等を実施した後の運用経費及び政府統計共同利用システムの運用経費（システムの移行等に必要な一時経費は含まない。）との差額並びに現行の郵送調査及び調査員調査に対してもたらず郵送経費及び調査員報酬の低減効果（統計需要等に応じて今後新たに生じる経費は含まない。）をおおまかに試算したものを示したものであって、各府省の情報システム関係経費その他の経費の削減可能額を意味しているものではない。

注2. 各項目の業務処理時間の短縮効果（試算値）は、本計画策定の担当府省である総務省において、現行の統計調査等業務に係る業務処理時間を推計し、政府統計共同利用システムへの移行等を実施した後の業務処理時間及び外部資源を活用した後の業務

処理時間（システムの移行、外部委託等に必要な一時的な業務処理時間及び統計需要等に応じて今後新たに生じる業務処理時間は含まない。）との差をおおまかに試算したものを示したものであって、各府省における業務処理の実情により、実際の効果は大きく変動しうる。

Ⅱ. 府省別計画

各府省は、上記Ⅰに掲げる府省横断的に取り組む事項のほか、各府省個別の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約13.6億円（試算値）の経費削減、年間延べ約33.5万日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、府省別計画は、電子政府構築計画に基づく他の業務・システム最適化計画における統計調査等業務部分に係る取組及びその効果が含まれており、また、上記の府省別計画全体の効果は、共通計画に掲げる効果と重複する分を差し引いているため、府省別計画に掲げる各府省の効果の合計とは一致しない。

1. 人事院

人事院においては、院内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約百万円（試算値）の経費削減が見込まれる。

(1) 各府省、各特定独立行政法人の職員について任用等の実態を把握することを目的とする「一般職の国家公務員の任用状況調査」について、「人事・給与関係業務情報システム」を利用し、現行の紙の調査票を用いた調査方法から、次に掲げるデータ収集方法に改める。これにより、給与法適用職員については、各府省での調査項目への入力作業を軽減することができる。

① 給与法及び給与特例法適用職員（休職者を含む。）について、同システムから各府省が直接データを収集し、作成した調査統計報告データを提出する。

② 同システムの対象外である「特定独立行政法人職員」について、電子メールを用いてデータを収集する。

(2) 給与法適用職員の給与等の実態を把握することを目的とする「国家公務員給与等実態調査」について、「人事・給与関係業務情報システム」を利用し、同システムから各府省が直接データを収集し、作成した調査統計報告データを提出する方法に改める。これにより、各府省での調査項目への

入力作業を軽減することができる。

- (3) 各府省、各特定独立行政法人等の職員に係る災害補償及び福祉事業の実施状況を把握することを目的とする「国家公務員災害補償統計」について、電子メール又は電子文書交換システムを利用したデータ収集方法に移行することにより、事務の効率化及びペーパーレス化を実現する。【平成20年度にペーパーレス化を実現】

2. 内閣府

内閣府においては、本府内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細については「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）2月28日内閣府本府情報化推進委員会決定、2010年（平成22年）8月19日最終改定）参照）。これにより、年間約204百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約2,800日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 大型電子計算機を用いて行っている統計調査等業務を含む経済財政政策関係業務等をサーバやワークステーションを用いて行うことにし、システム機器をオープン化する。このオープン化により年間約204百万円（試算値）の経費削減が見込まれる。【平成27年度までに実施予定】
- (2) 統計調査等業務を含む経済財政政策関係業務等において、システム機器のオープン化を行い、部署間のデータ授受を支援するための業務支援システムやソフトウェア資産やその関連の資産を管理する資産管理システムを構築することにより、システム開発に係わる仕様の統一化、手作業で行っているデータ入手・入力作業及び部署間のデータ授受作業の自動化、プログラム資産や過去の推計データ等の情報の共有化などにより業務を効率化する。この業務効率化により年間延べ約2,800日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。【平成27年度までに実施予定】
- (3) 機械受注統計ホームページシステムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

3. 総務省

総務省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を

実施する。これにより、年間約27百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約380日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(1) インターネットと接続する部分と独立行政法人統計センターの各種個別業務システムと接続する部分にネットワークの構成を二分し、現在、二層化したネットワーク運営を行っている統計局及び統計研修所の統計調査等業務に使用するネットワーク（国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修に用いる部分を除く。以下「統計局LAN」という。）について、2008年度（平成20年度）において、次の措置を講ずる。【平成21年度に実施済】これにより、年間約23百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約240日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

① 大臣官房が運営する総務省LANに統合し、統計局LANに配置するファイルサーバ及び電子メールサーバを廃止し、これらで管理するデータを総務省LANのファイルサーバ及び電子メールサーバに移行させるとともに、イントラネットサーバを統計局及び独立行政法人統計センターの情報共有を目的とする個別業務システムとして再編する。

② 総務省LANと独立行政法人統計センターとのネットワーク接続部分には、現行と同様、ファイアウォールを設置し、ネットワーク間相互の通信制御を行い、適切な情報セキュリティ対策を実施する。

③ 独立行政法人統計センターの各種個別業務システムとの接続に当たっては、専用端末を配備することなく、メタフレーム等の活用その他情報セキュリティ対策を講じ、統計局に配備する総務省LAN端末のうち許可されたものがアクセスできるネットワーク環境を整備する。

(2) 統計局が1996年度（平成8年度）からサービス提供を開始した統計情報FAXサービスは、統計情報に係る利用手段の多様化（マルチアクセス）に資するものであるものの、近年の統計利用者における統計情報の電磁的利用は、インターネットの普及拡大に伴い、ホームページの利用がほぼすべてを占めるようになってきており、統計情報FAXサービスの費用対効果は、従前と比較し大きく低減している。このため、2008年度（平成20年度）に統計情報FAXサービスを廃止する。【平成19年度に廃止済】これにより、年間約2百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約30日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(3) 各府省、政府関係機関及び民間機関が作成している統計の所在源情報を

収録し、毎年刊行している「統計情報インデックス」について、2007年度（平成19年度）から、インターネットのみによる情報提供に切り替え、これらの刊行業務を廃止する。【平成18年度に廃止済】これにより、年間約百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約60日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、所在源情報の収集業務について、統計調査等業務の業務・システムの見直し方針及び最適化計画に基づき、2008年度（平成20年度）から開始している政府統計共同利用システムの統計表管理システム及び統計情報データベースの運用の状況等を踏まえつつ、2008年度末（平成20年度末）までを目途に廃止を含めた一層の簡素化について検討するものとする。

【平成21年度に廃止済】

- (4) 総合統計書として我が国の人口、経済、社会、文化等の動向を各府省の統計を基に総合的かつ体系的にとりまとめ、毎月刊行している「日本統計月報」について、2006年度（平成18年度）から、インターネットのみによる情報提供に切り替え、刊行業務を廃止する。【平成18年度に廃止済】これにより、年間約百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約50日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。
- (5) 経済センサス-活動調査に関する検討会における検討状況を踏まえ、関係行政機関の協力を得つつ、2012年（平成24年）の経済センサス-活動調査の実施に向けて所要の準備を進めるなど、所管する経済関連の統計調査の抜本的見直しを行うものとする。【平成23年度に実施済】
- (6) 国勢調査を始めとする統計局所管の統計調査について、ますます厳しくなる調査環境の変化に対応するため、郵送、インターネット等を活用した新たな調査手法の導入等、2006年度（平成18年度）において、民間有識者等を交えて調査方法の見直しを検討し、2007年度（平成19年度）から、郵送、インターネット等を活用した新たな調査手法の導入等を行っている。なお、調査環境の変化に対応するため、引き続き、可能なものから順次措置を講ずるものとする。
- (7) 郵送調査で事業所が対象の統計調査について、質の向上とコスト低減の2つの観点から、民間事業者の活用を進める。なお、民間競争入札により実施している科学技術研究調査については、引き続き、実施要項等に基づき適切に運営する。【平成19年度から実施】
- (8) 小売物価統計調査システム及び情報通信統計データベースについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の

見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。また、科学技術研究調査インターネット活用システム、統計G I S^{ジーアイエス}プラザ、統計データ・ポータルサイト、統計情報利活用システム及び事業所・企業データベースについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、2007年度中（平成19年度中）を目途に廃止するものとする。【平成19年度に廃止済】

4. 外務省

外務省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細については「領事業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月30日外務省行政情報化推進委員会決定、2010年（平成22年）4月12日改定）参照）。これにより、年間延べ約60日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

海外在留邦人数調査統計は、在外公館で管理している在留届データ数を基礎としているが、在留届を提出していない邦人も多数存在しているため、届出数と実態数とで大きな乖離が生じている。この乖離を解消するため、在外公館では毎年補正調査を行い、届出数を修正した上で本省へ報告する作業が発生している。しかし、この補正調査結果を入力できる機能がないため、在外公館では手作業で集計・報告作業を行い、在外公館からの報告を受け、本省でも手作業で再集計するといった作業が発生している。

これらを改善するために、現行システムに補正入力機能を追加することにより、在外公館における集計・報告作業を効率化するとともに、本省における再集計等の作業を排除することにより、統計作成業務に要する時間を短縮する。【平成19年度までに実施済】

5. 財務省

財務省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約176百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約5,150日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 貿易統計システムについては、税関業務・システムの最適化（「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月28日財務省情報化推進委員会決定）参照）において、通関情報総合判定システム（C I S^{シーアイエス}）との統合により機能の重複を解消し運用コストの削減を図るとともに、定型資料作成の自動化の推進により業務処理時間の短縮を図る【平成21年度に実施済】。加えて、現在、帳

票による貿易統計の閲覧と比べ制約のある税関ホームページでの貿易統計の公開を見直し、すべての貿易統計情報をホームページで開示することとし、閲覧利用者の利便性の向上を図る【平成21年度に実施済】。なお、税関等において行われている帳票による貿易統計の閲覧については、端末を利用してホームページの閲覧を可能とすることでこれを廃止し、経費の削減を図る【平成21年度に実施済】。これにより、年間約176百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約5,150日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (2) 法人企業統計調査等ネットワークシステム（^{ファブネット}FABNET）については、平成23年度に予定されている機器更改に併せて機能等の一部見直しを行う【平成23年度に実施済】。平成24年度以降は、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

6. 文部科学省

文部科学省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約95百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約310日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 省内の統計調査部門が実施している実査・集計業務について、メーカー固有のハードウェア及びソフトウェア構成により構築されている現行システムの全面的な見直しを行い、オープンシステム化することによって経費の削減を図る（詳細については「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月27日文部科学省行政情報化推進委員会決定）参照）。これにより、年間約95百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約310日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- ① 統計調査等業務の基幹的業務である調査票の審査、集計処理及び統計表の作成を支援するため「実査・集計業務システム」を導入し、実査・集計業務負荷の軽減を図る。

また、システムのデータ管理を一元化し、整合性を保った効率的なデータ管理を実現するため「基幹データベースシステム」を導入する。
【平成19年度に実施済】

- ② 情報の高度利用・政策立案に対応し、統計担当職員の業務の高度化を支援するとともに、省内の職員が適切な権限管理の下で集計結果データ

を自由に利用する事を可能にするため「集計データ活用システム」を導入する。【平成19年度に実施済】

- (2) 電子調査票収集システムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

7. 厚生労働省

厚生労働省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、年間約11百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約180日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 雇用状況実態調査及び年金数理基礎調査については、2006年度（平成18年度）以降廃止することとする。これにより、年間約11百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約180日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。【平成18年度に実施済】
- (2) 毎月勤労統計調査オンラインシステム、労働経済動向調査オンラインシステム、総合統計データベースシステム、看護師等養成所報告管理システム、薬事工業生産動態統計システム、薬価システム及び食肉検査等情報還元データベースシステムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。

8. 農林水産省

農林水産省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細については「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」（2006年（平成18年）3月17日農林水産省行政情報化推進委員会決定、2010年（平成22年）12月17日改定）参照）。これにより、年間約768百万円（平成23～27年度（試算値））の経費削減が見込まれる。

なお、業務処理時間については、年間延べ約425,700日分（平成17～22年度（試算値））の短縮が図られたものと考えられる。

- (1) 食料・農業・農村基本法に基づく、新たな食料・農業・農村基本計画の策定（平成17年3月）を中心とする農政改革の推進等に対応するため、農林水産統計の抜本的な見直しを行った。その内容は、①利活用の低下した

統計の廃止や他統計との統合、②職員による実地調査（実査）の限定、③調査員調査、郵送・オンライン調査、市場化テストを活用したアウトソーシングの推進等である。【平成22年度までに実施済】

- (2) 調査員調査の導入・拡大に伴い、懸念される実査の精度低下を事前に防止し精度の高い調査データの入手を継続させ、職員が行うべき審査・修正の作業負担が増大する可能性に対応する必要があることから、データ入力・審査処理と疑義処理について業務・システムの改善を図る。【平成18年度以降、継続的に実施】
- (3) 政策ニーズ及び国民ニーズに対応した分析・加工の高度化を図るとともに、開発及び保守の効率化を図るため、^コ ^ボ ^ル C O B O L 言語等により個別業務処理システムを開発・保守していたこれまでの形態から、汎用パッケージソフトウェアを積極的に活用したシステムを開発・保守していく形態へと変更する。【平成18年度以降、継続的に実施】
- (4) 本省及び地方組織において多元的に管理されているデータの一元化を進めることにより、個票データ等の重要データを系統的に厳格なアクセス制御の下で、より安全に管理するとともに、情報の共通化を図る。【平成18年度に実施済】
- (5) 農林水産省共同利用電子計算機システムと農林水産統計情報処理システムについては一つのシステムへ統合した新たな農林水産統計システムとして構築し、政府統計共同利用システムとの円滑な連携を図る。【平成18年度に実施済】
- (6) 新たな農林水産統計システムのサーバ等主要機器を、外部施設に設置して管理・運用業務のアウトソーシングを図るとともに、新システムに即した運用の改善を図る。【平成18年度に実施済】
- (7) 農林水産統計情報総合データベースシステムについては、平成22年1月末のリース期間満了に併せて廃止し、政府統計共同利用システムへ移行した。【平成21年度に実施済】
- (8) 管理・運用、保守及び個別業務処理プログラムの改修業務について、関連事業者間の責任範囲、役割、情報の伝達ルートを明確にし、中核となる事業者がガバナンスをより一層利かせた体制を確立することにより、運用・保守の品質向上を図る。【平成23年度以降、継続的に実施】

(9) 各業務処理プログラムに重複して存在する同一又は類似の処理機能を共通機能として切り出し、各プログラムから当該共通機能を活用する設計とすることにより、プログラム開発経費と開発期間の短縮を図る。【平成23年度以降、継続的に実施】

(10) 最適な技術基盤への集約と資源配分の適正化を図ることにより、システム全体のパフォーマンスを維持しつつ、運用経費の最適化を図る。【平成23年度に実施】

(11) 生鮮食料品流通情報データ通信システムについては、平成22年4月から最適化を行った新システム（生鮮食料品流通情報システム）に移行した。

また、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、必要に応じ機能等の見直しを行い、現行のサービスレベルの維持・向上、システム整備及び管理に係る費用の低減を図るものとする。【平成22年度以降、継続的に実施】

9. 経済産業省

経済産業省においては、省内の統計調査等業務について、次に掲げる最適化を実施する（詳細は「経済産業省 統計調査等業務・システム改善計画」（平成17年10月26日経済産業省経済産業政策局調査統計部決定）参照）。これにより、年間約260百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約4,000日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

(1) 統計業務ごとに区々に整備されている現行の業務・システムの構成を抜本的に見直し、下表に掲げる機能により構成された統計業務横断的・共通的に利用可能な「経済産業省調査統計システム（STATS）」（以下「次期システム」という。）に再編成し、業務も含め、次の①から⑤までに掲げる最適化を実施する。これにより、次期システムの稼動に伴う新しい業務プロセスによる業務処理効率の向上、及び年間約260百万円（試算値）の経常的経費の低減、今後15年間のシステム開発・運用に関して合計で約3,000百万円（試算値）の費用削減がそれぞれ見込まれる。また、個別統計調査ごとに業務・システムを共通化・集約化することにより、システム稼働後の年間業務処理時間が、現行水準よりも年間延べ約4,000日分（試算値）短縮することが見込まれ、さらに今後の民間委託の推進等による効果とも相俟って、一層の業務処理時間の短縮が図られることとなる。

構成機能	機能概要
企画機能	統計カルテ等の統計業務に関する企画情

	報を管理する機能
進捗管理機能	各工程の予定スケジュールや調査票の回収率などの実績等、統計処理業務の進捗状況を過去の実績を含めて管理し、管理者の業務を支援する機能
名簿管理機能	構造・動態・企業の各種統計で利用可能な統一名簿を保守するとともに、各統計業務で利用する名簿をサブセットとして提供する機能
統計調査処理機能（一次統計）	調査票の設計、構造・動態・企業の各種統計の受付、審査、集計、分析の業務処理を行う機能
統計調査処理機能（二次統計）	一次統計データ等を利用し、定型・非定型分析を支援する機能
統計情報解析機能	解析ツールを利用した非定型で高度な情報解析を行う機能
統計情報公表提供機能	外部利用の形態や相手先に合わせて外部提供用のデータや資料を作成する機能
支援業務機能	統計功労者表彰、調査票提出促進、広報普及などの支援機能
システム管理機能	ユーザデータ管理やシステムで管理するデータのアーカイブ、運用管理を行う機能

- ① 統計調査等業務における基幹業務のうち、統計調査の企画に関する業務については、次に掲げる取組を通じ、業務プロセスを統一し、一次統計・二次統計・分析業務のいずれであっても、定められた業務プロセスに従って業務を遂行することとする。

また、次期システムに保存しておいた関係者からの問い合わせや意見、一次統計の進捗管理システムから出力される前回統計調査時の調査票収集状況や工程別進捗結果データを活用して、調査計画を策定する業務プロセスを確立する。この業務プロセスについてシステムを活用することで、収集情報の充実及び業務の効率化を図る。一次統計の進捗管理を行うシステムは、今後民間委託が推進されることも視野に入れ、工程別の進捗管理を行うとともに、その結果を次回企画時に参照する機能を整備する。

統計調査の企画に関する業務において作成された内容は、統計カルテとして、定められた共通形式に従って次期システムに保存しておくことで、総務省や統計委員会に対して資料を提出する際に効率的にデータを

収集できるようにする。これにより、提出資料作成時にその都度必要データを収集する重複業務を削減し、業務の効率化を図る。

なお、総務省に提出する資料の標準化については本計画の推進と並行して検討を進め、平成18年12月までに対応していく。【平成18年度までに実施済】

ア 経済センサス-活動調査を含む新規統計の創設や既存統計の見直しに迅速かつ円滑に対応しうるシステムの構築を図る。【平成22年度までに実施済】

イ 統計の見直しや体系整備等に当たっては、名簿を含む調査結果の相互活用を視野に入れつつ、共通調査事項の名称・定義の統一化等を図る。【継続的に実施】

ウ 共通計画に基づき整備される「事業所母集団データベース」を基にした全調査に活用可能な名簿を一つのデータベースで管理し、メンテナンスを容易にする仕組みを構築するとともに、名簿の作成・運用・管理のため業務処理の一元化を図る。【継続的に検討】

エ 統計間で共通するコード等の共通管理やパネルデータ作成作業の効率化、名簿検索機能の充実等、名簿情報の改善・活用を推進するとともに、次期システムを活用した効率的業務を実現するため、データベース構造の共通化を進める。【平成21年度までに実施済】

- ② 統計調査等業務における基幹業務のうち、統計調査の実施準備及び実施に関する業務については、次に掲げる取組を通じ、構造統計、動態統計、企業統計別に業務プロセスをパターン化し、定められた業務プロセスに従って業務を遂行することとする。

また、次期システム上の進捗管理データを活用することによって、非協力対象企業・事業所の迅速な把握・分析及び非協力客体への協力依頼、督促を強化するための支援を行うとともに、統計調査終了時に当該統計調査の政策としての評価（以下「統計調査政策評価」という。）を行うための各工程における目標達成度等参考データを次期システムより入手し、統計調査政策評価を行うプロセスを確立することで、統計調査のP D C Aサイクルを確立する。

ア 経済産業省所管のすべての統計調査について、共通計画に掲げるオンライン調査システムと連携し、オンラインでの受付プロセスを設けるとともに、統一された受付窓口と認証プロセス・24時間受付・簡単

な開始手続を実現した仕組みを整備する。【継続的に実施】

イ 報告者負担の軽減を考慮し、他の統計データ及び行政記録の活用、調査票のプレプリント化等を推進する。【継続的に実施】

- ③ 統計調査等業務における基幹業務のうち、一次統計の審査・集計及び分析に関する業務については、構造統計、動態統計、企業統計別に業務プロセスをパターン化し、二次統計の分析に関する業務については、指数作成及びそれに係る基準改定に関して、概要業務プロセスを整理し、整理された概要業務プロセスに従って業務を遂行することとする。ただし、各業務を遂行するための詳細業務プロセス及びシステム機能に関しては、個別業務の内容を反映させたものとする。

また、調査票改正に容易に対応可能な審査・集計プログラムを開発するとともに、各業務の集計結果として、確報、速報の役割を再確認し、それぞれに含める資料を整理すること等に関しては、本計画の推進と並行して検討を進め、対応していく。【継続的に実施】

- ④ 統計調査等業務における基幹業務のうち、統計調査の公表・提供に関する業務については、次に掲げる取組を通じ、業務プロセスを統一し、一次統計・二次統計・分析業務のいずれであっても、定められた業務プロセスにしたがって業務を遂行することとする。

また、公表・提供の内容について、海外及び他府省・地方自治体の統計調査データの公表・提供状況等を参考にしつつ、統計調査データの種類（速報・時系列データ・パネルデータ）ごとに、どのような形態で（インターネットや電子媒体）、誰が（政府・民間機関）提供するべきかについて、本計画の推進と並行して整理する。

その他、客体に対するメリットを明確化し、調査環境改善に向けた政府キャンペーン、広報の実施については、本計画の推進と並行して検討を進めていく。

ア ホームページのデザイン、コンテンツの充実を図り、紙媒体以外の電子媒体を活用した提供方法の多様化、公表範囲の拡大を進めるとともに、統計調査間のデータ相互閲覧を目的とした機能の構築を検討する。【平成21年度までに実施済】

イ 共通の書式でドキュメントの見出し、要約等のリストを提供する仕組み（アールエスエス R S S（Resource description framework Site Summary））を用いて、サイトの更新情報等を効率的に公開し、利用者が情報をダイレクトに取り込む方法の整備を検討する。【平成20年度までに実施済】

済】

ウ ホームページ等のインターネットで提供するシステムは、インターネット接続口の集約を図り、関係する複数のシステムに係る情報セキュリティ対策を包括的に行う。【平成21年度までに実施済】

エ 調査客体への還元として、自社の位置付けや過去の報告値等がわかる資料の提供、必要項目を検索・抽出できる機能の開発等、使い勝手のよいデータ還元を促進する。【継続的に検討中】

オ 省内においては、申請届出情報や個別統計調査の評価結果・調査票様式・公表様式などのデータをライブラリー化し、情報共有するためのシステムを整備する。【一部の統計調査については平成21年度までに実施済、その他についても継続して検討】

- ⑤ 次期システムについては、次に掲げる適用処理（アプリケーション）、ハードウェア、ソフトウェア・言語に関する方針に基づいて、現行システムを一部流用しつつ、新たに開発するものとする。【平成22年度までに実施済】

なお、既存システムに係る開発等の整備は、共通計画に基づく政府統計共同利用システム及び本計画に基づく次期システムの平成22年度稼働を踏まえ、i)セキュリティ対策、ii)調査票の改正、標本設計の変更や統計精度の確保のための対応、iii)周期調査を実施（次期システム開発前）するための対応、iv)OS・ミドルウェアのサービス期間終了、サポートサービス終了若しくは想定利用期間の満了又は省内LANが更新された際の対応等、必要最小限のものに限定して行うものとする。

ア 適用処理（アプリケーション）方針

同種の処理単位を共通モジュール化することによって、全体的に重複機能を排除し、一貫性のあるアーキテクチャに基づく統合的なシステムを構築することで、効率的なメンテナンスを実現する。

イ ハードウェア方針

- ・ 個別調達は行わずに、少なくともWeb系・DB系などを単位とした調達を行う。
- ・ スケーラビリティを考慮したシステム構成とする。
- ・ クライアント・サーバーのみならず、メインフレームなども検討対象とする。
- ・ 運用面での利便性やコストを比較し、ハウジングの功罪を検討する。

ウ ソフトウェア・言語方針

- ・オペレーティングシステムは、オープンソースも含め検討する。
- ・開発言語は、成熟した言語利用の可能性等、幅広い視点で検討する。
- ・調査票設計や分析等において、パッケージソフトの活用も視野に入れる。
- ・調査票は^{エックスエムエル}X M L (eXtensible Markup Language) ベースとする。
- ・^{エックスエムエル}X M L データベースの活用方法を検討する。
- ・開発するシステムはオープンソース化し、外部に対して公開することを検討する。

(2) システム内及びシステム間でやり取りする情報の重要性及び脅威を評価し、セキュリティレベルの一層の向上を図るとともに、調査票その他調査対象者の秘密に係る内容を記載・記録した書類及び電磁的記録等の情報管理体制を本計画の推進と並行して整備していく。【継続的に実施】

(3) 次に掲げる事項については、継続的に検討し、その結果を業務・システムの最適化に反映させていくこととする。【継続的に検討中】

- ① 経済情勢を反映した調査項目を設定し、経済活動と調査内容の乖離防止を図ること。
- ② 政府における経済センサス-活動調査の創設と当該調査と連携した既存大規模統計の体系整備を行うこと。
- ③ 調査統計分野に関する専門家を育成し、業務の更なる高度化を図ること。

(4) 電子申請システムを利用している統計調査については、共通計画に基づき整備されるオンライン調査システムの機能を使用し、その他の業務に係る機能については、次期システムの使用が可能であれば、移行する方向で検討する。【継続的に検討】

また、企業活動基本調査システム及び新世代統計システムについては、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、次期システムに移行するものとし、政府統計共同利用システム及び次期システムの運用開始にあわせて廃止する。【企業活動基本調査システムの廃止は平成22年度に実施済。新世代統計システムの廃止は平成21年度に実施済】

10. 国土交通省

国土交通省においては、電子政府構築における先進省庁として早くから行政手続等のオンライン化に取り組んでおり、統計調査については既にオンライン化措置を講じている。統計調査に係る汎用電子計算機については、汎用電子計算機システム業務・システム最適化計画（2004年（平成16年）12月28日国土交通省情報化政策委員会決定）により、2004年度末（平成16年度末）までに既に効率的なオープンシステムに移行している。このように国土交通省においては、従来より統計調査等業務の効率化に努めてきているところであるが、更なる検討を行った結果、以下の最適化を実施する。これにより、年間約4百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約200日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (1) 船舶船員統計（指定統計第二十八号）は、船舶及び船員の実態を明らかにすることを目的とした統計である。

船舶船員統計調査については、行政施策の基礎資料としてのニーズが低下していること、船員法に基づく業務報告と重複している調査項目があること等から、統計審議会の審議を経た上で、2006年度（平成18年度）に同調査を中止する。【平成18年度に実施済】これにより、年間約4百万円（試算値）の経費削減、年間延べ約200日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

- (2) 港湾調査（指定統計第六号）は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とした統計である。

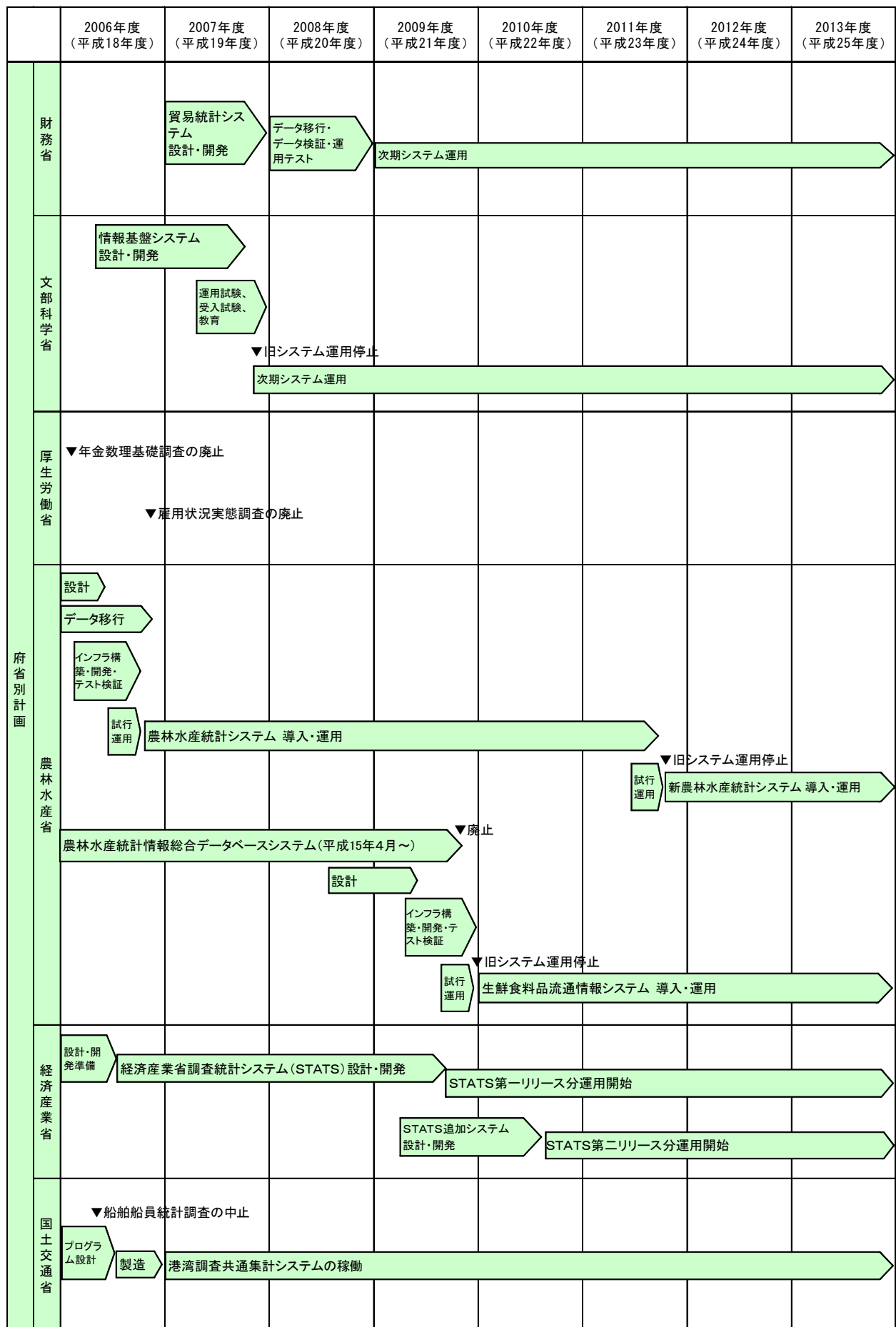
港湾調査においては、船社や船舶代理店等の申告義務者への調査票の配布、回収、集計を、第一号法定受託事務として都道府県が行っている。

今般、都道府県が独立行政法人通関情報処理センター（^{ナ ッ ク ス}NACCSセンター）の保有する情報を港湾調査の入力情報として活用することを可能とする「港湾調査共通集計システム」を、2005年度（平成17年度）及び2006年度（平成18年度）に国において開発する。【平成18年度に実施済】これにより、申告義務者の負担軽減及び公表の早期化等が見込まれる。

注. 各項目の経費の削減効果（試算値）及び業務処理時間の短縮効果（試算値）は、各府省においておおまかに試算したものを示したものであって、実際の効果は大きく変動しうる。

第3 最適化工程表

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
共通計画	政府統計共同利用システム設計・開発	試行運用	本格運用					
						次期政府統計共同利用システム設計・開発・試行運用	本格運用	
	統計調査等業務最適化推進協議会							
			統計に用いる標準地域コードの共有					
			事業所・企業データベースを用いた標本抽出、行政記録を活用した母集団情報整備					
						事業所母集団データベースの活用		
	標準対象項目の選定等	調査項目の定義情報設定	統計調査設計時におけるデータ参照モデル(調査項目標準化データベース)の活用					
			オンライン調査の本格導入					
	符号表作成ツールの提供	政府統計個票データレイアウト標準記法の適用						
	公表した統計を原則インターネットにおいて提供							
	インターネット公表に係る統計法施行令の改正							
	統計関係ホームページのコンテンツ構成等の共通化							
			XMLによる公表予定(実績)のホームページ掲載並びに自動収集及び一覧提供					
			政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報のワンストップサービス提供					
外部資源の活用推進								
府省別計画	検討	人事・給与関係業務情報システムとの調整				人事・給与システム導入		
						人事・給与システムの利用		
						一般職の国家公務員の任用状況調査、国家公務員給与等実態調査のデータ収集方法を見直して運用		
	検討・調整	国家公務員災害補償統計のデータ収集方法を見直して運用						
	【経済財政政策関係業務システム】		【国民経済計算システム】					
	資産調査		基本設計	※この期間は開発中断		再設計	※平成26年度まで開発・検証し、平成27年度から運用予定	
			開発	開発				
			【景気統計システム】					
			基本設計	開発	検証	運用		
			▼統計局LAN廃止					
総務省			移行	統合総務省LANの運用				
			▼統計情報FAXサービスの廃止					
外務省			▼統計情報インデックスの刊行業務廃止					
			▼日本統計月報の刊行業務廃止					
外務省	「領事関連データ管理システム機能追加」設計	開発	運用					



第4 現行体系及び将来体系 別添のとおり。

第5 最適化計画の見直し

本最適化計画は、調査対象者及び統計利用者並びに各府省の職員の要望等のほか、政府統計共同利用システムの開発・運用の状況、各府省における具体的な最適化の実施状況、他の分野の業務・システム最適化計画の進捗状況その他政府内における各種の取組状況、情報通信技術の進展状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

政府統計一覽

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00020111	0FIN	人事院	職員福祉局職員福祉課	民間企業の勤務条件制度等調査	一般統計	届出統計	年	
00020112	0FIO	人事院	職員福祉局職員福祉課	国家公務員死因調査	業務統計	届出統計	3年	
00020131	0FJ7	人事院	職員福祉局補償課	国家公務員災害補償統計	業務統計	業務統計	年	
00020151	0FJR	人事院	給与局生涯設計課	退職公務員生活状況調査	一般統計	届出統計	不定期	
00020211	0FLF	人事院	人材局企画課	一般職の国家公務員の任用状況調査	業務統計	届出統計	年	
00020311	0FO7	人事院	給与局給与第一課	職種別民間給与実態調査	一般統計	届出統計	年	
00020312	0FO8	人事院	給与局給与第一課	国家公務員給与等実態調査	業務統計	届出統計	年	
00020321	0FOH	人事院	給与局給与第二課	民間企業における役員報酬(給与)等調査	一般統計	届出統計	年	
00100001	255T	内閣府	政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)	景気ウォッチャー調査	一般統計	承認統計	月	
00100101	258L	内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年育成第1担当)	情報化社会と青少年に関する調査	-	承認統計	平成13年度のみ	※
00100102	258M	内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年育成第1担当)	青少年の生活と意識に関する基本調査	-	承認統計	平成12年度のみ	※
00100103	258N	内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年育成第1担当)	低年齢少年の価値観等に関する調査	-	承認統計	平成11年度のみ	※
00100104	258O	内閣府	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年育成第1担当)	非行原因に関する総合的研究調査	-	承認統計	平成10年度のみ	※
00100105	258P	内閣府	政策統括官付参事官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)	青少年のインターネット利用環境実態調査	一般統計	承認統計	年	
00100201	25BD	内閣府	男女共同参画局推進課	配偶者等からの暴力に関する実態調査	一般統計	承認統計	不定期	
00100401	25GX	内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	機械受注統計調査	一般統計	承認統計	月、四半期	
00100402	25GY	内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	企業行動に関するアンケート調査	一般統計	承認統計	年	
00100403	25GZ	内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	法人企業動向調査	-	承認統計	四半期	※
00100404	25H0	内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	法人企業景気予測調査	一般統計	承認統計	四半期	
00100405	25H1	内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	消費動向調査(全国、月次)	一般統計	承認統計	月	
00100406	25H2	内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	景気動向指数	加工統計	加工統計	月	
00100407	25H3	内閣府	経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	民間非営利団体実態調査	一般統計	承認統計	年	
00100408	25H4	内閣府	経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	地方公共団体消費状況等調査	一般統計	届出統計	四半期	
00100409	25H5	内閣府	経済社会総合研究所国民経済計算部	国民経済計算	基幹統計	加工統計	5年、年、四半期	
00100410	25H6	内閣府	経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課	民間企業投資・除却調査	一般統計	承認統計	年	
00120001	2KLD	公正取引委員会	事務総局経済取引局総務課経済調査室	生産・出荷集中度調査	業務統計	承認統計	隔年	
00130001	2SB5	警察庁	刑事局刑事企画課	犯罪統計	業務統計	業務統計	月、年	
00130002	2SB6	警察庁	交通局交通企画課	道路の交通に関する統計	業務統計	業務統計	月、年、半年	
00160001	3FGH	消費者庁	地方協力課	消費者団体基本調査	業務統計	承認統計	3年	
00160002	3FGI	消費者庁	消費者制度課個人情報保護推進室	個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査	-	承認統計	平成18年度のみ	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00160003	3FGJ	消費者庁	地方協力課	地方消費者行政の現況調査	業務統計	-	年	
00200051	4ACZ	総務省	人事・恩給局恩給業務課	恩給統計	業務統計	業務統計	年	
00200052	4AD0	総務省	人事・恩給局恩給業務課	都道府県知事裁定恩給に関する統計	業務統計	業務統計	年	
00200061	4AD9	総務省	人事・恩給局参事官	民間企業退職金実態調査	一般統計	承認統計	概ね5年	※
00200063	4ADB	総務省	人事・恩給局参事官	一般職国家公務員在职状況統計表(人事統計報告)	業務統計	業務統計	年2回	
00200101	4AED	総務省	行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室	行政手続法の施行状況に関する調査	-	届出統計	不定期	※
00200102	4AEE	総務省	行政管理局企画調整課行政手続・制度調査室	行政不服審査法等の施行状況に関する調査	-	届出統計	不定期	※
00200111	4AEN	総務省	行政管理局情報公開室	行政機関情報公開法施行状況調査	-	届出統計	年	※
00200121	4AEX	総務省	行政管理局行政情報システム企画課	電子政府基本調査(独立行政法人等)	-	承認統計	年	※
00200122	4AEY	総務省	行政管理局行政情報システム企画課	電子政府基本調査(行政機関)	-	届出統計	年	※
00200123	4AEZ	総務省	行政管理局行政情報システム企画課	個人情報保護法施行状況調査	-	届出統計	年	※
00200201	4AH5	総務省	自治行政局地域振興室	行政投資実績<都道府県別行政投資実績報告書>	業務統計	業務統計	年	
00200211	4AHF	総務省	自治行政局公務員部給与能率推進室	地方公務員給与実態調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200221	4AHP	総務省	自治行政局公務員部福利課	地方公務員共済組合等事業年報	業務統計	業務統計	年	
00200231	4AHZ	総務省	自治行政局選挙部管理課	地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調	業務統計	業務統計	年	
00200232	4AI0	総務省	自治行政局選挙部管理課	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数	業務統計	業務統計	年	
00200233	4AI1	総務省	自治行政局選挙部管理課	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に関する調	業務統計	業務統計	年	
00200234	4AI2	総務省	自治行政局選挙部管理課	地方選挙結果調	業務統計	業務統計	不定期	
00200235	4AI3	総務省	自治行政局選挙部管理課	衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査結果調	業務統計	業務統計	不定期	
00200236	4AI4	総務省	自治行政局選挙部管理課	参議院議員通常選挙結果調	業務統計	業務統計	3年	
00200241	4AI9	総務省	自治行政局住民制度課	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査	業務統計	-	年	
00200251	4AIJ	総務省	自治財政局財務調査課	地方財政状況調査	業務統計	業務統計	年	
00200252	4AIK	総務省	自治財政局財務調査課	公共施設状況調査	業務統計	業務統計	年	
00200351	4ALB	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	通信・放送産業動態調査	一般統計	承認統計	四半期	
00200352	4ALC	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	放送番組制作業実態調査	一般統計	承認統計	年	※
00200353	4ALD	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	通信・放送産業基本調査	一般統計	承認統計	年	※
00200354	4ALE	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	通信産業実態調査(経営体財務調査)	-	承認統計	半年	※
00200355	4ALF	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	通信産業実態調査(設備投資調査)	-	承認統計	年	※
00200356	4ALG	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	通信利用動向調査	一般統計	承認統計	年	
00200357	4ALH	総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	情報通信業基本調査	一般統計	-	年	
00200451	4AO3	総務省	郵政行政局保険企画課	簡易保険に関する実情調査	-	承認統計	3年	※
00200452	4AO4	総務省	郵政行政局保険企画課	個人年金に関する市場調査	-	承認統計	3年	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00200501	4APH	総務省	統計局統計調査部調査企画課	通信・放送業投入調査	一般統計	承認統計	5年	
00200502	4API	総務省	統計局統計調査部調査企画課	社会・人口統計体系	加工統計	加工統計	年	
00200511	4APR	総務省	統計局統計調査部調査企画課 地理情報室	地域メッシュ統計	加工統計	加工統計	5年	
00200521	4AQ1	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	国勢調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200522	4AQ2	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	住宅・土地統計調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200523	4AQ3	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	住民基本台帳人口移動報告	業務統計	届出統計	月	
00200524	4AQ4	総務省	統計局統計調査部国勢統計課	人口推計	加工統計	加工統計	月、年	
00200531	4AQB	総務省	統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室	労働力調査	基幹統計	指定統計	月	
00200532	4AQC	総務省	統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室	就業構造基本調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200533	4AQD	総務省	統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室	社会生活基本調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200534	4AQE	総務省	統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室	就業希望状況調査	-	承認統計	不定期	※
00200535	4AQF	総務省	統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室	労働力調査特別調査	-	承認統計	年2回	※
00200541	4AQL	総務省	統計局統計調査部経済基本構 造統計課	個人企業経済調査	基幹統計	指定統計	四半期、年	
00200542	4AQM	総務省	統計局統計調査部経済基本構 造統計課	個人企業営業状況調査	-	承認統計	年	※
00200543	4AQN	総務省	統計局統計調査部経済統計課	科学技術研究調査	基幹統計	指定統計	年	
00200544	4AQO	総務省	統計局統計調査部経済統計課	サービス産業動向調査	一般統計	承認統計	月	
00200545	4AQP	総務省	統計局統計調査部経済統計課	サービス業基本調査	-	指定統計	5年	※
00200551	4AQV	総務省	統計局統計調査部経済基本構 造統計課	事業所・企業統計調査	-	指定統計	5年(中間年 に簡易調査)	※
00200552	4AQW	総務省	統計局統計調査部経済基本構 造統計課	経済センサス-基礎調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200553	4AQX	総務省	統計局統計調査部経済統計課	経済センサス-活動調査	基幹統計	-	5年	
00200561	4AR5	総務省	統計局統計調査部消費統計課	家計調査	基幹統計	指定統計	月	
00200562	4AR6	総務省	統計局統計調査部消費統計課	単身世帯収支調査	-	承認統計	月	※
00200563	4AR7	総務省	統計局統計調査部消費統計課	貯蓄動向調査	-	承認統計	年	※
00200564	4AR8	総務省	統計局統計調査部消費統計課	全国消費実態調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200565	4AR9	総務省	統計局統計調査部消費統計課	家計消費状況調査	一般統計	承認統計	月	
00200566	4ARA	総務省	統計局統計調査部消費統計課	全国単身世帯収支実態調査	一般統計	-	1回限り	※
00200571	4ARF	総務省	統計局統計調査部消費統計課 物価統計室	小売物価統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00200572	4ARG	総務省	統計局統計調査部消費統計課 物価統計室	全国物価統計調査	基幹統計	指定統計	5年	
00200573	4ARH	総務省	統計局統計調査部消費統計課 物価統計室	消費者物価指数	加工統計	加工統計	月、年	
00200574	4ARI	総務省	統計局統計調査部消費統計課 物価統計室	国際比較プログラムに関する小売物価調査	一般統計	承認統計	不定期	
00200601	4AS9	総務省	政策統括官付統計審査官室	サービス産業・非営利団体等投入調査	一般統計	承認統計	5年	
00200602	4ASA	総務省	政策統括官付統計審査官室	企業の管理活動等に関する実態調査	一般統計	承認統計	5年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00200603	4ASB	総務省	政策統括官付統計審査官室	産業連関表	基幹統計	加工統計	5年	
00201001	4B3D	公害等調整 委員会	事務局総務課	公害苦情調査	業務統計	業務統計	年	
00202001	4BV5	消防庁	防災情報室	火災統計	業務統計	業務統計	四半期、年	
00202002	4BV6	消防庁	防災情報室	消防年報	業務統計	業務統計	年	
00250001	5CWH	法務省	大臣官房訟務企画課	訟務事件統計	業務統計	業務統計	月、年	
00250002	5CWI	法務省	大臣官房司法法制部司法法制 課	登記統計	業務統計	業務統計	月、年	
00250003	5CWJ	法務省	大臣官房司法法制部司法法制 課	検察統計調査	業務統計	業務統計	月、年	
00250004	5CWK	法務省	大臣官房司法法制部司法法制 課	婦人補導統計調査	業務統計	業務統計	月、年	
00250005	5CWL	法務省	大臣官房司法法制部司法法制 課	矯正統計調査	業務統計	業務統計	月、年	
00250006	5CWM	法務省	大臣官房司法法制部司法法制 課	少年矯正統計調査	業務統計	業務統計	月、年	
00250007	5CWN	法務省	大臣官房司法法制部司法法制 課	保護統計調査	業務統計	業務統計	月、年	
00250008	5CWO	法務省	民事局民事第一課	戸籍統計	業務統計	業務統計	年	
00250009	5CWP	法務省	民事局商事課	供託統計	業務統計	業務統計	年	
00250010	5CWQ	法務省	人権擁護局調査救済課	人権侵犯事件統計	業務統計	業務統計	月、年	
00250011	5CWR	法務省	入国管理局総務課出入国情報 管理室	出入国管理統計	業務統計	業務統計	月、年	
00250012	5CWS	法務省	入国管理局総務課出入国情報 管理室	登録外国人統計	業務統計	業務統計	年	
00250013	5CWT	法務省	法務総合研究所研究部	安全・安心な社会づくりのための基礎調査(犯罪 被害実態(暗数)調査)	一般統計	-	4年	
00300100	6FK4	外務省	領事局政策課	海外在留邦人数調査統計	業務統計	業務統計	年	
00300300	6FPO	外務省	領事局海外邦人安全課	海外邦人援護統計	業務統計	業務統計	年	
00300400	6FSG	外務省	領事局旅券課	旅券統計	業務統計	業務統計	年	
00300500	6FV8	外務省	領事局外国人課	ビザ(査証)発給統計	業務統計	業務統計	年	
00350100	7I50	財務省	主計局給与共済課	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	一般統計	承認統計	年	
00350110	7I5A	財務省	主計局給与共済課	連合会を組織する共済組合における医療状況 実態統計調査	一般統計	承認統計	年	
00350120	7I5K	財務省	主計局調査課	財政統計	業務統計	業務統計	年	
00350300	7IAK	財務省	関税局調査課	貿易統計	業務統計	業務統計	月	
00350310	7IAU	財務省	関税局調査課	特殊貿易統計	業務統計	業務統計	月	
00350320	7IB4	財務省	関税局調査課	船舶・航空機統計	業務統計	業務統計	月	
00350400	7IDC	財務省	理財局管理課国有財産情報室 外	国有財産統計	業務統計	業務統計	年	
00350600	7IIW	財務省	財務総合政策研究所調査統計 部調査統計課・電子計算システ ム課	法人企業統計調査	基幹統計	指定統計	四半期、半 年	
00350610	7IJ6	財務省	財務総合政策研究所調査統計 部調査統計課・電子計算システ ム課	法人企業景気予測調査	一般統計	承認統計	四半期	
00350620	7IJG	財務省	財務総合政策研究所調査統計 部調査統計課・電子計算システ ム課	景気予測調査	-	承認統計	四半期	※
00350630	7IJQ	財務省	財務総合政策研究所調査統計 部調査統計課・電子計算システ ム課	産業連関表作成特別調査酒類製造業投入調査 票	一般統計	承認統計	5年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00351000	7IU0	国税庁	長官官房企画課	民間給与実態統計調査	基幹統計	指定統計	年	
00351010	7IUA	国税庁	長官官房企画課	税務統計	業務統計	業務統計	年	
00351020	7IUK	国税庁	長官官房企画課	会社標本調査	業務統計	業務統計	年	
00351030	7IUU	国税庁	長官官房企画課	申告所得税標本調査	業務統計	業務統計	年	
00400101	8KPX	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設 助成課	公立学校施設実態調査	業務統計	届出統計	年	
00400001	8KN5	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校基本調査	基幹統計	指定統計	年	
00400002	8KN6	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校保健統計調査	基幹統計	指定統計	年	
00400003	8KN7	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校教員統計調査	基幹統計	指定統計	3年	
00400004	8KN8	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	社会教育調査	基幹統計	指定統計	3年	
00400201	8KSP	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	子どもの学習費調査	一般統計	承認統計	2年	
00400202	8KSQ	文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	地方教育費調査	一般統計	届出統計	年、2年	
00400301	8KVH	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育 企画課	教育職員に係る係争中の争訟事件等の調査	業務統計	届出統計	年	
00400302	8KVI	文部科学省	初等中等教育局初等中等教育 企画課	教職員の組織する教職員団体の実態調査	業務統計	届出統計	年	
00400303	8KVJ	文部科学省	初等中等教育局児童生徒課	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に 関する調査	一般統計	承認統計	年3回	
00400304	8KVK	文部科学省	初等中等教育局児童生徒課	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に 関する調査	一般統計	承認統計	年	
00400305	8KVL	文部科学省	初等中等教育局国際教育課	日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ 状況等に関する調査	業務統計	届出統計	2年	
00400306	8KVM	文部科学省	生涯学習政策局参事官	学校における教育の情報化の実態等に関する 調査	一般統計	届出統計	年	
00400401	8KY9	文部科学省	高等教育局専門教育課	大学等におけるインターンシップ実施状況調査	一般統計	承認統計	年	
00400402	8KYA	文部科学省	高等教育局学生・留学生課	大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校 卒業予定者の就職内定状況等調査	一般統計	承認統計	年4回	
00400501	8L11	文部科学省	科学技術政策研究所	民間企業の研究活動に関する調査	一般統計	承認統計	年	
00400503	8L13	文部科学省	科学技術政策研究所	全国イノベーション調査	一般統計	承認統計	不定期	
00400502	8L12	文部科学省	科学技術・学術政策局計画官付	大学等におけるフルタイム換算データに関する 調査	一般統計	承認統計	5年	
00400601	8L3T	文部科学省	研究振興局情報課	学術情報基盤実態調査	一般統計	承認統計	年	
00400801	8L9D	文部科学省	スポーツ・青少年局 スポーツ振興課	体育・スポーツ施設現況調査	一般統計	承認統計 届出統計	6年	
00400802	8L9E	文部科学省	スポーツ・青少年局学校健康教 育課	学校給食実施状況等調査	一般統計	承認統計	年	
00400803	8L9F	文部科学省	スポーツ・青少年局学校健康教 育課	学校給食栄養報告	一般統計	届出統計	年2回	
00400804	8L9G	文部科学省	スポーツ・青少年局 スポーツ振興課	体力・運動能力調査	一般統計	承認統計	年	
00401101	8LHP	文化庁	文化部宗務課	宗教統計調査	一般統計	承認統計	年	
00401102	8LHQ	文化庁	文化部宗務課	宗教法人が行う事業に関する調査	一般統計	承認統計	不定期	※
00450001	9N81	厚生労働省	大臣官房統計情報部企画課	産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投 入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450011	9N8B	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・ 保健社会統計課	人口動態調査	基幹統計	指定統計	月	
00450012	9N8C	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・ 保健社会統計課	生命表	基幹統計	加工統計	年、5年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00450013	9N8D	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課	人口動態特殊報告	加工統計	加工統計	年、5年	
00450021	9N8L	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	医療施設調査	基幹統計	指定統計	月、3年	
00450022	9N8M	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	患者調査	基幹統計	指定統計	3年	
00450023	9N8N	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	病院報告	一般統計	承認統計	月、年	
00450024	9N8O	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	受療行動調査	一般統計	承認統計	3年	
00450025	9N8P	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室	地域保健・健康増進事業報告	一般統計	届出統計	年	
00450026	9N8Q	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	医師・歯科医師・薬剤師調査	一般統計	届出統計	2年	
00450027	9N8R	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室	衛生行政報告例	一般統計	届出統計	年、2年	
00450028	9N8S	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	伝染病統計	-	届出統計	月、年	※
00450029	9N8T	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室	母体保護統計報告(優生保護統計報告)	-	届出統計	年	※
00450030	9N8U	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室	地域保健事業報告(保健所運営報告)	-	届出統計	年	※
00450031	9N8V	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室	老人保健事業報告	-	届出統計	年	※
00450032	9N8W	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室	国民医療費	加工統計	加工統計	年	
00450041	9N95	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室	社会福祉施設等調査	一般統計	承認統計	年	
00450042	9N96	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室	介護サービス施設・事業所調査	一般統計	承認統計	年	
00450043	9N97	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般統計	承認統計	年	
00450044	9N98	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	21世紀成年者縦断調査	一般統計	承認統計	年	
00450045	9N99	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	中高年者縦断調査	一般統計	承認統計	年	
00450046	9N9A	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室	福祉行政報告例	一般統計	届出統計	月、年	
00450047	9N9B	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	地域児童福祉事業等調査	一般統計	届出統計	年	
00450048	9N9C	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室	社会医療診療行為別調査	一般統計	届出統計	年	
00450049	9N9D	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室	介護給付費実態調査	一般統計	届出統計	月	
00450050	9N9E	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般統計	-	年	
00450061	9N9P	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	国民生活基礎調査	基幹統計	指定統計	年、3年	
00450062	9N9Q	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	保健福祉動向調査	-	承認統計	3年に2回	※
00450063	9N9R	厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室	介護サービス世帯調査	-	承認統計	1回限り	※
00450071	9N9Z	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	毎月勤労統計調査	基幹統計	指定統計	月、年	
00450072	9NA0	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労働経済動向調査	一般統計	承認統計	四半期	
00450073	9NA1	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	雇用動向調査	一般統計	承認統計	半年	
00450074	9NA2	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	雇用構造に関する調査	一般統計	承認統計	年	
00450075	9NA3	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	非正規雇用に関する調査	-	承認統計	年	※
00450076	9NA4	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	産業労働事情調査	-	承認統計	年	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00450077	9NA5	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	雇用管理調査	-	承認統計	年	※
00450091	9NAJ	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	賃金構造基本統計調査	基幹統計	指定統計	年	
00450092	9NAK	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	屋外労働者職種別賃金調査	-	指定統計	年	※
00450093	9NAL	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働安全衛生特別調査(労働安全衛生基本調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450094	9NAM	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働安全衛生特別調査(労働環境調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450095	9NAN	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450096	9NAO	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働安全衛生特別調査(技術革新と労働に関する実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450097	9NAP	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450098	9NAQ	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	賃金引上げ等の実態に関する調査	一般統計	承認統計	年	
00450099	9NAR	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	就労条件総合調査	一般統計	承認統計	年	
00450100	9NAS	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働災害動向調査	一般統計	承認統計	半期、年	
00450101	9NAT	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	一般統計	承認統計	年	
00450102	9NAU	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査(労働組合活動実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450103	9NAV	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査(労働協約等実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450104	9NAW	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査(団体交渉と労働争議に関する実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450105	9NAX	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査(労働組合実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450106	9NAY	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労使関係総合調査(労使コミュニケーション調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450107	9NAZ	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	林業労働者職種別賃金調査	-	承認統計	年	※
00450108	9NB0	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課	労働争議統計調査	一般統計	届出統計	月	
00450109	9NB1	厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室	労働安全衛生特別調査(労働災害防止対策等重点調査票)	一般統計	承認統計	5年	
00450121	9NBD	厚生労働省	医政局指導課	病院経営収支調査	-	承認統計	年	※
00450122	9NBE	厚生労働省	医政局指導課	無医地区等調査	一般統計	届出統計	5年	※
00450123	9NBF	厚生労働省	医政局指導課	院内感染対策サーベイランス	一般統計	承認統計	月、6月、年	
00450131	9NBN	厚生労働省	医政局歯科保健課	歯科疾患実態調査	一般統計	承認統計	6年	
00450132	9NBO	厚生労働省	医政局歯科保健課	無歯科医地区等調査	一般統計	届出統計	5年	※
00450141	9NBX	厚生労働省	医政局看護課	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	一般統計	承認統計	年	
00450151	9NC7	厚生労働省	医政局経済課	薬事工業生産動態統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00450152	9NC8	厚生労働省	医政局経済課	医薬品・医療機器産業実態調査	一般統計	承認統計	年	
00450153	9NC9	厚生労働省	医政局経済課	医薬品価格調査	一般統計	承認統計	2年	
00450154	9NCA	厚生労働省	医政局経済課	特定保険医療材料価格調査	一般統計	承認統計	2年	
00450161	9NCH	厚生労働省	健康局総務課	原子爆弾被爆者実態調査	一般統計	承認統計	10年	
00450171	9NCR	厚生労働省	健康局がん対策・健康増進課	国民健康・栄養調査	一般統計	承認統計	年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00450181	9ND1	厚生労働省	医薬食品局血液対策課	血液製剤使用実態調査	一般統計	承認統計	年	※
00450191	9NDB	厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課	食中毒統計調査	業務統計	届出統計	年	
00450192	9NDC	厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課	食肉検査等情報還元調査	一般統計	届出統計	年	
00450201	9NDL	厚生労働省	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	最低賃金に関する実態調査	一般統計	承認統計	年	
00450211	9NDV	厚生労働省	労働基準局安全衛生部労働衛生課	定期健康診断結果報告	業務統計	届出統計	年	
00450212	9NDW	厚生労働省	労働基準局労災補償部労災管理課労災保険財政数理室	労務費率調査	一般統計	承認統計	3年	
00450213	9NDX	厚生労働省	労働基準局労働条件政策課	平成21年有期労働契約に関する実態調査	一般統計	-	不定期	※
00450214	9NDY	厚生労働省	労働基準局労働条件政策課	平成23年有期労働契約に関する実態調査	一般統計	-	不定期	
00450221	9NE5	厚生労働省	職業安定局雇用政策課	雇用状況実態調査	-	承認統計	年	※
00450222	9NE6	厚生労働省	職業安定局雇用政策課	一般職業紹介状況(職業安定業務統計)	業務統計	業務統計	月	
00450231	9NEF	厚生労働省	職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室	大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査	一般統計	承認統計	年4回	
00450241	9NEP	厚生労働省	職業安定局雇用開発課建設・港湾対策室	港湾運送事業雇用実態調査	一般統計	承認統計	5年	
00450251	9NEZ	厚生労働省	職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室	出稼労働者雇用等実態調査	-	承認統計	2年	※
00450261	9NF9	厚生労働省	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労支援室	障害者雇用実態調査	一般統計	承認統計	5年	
00450271	9NFJ	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	乳幼児栄養調査	一般統計	承認統計	10年	
00450272	9NFK	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	乳幼児身体発育調査	一般統計	承認統計	10年	
00450273	9NFL	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	児童養護施設入所児童等調査	一般統計	承認統計	5年	
00450274	9NFM	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	全国家庭児童調査	一般統計	承認統計	5年	
00450275	9NFN	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局総務課	全国母子世帯等調査	一般統計	承認統計	5年	
00450281	9NFT	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課	雇用均等基本調査(女性雇用管理基本調査)	一般統計	承認統計	年	
00450291	9NG3	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課	家内労働等実態調査	一般統計	承認統計	3年	
00450292	9NG4	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課	家内労働概況調査	業務統計	届出統計	年	
00450301	9NGD	厚生労働省	社会・援護局総務課	福祉事務所現況調査	一般統計	届出統計	年	
00450303	9NGF	厚生労働省	社会・援護局総務課	無料低額診療事業等に係る実施状況の報告	業務統計	業務統計	年	
00450311	9NGN	厚生労働省	社会・援護局保護課	社会保障生計調査	一般統計	承認統計	月	
00450312	9NGO	厚生労働省	社会・援護局保護課	被保護者全国一斉調査	一般統計	届出統計	年	
00450313	9NGP	厚生労働省	社会・援護局保護課	医療扶助実態調査	一般統計	届出統計	年	
00450314	9NGQ	厚生労働省	社会・援護局保護課	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般統計	届出統計	不定期	
00450315	9NGR	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	住宅手当緊急特別措置事業全国調査	一般統計	-	年	
00450321	9NGX	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	消費生活協同組合(連合会)実態調査	一般統計	承認統計	年	
00450322	9NGY	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450323	9NGZ	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)	業務統計	届出統計	年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00450331	9NH7	厚生労働省	社会・援護局援護企画課中国孤 児等対策室	中国残留邦人等実態調査	一般統計	承認統計	不定期	
00450341	9NHH	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部企 画課	知的障害児(者)基礎調査	一般統計	承認統計	5年	
00450342	9NHI	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部企 画課	身体障害児・者等実態調査	一般統計	承認統計	5年	
00450343	9NHJ	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部精 神・障害保健課	障害程度区分認定状況調査	業務統計	届出統計	年	
00450344	9NHK	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部障 害福祉課	障害福祉サービス等経営実態調査	一般統計	承認統計	3年	
00450346	9NHM	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部障 害福祉課	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	一般統計	承認統計	不定期	
00450351	9NHR	厚生労働省	老健局介護保険計画課	介護保険事業状況報告調査	業務統計	届出統計	月、年	
00450371	9NIB	厚生労働省	老健局老人保健課	介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)	一般統計	承認統計	3年	
00450372	9NIC	厚生労働省	老健局老人保健課	介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)	一般統計	承認統計	3年	
00450373	9NID	厚生労働省	老健局老人保健課	要介護認定等に係る認定調査結果等報告	業務統計	届出統計	月	
00450374	9NIE	厚生労働省	老健局老人保健課	要介護認定モデル事業報告	-	届出統計	不定期	※
00450375	9NIF	厚生労働省	老健局老人保健課	高齢者介護実態調査	一般統計	承認統計	不定期	
00450376	9NIG	厚生労働省	老健局老人保健課	介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調 査)	一般統計	承認統計	不定期	
00450381	9NIL	厚生労働省	保険局医療課	医療経済実態調査(医療機関等調査)	一般統計	承認統計	2年	
00450382	9NIM	厚生労働省	保険局医療課	歯科技工料調査	一般統計	承認統計	2年	
00450383	9NIN	厚生労働省	保険局医療課	保険医療材料等使用状況調査	一般統計	承認統計	2年	
00450384	9NIO	厚生労働省	保険局医療課	衛生検査所検査料金調査	-	承認統計	2年	※
00450385	9NIP	厚生労働省	保険局医療課	訪問看護療養費実態調査	一般統計	届出統計	2年	
00450386	9NIQ	厚生労働省	保険局医療課	DPC導入の影響評価に係る調査	-	承認統計	月	※
00450387	9NIR	厚生労働省	保険局医療課	歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の 適正な評価のための調査検討	一般統計	承認統計	年	※
00450388	9NIS	厚生労働省	保険局調査課	後期高齢者医療制度被保険者実態調査	業務統計	-	年	
00450389	9NIT	厚生労働省	保険局調査課	医療給付実態調査	一般統計	-	年	
00450390	9NIU	厚生労働省	保険局調査課	後期高齢者医療事業状況報告	業務統計	-	月、年	
00450391	9NIV	厚生労働省	保険局調査課	健康保険・船員保険被保険者実態調査	一般統計	承認統計	年	
00450392	9NIW	厚生労働省	保険局調査課	医療経済実態調査(保険者調査)	一般統計	承認統計	2年	
00450393	9NIX	厚生労働省	保険局調査課	健康保険診療状況実態調査	-	承認統計	年	※
00450394	9NIY	厚生労働省	保険局調査課	国民健康保険医療給付実態調査	-	届出統計	年	※
00450395	9NIZ	厚生労働省	保険局調査課	国民健康保険診療施設年報	-	届出統計	年	※
00450396	9NJ0	厚生労働省	保険局調査課	国民健康保険事業月報等	業務統計	届出統計	月、年	
00450397	9NJ1	厚生労働省	保険局調査課	国民健康保険実態調査	業務統計	届出統計	年	
00450398	9NJ2	厚生労働省	保険局調査課	国民健康保険診療状況実態調査	-	届出統計	年	※
00450399	9NJ3	厚生労働省	保険局調査課	「医療費の動向」調査	一般統計	届出統計	月	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00450401	9NJ5	厚生労働省	年金局年金課	老齢福祉年金等受給権者実態調査	業務統計	届出統計	年	
00450411	9NJF	厚生労働省	年金局数理課	年金制度基礎調査	一般統計	承認統計	基本的に毎年	
00450421	9NJP	厚生労働省	政策統括官付政策評価官室	社会保障制度企画調査	-	承認統計	所得再分配調査の中間年	※
00450422	9NJQ	厚生労働省	政策統括官付政策評価官室	所得再分配調査	一般統計	承認統計	3年	
00450431	9NJZ	厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450432	9NK0	厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障・人口問題基本調査(人口移動調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450433	9NK1	厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450434	9NK2	厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450435	9NK3	厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障・人口問題基本調査(世帯動態調査)	一般統計	承認統計	5年	
00450437	9NK5	厚生労働省	国立社会保障・人口問題研究所	社会保障給付費	加工統計	加工統計	年	
00450451	9NKJ	厚生労働省	職業能力開発局総務課基盤整備室	能力開発基本調査	一般統計	承認統計	年	
00450461	9NKT	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	公的年金加入状況等調査	一般統計	承認統計	3年	
00450462	9NKU	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	国民年金被保険者実態調査	一般統計 業務統計	承認統計 届出統計	3年	
00450463	9NZX	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	社会保険事業統計	業務統計	業務統計	月、年	
00450464	9NZY	厚生労働省	年金局事業企画課調査室	業態別・規模別適用状況調	業務統計	業務統計	年	
00450471	9NL3	厚生労働省	健康局がん対策・健康増進課保健指導室	保健師活動領域調査	一般統計	届出統計	年(一部3年に一度)	
00452001	9ORL	中央労働委員会	事務局総務課広報調査室	賃金事情等総合調査	業務統計	承認統計	年、2年	
00500000	APSW	農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官	産業連関表特別調査	一般統計	承認統計 届出統計	5年	
00500001	APSX	農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官	農業・食料関連産業の経済計算	加工統計	加工統計	年	
00500100	APVO	農林水産省	大臣官房国際部国際政策課	農林水産物輸出入統計	加工統計	加工統計	月、年	
00500200	APYG	農林水産省	大臣官房統計部統計企画課	農林水産業生産指数	加工統計	加工統計	年	※
00500201	APYH	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	農業経営統計調査	基幹統計	指定統計	年	
00500202	APYI	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	林業経営統計調査	一般統計	承認統計	5年	
00500203	APYJ	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	漁業経営調査	一般統計	承認統計	年	
00500204	APYK	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	農作物価統計調査	一般統計	承認統計	月、年	
00500205	APYL	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	環境保全型農業推進農家の経営分析調査	-	承認統計	5年	※
00500206	APYM	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	生産農業所得統計	加工統計	加工統計	年	
00500207	APYN	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	生産林業所得統計	加工統計	加工統計	年	
00500208	APYO	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	漁業生産額	加工統計	加工統計	年	
00500244	APZO	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	生産者の米穀在庫等調査	一般統計	-	年3回、年	
00500245	APZP	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課	なたね、そば等生産費調査	一般統計	-	年	
00500209	APYP	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農林業センサス	基幹統計	指定統計	5年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00500210	APYQ	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	漁業センサス	基幹統計	指定統計	5年	
00500211	APYR	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農業構造動態調査	一般統計	承認統計	年	
00500212	APYS	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農林水産業新規就業者等調査	-	承認統計	年	※
00500236	APZG	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	新規就農者調査	一般統計	承認統計 届出統計	年	
00500237	APZH	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	新規就農者就業状態調査	一般統計	承認統計	5年	
00500213	APYT	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	漁業就業動向調査	一般統計	承認統計	年	
00500214	APYU	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農道・林道整備状況調査	-	届出統計	年	※
00500238	APZI	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	集落営農実態調査	一般統計	届出統計	年	
00500239	APZJ	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	集落営農実態調査(集落営農活動実態調査)	一般統計	承認統計	年	
00500240	APZK	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農業資源調査	一般統計	届出統計	年	※
00500243	APZN	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農業農村地域資源・環境総合調査	-	承認統計 届出統計	年	※
00500246	APZQ	農林水産省	大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	農道整備状況調査	一般統計	-	年	
00500215	APYV	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	作物統計	基幹統計	指定統計	年	
00500216	APYW	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	海面漁業生産統計	基幹統計	指定統計	年	
00500217	APYX	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	木材統計調査	基幹統計	指定統計	月、年	
00500218	APYY	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	遊漁採捕量調査	-	承認統計	5年	※
00500219	APYZ	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	木材流通統計調査	一般統計	承認統計	月、5年	
00500220	APZ0	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	内水面漁業生産統計調査	一般統計	承認統計	年	
00500221	APZ1	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	特定作物統計調査	一般統計	承認統計	年	
00500222	APZ2	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	畜産統計調査	一般統計	承認統計	月、年(センサス年は休止)	
00500223	APZ3	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	持続的生産環境に関する実態調査	-	承認統計	年	※
00500224	APZ4	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	蕎麦生産統計	-	承認統計	年	※
00500225	APZ5	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	牛乳乳製品統計調査	基幹統計	指定統計	月、年	
00500226	APZ6	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	青果物卸売市場調査	一般統計	承認統計	日、月、5年	
00500227	APZ7	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	畜産物流通調査	一般統計	承認統計	日、月、年	
00500228	APZ8	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	水産物流通調査	一般統計	承認統計	年	
00500229	APZ9	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	花き卸売市場調査	-	承認統計	月	※
00500230	APZA	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	食品産業動向調査	-	承認統計	年	※
00500231	APZB	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	食品ロス統計調査	一般統計	承認統計	年、不定期(世帯調査は実施年は四半期毎に調査)	
00500232	APZC	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	食品流通段階別価格形成調査	一般統計	承認統計	年	
00500233	APZD	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	食品流通構造調査	-	承認統計	年	※
00500234	APZE	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	農産物地産地消等実態調査	一般統計	承認統計	不定期	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00500235	APZF	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	生鮮食料品価格・販売動向調査	一般統計	承認統計	四半期	
00500241	APZL	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	食品産業活動実態調査	一般統計	承認統計	年、3年	※
00500242	APZM	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課	青果物・花き集出荷機構調査	一般統計	承認統計	5年	※
00500247	APZR	農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	農業・農村の6次産業化総合調査	一般統計	-	年	
00500300	AQ18	農林水産省	大臣官房食料安全保障課	食料需給表	加工統計	加工統計	年	
00500301	AQ19	農林水産省	食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室	容器包装利用・製造等実態調査	一般統計	承認統計	年	
00500302	AQ1A	農林水産省	食料産業局食品製造卸売課	食品産業企業設備投資動向調査	一般統計	承認統計	年	
00500311	AQ1J	農林水産省	食料産業局企画課	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査	一般統計	-	年	
00500303	AQ1B	農林水産省	食料産業局食品製造卸売課	食料品生産実態調査	一般統計	承認統計	月、四半期、年	※
00500309	AQ1H	農林水産省	食料産業局食品小売サービス課	外食産業に関する基本調査	一般統計	承認統計	年	※
00500304	AQ1C	農林水産省	食料産業局食品製造卸売課	油糧生産実績調査	一般統計	承認統計	月	
00500305	AQ1D	農林水産省	生産局農産部農産企画課	米麦の出荷等に関する基本調査	-	承認統計	年	※
00500306	AQ1E	農林水産省	生産局農産部農産企画課	米穀の流通・消費等動態調査	一般統計	承認統計	月、年	※
00500307	AQ1F	農林水産省	生産局農産部穀物課米麦流通加工対策室	米麦加工食品生産動態等統計調査	一般統計	承認統計	月、年	※
00500310	AQ1I	農林水産省	生産局農産部農産企画課	食糧統計年報	業務統計	業務統計	年	※
00500308	AQ1G	農林水産省	総合食料局食糧部食糧貿易課	製粉及び精麦工場経営概況調査	-	承認統計	月、年	※
00500500	AQ6S	農林水産省	生産局農産部農業環境対策課	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	一般統計	承認統計	年	
00500501	AQ6T	農林水産省	生産局農産部園芸作物課	地域特産野菜生産状況調査	一般統計	届出統計	2年	
00500502	AQ6U	農林水産省	生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査	一般統計	届出統計	2年	
00500503	AQ6V	農林水産省	生産局農産部園芸作物課	特産果樹生産動態等調査	業務統計	届出統計	年	
00500504	AQ6W	農林水産省	生産局農産部地域作物課	蚕糸業需給動向調査	一般統計	承認統計	隔月	※
00500505	AQ6X	農林水産省	生産局農産部地域作物課	特産農作物の生産実績報告	一般統計	届出統計	年	※
00500506	AQ6Y	農林水産省	生産局農産部地域作物課	蚕業に関する調査	一般統計	届出統計	年	※
00500510	AQ72	農林水産省	生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室	花き産業振興総合調査	一般統計	-	年	
00500507	AQ6Z	農林水産省	生産局畜産部畜産振興課	飼料需給表	加工統計	加工統計	年	
00500508	AQ70	農林水産省	生産局畜産部牛乳乳製品課	牛乳乳製品の生産動向	加工統計	加工統計	月	
00500509	AQ71	農林水産省	生産局畜産部牛乳乳製品課	チーズの需給表	加工統計	加工統計	年	
00500600	AQ9K	農林水産省	経営局経営政策課	農業経営改善計画の営農類型別認定状況	業務統計	業務統計	四半期	
00500601	AQ9L	農林水産省	経営局農地政策課	土地管理情報収集分析調査	一般統計	届出統計	年	※
00500602	AQ9M	農林水産省	経営局協同組織課	農業協同組合及び同連合会一斉調査	一般統計	承認統計	年、2年	
00500603	AQ9N	農林水産省	経営局協同組織課	農業協同組合等現在数統計	業務統計	業務統計	年	
00500604	AQ9O	農林水産省	経営局保険課	農作物共済統計表	業務統計	業務統計	年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00500605	AQ9P	農林水産省	経営局保険課	家畜共済統計表	業務統計	業務統計	年	
00500606	AQ9Q	農林水産省	経営局保険課	果樹共済統計表	業務統計	業務統計	年	
00500607	AQ9R	農林水産省	経営局保険課	畑作物共済統計表	業務統計	業務統計	年	
00500608	AQ9S	農林水産省	経営局保険課	園芸施設共済統計表	業務統計	業務統計	年	
00500609	AQ9T	農林水産省	経営局農地政策課	農地の権利移動・借賃等調査	業務統計	-	年	
00500700	AQCC	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課	農村地域工業等導入基本方針策定等調査	-	承認統計 届出統計	5年	※
00500702	AQCE	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課	農村地域工業等導入地区管理基本調査	一般統計	届出統計	年	
00500701	AQCD	農林水産省	農村振興局農村政策部中山間地域振興課	中山間地域等直接支払制度の実施状況	業務統計	業務統計	年	
00500800	AQF4	農林水産省	農林水産技術会議事務局技術政策課	農林水産関係試験研究機関基礎調査	業務統計	届出統計	年	
00500900	AQHW	農林水産省	消費・安全局消費者情報官	農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査	一般統計	届出統計	年	※
00501000	AQKO	林野庁	林政部企画課	木材需給表	加工統計	加工統計	年	
00501001	AQKP	林野庁	林政部経営課	森林組合一斉調査	一般統計	承認統計	年	
00501002	AQKQ	林野庁	森林整備部研究・保全課	森林づくり活動アンケート	一般統計	承認統計	3年	
00501003	AQKR	林野庁	森林整備部研究・保全課	緑化樹木の生産状況調査	一般統計	届出統計	年	※
00501004	AQKS	林野庁	林政部経営課	特用林産物生産統計調査	一般統計	届出統計	年	
00501005	AQKT	林野庁	国有林野部経営企画課	国有林野事業統計書	業務統計	業務統計	年	
00501006	AQKU	林野庁	森林整備部研究・保全課	森林国営保険事業統計書	業務統計	業務統計	年	
00502000	ARCG	水産庁	漁政部水産経営課	都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査	一般統計	承認統計	2年	
00502001	ARCH	水産庁	漁政部加工流通課	水産加工業経営実態調査	一般統計	承認統計	5年	※
00502002	ARCI	水産庁	資源管理部漁業調整課	遊漁採捕量調査	一般統計	承認統計	不定期	
00502003	ARCJ	水産庁	漁政部水産経営課	水産業協同組合年次報告	業務統計	業務統計	年	
00502004	ARCK	水産庁	漁政部水産経営課	水産業協同組合統計表	業務統計	業務統計	年	
00502005	ARCL	水産庁	漁政部加工流通課	水産物流通調査	一般統計	承認統計	月、年	
00550010	BSE2	経済産業省	大臣官房調査統計グループ構造統計室	工業統計調査	基幹統計	指定統計	年	
00550020	BSEC	経済産業省	大臣官房調査統計グループ構造統計室	商業統計調査	基幹統計	指定統計	5年	
00550025	BSEH	経済産業省	大臣官房調査統計グループ構造統計室	消費者向け電子商取引実態調査	一般統計	-	未定	
00550030	BSEM	経済産業省	大臣官房調査統計グループサービス動態統計室	商業動態統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00550040	BSEW	経済産業省	大臣官房調査統計グループ構造統計室	特定サービス産業実態調査	基幹統計	指定統計	年	
00550050	BSF6	経済産業省	大臣官房調査統計グループサービス動態統計室	特定サービス産業動態統計調査	一般統計	承認統計	月	
00550051	BSF7	経済産業省	大臣官房調査統計グループサービス動態統計室	特定サービス産業動態売上高指数	加工統計	加工統計	月	
00550060	BSFG	経済産業省	大臣官房調査統計グループ構造統計室	本邦鉱業のすう勢調査	-	承認統計	5年	※
00550070	BSFQ	経済産業省	大臣官房調査統計グループ構造統計室	特定機械設備統計調査	-	指定統計	不定期	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00550100	BSGK	経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室	経済産業省企業活動基本調査	基幹統計	指定統計	年	
00550110	BSGU	経済産業省	貿易経済協力局貿易振興課	外資系企業動向調査	一般統計	承認統計	年	
00550120	BSH4	経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室	海外事業活動基本調査	一般統計	承認統計	年	
00550130	BSHE	経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室	海外現地法人四半期調査	一般統計	承認統計	四半期	
00550140	BSHO	経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室	商工業実態基本調査	-	指定統計	5年	※
00550150	BSHY	経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室	情報通信業基本調査	一般統計	承認統計	年	
00550200	BSJC	経済産業省	大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室	経済産業省生産動態統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00550210	BSJM	経済産業省	大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00550300	BSM4	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	鉱工業生産・出荷・在庫指数	加工統計	加工統計	月	
00550310	BSME	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	鉱工業出荷内訳表	加工統計	加工統計	月	
00550320	BSMO	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	稼働率指数・生産能力指数	加工統計	加工統計	月	
00550330	BSMY	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	鉱工業総供給表	加工統計	加工統計	月	
00550340	BSN8	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	製造工業生産予測調査	一般統計	承認統計	月	
00550350	BSNI	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	製造工業生産予測指数	加工統計	加工統計	月	
00550360	BSNS	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	第3次産業活動指数	加工統計	加工統計	月	
00550370	BSO2	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	第3次産業活動能力・稼働率指数	加工統計	加工統計	月	※
00550380	BSOC	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	全産業活動指数	加工統計	加工統計	月	
00550390	BSOM	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	全産業供給指数	加工統計	加工統計	月	
00550400	BSOW	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	鉱工業投入調査	一般統計	承認統計	5年	
00550410	BSP6	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	商品流通調査	一般統計	承認統計	5年	
00550420	BSPG	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	資本財販売先調査	一般統計	承認統計	5年	
00550425	BSPL	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	延長産業連関表	加工統計	加工統計	年	
00550430	BSPQ	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	簡易延長産業連関表	加工統計	加工統計	年	
00550440	BSQ0	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	地域間産業連関表	加工統計	加工統計	5年	
00550450	BSQA	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	地域内産業連関表	加工統計	加工統計	5年	
00550460	BSQK	経済産業省	大臣官房調査統計グループ経済解析室	国際産業連関表	加工統計	加工統計	不定期	
00550500	BSRO	経済産業省	経済産業政策局産業資金課	経済産業省企業金融調査	一般統計	承認統計	年	
00550510	BSRY	経済産業省	経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課	工場立地動向調査	一般統計	承認統計	半年	
00550520	BSS8	経済産業省	産業技術環境局環境政策課環境指導室	公害防止設備投資調査	一般統計	承認統計	年	※
00550540	BSSS	経済産業省	産業技術環境局リサイクル推進課	容器包装利用・製造等実態調査	一般統計	承認統計	年	
00550550	BST2	経済産業省	製造産業局鉄鋼課	鉄鋼需給動態統計調査	一般統計	承認統計	月	
00550560	BSTC	経済産業省	製造産業局鉄鋼課素形材産業室	鉄鋼生産内訳月報	一般統計	承認統計	月	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00550570	BSTM	経済産業省	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査	一般統計	承認統計	3年	※
00550580	BSTW	経済産業省	製造産業局化学課	機能性化学品動向調査	一般統計	承認統計	四半期	
00550590	BSU6	経済産業省	製造産業局生物化学産業課	バイオ産業創造基礎調査	一般統計	承認統計	年	※
00550600	BSUG	経済産業省	製造産業局住宅産業窯業建材課	砕石等動態統計調査	一般統計	承認統計	四半期	
00550610	BSUQ	経済産業省	製造産業局住宅産業窯業建材課	生コンクリート流通統計調査	一般統計	承認統計	四半期	
00550620	BSV0	経済産業省	製造産業局産業機械課	建設機械動向調査	一般統計	承認統計	2年	
00550630	BSVA	経済産業省	製造産業局産業機械課素形材産業室	金属加工統計調査	一般統計	承認統計	月	
00550640	BSVK	経済産業省	製造産業局繊維課	繊維流通統計調査	一般統計	承認統計	月	
00550650	BSVU	経済産業省	製造産業局紙業服飾品課	革需給動態統計調査	一般統計	承認統計	月	※
00550660	BSW4	経済産業省	商務情報政策局情報経済課	情報処理実態調査	一般統計	承認統計	年	
00550665	BSW9	経済産業省	商務情報政策局情報処理振興課	組込みソフトウェア産業実態調査	一般統計	承認統計	1回限り	※
00550670	BSWE	経済産業省	商務情報政策局情報通信機器課	家庭電気製品の量販店販売統計調査	一般統計	承認統計	月	※
00550680	BSWO	経済産業省	中国経済産業局総務企画部企画調査課	中国地域専門量販店販売統計調査	一般統計	承認統計	月	
00551005	BT5P	資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	エネルギー消費統計調査	一般統計	承認統計	年	
00551010	BT5U	資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	総合エネルギー統計	加工統計	加工統計	年	
00551020	BT64	資源エネルギー庁	資源・燃料部政策課	石油製品需給動態統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00551030	BT6E	資源エネルギー庁	資源・燃料部政策課	石油輸入調査	一般統計	承認統計	月	
00551040	BT6O	資源エネルギー庁	資源・燃料部政策課	石油設備調査	一般統計	承認統計	2年	
00551050	BT6Y	資源エネルギー庁	資源・燃料部石油流通課	灯油及びプロパンガス消費実態調査	一般統計	承認統計	2年	※
00551060	BT78	資源エネルギー庁	資源・燃料部鉱物資源課	埋蔵鉱量統計調査	基幹統計	指定統計	5年	
00551070	BT7I	資源エネルギー庁	資源・燃料部鉱物資源課	非鉄金属需給動態統計調査	一般統計	承認統計	月	
00551080	BT7S	資源エネルギー庁	資源・燃料部鉱物資源課	貴金属流通統計調査	一般統計	承認統計	月	
00551090	BT82	資源エネルギー庁	資源・燃料部鉱物資源課	非鉄金属海外鉱等受入調査	一般統計	承認統計	月	
00551100	BT8C	資源エネルギー庁	資源・燃料部鉱物資源課	レアメタル生産動態統計調査	一般統計	承認統計	月	
00551110	BT8M	資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力市場整備課	電力需要調査	一般統計	承認統計	四半期	※
00551120	BT8W	資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力市場整備課	電力調査統計	業務統計	業務統計	月	
00551125	BT91	資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力市場整備課	電力の送受電に関する実績調査	一般統計	承認統計	年	
00551130	BT96	資源エネルギー庁	電力・ガス事業部ガス市場整備課	ガス事業生産動態統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00551140	BT9G	資源エネルギー庁	資源・燃料部石油精製備蓄課	石油備蓄の現況	業務統計	業務統計	月	
00551150	BT9Q	資源エネルギー庁	石油・燃料部石油流通課	LPガス備蓄の現況	業務統計	業務統計	月	
00551160	BTA0	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院電力安全課	電気保安統計	業務統計	業務統計	年	
00551170	BTA A	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院鉱山保安課	鉱山保安統計月報	-	業務統計	月	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00552010	BTXM	特許庁	総務部企画調査課	知的財産活動調査	一般統計	承認統計	年	
00552020	BTXW	特許庁	総務部企画調査課	特許行政年次報告書(統計・資料編)	業務統計	業務統計	年	
00553005	BUP9	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	経営環境実態調査	一般統計	承認統計	年	※
00553010	BUPE	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	中小企業実態基本調査	一般統計	承認統計	年	
00553020	BUPO	中小企業庁	事業環境部取引課	下請中小企業短期動向調査	-	承認統計	月	※
00553030	BUPY	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	規模別製造工業生産指数	加工統計	加工統計	月	
00553040	BUQ8	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	中小企業の経営指標	-	承認統計	年	※
00553050	BUQ1	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	中小商業・サービス業設備投資動向調査	-	承認統計	半年	※
00553060	BUQS	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	規模別輸出額・輸入額	加工統計	加工統計	月	
00553070	BUR2	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	規模別国内企業物価指数	加工統計	加工統計	月	
00553100	BURW	中小企業庁	事業環境部企画課調査室	中小企業の企業数・事業所数	加工統計	加工統計	5年	
00600010	CUYY	国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課環境・リサイクル企画室	建設副産物実態調査	一般統計	承認統計	基本は5年	
00600020	CUZ8	国土交通省	総合政策局交通計画課	大都市交通センサス	一般統計	承認統計	5年	
00600030	CUZI	国土交通省	土地・建設産業局建設市場整備課建設産業振興室	建設業構造実態調査	一般統計	承認統計	3年	
00600040	CUZS	国土交通省	土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室	建設資材・労働力需要実態調査	一般統計	承認統計	3年	
00600050	CV02	国土交通省	土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室	建設労働需給調査	一般統計	承認統計	月	
00600060	CV0C	国土交通省	土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室	主要建設資材需給・価格動向調査	一般統計	承認統計	月	
00600070	CV0M	国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課	建設機械損料調査	一般統計	承認統計	2年	
00600080	CV0W	国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課	建設機械動向調査	一般統計	承認統計	2年	
00600090	CV16	国土交通省	総合政策局公共事業企画調整課	リース・レンタル建設機械情勢調査	一般統計	承認統計	5年	
00600100	CV1G	国土交通省	政策統括官付参事官(物流施設担当)	倉庫統計	業務統計	業務統計	四半期	
00600120	CV20	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建築着工統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00600130	CV2A	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設工事統計調査	基幹統計	指定統計	月、年	
00600140	CV2K	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設関連業等の動態統計調査	一般統計	承認統計	月	
00600150	CV2U	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設業活動実態調査	一般統計	承認統計	年	
00600160	CV34	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建築物実態調査	一般統計	承認統計	年	
00600170	CV3E	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	住宅用地完成面積調査	一般統計	承認統計	年	
00600180	CV3O	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	産業関連構造調査(土木工事間接工事費投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600190	CV3Y	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	産業関連構造調査(独立行政法人等土木工事費投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600200	CV48	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	産業関連構造調査(土木工事費投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600210	CV4I	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	産業関連構造調査(建築工事費投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600220	CV4S	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	産業関連構造調査(不動産業投入調査)	一般統計	承認統計	5年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00600230	CV52	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	産業関連構造調査(公共事業工事費投入調査)	一般統計	届出統計	5年	
00600240	CV5C	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建築物滅失統計調査	業務統計	届出統計	月	
00600250	CV5M	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設業務統計	業務統計	業務統計	年	
00600260	CV5W	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設総合統計	加工統計	加工統計	月	
00600270	CV66	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設工事費デフレーター	加工統計	加工統計	年、月	
00600280	CV6G	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	港湾統計調査	基幹統計	指定統計	月、年	
00600290	CV6Q	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	船舶船員統計調査	-	指定統計	年	※
00600300	CV70	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	造船造船機統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00600310	CV7A	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	鉄道車両等生産動態統計調査	基幹統計	指定統計	月、四半期	
00600320	CV7K	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	船員労働統計調査	基幹統計	指定統計	年	
00600330	CV7U	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	自動車輸送統計調査	基幹統計	指定統計	月	
00600340	CV84	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	内航船舶輸送統計調査	基幹統計	指定統計	月、年	
00600350	CV8E	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	鉄道輸送統計調査	一般統計	承認統計	月、年	
00600360	CV8O	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	航空輸送統計調査	一般統計	承認統計	月	
00600370	CV8Y	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	自動車燃料消費量調査	一般統計	承認統計	月	
00600380	CV98	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課交通統計室	海難統計	-	届出統計	年	※
00600390	CV9I	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	交通関連企業設備投資動向調査	-	承認統計	年	※
00600400	CV9S	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	旅客県間流動調査	一般統計	承認統計	年	
00600410	CVA2	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	産業関連構造調査(運輸関連事業投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600420	CVAC	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	産業関連構造調査(内航船舶品目別運賃収入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600430	CVAM	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	産業関連構造調査(有料駐車場に関する投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600440	CVAW	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	産業関連構造調査(こん包業に関する投入調査)	一般統計	承認統計	5年	
00600450	CVB6	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	産業関連構造調査(地方公共団体運輸関連施設投入調査)	一般統計	届出統計	5年	
00600460	CVBG	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	貨物地域流動調査・旅客地域流動調査	加工統計	加工統計	年	
00600470	CVBQ	国土交通省	土地・建設産業局土地市場課	法人土地基本調査	基幹統計	指定統計	5年	
00600480	CVC0	国土交通省	土地・建設産業局土地市場課	法人建物調査	一般統計	承認統計	5年	
00600490	CVCA	国土交通省	土地・建設産業局土地市場課	土地保有移動調査	一般統計	承認統計	年	
00600500	CVCK	国土交通省	土地・建設産業局土地市場課	企業の土地取得状況等に関する調査	一般統計	承認統計	年	
00600510	CVCU	国土交通省	水管理・国土保全局水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室	小規模事業所における工業用水需要実態調査	一般統計	承認統計	不定期	
00600520	CVD4	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室	東京都市圏物資流動調査	一般統計	承認統計	10年	
00600530	CVDE	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室	中京都市圏物資流動調査	一般統計	承認統計	10年	
00600540	CVDO	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室	京阪神都市圏物資流動調査	一般統計	承認統計	10年	

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00600550	CVDY	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室	東京都市圏パーソントリップ調査	一般統計	承認統計	10年	
00600560	CVE8	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室	中京都市圏パーソントリップ調査	一般統計	承認統計	10年	
00600570	CVEI	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室	京阪神都市圏パーソントリップ調査	一般統計	承認統計	10年	
00600580	CVES	国土交通省	都市局都市計画課都市交通調査室、道路局企画課道路経済調査室	全国道路・街路交通情勢調査	一般統計	承認統計	5年	
00600590	CVF2	国土交通省	水管理・国土保全局河川計画課	水害統計調査	一般統計	承認統計	水害発生の都度	
00600600	CVFC	国土交通省	水管理・国土保全局河川計画課	公共土木施設水害統計調査	一般統計	届出統計	年	
00600610	CVFM	国土交通省	道路局企画課	道路統計調査	業務統計	届出統計	年	
00600620	CVFW	国土交通省	総合政策局公共交通政策部参事官(総合交通)及び道路局道路経済調査室	全国貨物純流動調査	一般統計	承認統計	5年	
00600630	CVG6	国土交通省	住宅局住宅政策課	住宅市場動向調査	一般統計	承認統計	年	
00600640	CVGG	国土交通省	住宅局住宅政策課	空家実態調査	一般統計	承認統計	5年	
00600650	CVGQ	国土交通省	住宅局住宅政策課	住生活総合調査	一般統計	承認統計	5年	
00600660	CVH0	国土交通省	住宅局住宅生産課	住宅市場動向調査	-	承認統計	年	※
00600670	CVHA	国土交通省	住宅局総務課民間事業支援調整室	民間住宅ローンの実態に関する調査	一般統計	承認統計	1年	
00600680	CVHK	国土交通省	鉄道局安全・業務政策室	鉄道事業実績報告、軌道事業実績報告	業務統計	業務統計	年	
00600690	CVHU	国土交通省	鉄道局施設課	幹線鉄道旅客流動実態調査	一般統計	承認統計	5年	
00600700	CVI4	国土交通省	自動車局自動車情報課	自動車保有車両数	業務統計	業務統計	月	
00600710	CVIE	国土交通省	自動車局整備課	自動車分解整備事業実態調査	-	承認統計	年	
00600720	CVIO	国土交通省	海事局外航課	外航船舶運航実績報告	業務統計	業務統計	月	
00600730	CVIY	国土交通省	海事局内航課	輸送実績報告書	業務統計	業務統計	年	
00600740	CVJ8	国土交通省	海事局内航課	内航海運事業概況報告書	業務統計	業務統計	年	
00600750	CVJI	国土交通省	海事局船舶産業課	船用工業統計	業務統計	業務統計	月、年	
00600760	CVJS	国土交通省	海事局海事人材政策課	船員異動状況調査	一般統計	承認統計	年	
00600770	CVK2	国土交通省	海事局海事人材政策課	船員単位労働組合基本調査	業務統計	承認統計	2年	
00600780	CVKC	国土交通省	港湾局計画課企画室	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般統計	承認統計	5年	
00600790	CVKM	国土交通省	港湾局計画課企画室	港湾施設現況調査	-	届出統計	年	※
00600800	CVKW	国土交通省	航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室	航空旅客動態調査	一般統計	承認統計	2年	
00600810	CVL6	国土交通省	航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室	航空貨物動態調査	一般統計	承認統計	2年	
00600820	CVLG	国土交通省	航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室	国際航空旅客動態調査	一般統計	承認統計	年	
00600830	CVLQ	国土交通省	航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室	国際航空貨物動態調査	一般統計	承認統計	2年	
00600840	CVM0	国土交通省	北海道局参事官	北海道法人企業投資状況調査	一般統計	承認統計	年	
00600850	CVMA	国土交通省	国土地理院企画部測量指導課	公共測量実態調査	一般統計 業務統計	承認統計 届出統計	2年	
00600860	CVMK	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課	輸送指数	加工統計	加工統計	月	※

政府統計 コード	簡略コード	府省名	担当部局課室名	調査名	種類	旧種類	周期	備考
00600870	CVMU	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設投資見通し	加工統計	加工統計	年	
00600880	CVN4	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	設備工事業に係る受注高調査	加工統計	加工統計	月	
00600890	CVNE	国土交通省	住宅局市街地建築課マンション政策室	マンション総合調査	一般統計	承認統計	5年	
00600900	CVNO	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建築物リフォーム・リニューアル調査	一般統計	承認統計	半年	
00600910	CVNY	国土交通省	水管理・国土保全局防災課	災害統計	業務統計	業務統計	年	
00600920	CVO8	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設部門分析用産業連関表	加工統計	-	5年	
00600930	CVOI	国土交通省	港湾局計画課企画室	バルク貨物流動調査	一般統計	-	不定期	
00600940	CVOS	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建築物ストック統計	加工統計	-	年	
00600950	CVP2	国土交通省	総合政策局情報政策本部情報政策課建設統計室	建設部門地域間産業連関表	加工統計	-	5年	
00604010	CY22	海上保安庁	総務部政務課	海上保安統計調査	業務統計	届出統計	年	
00601010	CVQQ	観光庁	参事官(観光経済担当)	旅行・観光消費動向調査	一般統計	承認統計	四半期	
00601020	CVR0	観光庁	参事官(観光経済担当)	宿泊旅行統計調査	一般統計	承認統計	四半期	
00601030	CVRA	観光庁	参事官(観光経済担当)	訪日外国人消費動向調査	一般統計	-	四半期	
00650101	DXMD	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	一般廃棄物処理事業実態調査	業務統計	届出統計	年	
00650102	DXME	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	産業廃棄物排出・処理状況調査	一般統計	届出統計	年	
00650103	DXMF	環境省	自然環境局総務課自然ふれあい推進室	自然公園等利用者数調	業務統計	届出統計	年	
00650201	DXP5	環境省	総合環境政策局環境経済課	環境にやさしい企業行動調査	一般統計	承認統計	年	
00650202	DXP6	環境省	水・大気環境局大気環境課	大気汚染物質排出量総合調査	一般統計	承認統計	3年	
00650203	DXP7	環境省	水・大気環境局水環境課	水質汚濁物質排出量総合調査	一般統計	承認統計	2年	
00650204	DXP8	環境省	総合環境政策局環境計画課環境経済政策調査室	環境経済観測調査	一般統計	-	半年	
00650205	DXP9	環境省	総合環境政策局環境経済課	環境投資等実態調査	一般統計	-	年	※
00650301	DXRX	環境省	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	振動規制法施行状況調査	業務統計	業務統計	年	
00650302	DXRY	環境省	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	騒音規制法施行状況調査	業務統計	業務統計	年	
00650303	DXRZ	環境省	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	悪臭防止法施行状況調査	業務統計	業務統計	年	
00650304	DXS0	環境省	水・大気環境局水環境課	水質汚濁防止法等の施行状況調査	業務統計	届出統計	年	
00650305	DXS1	環境省	水・大気環境局大気環境課	大気汚染防止法施行状況調査	業務統計	届出統計	年	
00700001	F04H	防衛省	地方協力局労務管理課	駐留軍関係離職者帰すう状況調査	一般統計	承認統計	年	※

種類「ー」: 現統計法施行(平成21年4月)以降作成されない、又は最適化計画の対象外となった統計

旧種類「ー」: 現統計法施行(平成21年4月)以降に作成された統計

備考「※」: 今後作成されない統計

政府統計関係情報システム一覧

府省名	担当部局課室名	システム名
内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	機械受注統計作成システム
内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	消費動向調査作成システム
内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	機械受注統計ホームページシステム
内閣府	経済社会総合研究所景気統計部	景気動向指数作成システム
内閣府	経済社会総合研究所国民経済計算部	国民経済計算
警察庁	情報通信局情報管理課	警察総合捜査情報システム
警察庁	情報通信局情報管理課	運転者管理等のシステム
総務省	自治行政局地域情報政策室	地方公務員給与実態調査システム
総務省	自治財政局財務調査課／公営企業課	地方財政決算状況管理システム
総務省	情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室	情報通信統計データベース
総務省	統計局統計情報システム課	統計局ホームページ
総務省	統計局統計情報システム課	統計データ・ポータルサイト
総務省	統計局統計情報システム課	統計情報データベース(SISMAC)
総務省	統計局統計情報システム課	統計情報利活用システム
総務省	統計局統計情報システム課	事業所・企業データベース
総務省	統計局統計情報システム課	FAXサービスシステム
総務省	統計局統計情報システム課	統計局LAN
総務省	統計局統計調査部調査企画課地理情報室	センサス・マッピング・システム(CMS)
総務省	統計局統計調査部調査企画課地理情報室	統計GISプラザ
総務省	統計局統計調査部経済統計課	科学技術研究調査インターネット活用システム
総務省	統計局統計調査部消費統計課物価統計室	小売物価統計調査システム
総務省	統計研修所研究官室	マイクロデータ共同利用システム
法務省	大臣官房司法法制部司法法制課統計事務室	刑事情報統合システム
法務省	矯正局総務課作業企画調査室	刑務作業情報ネットワークシステム
外務省	領事局政策課	領事関連データ管理システム
外務省	領事局外国人課	査証WAN(査証広域ネットワークシステム)
財務省	主計局給与共済課	年金受給者実態調査システム
財務省	主計局給与共済課	医療実態調査システム
財務省	関税局調査課	貿易統計システム
財務省	財務総合政策研究所調査統計部調査統計課	法人企業統計調査等ネットワークシステム(FABNET)
財務省	国税庁長官官房企画課	企画課統計電子計算システム
財務省	国税庁長官官房企画課	国税電子申告・納税システム
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	公立学校施設実態調査システム
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	電子調査票収集システム
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校基本調査システム(初等中等教育機関)

府省名	担当部局課室名	システム名
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校基本調査システム(高等教育機関)
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校保健統計調査システム
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	学校教員統計調査システム
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	社会教育調査システム
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	地方教育費調査システム
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	地方教育費調査システム(のうち教育行政調査)
文部科学省	生涯学習政策局調査企画課	子どもの学習費調査システム
厚生労働省	大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課	人口動態調査オンライン報告システム
厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用統計課	毎月勤労統計調査オンラインシステム
厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用統計課	労働経済動向調査オンラインシステム
厚生労働省	大臣官房統計情報部企画課情報企画室	厚生労働省総合統計データベースシステム
厚生労働省	大臣官房統計情報部企画課電子計算機室	分散型統計処理システム
厚生労働省	医政局看護課	看護師等養成所報告管理システム
厚生労働省	医政局経済課	薬事工業生産動態統計システム
厚生労働省	医政局経済課	薬価システム
厚生労働省	医薬食品局食品安全部監視安全課	食肉検査等情報還元データベースシステム
厚生労働省	社会・援護局総務課	社会福祉法人現況報告書システム
農林水産省	大臣官房国際部国際政策課	農林水産物輸出入情報
農林水産省	大臣官房統計部統計企画課システム管理室	農林水産統計情報処理システム
農林水産省	大臣官房統計部統計企画課システム管理室	農林水産省共同利用電子計算機システム
農林水産省	大臣官房統計部統計企画課システム管理室	農林水産統計情報総合データベースシステム
農林水産省	大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	生鮮食料品流通情報データ通信システム
農林水産省	総合食料局食糧部消費流通課	総合食料局情報管理システム
農林水産省	林野庁林政部経営課	森林組合統計集計システム
経済産業省	大臣官房情報システム厚生課情報システム室	電子申請システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部統計情報システム室	新世代統計システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部統計情報システム室	工業統計調査システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部統計情報システム室	特定サービス実態調査システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部統計情報システム室	企業活動基本調査システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部統計情報システム室	商業動態統計調査システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部統計情報システム室	商業統計システム
経済産業省	経済産業政策局調査統計部経済解析室	新世代統計システム 地域システム
経済産業省	製造産業局化学物質管理課化学物質安全室	化審法製造(輸入)実績等届出システム
経済産業省	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課	石油情報報告システム
経済産業省	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課	非鉄金属等需給動態統計調査集計支援システム
経済産業省	資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課	ITEM2000受付によるガス事業生産動態統計調査
経済産業省	中小企業庁事業環境部企画課調査室	通関統計加工分析システム

府省名	担当部局課室名	システム名
国土交通省	総合政策局情報政策本部行政情報化推進課	国土交通省オンライン申請システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室	建築着工統計集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室	建設工事受注動態統計調査エラーチェック等システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課建設統計室	建設工事受注動態統計調査集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	港湾調査集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	造船造機統計集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	船員労働統計母集団管理システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	内航船舶輸送統計母集団台帳管理システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	鉄道車両等生産動態統計集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	鉄道輸送統計集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	航空輸送統計集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	自動車輸送統計集計システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室	交通統計情報データ管理・提供システム
国土交通省	総合政策局情報政策本部情報安全・調査課	貨物・旅客地域流動調査集計システム
国土交通省	海事局外航課	二国間海上貿易量輸送量調査等システム
国土交通省	海事局船舶産業課	船用工業統計システム
環境省	環境管理局総務課環境管理技術室	環境測定分析統一精度管理調査情報システム
環境省	環境管理局大気環境課	大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)
環境省	環境管理局大気環境課大気生活環境室	生活情報総合管理システム
環境省	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	野生鳥獣情報システム

統計調査等業務最適化推進協議会について

- 1 統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備する政府統計共同利用システムの運営に係る重要事項を審議し、統計調査等業務の業務・システムの最適化を推進するため、統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認める場合は、政府統計共同利用システムの運用管理機関の職員及びその他の者をオブザーバーとして出席させることができる。

議 長	総務省統計局統計情報システム課長
副議長	総務省政策統括官付統計企画管理官
構成員	人事院事務総局総務課長
	内閣府大臣官房企画調整課長
	宮内庁長官官房秘書課長
	公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長
	警察庁情報通信局情報管理課長
	金融庁総務企画局企画課長
	消費者庁総務課長
	総務省統計局統計調査部調査企画課長
	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	外務省大臣官房総務課長
	財務省大臣官房総合政策課長
	文部科学省生涯学習政策局調査企画課長
	厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
	農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
	経済産業省大臣官房調査統計グループ参事官
	国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長
	環境省総合環境政策局環境計画課長
	防衛省大臣官房企画評価課長
	その他政府統計共同利用システムの利用機関を代表する職員
- 3 協議会の庶務は、総務省政策統括官付統計企画管理官の協力を得て、総務省統計局統計情報システム課において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

政府統計個票データレイアウト標準記法

政府統計における各種統計調査の個票データのレイアウト構造を示す符号表（以下単に「符号表」という。）は、以下に準拠して作成するものとする。

I 対象

本記法は、基幹統計調査及び一般統計調査の個票データ（調査票の回答内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式による記録をいう。）の符号表を対象とする。個票データのファイル形式は、固定長テキスト形式、CSV形式及びXML形式を前提とし、スプレッドシート、カンマ以外の区切り文字によってデータ項目を区切ったファイルについては、CSV形式に準ずるものとする。

なお、個票データのファイル形式が可変長テキスト形式の場合の符号表については、本記法の適用対象外とし、適宜、固定長テキスト形式及びCSV形式の個票データに係る符号表の記法に準じて作成するものとする。

II 符号表のファイル形式

符号表は、スプレッドシート又はCSV形式のファイルで作成するものとする。なお、CSV形式においては、次の仕様とする。

- ① 文字列引用符は用いない又は「"」（ダブルクォーテーション）を用いること。
- ② フィールド内にカンマ「,」が含まれている場合は「"」（ダブルクォーテーション）を引用符に用いること。
- ③ フィールド内に「"」（ダブルクォーテーション）を用いる必要がある場合は、「"」（ダブルクォーテーション）を二文字連続記入し、「"""」と記入すること。
- ④ レコード区切りコードは、「0x0D」及び「0x0A」とすること（テキスト改行コード CR/LF とすること）。

III 符号表の記法

符号表は、ヘッダー部及びデータ部による構成とし、それぞれ次に準拠して記述するものとする。

1 ヘッダー部

ヘッダー部は、当該個票データの基本情報を示す。

1-1 記載範囲

ヘッダー部は、第 1 行から第 6 行までに記載し、次表に掲げる基本項目について、各項目の名称及び内容を第 1 行第 1 列から第 6 行第 2 列までの範囲に記載する。その他の任意の項目（項目の名称は基本項目の名称と異なるものでなければならない。）について、必要に応じ、第 3 列以降の範囲に記載することができる。

基本項目名称	項目名称の記載位置	項目内容の記載位置	摘要
政府統計コード	第 1 行第 1 列	第 1 行第 2 列	
統計調査名	第 2 行第 1 列	第 2 行第 2 列	
調査票名	第 3 行第 1 列	第 3 行第 2 列	
コード体系	第 4 行第 1 列	第 4 行第 2 列	
レコード長	第 5 行第 1 列	第 5 行第 2 列	個票データが固定長テキスト形式の場合
項目総数	第 5 行第 1 列	第 5 行第 2 列	個票データが C S V 形式の場合
レコード単位タグ	第 5 行第 1 列	第 5 行第 2 列	個票データが X M L 形式の場合
文字列引用符	第 6 行第 1 列	第 6 行第 2 列	個票データが C S V 形式の場合
外部定義	第 6 行第 1 列	第 6 行第 2 列	個票データが X M L 形式の場合

1-2 基本項目の記法

基本項目は、次に準拠して記述するものとする。

① 政府統計コード

個票データに係る統計調査の政府統計コードを示す。

【記述上の注意】

- ・簡略コード（4 桁）は用いず、半角英数字による 8 桁で記述すること。

【記述例】 00200330

② 統計調査名

個票データに係る統計調査の名称を示す。

【記述上の注意】

- ・ 左詰めで記述すること。

【記述例】 平成 17 年国勢調査

③ 調査票名

個票データに記録する調査票の名称を示す。

【記述上の注意】

- ・ 左詰めで記述すること。

【記述例】 国勢調査調査票

④ コード体系

個票データで採用する文字コードの体系を示す。

【記述上の注意】

- ・ 左詰めで記述すること。
- ・ 半角英数字で記述すること。
- ・ 次に該当する文字コードを採用している場合は、当該記述に従うこと。

UTF-8

UTF-16

Shift_JIS

EUC-JP

ISO-2022-JP

EBCDIC

ASCII

【記述例】 UTF-8

⑤ レコード長

個票データのファイル形式が固定長テキスト形式の場合における 1 レコード当たりの総バイト数を示す。

【記述上の注意】

- ・ 半角数字で記述すること。

【記述例】 300

⑥ 項目総数

個票データのファイル形式が CSV 形式の場合における 1 レコード当たりのデータ項目（個票データに記録する項目をいう。以下同じ。）の総数を示す。

【記述上の注意】

- ・ 半角数字で記述すること。

【記述例】 55

⑦ レコード単位タグ

個票データのファイル形式がXML形式の場合におけるレコード単位の区切りを表すXMLタグ（開始タグ）を示す。

【記述上の注意】

- ・左詰めで記述すること。
- ・タグに用いる記号の「<」及び「>」は、半角文字で記述すること。

【記述例】 <KOHYO>

⑧ 文字列引用符

個票データのファイル形式がCSV形式の場合においてデータ項目の値が文字列の場合に使用している引用符を示す。

【記述上の注意】

- ・左詰めで記述すること。
- ・引用符を用いていない場合は記述不要（空白とすること）。

【記述例】 ”

⑨ 外部定義

個票データのファイル形式がXML形式の場合でDTD、XML Schema 等によるデータ定義を当該個票データとは別に行っている外部ファイルの有無を示す。

【記述上の注意】

- ・個票データとは別の外部ファイルでDTD、XML Schema 等によるデータ定義を行っている場合は「有」と記述し、個票データ内部でデータ定義が完結している場合は「無」と記述すること。
- ・左詰めで記述すること。

【記述例】 無

【ヘッダー部記載イメージ】

<個票データ：固定長テキスト形式>

政府統計コード	00200330	作成日	2005/12/1	訂正日	2006/6/3	ファイル名	JD3.RCD.K0JIN_kk
統計調査名	平成17年国勢調査	集計区分	第1次基本集計				(照会先等)
調査票名	国勢調査調査票	(備考・補足事項)				〇〇省××局△△課□□係	
コード体系	EBCDIC	ファイル名の“kk”は、都道府県コード				TEL:03-xxxx-xxxx	
レコード長	300					FAX:03-yyyy-yyyy	

<個票データ：CSV形式>

政府統計コード	00200330	作成日	2005/12/1	訂正日	2006/6/3	ファイル名	PopulationCensus_1.csv
統計調査名	平成17年国勢調査	集計区分	第1次基本集計			(照会先等) 〇〇省××局△△課□□係 TEL:03-xxxx-xxxx FAX:03-yyyy-yyyy	
調査票名	国勢調査調査票	(備考・補足事項)					
コード体系	UTF-8	ファイル名の“kk”は、都道府県コード					
項目総数	136						
文字列引用符	”						

<個票データ：XML形式>

政府統計コード	00200330	作成日	2005/12/1	訂正日	2006/6/3	ファイル名	PopulationCensus_1.xml
統計調査名	平成17年国勢調査	集計区分	第1次基本集計			(照会先等) 〇〇省××局△△課□□係 TEL:03-xxxx-xxxx FAX:03-yyyy-yyyy	
調査票名	国勢調査調査票	(備考・補足事項)					
コード体系	UTF-8	ファイル名の“kk”は、都道府県コード					
レコード単位タグ	<KOHYO>						
外部定義	無						

2. データ部

データ部は、個票データに記録するデータのレイアウト構造を示す。

2-1 記載範囲

データ部は、第9行以降にデータ項目及びデータ項目を抽象化した項目（以下「抽象項目」という。）を項目ごとに行を分けて記述し、第8行にデータ項目及び抽象項目の属性を示す事項（以下単に「属性」という。）の名称を第2列以降に記述する。

データ部の行番号を第1列に、データ項目及び抽象項目の名称を第2列に、当該名称に係るデータ項目及び抽象項目の属性の値を第8行に記載する属性の名称に対応した列に記述する。

2-2 属性

データ部に記載するデータ項目及び抽象項目の属性を示す。次表に掲げる基本属性を個票データのファイル形式に応じて全角文字で記載する。その他の任意の属性（属性の名称は基本属性の名称と異なるものでなければならない。）について、必要に応じ、記載することができる。

基本属性及び任意の属性の列の位置は問わない。

基本属性名称	個票データのファイル形式			摘要
	固定長テキスト形式	CSV形式	XML形式	
行番号	○	○	○	
項目名	○	○	○	
XMLタグ	—	—	○	
階層	△	△	△	抽象項目を用いる場合及び複数のデータ

				項目の繰返しを包括的に示す場合に必須属性として用いる。
位置	○	—	—	
項目番号	▲	○	▲	
バイト数	○	▲	▲	
繰返し	△	△	△	一又は複数のデータ項目の繰返しを包括的に示す場合に必須属性として用いる。
配置	▲	▲	▲	
型	○	○	○	
小数点	△	△	△	データ値が符号以外の可変的な数値を示す項目でデータ値の小数部分を整数表記している場合に必須属性として用いる。
種別	○	○	○	
変数名	▲	▲	▲	
対象	▲	▲	▲	
符号	△	△	△	データ値に符号を用いる場合に必須属性として用いる。
符号内容	△	△	△	データ値に符号を用いる場合に必須属性として用いる。
備考	○	○	○	

- ：必須属性
- △：条件付必須属性
- ▲：任意属性
- －：不要属性

2-3 属性の記法

① 行番号

データ部を記述する符号表内の各行に係る行番号を示す。

【記述上の注意】

- ・第9行を「1」として第9行以下の行ごとに一連番号を半角数字で記述すること。

② 項目名

抽象項目及びデータ項目の名称を示す。

【記述上の注意】

- ・左詰めで記述すること。
- ・階層が「1」の項目については、他の階層が「1」の項目名と重複した名称を記述しないこと。
- ・予備の項目名は、半角英字（大文字）で「FILLER」と記述すること。
- ・符号が複数行になる場合、当該項目の符号を記述する最初の行のみに項目名を記述すること。

【記述例】 FILLER

③ XMLタグ

個票データにおいて用いている抽象項目及びデータ項目のXMLタグ（開始タグ）を示す。個票データのXML形式の場合に必須項目として記載する。

【記述上の注意】

- ・左詰めで記述すること。
- ・タグに用いる記号の「<」及び「>」は、半角文字で記述すること。
- ・個票データにおいてXMLタグが使用されていない抽象項目については、記述を要しない。

【記述例】

行番号	項目名	XMLタグ	
42	職員数	<SYOKUIN_NUM>	
43	男	<MAN>	
44	常用雇用者	<JOYO_KOYOSYA>	
45	正職員	<SEISYOKUIN>	
46	正職員以外	<SEISYOKUIN_IGAI>	
47	臨時雇用者	<RINJI_KOYOSYA>	

④ 階層

抽象項目及びデータ項目の階層構造を示す。データレイアウトにおいて視覚的にデータ部の項目の階層構造を示す場合及び複数のデータ項目の群の繰返しを包括的に示す場合に必須項目として用いる。

【記述上の注意】

- ・上位階層から順に 1 から始まる階層順位を当該項目の階層に応じて半角数字により記述する。

【記述例】

行番号	項目名	階層	
42	職員数	1	
43	男	2	
44	常用雇用者	3	
45	正職員	4	
46	正職員以外	4	
47	臨時雇用者	3	

⑤ 位置

データ項目に係る個票データのレコード上の読取開始位置（バイト数）を示す。個票データのファイル形式が固定長テキスト形式の場合に必須項目として記載する。

【記述上の注意】

- ・半角数字で記述すること。
- ・データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置
42	職員数	1	
43	男	2	
44	常用雇用者	3	
45	正職員	4	70
46	正職員以外	4	76
47	臨時雇用者	3	82

⑥ 項目番号

データ項目について、同一レコード内に記録するデータ項目の掲載順位を一連番号で示す。個票データのファイル形式がCSV形式の場合に必須項目として記載する。

【記述上の注意】

- ・半角数字で記述すること。
- ・データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	項目番号	
42	職員数	1		
43	男	2		
44	常用雇用者	3		
45	正職員	4	31	
46	正職員以外	4	32	
47	臨時雇用者	3	33	

⑦ バイト数

データ項目のバイト数を示す。個票データのファイル形式が固定長テキスト形式の場合に必須項目として記載する。CSV形式の場合に用いるときは、データ値の最大バイト数を記述する。

【記述上の注意】

- ・半角数字で記述すること。
- ・文字数ではなく、バイト数であることに留意すること。
- ・データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	
42	職員数	1			
43	男	2			
44	常用雇用者	3			
45	正職員	4	70	6	
46	正職員以外	4	76	6	
47	臨時雇用者	3	82	6	

⑧ 繰返し

抽象項目の該当階層以下に含まれるデータ項目群（いわゆる配列構造のデータ項目）の繰返し数又はデータ項目の繰返し数を示す。複数のデータ項目の群を繰り返される場合であって、それらを包括的に表現するときに必須項目として用いる。

【記述上の注意】

- ・半角数字で記述すること。
- ・複数のデータ項目の群が繰り返される場合は、上位の抽象項目に当該繰返し数を記述すること。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	繰返し	
83	現住所以外の所有宅地	2			3	
84	所在地コード	3	81	5		
85	町丁字名・地番	3	86	22		
86	面積	3	108	8		

⑨ 配置

データ値がバイト数に満たない場合の配置を示す。

【記述上の注意】

- ・ 次の区分に応じ、半角数字で記述すること。
 - 1：左詰め
 - 2：右詰め
 - 3：右詰め（余白は「0」（半角ゼロ）で補足）
- ・ データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	繰返し	配置
193	集計用乗率	1				
194	建物用乗率	2	251	10		3
195	住宅用乗率	2	261	10		3
196	世帯用乗率	2	271	12		3

⑩ 型

データ値の型を示す。

【記述上の注意】

- ・ データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

<固定長テキスト形式及びCSV形式>

- ・ 次の区分に応じ、半角数字又は半角空白（スペース）で記述すること。なお、一部のレコードに「不詳」等を示す符号を用いる場合であっても、他のレコードに符号以外の可変的な値を有する項目については、次の「1」から「4」までに該当するものを記述すること。

- 1：データ値が符号以外の可変的な数値を示す項目
- 2：データ値が符号以外の可変的な文字列（1バイト文字）を含む項目
- 3：データ値が符号以外の可変的な文字列（2バイト文字（シフトコード無し））を含む項目
- 4：データ値が符号以外の可変的な文字列（2バイト文字（シフトコード有り））を含む項目

[空白]：データ値がすべて符号又は空白（スペース）の項目

<XML形式>

- ・ 個票データとは別の外部ファイルで DTD、XML Schema 等によるデータ定義を行っているときは、当該外部ファイル上で用いているデータ型を記述し、DTD、XML Schema 等によるデータ定義を行っている外部ファイルはなく、個票データ内で文字以外のデータを扱っているときは、次の区分に応じて記述すること。なお、一部のレコードに「不詳」等を示す符号を用いる場合であっても、他のレコードに符号、文字以外のデータを有する項目については、

データ型を記述すること。

L：長整数型（-9223372036854775808 ～ 9223372036854775807）の範囲の数値を含む項目

I：整数型（-2147483648 ～ 2147483647）の範囲の数値を含む項目

D：64 ビット倍精度浮動小数点の数値を含む項目

[空白]：データ値がすべて符号、文字列又は空白（スペース）の項目

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	繰返し	配置	型
193	集計用乗率	1					
194	建物用乗率	2	251	10		3 1	
195	住宅用乗率	2	261	10		3 1	
196	世帯用乗率	2	271	12		3 1	

⑪ 小数点

データ項目の「型」が「1」（データ値が符号以外の可変的な数値を示す項目）の場合であって、かつデータ値の小数部分を整数表記している場合における小数点以下の桁数を示す。

【記述上の注意】

- ・ 小数点以下の桁数を半角数字により記述すること。
- ・ データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	繰返し	配置	型	小数点
193	集計用乗率	1						
194	建物用乗率	2	251	10		3 1		6
195	住宅用乗率	2	261	10		3 1		6
196	世帯用乗率	2	271	12		3 1		8

⑫ 種別

データ項目について、集計上、一般に取り扱われる種別を示す。

【記述上の注意】

- ・ 次の区分に応じ、半角数字又は半角空白（スペース）で記述すること。
 - 1：レコードを識別するユニークキーを構成する項目（複数の項目の組み合わせによりユニークキーとなる場合はこれらすべての項目が該当）
 - 2：乗率を示す項目
 - 3：ユニークキーを構成する項目、乗率を示す項目及び表章項目等の集計に用いられる項目以外の管理用項目、審査用項目その他の項目

〔空白〕：上記以外の集計に用いられる項目（調査項目、表章項目等）

- ・データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	繰返し	配置	型	小数点	種別
193	集計用乗率	1							
194	建物用乗率	2	251	10		3 1		6	2
195	住宅用乗率	2	261	10		3 1		6	2
196	世帯用乗率	2	271	12		3 1		8	2

⑬ 変数名

統計表作成プログラムなどにおいて使用する変数名を示す。

【記述上の注意】

- ・変数名に使用できる文字の種類や長さは、各種のプログラム言語の制約に従うこと。
- ・データ項目のみ記述し、抽象項目は記述しないこと。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	型	種別	変数名
22	建物・住宅に関する事項	2					
23	住宅の種類	3	46	1			JUTAKU_KIND
24							
25							
26							

⑭ 対象

データ項目が存在するデータの範囲を示す。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	型	種別	変数名	対象
27	建物の階数	3	47	1			KATSUU	共同住宅 (JUTAKU_KIND="3")
28								
29								
30								
31								
32								

⑮ 符号

データ項目で用いられている符号のすべてを示す。「型」欄で「1」から「4」までに該当するデータ項目についても、当該データ項目で符号を一部のレコードについて用いている場合は、当該用いられている符号のすべてを示す。

データ値として用いる符号が多く、符号表内に列記することが適当ではないと判断される場合は、別のシート又は別のファイルとして記録し、符号表において参照するものとする。

【記述上の注意】

- ・ 符号は行を分けて記述し、符号間に空白行を挿入しないこと。
- ・ 符号として空白（スペース）を表現するときは、当該空白（スペース）が全角・半角のいずれの場合も「△」（全角文字）とし、複数の空白（スペース）を表現する場合は、当該空白（スペース）数分の「△」を記述すること。
- ・ 「不詳」を意味する符号は、「V」（半角大文字）とすること。なお、複数桁数の場合、桁数分「V」を記述することも可能とする。
- ・ データ値がすべて符号以外の可変的な値の場合は、無記入とすること。
- ・ データ値として用いる符号が多く、別のシート又は別のファイルを参照する場合は、「外部参照」と記述すること。
- ・ データ値として用いる符号が他のデータ項目と組み合わせて用いるコードの一部となっている場合、当該コードを構成する複数のデータ項目を包括する抽象項目を設け、当該抽象項目の「符号」に「外部参照」と記述し、別のシート又は別のファイルを参照すること。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	型	変数名	対象	符号
27	建物の階数	3	47	1		KAISUU	共同住宅 (JUTAKU_KIND="3")	1
28								2
29								3
30								4
31								5
32								△
84	所在地コード	3	81	5				外部参照
85	町丁字名・地番	3	86	22	5			
86	面積	3	108	8	1			VVVVVVVV

⑩ 符号内容

「符号」欄と対になる属性で、「符号」に列挙する各符号に対応する当該符号の意味・内容を示す。

【記述上の注意】

- ・ 対応する符号の行に当該符号の意味・内容を記述すること。
- ・ 外部参照の場合、参照先ファイルが符号表のファイルと同一フォルダに置かれることを前提として、又は参照先シートが符号表のファイル内の別シートであることを前提として、[ファイル名. 拡張子]. シート名 の形式で記述すること。この場合、参照先ファイルが一のシートのみで構成されているスプレッドシート又はCSVファイルのときは、「. シート名」は省略可能とする。また、参照先シートが同一ファイル内の別シートであるときは、「ファイル名. 拡張子」を省略し、[]. シート名 の形式での記述を可能とする。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	型	符号	符号内容	
27	建物の階数	3	47	1		1	1・2階	
28						2	3～5階	
29						3	6～10階	
30						4	11～14階	
31						5	15階以上	
32						△	対象外	
84	所在地コード	3	81	5		外部参照	[]. 地域コード	
85	町丁字名・地番	3	86	22	5			
86	面積	3	108	8	1	VVVVVVVV	不詳	

⑰ 備考

各データ項目に係る属性の補足その他の留意すべき事項について示す。

【記述上の注意】

- ・データ値が数値である場合及び数値又は数値階級の符号である場合は、その単位を「単位：千円」の例に倣って記述すること。

【記述例】

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	型	符号	符号内容	備考
27	建物の階数	3	47	1		1	1・2階	
28						2	3～5階	
29						3	6～10階	
30						4	11～14階	
31						5	15階以上	
32						△	対象外	
33	所在地コード	3	151	5		外部参照	[]. 地域コード	
34	町丁字名・地番	3	156	22	5			漢字10文字以内
35	面積	3	178	8	1	VVVVVVVV	不詳	単位：㎡

2-4 外部参照先

符号の外部参照先は、当該符号表のファイルと同一フォルダに置かれるスプレッドシート若しくはCSVファイル又は当該符号表のファイル（スプレッドシートに限る。）内の別シートとし、符号の外部参照を行うデータ項目1項目に当たり1ファイル又は1シートとする。

【記述上の注意】

- ・第1行から記述し、第1列に符号、第2列に符号内容を記述すること。なお、第3列以降は備考その他の任意の項目を記述することができる。
- ・上記にかかわらず、複数のデータ項目を包括する抽象項目において外部参照するときは、当該データ項目の順に第1列からデータ項目数の列までそれぞれ符号を記述し、次の列に符号内容を記述すること。
- ・符号は行を分けて記述すること。
- ・符号間に空白行を挿入しないこと。
- ・外部参照しないこと。

- ・CSV形式の場合は、区切り文字を「,」（半角カンマ）とし、引用符は用いないこと。

【記述例】

（その１）一般的な外部参照先の記述例

01000	北海道	ほっかいどう		
01100	札幌市	さっぽろし		
01101	中央区	ちゅうおうく		
01102	北区	きたく		
01103	東区	ひがしく		
01104	白石区	しろいしく		
01105	豊平区	とよひらく		
01106	南区	みなみく		
01107	西区	にしく		
01108	厚別区	あつべつく		
01109	手稲区	ていねく		
01110	清田区	きよたく		
01202	函館市	はこだてし		
01203	小樽市	おたるし		

（その２）複数のデータ項目を包括する抽象項目において外部参照するときの外部参照先の記述例

<符号表>

行番号	項目名	階層	位置	バイト数	型	種別	変数名	符号	符号内容
12	地域コード	1						外部参照	[]. 地域コード
13	都道府県	2	25	2		1 KEN			
14	市区町村	2	27	3		1 CITY			

<外部参照先>

01		北海道	ほっかいどう		
01	100	札幌市	さっぽろし		
01	101	中央区	ちゅうおうく		
01	102	北区	きたく		
01	103	東区	ひがしく		
01	104	白石区	しろいしく		
01	105	豊平区	とよひらく		
01	106	南区	みなみく		
01	107	西区	にしく		
01	108	厚別区	あつべつく		
01	109	手稲区	ていねく		
01	110	清田区	きよたく		
01	202	函館市	はこだてし		
01	203	小樽市	おたるし		

統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目

各府省が提供する統計調査、統計調査以外の方法により作成する基幹統計、業務統計及び加工統計の統計に係るホームページについては、次のとおり、共通メニュー及び共通掲載項目によるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共通化を図る（下線部は掲載必須メニュー及び掲載必須項目）。その際には、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（2010 年（平成 22 年）3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を踏まえるものとする。

(1) 統計調査

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等
<u>調査の概要</u>	<u>調査の目的</u>	統計調査の目的を記述。 （目的には調査の名称を含む。基幹統計調査の場合は、どの基幹統計を作成するために行うかを記載。）
	調査の沿革	統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。
	調査の根拠法令	統計調査の実施に係る根拠法令を記述。
	<u>調査の対象</u>	統計調査の対象範囲及び調査対象数を記述。
	抽出方法	標本調査における抽出方法を記述。
	<u>調査事項</u>	統計調査における調査事項を記述。
	調査票	調査票の画像ファイル等を添付。
	<u>調査の時期</u>	調査期日及び具体的な調査期間を記述。
	<u>調査の方法</u>	統計調査の実施系統、調査手法等を記述。
	（その他）	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
<u>調査の結果</u>	<u>用語の解説</u>	調査の結果に用いる主要な用語の定義・

		解説を記述。
	結果の概要	調査の結果の概要を記述。
	推計方法	標本調査における結果数値の推計方法を記述。
	利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。
	正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。
	統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。
	利活用事例	調査結果の利活用又は利用活用を予定している事例を掲載。
	(その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
<u>公表予定</u>		統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目途に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。
Q & A		統計調査に関するよくある質問を記述。
<u>問い合わせ先</u>		利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。なお、基幹統計調査の場合はかたり調査の通報先及びそのような内容も受け付けている旨も併せて記述。
(過去情報)		「平成〇年△△統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。
(その他)		上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。

(※)「用語の解説」は平成21年度以降掲載必須メニュー。

(2) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計、業務統計及び加工統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等
<u>統計の概要</u>	<u>統計の目的</u>	統計の目的を記述。
	統計の沿革	統計の経緯、変遷、沿革等を記述。
	統計の作成方法	統計の作成方法を記述。
	(その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
<u>集計結果又は推計結果</u>	<u>用語の解説</u>	集計結果又は推計結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。
	結果の概要	集計結果又は推計結果の概要を記述。
	<u>利用上の注意</u>	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。
	<u>正誤情報</u>	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。
	<u>統計表一覧</u>	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。
	利活用事例	集計結果又は推計結果の利活用又は利用活用を予定している事例を掲載。
	(その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。
<u>公表予定</u>		統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目途に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。
<u>問い合わせ先</u>		利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。
(過去情報)		「平成〇年△△統計」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。
(その他)		上記に掲げるほか、ポスター、パンフレ

	ットの画像ファイル等、各統計の特性等 に応じて、適宜、任意の項目を掲載。
--	---

(※ 1) 「用語の解説」は平成 21 年度以降掲載必須メニュー。

(※ 2) 業務統計で調査の結果により統計を作成している場合は、(1) の共通メニューに準じる。

ホームページにおける政府統計公表予定掲載規準

各府省のホームページに掲載する政府統計の公表予定（公表後は公表日及び公表実績。以下同じ。）は、「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）のほか、本規準に基づくものとする。

I. 総則

各府省は、本規準に定める事項に基づき、作成する統計の公表予定を公表予定日の 3 か月前までを目途に自府省のホームページに掲載し、実際の公表日まで、変更の都度更新するものとする。

公表予定に係る情報を記録するファイル（以下「公表予定掲載ファイル」という。）は、W3C（The World Wide Web Consortium）勧告の XML バージョン 1.0 に準拠する XML 形式で作成し、当該ファイルのインターネット上の所在箇所を所要の手續に基づき政府統計の総合窓口（e-stat）に登録するとともに、各府省のホームページにおいて、スタイルシート（XSLT（Extensible Stylesheet Language Transformations）文書）を用いて提供するものとする。

なお、公表予定掲載ファイルは、公表後少なくとも 3 か月間、上記の各府省が政府統計の総合窓口（e-stat）に登録した所在箇所に保管するものとする。また、公表予定掲載ファイルに掲載する公表予定に係る情報は、政府統計の総合窓口（e-stat）において定期的に自動収集し、これら的加工及び調製の上、政府統計に係る公表予定の一覧その他公表予定の検索機能を政府統計の総合窓口（e-stat）において提供するものとする。

II. 公表予定掲載ファイルの名称規則

公表予定掲載ファイルの名称は、「e-stat_」（半角文字（大文字・小文字は問わない。））を冒頭に用い、それ以降の文字列は、各府省が定める任意のものとする。また、ファイルの拡張子は、「.xml」とする。

【例】 e-stat_国勢調査.xml

III. 公表予定掲載ファイルの記法

公表予定掲載ファイルは、XML 宣言、スタイルシート適用記述及び XML 要素により構成し、それぞれ次に掲げる記法に準拠して記述するものとする。

1. XML 宣言

XML 宣言は、当該文書が XML 文書であることを示す。

XML 宣言は、必ず文書の先頭に記述し、その前に改行や空白その他の文字

及び文字列を挿入してはならない。

【記述例】 `<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS" ?>`

2. スタイルシート適用記述

スタイルシート適用記述は、当該XML文書のスタイルシートの形式及びファイル名を示す。

【記述例】 `<?xml-stylesheet type="text/xsl" href="e-stat_pop.xsl" ?>`

3. XML要素

XML要素は、当該XML文書の対象とする政府統計及び公表予定並びに公表実績に係る各種情報を示す。

(1) ルートタグ

XML宣言とスタイルシート適用記述を除く全体をルートタグで囲む。

【タグ】 `<e-stat>`

【記述形式】

```
<e-stat>
  <!--政府統計コードタグセットを囲む-->
</e-stat>
```

(2) 政府統計コードタグ

当該XML文書において公表対象とする政府統計のコード及び名称を属性として記述する。政府統計コードを半角数字で id 属性に、名称を全角文字で name 属性にそれぞれ記述する。名称は必ずしも政府統計コードに対応する正式名称でなくともよく、実施年等を含めた公表上用いる通称で記述する。

なお、同一のXML文書内で複数の政府統計に係る公表日情報を記述する場合は、ルートタグで囲む範囲内に、政府統計コードタグの開始と終了を繰り返すものとする。

【タグ】 `<os_code id = "" name = "">`

【記述形式】

```
<os_code id="" name="">
  <!--公表分類タグセットを囲む-->
</os_code>
```

【記述例】 `<os_code id="00200330" name="平成17年国勢調査">`

(3) 公表分類タグセット

当該XML文書において公表対象とする政府統計の集計区分等の公表分類について、公表分類1(class_1)から公表分類5(class_5)までのタグの階層により記述する。各公表分類の名称は、各タグのname属性に記述する。下位の階層となる公表分類が存在しない場合は、当該分類に係るタグを省略し、又はname属性の記述を省略することができる。

同一のXML文書内で、同一の政府統計に関して複数の分類に係る公表予定日情報を記述する場合は、政府統計コードタグで囲まれた中に、分類タグセットを繰り返して記述する。

【タグ】 <class_? name=""> ※ ? = 1, 2, 3, 4, 5 (半角数字)

【記述形式】

```
<class_1 name="">
  <class_2 name=""></class_2>
  <class_3 name=""></class_3>
  <class_4 name=""></class_4>
  <class_5 name=""></class_5>
  <!--公表情報タグセットを囲む-->
</class_1>
```

【記述例】 <class_1 name="第1次基本集計">

<class_2 name="全国">

<class_3 name=""> ※ 省略可

<class_4 name=""> ※ 省略可

<class_5 name=""> ※ 省略可

(4) 公表情報タグセット

当該XML文書において公表対象とする政府統計の各公表分類に係る公表予定(公表日以降は公表日)及び公表実績を以下に基づく公表予定タグセット及び公表実績タグセットにより記述する。

(4-1) 公表予定タグセット

公表対象とする政府統計の各公表分類に係る公表予定年月日を次に掲げる3つのタグにより年、月、日に分けて記述し、実際の公表日まで変更が発生する都度、更新する。なお、年は西暦表記とする。

なお、公表予定年及び公表予定月の各タグは省略することができず、公表予定日のタグは、公表月を特定でき、かつ、具体的な日付を特定できな

いは、省略することができる。

【記述形式】

```
<release_year> </release_year>
<release_month> </release_month>
<release_day> </release_day>
```

① 公表年

公表予定年月日の年部分を示す。

【タ グ】 <release_year>

【記述例】 <release_year>2005</release_year>

② 公表月

公表予定年月日の月部分を示す。

【タ グ】 <release_month>

【記述例】 <release_month>4</release_month>

③ 公表日

公表予定年月日の日部分を示す。具体的な日付のほか、「上旬」、「中旬」、「下旬」、「末」及び「頃」の文字又は文字列を記述することができる。

【タ グ】 <release_day>

【記述例】

ア 公表予定日を特定できる場合及び公表日を迎えた場合

<release_day>1</release_day> ※例 2005 年 4 月 1 日

イ 公表予定日が特定できる段階になく、公表月の上・中・下旬又は月末を示す場合

<release_day>上旬</release_day> ※例 2005 年 4 月上旬

<release_day>中旬</release_day> ※例 2005 年 4 月中旬

<release_day>下旬</release_day> ※例 2005 年 4 月下旬

<release_day>末</release_day> ※例 2005 年 4 月末

ウ 公表日が特定できる段階になく、公表月についても一定の変動幅があることを示したい場合

<release_day>頃</release_day> ※例 2005 年 4 月頃

(4-2) 公表実績タグセット

公表対象とする政府統計の各公表分類に係る公表実績（提供実績）を以下に基づく官報情報タグセット、インターネット情報タグセット、刊行物情報タグセット及び閲覧情報タグセットにより記述する。基幹統計については原則として、その他の統計については可能な限り公表実績タグセットを記述するものとする。

(4-2-1) 官報情報タグセット

官報に公表内容を掲載した場合に官報告示番号及び官報告示年月日を次に掲げるタグにより記述する。官報に公表内容を掲載しない又は掲載していない場合は、当該タグセットを省略することができる。

【記述形式】

```
<kokuji_number> </kokuji_number>
<kokuji_year> </kokuji_year>
<kokuji_month> </kokuji_month>
<kokuji_day> </kokuji_day>
```

① 官報告示番号

【タ グ】 <kokuji_number>

【記述例】 <kokuji_number>総務省告示第1号</kokuji_number>

② 官報告示年

官報告示年月日の年部分を示す。

【タ グ】 <kokuji_year>

【記述例】 <kokuji_year>2005</kokuji_year>

③ 官報告示月

官報告示年月日の月部分を示す。

【タ グ】 <kokuji_month>

【記述例】 <kokuji_month>4</kokuji_month>

④ 官報告示日

官報告示年月日の日部分を示す。

【タ グ】 <kokuji_day>

【記述例】 <kokuji_day>10</kokuji_day>

(4-2-2) インターネット情報タグセット

インターネット（各府省のホームページ）に公表内容を掲載した場合、

当該統計の公表分類に係る統計表一覧のURL（Uniform Resource Locators）及びインターネットへの掲載年月日を次に掲げるタグにより記述する。

【記述形式】

```
<internet_url> </internet_url>
<internet_year> </internet_year>
<internet_month> </internet_month>
<internet_day> </internet_day>
```

① URL

インターネットで提供する当該統計の公表分類に係る統計表一覧のURLを示す。インターネットで提供していない場合は、当該タグセットを省略することができる。

【タ グ】 <internet_url>

【記述例】 <internet_url>http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon1/00/hyodai.htm</internet_url>

② 掲載年

インターネットでの掲載年月日の年部分を示す。

【タ グ】 <internet_year>

【記述例】 <internet_year>2005</internet_year>

③ 掲載月

インターネットでの掲載年月日の年部分を示す。

【タ グ】 <internet_month>

【記述例】 <internet_month>4</internet_month>

④ 掲載日

インターネットでの掲載年月日の日部分を示す。

【タ グ】 <internet_day>

【記述例】 <internet_day>1</internet_day>

(4-2-3) 刊行物情報タグセット

刊行物を発行した場合、当該刊行物の名称及び発行年月日を次に掲げるタグにより記述する。刊行物を発行しない又は発行していない場合は、当該タグセットを省略することができる。

【記述形式】

<pre><publication_name> </publication_name> <publication_year> </publication_year> <publication_month> </publication_month> <publication_day> </publication_day></pre>
--

① 刊行物名称

発行した刊行物の名称を示す。

【タ グ】 <publication_name>

【記述例】 <publication_name>全国都道府県市区町村別人口及び世帯数（確定数）第一巻 人口総数</publication_name>

② 発行年

発行年月日の年部分を示す。

【タ グ】 <publication_year>

【記述例】 <publication_year>2005</publication_year>

③ 発行月

発行年月日の月部分を示す。

【タ グ】 <publication_month>

【記述例】 <publication_month>10</publication_month>

④ 発行日

発行年月日の日部分を示す。

【タ グ】 <publication_day>

【記述例】 <publication_day>25</publication_day>

(4-2-4) 閲覧情報タグセット

閲覧に供する場合、閲覧場所並びに閲覧期間を次に掲げるタグにより記述する。閲覧に供しない又は閲覧に供していない場合は、当該タグセットを省略することができる。

【記述形式】

<pre><viewing_place> </viewing_place> <viewing_period> </viewing_period></pre>
--

① 閲覧場所

閲覧の場所を示す。

【タ グ】 <viewing_place>

【記述例】 <viewing_place>総務省統計図書館</viewing_place>

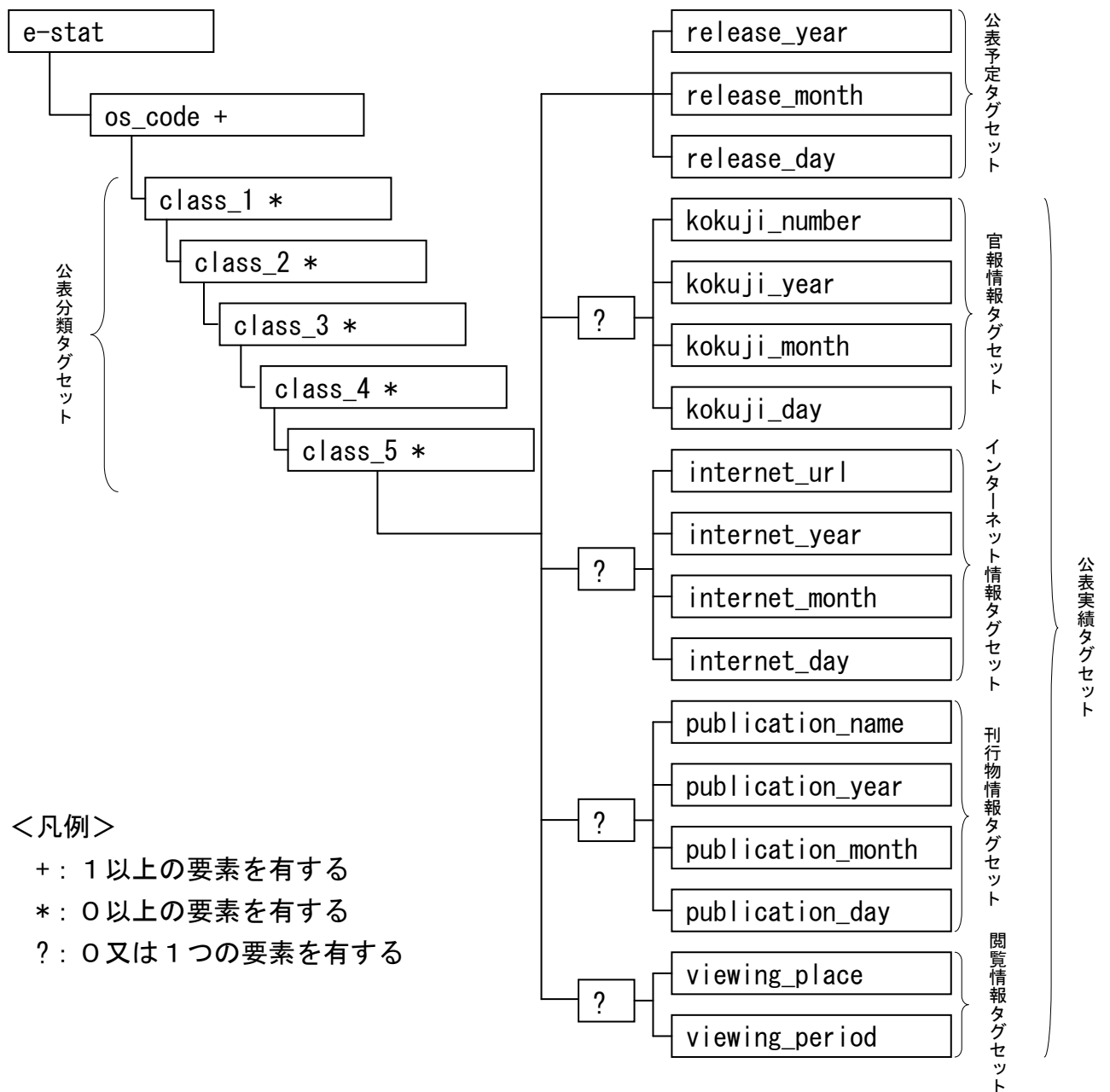
② 閲覧期間

閲覧の期間を示す。

【タ グ】 <viewing_period>

【記述例】 <viewing_period>2005年4月25日以降</viewing_period>

4. XML要素の階層図



最適化効果指標・サービス指標一覧
(統計調査等業務)

2006 年 (平 成 18 年) 6 月 30 日
各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定
2007 年 (平 成 19 年) 8 月 31 日 改 定
2008 年 (平 成 20 年) 8 月 29 日 改 定
2009 年 (平 成 21 年) 8 月 31 日 改 定
2010 年 (平 成 22 年) 8 月 31 日 改 定
2011 年 (平 成 23 年) 9 月 14 日 改 定
2012 年 (平 成 24 年) 9 月 7 日 改 定

1. 最適化効果指標

(1) 最適化共通効果指標

①経費削減 (単位:千円)

総括表((ア)+(イ))

	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
最適化実施前の経費 (a)	5,164,100	5,164,100	5,164,100	5,164,100	5,164,100	5,164,100	5,164,100	5,164,100
(a')	15,300	2,018,850	2,131,200	2,715,500	3,903,100	4,445,400	4,445,400	4,446,400
最適化実施後の経費(試算値) (b)	0	1,446,660	1,485,838	1,870,538	2,579,538	2,982,638	2,804,138	2,804,138
削減経費(目標値) ((a')-(b))	15,300	572,191	645,362	844,962	1,323,562	1,462,762	1,641,262	1,642,262
最適化実施後の経費(実績値) (c)	0	1,342,769	1,477,085	1,891,061	2,931,891	2,735,041		
削減経費(実績値) ((a')-(c))	15,300	676,081	654,115	824,439	971,209	1,710,359		

備考	削減経費(目標値)は上記の2013年度の16.4億円に、内閣府(府省別計画)の削減経費(目標値)204,000千円を追加した18.4億円となる。(なお、内閣府の削減経費(目標値)は、2015年度に発現する予定。)
----	--

(内 訳)

(ア) 共通計画

	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
最適化実施前の経費 (a)	1,187,600	1,187,600	1,187,600	1,187,600	1,187,600	1,187,600	1,187,600	1,187,600
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	-	-	709,000	709,000	709,000	709,000
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	-	-	478,600	478,600	478,600	478,600
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	-	-	1,155,221	1,072,467		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	-	-	32,379	115,133		

備考	共通計画に基づき整備する政府統計共同利用システムは、2008年4月から運用している。 各府省の移行対象としていたシステムの移行スケジュールの見直し等により目標値には及ばなかったが、本最適化計画は23年度以降も継続的に取り組むことにより、引き続きシステムの集約化等を行うことで削減経費の増加が期待される。
----	--

(イ) 府省別計画

	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
最適化実施前の経費 (a)	3,976,500	3,976,500	3,976,500	3,976,500	3,976,500	3,976,500	3,976,500	3,976,500
(a')	15,300	2,018,850	2,131,200	2,715,500	2,715,500	3,257,800	3,257,800	3,258,800
最適化実施後の経費(試算値) (b)	0	1,446,660	1,485,838	1,870,538	1,870,538	2,273,638	2,095,138	2,095,138
削減経費(目標値) ((a')-(b))	15,300	572,191	645,362	844,962	844,962	984,162	1,162,662	1,163,662
最適化実施後の経費(実績値) (c)	0	1,342,769	1,477,085	1,891,061	1,776,670	1,662,574		
削減経費(実績値) ((a')-(c))	15,300	676,081	654,115	824,439	938,830	1,595,226		

備考	最適化実施前の経費(a')は、共通計画に基づき重複して発生する削減効果を減じている。 削減経費(目標値)は上記の2013年度の11.6億円に、内閣府(府省別計画)の削減経費(目標値)204,000千円を追加した13.6億円となる。(なお、内閣府の削減経費(目標値)は、2015年度に発現する予定。)
----	--

((イ)府省別計画の内訳)

○人事院

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	-	-	-	-	-	0
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	-	-	-	-	-	1,000
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	-	-	-	-	-	-
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	-	-	-	-	-	-

備考	
----	--

○内閣府

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	-	-	-	-	-	-
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	-	-	-	-	-	-
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	-	-	-	-	-	-
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	-	-	-	-	-	-

備考	「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)2月28日内閣府本府情報化推進委員会決定、2010年(平成22年)8月19日最終改定)に掲げる効果に含まれる。 最適化工程が変更となったため、経費削減は2015年度からとなる予定。(削減経費(目標値):204,000千円)
----	--

○総務省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	168,200	168,200	168,200	168,200	168,200	168,200	168,200	168,200
(a)	800	1,400	3,500	168,200	168,200	168,200	168,200	168,200
最適化実施後の経費(試算値) (b)	0	0	0	141,400	141,400	141,400	141,400	141,400
削減経費(目標値) ((a)-(b))	800	1,400	3,500	26,800	26,800	26,800	26,800	26,800
最適化実施後の経費(実績値) (c)	0	0	0	117,100	102,809	102,809		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	800	1,400	3,500	51,100	65,391	65,391		

備考	
----	--

(総務省の内訳)

・統計局LANの総務省LANへの統合

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	164,700	164,700	164,700	164,700	164,700	164,700	164,700	164,700
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	-	141,400	141,400	141,400	141,400	141,400
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	-	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	-	117,100	102,809	102,809		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	-	47,600	61,891	61,891		

備考	
----	--

・統計情報FAXサービスシステムの廃止

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	0	0	0	0	0	0
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	0	0	0	0		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	2,100	2,100	2,100	2,100		

備考	
----	--

・統計情報インデックスの刊行業務の廃止

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	600	600	600	600	600	600	600	600
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	0	0	0	0	0	0	0
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	600	600	600	600	600	600	600
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	0	0	0	0	0		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	600	600	600	600	600		

備考

・日本統計月報の刊行業務の廃止

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	800	800	800	800	800	800	800	800
最適化実施後の経費(試算値) (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
削減経費(目標値) ((a)-(b))	800	800	800	800	800	800	800	800
最適化実施後の経費(実績値) (c)	0	0	0	0	0	0		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	800	800	800	800	800	800		

備考

○財務省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600	419,600
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	-	243,300	243,300	243,300	243,300	243,300
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	-	176,300	176,300	176,300	176,300	176,300
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	-	373,600	326,200	326,100		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	-	46,000	93,400	93,500		

備考

「税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月28日財務省情報化推進委員会決定)に掲げる効果に含まれる。

○文部科学省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000
(a')	-	36,750	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000	147,000
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	13,060	52,238	52,238	52,238	52,238	52,238	52,238
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	23,691	94,762	94,762	94,762	94,762	94,762	94,762
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	3,969	146,485	128,961	128,961	128,961		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	32,781	515	18,039	18,039	18,039		

備考

「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月27日文部科学省行政情報化推進委員会決定)に掲げる効果に含まれる。
2007年度は、最適化実施分(1月～3月)のみ計上((a'))は3ヶ分に相当する最適化実施前の経費)

○厚生労働省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
最適化実施後の経費(試算値) (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
削減経費(目標値) ((a)-(b))	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
最適化実施後の経費(実績値) (c)	0	0	0	0	0	0		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000		

備考

○農林水産省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	1,966,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200	1,966,200
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	1,433,600	1,433,600	1,433,600	1,433,600	1,376,700	1,198,200	1,198,200
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	532,600	532,600	532,600	532,600	589,500	768,000	768,000
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	1,338,800	1,330,600	1,271,400	1,218,700	745,200		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	627,400	635,600	694,800	747,500	1,221,000		

備考	「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」(2006年(平成18年)3月17日農林水産省行政情報化推進委員会決定、2010年(平成22年)12月17日改定)に掲げる効果に含まれる。注1:2007年度において効果は定常化している。注2:2011年度にシステムを更新。							
----	---	--	--	--	--	--	--	--

○経済産業省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000
最適化実施後の経費(試算値) (b)	-	-	-	-	-	460,000	460,000	460,000
削減経費(目標値) ((a)-(b))	-	-	-	-	-	260,000	260,000	260,000
最適化実施後の経費(実績値) (c)	-	-	-	-	-	359,504		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	-	-	-	-	-	360,496		

備考	府省別計画(経済産業省)に基づき整備する経済産業省調査統計システムは、2009年度から順次運用を開始し、2010年度までに本格運用に移行する。							
----	---	--	--	--	--	--	--	--

○国土交通省

	初年度目 2006年度	2年度目 2007年度	3年度目 2008年度	4年度目 2009年度	5年度目 2010年度	6年度目 2011年度	7年度目 2012年度	8年度目 2013年度
最適化実施前の経費 (a)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
最適化実施後の経費(試算値) (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
削減経費(目標値) ((a)-(b))	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
最適化実施後の経費(実績値) (c)	0	0	0	0	0	0		
削減経費(実績値) ((a)-(c))	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500		

備考								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

②削減業務処理時間 (単位:時間)

総括表((ア)+(イ))

	2005年度	2015年度			
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	9,464,240	5,630,856	3,833,384		
金額換算(千円)(3,125円/時間)	29,575,750	17,596,425	11,979,325		

備考					
----	--	--	--	--	--

(内 訳)

(ア) 共通計画

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	9,464,240	8,307,360	1,156,880	8,249,056	1,215,184
金額換算(千円)(3,125円/時間)	29,575,750	25,960,500	3,615,250	25,778,300	3,797,450

備考	・最適化実施前の業務処理時間は、統計調査等業務全体の業務処理時間を示しており、内訳の「外部資源の活用」においても同時間を用いているため、内訳の合計とは一致しない。 ・最適化実施後の業務処理時間は、内訳の削減業務処理時間の合計を最適化実施前の業務処理時間から差し引いたものであり、内訳の合計とは一致しない。				
----	---	--	--	--	--

(ア) 共通計画の内訳
・各府省共同利用型システムの整備

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	681,440	657,760	23,680	682,160	-720
金額換算(千円)(3,125円/時間)	2,129,500	2,055,500	74,000	2,131,750	-2,250

備考	
----	--

・各府省共同利用型システムの運用管理業務の独法化

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	15,360	0	15,360	0	15,360
金額換算(千円)(3,125円/時間)	48,000	0	48,000	0	48,000

備考	
----	--

・外部資源の活用

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	9,464,240	8,346,400	1,117,840	8,263,696	1,200,544
金額換算(千円)(3,125円/時間)	29,575,750	26,082,500	3,493,250	25,824,050	3,751,700

備考	最適化実施前の業務処理時間は、統計調査等業務全体の業務処理時間を用いている。
----	--

(イ) 府省別計画

	2005年度	2015年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	9,464,240	6,787,736	2,676,504		
金額換算(千円)(3,125円/時間)	29,575,750	21,211,675	8,364,075		

備考	・最適化実施前の業務処理時間は、統計調査等業務全体の業務処理時間を示しているため、各府省別計画の合計とは一致しない。 ・最適化実施後の業務処理時間は、内訳の削減業務処理時間の合計を最適化実施前の業務処理時間から差し引いたもの(共通計画と重複する分は調整)であり、内訳の合計とは一致しない。
----	---

((イ) 府省別計画の内訳)

○内閣府

	2005年度	2015年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	112,430	90,030	22,400		
金額換算(千円)(3,125円/時間)	351,344	281,344	70,000		

備考	・経済財政政策関係業務等に必要なシステムのオープン化に係るものである。 ・「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)2月28日内閣府本府情報化推進委員会決定、2010年(平成22年)8月19日最終改定)に掲げる効果に含まれる。
----	---

○総務省

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	3,040	0	3,040	0	3,040
金額換算(千円)(3,125円/時間)	9,500	0	9,500	0	9,500

備考	業務処理時間は、内訳の最適化対象業務に係るものである。
----	-----------------------------

(総務省の内訳)
・統計局LANの総務省LANへの統合

	2005年度		2011年度		
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	1,920	0	1,920	0	1,920
金額換算(千円)(3,125円/時間)	6,000	0	6,000	0	6,000

備考	
----	--

・統計情報FAXサービスシステムの廃止

	2005年度		2011年度		
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	240	0	240	0	240
金額換算(千円)(3,125円/時間)	750	0	750	0	750

備考	
----	--

・統計情報インデックスの刊行業務の廃止

	2005年度		2011年度		
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	480	0	480	0	480
金額換算(千円)(3,125円/時間)	1,500	0	1,500	0	1,500

備考	
----	--

・日本統計月報の刊行業務の廃止

	2005年度		2011年度		
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	400	0	400	0	400
金額換算(千円)(3,125円/時間)	1,250	0	1,250	0	1,250

備考	
----	--

○外務省

	2005年度		2011年度		
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	560	80	480	80	480
金額換算(千円)(3,125円/時間)	1,750	250	1,500	250	1,500

備考	・在留邦人統計における補正調査結果の入力機能追加・統計作成機能の拡充に係るものである。 ・「領事業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月30日外務省行政情報化推進委員会決定、2010年(平成22年)4月12日改定)に掲げる効果に含まれる。
----	---

○財務省

	2005年度		2011年度		
	最適化実施前の 業務処理時間 (a)	最適化実施後の 業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理 時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の 業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理 時間(実績値) ((a)-(c))
時間	88,400	47,200	41,200	47,100	41,300
金額換算(千円)(3,125円/時間)	276,250	147,500	128,750	147,188	129,063

備考	・貿易統計システムの最適化に係るものである。 ・「税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月28日財務省情報化推進委員会決定)に掲げる効果に含まれる。
----	--

○文部科学省

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	5,952	3,448	2,504	3,877	2,075
金額換算(千円)(3,125円/時間)	18,600	10,775	7,825	12,115	6,485

備考	・本省情報基盤システムの刷新に係るものである。 ・「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月27日文部科学省行政情報化推進委員会決定)に掲げる効果に含まれる。
----	---

○厚生労働省

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	1,440	0	1,440	0	1,440
金額換算(千円)(3,125円/時間)	4,500	0	4,500	0	4,500

備考	雇用状況実態調査及び年金数理基礎調査に係るものである。
----	-----------------------------

○農林水産省

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	8,161,000	4,755,000	3,406,000	4,755,000	3,406,000
金額換算(千円)(3,125円/時間)	25,503,125	14,859,375	10,643,750	14,859,375	10,643,750

備考	・農林水産統計システムの最適化に係るものである。 ・「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」(2006年(平成18年)3月17日農林水産省行政情報化推進委員会決定、2010年(平成22年)12月17日改定)に掲げる効果に含まれる。
----	--

○経済産業省

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	1,000,000	968,000	32,000	961,600	38,400
金額換算(千円)(3,125円/時間)	3,125,000	3,025,000	100,000	3,005,000	120,000

備考	経済産業省調査統計システムへのシステム刷新に係るものである。
----	--------------------------------

○国土交通省

	2005年度	2011年度			
	最適化実施前の業務処理時間 (a)	最適化実施後の業務処理時間 (試算値)(b)	削減業務処理時間(目標値) ((a)-(b))	最適化実施後の業務処理時間 (実績値)(c)	削減業務処理時間(実績値) ((a)-(c))
時間	1,600	0	1,600	0	1,600
金額換算(千円)(3,125円/時間)	5,000	0	5,000	0	5,000

備考	船舶船員統計調査に係るものである。
----	-------------------

(2) 最適化個別効果指標

主要課題	最適化の実施内容	最適化個別効果指標	計算式	備考
国民・企業の利便性向上	政府統計の総合窓口(e-Stat)のユーザビリティの改善	政府統計の総合窓口(e-Stat)利用者満足度	「満足」、「ほぼ満足」とした回答数 ÷ 「全有効回答数」 × 100	
	政府統計オンライン調査総合窓口(オンライン調査システム)のユーザビリティの改善	政府統計オンライン調査総合窓口(オンライン調査システム)利用者満足度	「満足」、「ほぼ満足」とした回答数 ÷ 「全有効回答数」 × 100	
統計調査の結果精度の向上	事業所母集団データベースの機能改善	事業所母集団データベースの利用による統計調査の結果精度の向上(母集団情報の充実)	-	

① 最適化個別効果指標名	政府統計の総合窓口(e-Stat)利用者満足度			
計算式	「満足」、「ほぼ満足」とした回答数 ÷ 「全有効回答数」 × 100			
単位	%			

			初年度目	2年度目	3年度目
			2011年度	2012年度	2013年度
	目標	値	-	-	75
	実績	値	-	-	-
		算出式	-	-	-

② 最適化個別効果指標名	政府統計オンライン調査総合窓口(オンライン調査システム)利用者満足度			
計算式	「満足」、「ほぼ満足」とした回答数 ÷ 「全有効回答数」 × 100			
単位	%			

			初年度目	2年度目	3年度目
			2011年度	2012年度	2013年度
	目標	値	-	-	75
	実績	値	-	-	-
		算出式	-	-	-

③ 最適化個別効果指標名	事業所母集団データベースの利用による統計調査の結果精度の向上(母集団情報の充実)			
単位	件数			

			初年度目	2年度目	3年度目
			2011年度	2012年度	2013年度
	目標	値	-	-	4
	実績	値	-	-	-
		算出式	-	-	-

※1:2013年度目標値件数の内訳

- ・経済センサス
- ・工業統計調査
- ・商業統計調査
- ・商業・法人登記情報

上記に加え2013年度以降の目標値については研究会等の検討結果を踏まえ設定する。

各府省共同利用型システム機能要件

目 次

標準地域コード管理システム	15
1 廃置分合等情報登録機能	15
2 標準地域コード公表事務支援機能	16
(1) 廃置分合及び名称変更状況管理機能	16
(2) 官報告示支援機能	16
(3) 印刷用情報抽出機能	16
(4) Webサイト用データ抽出機能	16
3 標準地域コード情報検索機能	16
(1) 標準地域コード等検索機能	16
(2) 時点間廃置分合等検索機能	17
(3) 廃置分合等地図表示機能	17
(4) 市区町村数表示機能	17
(5) 最長・最短市区町村名検索機能	17
事業所・企業データベース	18
1 母集団情報管理機能	18
(1) 母集団情報更新機能	18
母集団情報	18
新設・改廃情報	19
所在地等情報	20
(2) 母集団情報照合機能	22
(3) 母集団情報提供機能	22
使用申請支援機能	22
母集団情報抽出機能	23
抽出母集団情報提供機能	23
(4) 母集団情報検索・集計機能	23
2 標本抽出機能	23
(1) 地点層化・抽出機能	23
層化設定機能	23
抽出条件設定機能	24
抽出機能	24
(2) 客体層化・抽出機能	24
母集団指定機能	24
層化設定機能	25
抽出条件設定機能	25
抽出機能	26

重複是正処理機能	26
被調査履歴登録指定機能	26
(3) 出力機能	26
抽出結果出力機能	26
推計用基礎数出力機能	27
是正対象一覧出力機能	27
提供機能	27
3 重複是正機能	27
(1) 是正チェック機能	27
所在地情報の整備	27
母集団情報等との照合	27
事業所コード等の付与	27
是正対象フラグの付与	28
調査候補名簿及び調査属性情報の登録	28
(2) 代替候補検索機能	28
(3) 是正基準管理機能	28
上限値設定機能	29
分布表出力機能	29
4 被調査履歴管理機能	29
(1) 被調査履歴更新機能	29
所在地情報の整備	29
母集団情報等との照合	29
事業所コード等の付与	29
被調査回数の更新	30
調査対象名簿及び調査結果名簿の登録	30
(2) 被調査履歴検索機能	30
5 運用管理機能	30
(1) 実績管理機能	30
母集団情報提供実績管理機能	30
標本抽出機能利用実績管理機能	30
重複是正実績管理機能	31
被調査履歴実績管理機能	31
(2) 処理状況管理機能	31
(3) 符号情報管理機能	31
(4) メンテナンス機能	31
調査項目標準化データベースシステム	32
1 調査項目メタデータ管理機能	32

2	調査票情報管理機能	33
3	調査項目・調査票情報提供機能	33
(1)	調査票別検索機能	33
	調査票情報の検索・閲覧機能	33
	調査票定義のダウンロード機能	34
	調査票イメージ表示機能	34
	調査項目メタデータへのリンク機能	34
(2)	調査項目別検索機能	34
	フリーワード検索機能	34
	分類検索機能	34
(3)	調査項目メタデータ参照機能	34
	調査項目メタデータ表示機能	34
	使用履歴の並べ替え機能	34
	調査票情報へのリンク機能	34
	オンライン調査システム	35
1	認証機能	35
(1)	調査対象者の認証	35
(2)	経由機関・調査実施機関の認証	36
(3)	運用管理機関の認証	36
2	オンライン調査機能	37
(1)	オンライン調査の方式	37
(2)	電子調査票のダウンロード	42
	電子調査票一覧の確認	42
	電子調査票のダウンロード	42
	電子調査票のパスワード設定	42
(3)	電子調査票	42
	オフライン入力	42
	保存・読込	42
	自動計算	42
	自動審査	43
	送受信	43
(4)	一括送信	43
	回答データの統合	43
	ファイルの送信	43
(5)	回答データの自動審査	43
(6)	格納データの修正	43
(7)	データのプレ・プリント方式（事前記入方式）	44

3	調査員機能	44
4	経由機関機能	44
	(1) 経由機関情報の管理	44
	(2) 調査員割当情報の管理	45
	(3) 電子調査票情報の管理	45
	(4) 受付状況の管理	45
	オンライン受付状況の管理	45
	受付状況の総合管理	45
	督促	45
	(5) データの管理	46
	データの格納	46
	参照・更新・削除	46
	ダウンロード	46
	(6) データの自動審査	46
	(7) 基礎表の作成	47
	(8) 特定帳票の作成	47
	(9) 業務処理の進ちょく管理	47
	(10) 業務処理の完了連絡	47
5	調査実施機関機能	47
	(1) 統計調査情報の管理	47
	(2) 経由機関情報の管理	48
	経由機関情報の登録	48
	下位の経由機関情報の登録依頼	48
	経由機関情報の更新・削除	48
	(3) 調査区情報の管理	48
	(4) 調査員割当情報の管理	48
	(5) 電子調査票情報の管理	48
	(6) 調査対象者情報の管理	49
	(7) プレ・プリント情報の管理	49
	(8) 受付状況の管理	49
	オンライン受付状況の管理	49
	受付状況の総合管理	50
	督促	50
	(9) データの管理	50
	データの格納	50
	参照・更新・削除	50
	ダウンロード	50
	自動ダウンロード	51

(10) データの自動審査	51
(11) 基礎表の作成	51
(12) 特定帳票の作成	51
(13) 業務処理の進ちょく管理	51
(14) 業務処理の完了連絡	52
6 運用管理機能	52
(1) 統計調査情報等の管理	52
(2) 電子調査票情報の管理	52
電子調査票情報の管理	52
電子調査票の管理	52
自動審査プログラムの設定	52
特定帳票プログラムの設定	52
(3) 業務処理の進ちょく管理	53
(4) 送付データの取得	53
7 オンライン調査体験機能	53
(1) ガイダンス機能	53
(2) オンライン調査体験機能	53
統計表管理システム	54
1 提供分類設定機能	54
(1) 登録機能	55
(2) 一括登録機能	55
(3) 更新機能	55
2 統計表管理機能	55
(1) 統計表情報一覧表示機能	55
提供分類選択機能	57
表示形式切替え機能	57
英語表示切替え機能	58
並び替え・抽出表示機能	58
フィールドの列幅変更機能	58
(2) 統計表新規登録機能	58
新規入力機能	58
統計表情報読込機能	59
統計表一覧登録機能	59
(3) 統計表更新機能	60
統計表情報の変更	60
統計表ファイルの差し替え・追加	60
統計表一覧、統計表情報及び統計表ファイルの削除	60

登録情報の復元	60
(4) 統計表一覧確定機能	61
(5) 統計表情報ダウンロード機能	61
3 統計表一覧ダウンロード機能	61
(1) 統計表一覧ファイル取得機能	61
(2) 統計表一覧作成機能	61
抽出条件設定機能	61
表示項目・レイアウト指定機能	62
統計表一覧作成・表示機能	62
統計表一覧ダウンロード機能	62
4 公開処理機能	62
5 統計情報データベース連携機能	62
6 「統計で見る日本のすがた」管理機能	62
(1) 更新方法設定機能	63
(2) 自動更新機能	63
(3) 手動更新機能	63
(4) 更新状況確認機能	63
(5) 管理機能	63
7 利用実績管理機能	64
(1) 利用実績作成機能	64
(2) 利用実績取得機能	64
統計情報データベース	65
1 統計表情報管理機能	65
(1) 統計表情報一覧表示機能	65
提供分類選択機能	67
表示形式切替え機能	67
英語表示切替え機能	67
並び替え・抽出表示機能	67
フィールドの列幅変更機能	68
(2) 統計表新規登録機能	68
新規入力機能	68
統計表情報読込機能	68
統計表登録機能	69
(3) 統計表更新機能	69
統計表情報の変更	69
統計表ファイルの差し替え	69
統計表情報の削除	70

登録情報の復元	70
(4) 統計表情報ダウンロード機能	70
2 データベーステーブル作成機能	70
(1) フォーマット変換機能	70
(2) バッチ処理機能	70
数値データテーブル	71
統計表表示テーブル	71
(3) 作成処理履歴表示機能	71
3 統計情報データベース管理機能	71
(1) データベーステーブル一覧表示機能	72
並び替え・抽出表示機能	73
フィールドの列幅変更機能	73
(2) データベーステーブル検証機能	73
(3) テーブル削除機能	73
(4) 公開処理機能	74
4 メタデータテーブル等管理機能	74
(1) メタデータテーブル管理機能	75
メタデータテーブル登録機能	75
メタデータテーブル更新・削除機能	76
メタデータテーブル参照機能	76
メタデータアップロード機能	76
メタデータテーブル使用状況確認機能	76
(2) パラメータファイル管理機能	77
パラメータファイル新規作成機能	77
パラメータファイル更新・削除機能	77
パラメータファイル参照機能	77
パラメータファイルアップロード機能	77
パラメータファイル使用状況確認機能	77
(3) 統計表表示テーブル管理機能	77
統計表表示テーブル更新・削除機能	77
統計表表示テーブル参照機能	78
5 統計情報データベース作成業務体験機能	78
6 統計情報データベース提供機能	78
(1) 統計表表示機能	78
データ抽出・レイアウト設定機能	78
統計表表示機能	78
(2) 他の統計データ取り込み機能	78
(3) 演算機能	78

(4) グラフ作成機能	79
(5) ダウンロード機能	79
(6) 印刷用ページ表示機能	80
(7) 英語サイト	80
7 利用実績管理機能	80
 地域統計分析システム	81
1 提供機能	81
(1) 共通機能	81
データ項目選択機能	81
地域選択機能	81
項目定義集	83
利用上の注意	83
(2) 地域統計概観	83
地域プロフィールの表示	84
時系列表示	84
地域間比較	85
(3) 地域統計分析機能	85
統計表表示機能	85
グラフ表示機能	86
統計地図表示機能	86
(4) 数値検索機能	87
地域から項目を検索	87
項目から地域を検索	87
(5) データのダウンロード機能	88
(6) 印刷機能	88
2 運用管理機能	88
(1) データ登録機能	88
基礎データ登録機能	88
指示データ登録機能	88
廃置分合処理済データの作成機能	88
指標データの算出機能	89
データベーステーブル作成機能	89
(2) 地図管理機能	90
(3) 利用実績取得機能	91
(4) コンテンツ更新機能	91
(5) リンク先管理機能	91
リンク先情報確認機能	91

リンク先情報更新機能	91
統計地理情報システム	92
1 提供機能	92
(1) 地理情報表示・操作機能	92
背景地図表示機能	92
地理情報操作機能	92
距離計測機能	92
(2) 統計情報表示機能	92
階層表示機能	92
縮尺による表示切替機能	93
統計グラフ表示機能	93
統計値等ラベル表示機能	93
(3) 行政界等選択集計機能	93
境界選択機能	93
バッファ機能	93
(4) 住所照合機能	94
住所照合機能	94
地点指定機能	94
地物階層機能	94
(5) 印刷用画面出力機能	94
(6) ダウンロード機能	94
(7) 廃置分合、名称変更及び境界変更情報表示機能	94
(8) 地理情報共用W E Bシステム（仮称）対応機能	95
2 運用管理機能	95
(1) 地理情報登録機能	95
背景地図登録機能	95
行政界情報登録機能	95
統計地理情報登録機能	95
住所照合情報入力機能	95
(2) ログ管理機能	96
(3) 境界データ作成・登録機能	96
標準統計分類データベース	97
1 提供機能	97
(1) 検索機能	97
大・中・小分類絞込み表示機能	97
分類コード検索機能	97

キーワード検索機能	97
一覧表示による検索機能	97
時系列検索機能	97
(2) ダウンロード機能	98
(3) 印刷機能	98
(4) 改訂の概要表示機能	98
2 データ管理機能	98
(1) データ登録・更新機能	98
データ登録・追加機能	98
処理対象データの検索機能	99
訂正・削除機能	99
更新（改訂）機能	99
統計分類新規作成機能	99
CSV形式ファイルによる処理機能	99
ダウンロード機能	99
公開用サーバへの転送機能	100
検索方法の設定機能	100
(2) 改訂の概要作成機能	100
改訂の概要作成機能	100
新旧対応表作成機能	100
 政府統計の総合窓口（e - S t a t）	101
1 データ検索	102
(1) 簡易検索機能	102
カテゴリ選択による検索機能	102
担当府省による検索機能	102
キーワード入力による検索機能	102
詳細検索機能	102
詳細条件指定による検索	102
(2) 検索結果統計表表示機能	103
検索結果統計表一覧表示機能	103
統計表ファイルダウンロード	103
(3) 問い合わせ・概要説明表示機能	103
2 書籍検索	103
3 総合統計	103
4 統計関係リンク集	103
5 統計で見る日本のすがた	104
6 統計で見る都道府県・市区町村のすがた	104

7	統計で見る日本地図（統計GIS）	104
8	調査項目検索	104
9	統計分類検索（産業分類・職業分類等）	104
10	市区町村コード検索	104
11	統計制度関係サイト	104
12	統計学習関係サイト	104
13	公表予定	104
	(1) 一覧表示	104
	(2) 検索機能	105
14	統計データ新着情報	105
15	新着情報配信サービス	105
16	お知らせ	106
17	オンライン統計調査	106
18	アンケート機能	106
	(1) アンケートフォーム作成機能	106
	(2) URL表示機能	107
	(3) 集計等機能	107
	(4) 削除機能	107
19	ユーザ認証機能	107
20	マイページ機能	107
21	アクセシビリティ機能	108
22	パンくずリスト（トピックパス）表示機能	108
23	英文サイト	108
24	テキスト版サイト	108
25	携帯電話向けサイト	108
26	府省内統計サイト検索	108
27	サイトマップ	108
28	ヘルプ	108
29	問い合わせ	108
	認証システム	110
1	認証機能	110
	(1) 調査対象者の認証	110
	(2) 利用機関の認証	110
	(3) 運用管理機関の認証	110
2	調査対象者認証情報の管理機能	111
	(1) 調査対象者情報の登録	111
	(2) 調査対象者情報の更新	111

(3) 希望者配布型における調査対象者 I D の発行	111
3 利用機関認証情報の管理機能	111
(1) 利用機関管理者ユーザ	111
利用機関管理者ユーザ情報の登録	112
電子証明書の登録	112
暗証番号の登録	112
利用機関管理者ユーザ情報の更新	112
課室管理者ユーザ I D の発行	112
課室管理者ユーザ情報の更新及び削除	113
課室管理者ユーザのアクセス権限の設定	113
一般ユーザ I D の参照	113
(2) 課室管理者ユーザ	113
課室管理者ユーザ情報の登録	113
電子証明書の登録	113
暗証番号の登録	114
課室管理者ユーザ情報の更新	114
一般ユーザ I D の発行	114
一般ユーザ情報の更新及び削除	114
一般ユーザのアクセス権限の設定	115
(3) 一般ユーザ	115
一般ユーザ情報の登録	115
一般ユーザ情報の更新	115
一般ユーザ I D の参照	115
4 運用管理機関機能	115
(1) マスタファイルの管理	115
(2) 利用機関管理者ユーザの管理	116
利用機関管理者ユーザ I D の発行	116
利用機関管理者ユーザのアクセス権限の設定	116
電子証明書の確認	116
ワンタイムパスワードの設定	116
利用機関管理者ユーザ情報の更新及び削除	116
(3) 課室管理者ユーザの管理	116
電子証明書の確認	116
ワンタイムパスワードの設定	117
課室管理者ユーザ I D の参照	117
(4) 一般ユーザの管理	117
一般ユーザ I D の参照	117
アクセス権限の継承	117

5	認証情報ダウンロード機能	117
	調査員管理システム	118
1	調査員情報の管理機能	118
	(1) 調査員情報の登録	118
	(2) 調査員情報の更新及び削除	118
	(3) 調査員情報の一括登録・更新	118
	(4) 調査員情報の検索	118
	(5) 調査員情報のダウンロード	119
2	調査員割当情報の管理機能	119
	(1) 調査員割当項目の登録	119
	(2) 割当依頼	119
	(3) 割当状況の参照	119
	(4) 調査員割当情報の登録	119
	(5) 調査員割当情報の更新	119
	(6) 承認情報の設定	120
	(7) 調査員割当情報の一括登録・更新	120
	(8) 調査員割当情報の検索及び参照	120
	(9) 調査員割当情報のダウンロード	120
	(10) 調査員割当情報の提出	120
	(11) 任命情報の設定	120
	(12) 調査員証印刷用ファイルのダウンロード	121
	(13) 宛名ラベル印刷用ファイルのダウンロード	121
	(14) 割当処理の完了	121
3	叙勲・褒章等候補者情報の管理機能	121
	(1) 叙勲・褒章等候補者情報項目の登録	121
	(2) 推薦担当機関情報の登録	121
	(3) 推薦依頼	121
	(4) 推薦状況の参照	121
	(5) 叙勲・褒章等候補者情報の登録	122
	(6) 叙勲・褒章等候補者情報の更新・削除	122
	(7) 叙勲・褒章等候補者情報の一括登録・更新	122
	(8) 叙勲・褒章等候補者情報の検索及び参照	122
	(9) 叙勲・褒章等候補者情報のダウンロード	122
	(10) 叙勲・褒章等候補者情報の提出	122
	(11) 提出状況の参照	122
	(12) 推薦処理の完了	123
4	運用管理機関機能	123

利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	124
1 ポータル機能	124
(1) 一斉通知機能	124
(2) シングルサインオン機能	124
(3) コンテンツのカスタム表示機能	125
2 掲示板機能	125
(1) 掲示板管理機能	125
(2) 掲示板表示機能	125
新着コメント表示機能	125
カテゴリ別トピック一覧表示機能	125
トピック別コメント一覧表示機能	125
(3) フリーワード検索機能	126
(4) カテゴリ管理機能	126
カテゴリ登録機能	126
トピック作成権限付与機能	126
(5) トピック管理機能	126
コメント権限設定機能	127
コメント権限付与機能	127
(6) コメント作成機能	127
コメント登録機能	127
レスポンス登録機能	127
その他	128
1 ヘルプシステム	128
(1) 一般利用者ヘルプ	128
(2) 利用機関ヘルプ	128
2 設定情報検証ツール	129

標準地域コード管理システム

標準地域コード管理システムは、市区町村の廃置分合情報、名称変更情報、境域変更情報並びに政令で定める市の区分及び標準地域コードを管理し、統計調査時点その他の任意の時点における市区町村及び調査時点間の変遷を把握するためのシステムとして、次に掲げる機能を備える。

- (1) 廃置分合等情報登録機能
- (2) 標準地域コード公表事務支援機能
- (3) 廃置分合等情報検索機能

1 廃置分合等情報登録機能

運用管理機関において、官報から得た廃置分合、名称変更及び境域変更に関する情報、政令指定都市、中核市及び特例市の指定情報並びに総務省自治行政局から通知される全国地方公共団体コードの改正情報を基に、次表に掲げる事項を登録し、編集することができる。入力ミスを防ぐベリファイ入力機能、修正のための検索機能及び一括修正機能並びに全国地方公共団体コードの検査数字（チェックデジット）を使った誤入力検出機能を備える。

種類	内容
標準地域コード	全国地方公共団体コードから作成する5桁の市区町村コード
廃置分合、名称変更及び境域変更の施行年月日	廃置分合、名称変更及び境域変更の施行日
廃置分合、名称変更及び境域変更の形態	新設合併、編入合併、廃止、政令指定都市移行、区の配置、分区、市政施行、町政施行、名称変更、境域変更の区分
廃置分合、名称変更及び境域変更履歴	廃置分合、名称変更及び境域変更の内容
廃置分合、名称変更及び境域変更の告示情報	廃置分合、名称変更及び境域変更の告示日、告示番号
政令指定都市、特例市、中核市の情報	政令指定都市、特例市、中核市の指定状況及び履歴
政令指定都市、特例市、中核市の公示情報	政令指定都市、特例市、中核市の指定に関する政令の公布日
政令指定都市、特例市、中核市の施行年月日	政令指定都市、特例市、中核市の指定に関する政令の施行日
全国地方公共団体コードの通知日	通知年月日、対応する告示番号

標準地域コード告示情報	告示日、告示番号
-------------	----------

2 標準地域コード公表事務支援機能

利用機関（総務省政策統括官）において行う標準地域コードの設定に関する進捗管理、標準地域コードの改訂に関する告示及び標準地域コードの公表資料作成のため、次に掲げる事務支援機能を備える。

(1) 廃置分合及び名称変更状況管理機能

廃置分合及び名称変更の状況、全国地方公共団体コードの改正状況、標準地域コードの告示日及び告示番号を管理し、標準地域コードの改正事務に必要な情報を登録することができる。

(2) 官報告示支援機能

廃置分合及び名称変更の告示日、都道府県番号及び廃置分合等の施行日によって並び替えた全国地方公共団体コードの改正状況を表示する機能を備え、標準地域コードの改正及び告示事務の進捗管理、告示用のデータ出力を行うことができる。

(3) 印刷用情報抽出機能

毎年4月1日現在の標準地域コード一覧及び標準地域コードの改正状況について公表資料用に編集したCSV形式ファイルとして出力することができる。

(4) Webサイト用データ抽出機能

政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する標準地域コードの改正状況を作成するため、HTML形式ファイル及びCSV形式ファイルを出力することができる。

3 標準地域コード情報検索機能

一般利用者は、次に掲げる機能により、任意の時点における市区町村一覧及び任意の期間内に発生した廃置分合、名称変更及び境域変更情報を検索することができる。

(1) 標準地域コード等検索機能

任意の時点、都道府県、市区町村の名称、標準地域コード及び都市種別を組み合わせ検索することにより、任意の時点における標準地域コード、市区町村、廃置分合等の履歴、廃置分合等の日付及び市区町村の数を表示、ダウンロードすることができる。

また、地理情報システムと連携することにより同システムのエンジンを用いて任意の時点における市区町村境界図を表示することができる。

(2) 時点間廃置分合等検索機能

任意の時点間、地域及び廃置分合等の種類を組み合わせ検索することにより、任意の地域における廃置分合等の内容を表示、ダウンロードすることができる。

(3) 廃置分合等地図表示機能

任意の時点間、地域及び廃置分合等の種類によって検索した結果から、任意の廃置分合等情報を、地理情報システムと連携することにより同システムのエンジンを用いて地図によって表示することができる。

(4) 市区町村数表示機能

任意の時点における都道府県別の市区町村数を表示、ダウンロードすることができる。

(5) 最長・最短市区町村名検索機能

任意の時点における市区町村名の漢字及びふりがなが最長の市区町村、最短の市区町村を検索・表示することができる。

事業所・企業データベース

事業所・企業データベースは、各府省が行う事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備し、各府省の申請に基づきこれを各府省に対し提供するとともに、各府省が行う標本抽出の処理及び調査対象者の重複是正を支援し、各府省が実施した統計調査の被調査履歴を管理するシステムとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 母集団情報管理機能
- (2) 標本抽出機能
- (3) 重複是正機能
- (4) 被調査履歴管理機能
- (5) 運用管理機能

1 母集団情報管理機能

(1) 母集団情報更新機能

事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報（以下単に「母集団情報」という。）について、運用管理機関において、次に掲げる情報及び方法により登録、更新を行うことができる。

母集団情報

事業所・企業統計調査及びその後継となる経済センサス（以下単に「経済センサス」という。）の結果を母集団情報の基礎とし、当該調査の結果が取りまとめられ次第、以下により母集団情報の更新を行う。

ア 母集団情報の登録

経済センサスの調査項目に合わせて母集団情報の収録項目を設定し、経済センサスの結果データから母集団情報に収録するデータを条件指定により抽出し、該当する項目を登録する。

登録に当たっては、既存の母集団情報に登録されている事業所を登録する場合は事業所コード（母集団情報固有のキーコードとして、母集団情報更新において継続して管理されるコードをいう。以下同じ）を引き継ぎ、既存の母集団情報に未登録の事業所を登録する場合は、新たに事業所コードを発行する。

また、結果データの登録の際、収録項目の属性等について、不正データの検出を行う。

イ 更新情報の再適用

上記アの母集団情報の登録において、経済センサスの準備名簿用データの出力時点から経済センサスの結果による母集団情報の登録が行われるまでの期間に更新される新設・改廃情報及び所在地等情報について、次の方法に

より、経済センサスの結果データに対して適用し、母集団情報として登録できる。

a 新設・改廃情報

母集団情報提供による経済センサスの準備名簿用データの出力時点から経済センサスの結果による母集団情報の登録が行われるまでの期間に更新される下記 の新設・改廃情報のうち新設分について、経済センサスの結果における新設分と照合し、照合一致した場合は付与済みの事業所コードを引き継ぎ、一致しなかった場合は、新たに事業所コードを発行し、新設情報として追加する。

当該期間のうち、経済センサスの調査日以後の期間における廃業及び変更の更新情報を適用する。

b 所在地等情報

経済センサスの調査日から経済センサスの結果による母集団情報の登録が行われるまでの期間に更新される下記 の所在地等情報を適用する（適用方法は、下記 を参照）。

ウ 名寄せ集計結果等の追加登録

母集団情報の登録を行った後、本支名寄せ及び親子名寄せ集計により得られる企業に関する情報並びにその他の集計結果等を用いて、母集団情報の収録項目として追加登録を行うことができる。

なお、企業に関する情報については、母集団情報における企業を特定できる固有のキーコードを用いて、母集団情報更新において継続して管理することができるものとする。

新設・改廃情報

ア 商業登記情報

法務省の協力を得て、毎月、登記手続における法人（支店・支所を含む。）の設立、解散及び登記事項の変更に係る情報の提供を受け、これらを母集団情報と照合し、母集団情報の更新（追加、削除、変更）を行う。

当該母集団情報の更新が行われた事業所及び企業については、母集団情報内で商業登記情報により更新された情報であることが識別できるようにし、母集団情報の提供及び標本抽出において、当該識別情報を用いて抽出条件の指定ができるものとする。

また、商業登記情報により更新された事業所及び企業を特定できる番号を母集団情報に収録し、その後の更新時の照合に使用することができるものとする。

なお、当該母集団情報の更新の履歴情報を用いて、経済センサスの結果に

よる母集団情報の登録時に再適用することができるものとする。

イ 各種統計調査情報

各府省が行う各種統計調査において、事業所の新設等により母集団情報に未登録の事業所の存在が確認された場合、事業所の廃止等により母集団情報に登録されている事業所の存在が確認できなかった場合及び各事業所の情報に変更が確認された場合、各府省の任意の協力によって情報の提供を受け、これらを母集団情報と照合し、母集団情報の更新（追加、削除、変更）を行う。

当該母集団情報の更新が行われた事業所及び企業については、政府統計コードにより、更新元となる統計調査を識別することができるようにし、母集団情報の提供及び標本抽出において、当該政府統計コードを用いて抽出条件の指定ができるものとする。

なお、当該母集団情報の更新の履歴情報を用いて、経済センサスの結果による母集団情報の登録時に再適用することができるものとする。

所在地等情報

ア 市区町村情報

運用管理機関において、標準地域コード管理システムから取得した標準地域コード（5桁の市区町村コード）及び市区町村名称等の一覧を用いて、事業所・企業データベースにおける市区町村情報を更新することができる。また、更新された市区町村情報の追加、修正及び削除を行うことができる。

イ 所在地情報

市区町村の廃置分合等に伴う所在地情報の変更に対応するため、（財）地方自治情報センター（LASDEC）から毎月提供される「全国町・字ファイル」及び市区町村合併協議会、市町村等の情報を利用して、毎月、母集団情報における所在地情報を次に掲げる機能により更新する。

a 新旧町字等情報作成機能

新旧町字の対応が1対1の場合、「全国町・字ファイル」から新旧町字等情報を作成することができる。また、新旧町字の対応が1対多又は多対1の場合、「全国町・字ファイル」から当該市区町村の廃置分合等の発生を把握するための情報を作成することができるようにし、当該情報を基に、運用管理機関において市区町村合併協議会、市町村等の情報を利用して別途把握した情報と合わせて当該更新月に該当する新旧町字等情報を作成することができる。

作成された新旧町字等情報は、必要に応じて追加、修正及び削除ができ

る。

b 所在地情報更新機能

当該更新月に該当する新旧町字等情報を使用し、母集団情報及び仮登録情報の所在地情報と照合し、新町字等情報に更新することができる。更新に当たっては、更新対象となる地域を指定することができる。また、更新の際、更新内容を確認し、必要に応じて編集又は更新のやり直しを行うことができる。

c 新旧町字等情報管理機能

新旧町字等情報を蓄積することができ、蓄積された情報は編集、登録及びダウンロードを行うことができる。

ウ 郵便番号情報

市区町村の廃置分合等、郵便局の新設及び受持区分の変更等に伴う郵便番号の変更に対応するため、(財)地方自治情報センター(LASDEC)から提供される「全国町・字ファイル」及び日本郵政公社のホームページ等の情報を利用して、毎月、母集団情報における郵便番号を以下の機能により更新する。

a 郵便番号変更情報作成機能

1つの町字に対し1つの郵便番号が設定されている場合、「全国町・字ファイル」から郵便番号変更情報を作成することができる。また、1つの町字に対し複数の郵便番号が設定されている場合、「全国町・字ファイル」から当該郵便番号変更の発生を把握するための情報を作成することができるようにし、当該情報を基に、運用管理機関において日本郵政公社のホームページ等の情報を利用して別途把握した情報と合わせて、当該更新月に該当する郵便番号変更情報を作成することができるものとする。

作成された郵便番号変更情報は、必要に応じて追加、修正及び削除ができる。

b 郵便番号情報更新機能

当該更新月に該当する郵便番号変更情報を使用し、母集団情報の町字等情報と照合し、新郵便番号情報に更新することができる。更新に当たっては、更新対象となる地域を指定できる。また、更新の際、更新内容を確認し、必要に応じて編集又は更新のやり直しを行うことができる。

なお、ビル及び大口事業所に設定された郵便番号については、「全国町・字ファイル」及び日本郵政公社提供の「大口事業所等個別番号データ」を使用して更新対象から除外することができる。

c 郵便番号変更情報管理機能

郵便番号変更情報を蓄積することができ、蓄積された情報は編集、登録及びダウンロードを行うことができる。

エ 市外局番等情報

市外局番等（市外局番及び市内局番）の変更に対応するため、毎月、N T T東日本及び西日本の市外局番変更情報を利用して、母集団情報における市外局番等を次の機能により更新する。

a 市外局番等情報更新機能

運用管理機関においてN T T東日本及び西日本の市外局番変更情報を基に別途作成する当該更新月に該当する新旧市外局番等情報（N T T単位料金区域を特定できる市外局番、市内局番及び加入者番号）を用いて、母集団情報及び仮登録情報の市外局番等と照合し、新市外局番等に更新することができる。また、更新の際、更新内容を確認し、必要に応じて編集及び更新のやり直しを行うことができる。

b 新旧市外局番等情報管理機能

新旧市外局番等情報を蓄積することができ、蓄積された情報は編集、登録及びダウンロードを行うことができる。

(2) 母集団情報照合機能

運用管理機関が行う母集団情報の更新において、事業所・企業データベースに収録される事業所及び企業のデータとその他のデータを照合する場合、事業所及び企業の名称、所在地及び電話番号（加入者番号）を照合項目として、任意の組み合わせ及び任意の桁数指定により照合することができる。

また、名称及び所在地に係る文字情報については、効率的な照合を行うため、名称又は所在地の別及び表記の仕方等を考慮し、照合文字情報として標準化、統一化するための文字列変換処理等を行うことにより、精度の高い照合を行えるものとする。

以下、名称、所在地及び電話番号による照合において同様の機能を有する。

(3) 母集団情報提供機能

利用機関において母集団情報を使用するに当たり、次に掲げる機能を備える。

使用申請支援機能

母集団情報の使用申請に必要な情報を入力し、入力された情報を基に申請書ファイル（P D F形式）を作成し、ダウンロードすることができる。また、既存の申請書ファイルから上記の母集団情報の使用申請に必要な情報を読み込

むことができる。

母集団情報抽出機能

利用機関から提出され、承認された申請書ファイルを運用管理機関又は利用機関（母集団情報の使用承認機関）が登録することにより、当該ファイルから母集団情報の抽出条件を読み込み、当該抽出条件に基づき母集団情報を抽出する。抽出した母集団情報（以下「抽出母集団情報」という。）については、データを圧縮し、パスワードを設定する。

抽出母集団情報提供機能

利用機関において、入力したパスワードが上記 で設定したパスワードと同一であるとき、当該パスワードに係る圧縮された抽出母集団情報にアクセスでき、当該圧縮された抽出母集団情報をダウンロードできる。なお、圧縮された抽出母集団情報の解凍は、当該パスワードにより行うことができる。

(4) 母集団情報検索・集計機能

運用管理機関において、母集団情報の内容及び更新結果の確認等を行うため、簡易な方法による母集団情報の検索及び集計を行うことができる。

2 標本抽出機能

利用機関において、次に掲げる機能を用いて標本抽出処理を行うことができる。なお、利用機関が標本抽出を行う場合は、ユーザにパスワードの入力を求め、入力したパスワードが上記 1 (3) 又は下記(2) において設定したパスワードと同一であるとき、当該パスワードに係る抽出母集団情報又は利用機関が登録する任意の情報を使用して標本抽出を行うことができる。

(1) 地点層化・抽出機能

層化設定機能

ア 標準層化設定機能

事業所・企業データベースに収録される地点層化用の標準層化項目の中から、層化に必要な項目を任意に選択することにより市町村の層化を行うことができる。

イ 任意層化設定機能

市町村又は任意の地点に対応する地域特性を収録した任意の地域情報を用いて、市町村又は任意の地点に係る標準層化項目以外の独自項目による層化を行うことができる。

ウ 層化条件設定機能

上記ア及びイにおける層化設定は、階層別に行うことができ、同一の階層において一つ又は複数の層化項目による層化設定ができる。また、同一の層に対して一つ又は複数の層化項目による条件指定ができるものとし、層化項目の属性（区分値、階級値）に応じ任意の条件指定ができる。さらに、標準層化項目については、事前に定義された区分値又は階級値を選択することにより層化設定を行うことができる。

抽出条件設定機能

層化設定を行った後、配分方法に応じて、総抽出数、抽出時の並替項目、抽出間隔計算項目及び抽出間隔計算桁数を設定し、当該設定に基づく層別の地点の母数、抽出数及び抽出率、抽出間隔計算項目に係る当該層の母数及び抽出間隔を計算し、並びに層別の抽出起番号を計算し、その結果を表示する。

配分方法は、「指定配分」（個別に指定する各層の標本数に応じて標本を抽出する方法）又は「比例配分」（一定の抽出率の下、各層内の母集団となる地点の数に比例する数の標本を抽出する方法）のいずれか一つを選択できるものとし、選択された配分方法により層別の抽出数を計算する。

計算結果に対して、必要に応じて層別に抽出数、抽出間隔又は抽出起番号を修正できるものとし、修正後の値によりその他の計算結果が再計算される。

抽出機能

抽出条件設定を行った後、層別の抽出間隔及び抽出起番号を用いて、系統抽出法又は不等確率抽出法（確率比例抽出法）により地点を抽出することができる。抽出された地点については、層別に代替地点を指定することにより、抽出地点の入替えを行うことができる。

上記 及び の設定内容は変更することができ、層化及び抽出を繰り返し行うことができる。

(2) 客体層化・抽出機能

母集団指定機能

標本抽出を行う母集団フレームとして、上記 1 (3) による抽出母集団情報又は利用機関が登録する任意の情報のいずれかを指定することができる。利用機関が登録する任意の情報を指定した場合は、標本抽出処理を行うに当たって、当該情報のアクセス制御を行うためのパスワードを設定する。

なお、抽出母集団情報については、一定の期間を上限として申請書ファイルに基づき承認された使用期限が到来するまでの期間、使用することができ、利用機関が登録する任意の情報については、一定の期間を上限として使用することができるものとする。

層化設定機能

ア 標準層化設定機能

標準層化項目（母集団情報の掲載項目等から設定）の中から、層化に必要な項目（母集団情報の使用に相当する項目の利用については、上記1(3)の承認された申請書ファイルにおいて使用の承認がされた項目に限る。）を任意に選択することにより事業所及び企業の層化を行うことができる。また、地点抽出を行った場合、抽出された市町村により層化を行うことができる。

イ 任意層化設定機能

事業所又は企業を特定できる固有のキーコードを収録した事業所又は企業に係る任意の母集団情報を用いて、事業所及び企業に係る標準層化項目以外の独自項目による層化を行うことができる。また、地点抽出を行った場合、抽出された市町村又は任意の地点により層化を行うことができる。

事業所・企業データベースにおいて整備する母集団情報の事業所及び企業に係る独自項目を登録することができ、登録された独自項目及び標準層化項目を併用して層化を行うことができる。

ウ 層化条件設定機能

上記ア及びイにおける標準層化項目又は標準層化項目以外の独自項目による層化設定は、階層別に行うことができ、同一の階層において一つ又は複数の層化項目による層化設定を行うことができる。また、同一の層に対して一つ又は複数の層化項目による条件指定を行うことができるものとし、層化項目の属性（区分値、階級値）に応じ任意の条件指定を行うことができる。さらに、標準層化項目については、事前に定義された区分値又は階級値を選択することにより層化設定を行うことができる。

抽出条件設定機能

層化設定を行った後、配分方法に応じて、標準偏差項目、総抽出数、抽出時の並替項目、抽出間隔計算項目及び抽出間隔計算桁数を設定し、当該設定に基づく層別の事業所又は企業の母数、抽出数及び抽出率、抽出間隔計算項目に係る当該層の母数及び抽出間隔を計算し、並びに層別の抽出起番号を計算し、その結果を表示する。

配分方法は、「指定配分」（個別に指定する各層の標本数に応じて標本を抽出する方法）、「比例配分」（一定の抽出率の下、各層内の母集団の数に比例する数の標本を抽出する方法）又は「ネイマン配分」（各層内の母集団の数及び特定項目の標準偏差に比例する数の標本を抽出する方法）のいずれか一つを選択できるものとし、選択された配分方法により層別の抽出数を計算する。

計算結果に対して、必要に応じて層別に抽出数、抽出間隔又は抽出起番号を修正できるものとし、修正後の値により他の計算結果を再計算する。

抽出機能

抽出条件設定を行った後、層別の抽出間隔及び抽出起番号を用いて、系統抽出法又は不等確率抽出法（確率比例抽出法）により、調査客体を抽出することができる。

上記 及び の設定内容は変更することができ、層化及び抽出を繰り返し行うことができる。

また、抽出対象から除外する事業所又は企業をあらかじめ指定することにより、当該事業所又は企業を抽出する調査客体から除外することができる。

重複是正処理機能

ア 是正チェック処理機能

抽出された事業所又は企業（標本抽出を行う母集団フレームとして、利用機関が登録する任意の情報を指定した場合で事業所コードを収録していないものを除く。）について、是正チェックを行い、重複是正の対象となるものを検出する。なお、是正チェックの方法は、下記 3 (1) の是正チェック機能に準ずる。

イ 代替候補選定機能

重複是正の対象となった事業所又は企業について、代替候補の選定及び層別に代替候補を個別に指定することができる。

被調査履歴登録指定機能

抽出された事業所又は企業（標本抽出を行う母集団フレームとして、利用機関が登録する任意の情報を指定した場合で事業所コードを収録していないものを除く。）について、被調査履歴の登録を指定することができる。あらかじめ被調査履歴の更新に必要な情報を登録することができ、登録された被調査履歴及び更新に必要な情報により、当該標本調査の調査日において、被調査履歴の更新が行われる。

(3) 出力機能

抽出結果出力機能

抽出した地点又は客体について、指定する項目の一覧を出力することができる。

推計用基礎数出力機能

地点又は客体の抽出処理に係る層別の母集団の数、標本の数、抽出率等、推計に必要な基礎数を出力することができる。

是正対象一覧出力機能

客体抽出において、重複是正の対象となった事業所又は企業について、代替候補を選択したか、調査対象としたかの別を表示した一覧表並びに重複是正対象数、重複是正措置履行数及び重複是正措置不履行数等を出力することができる。

提供機能

上記、及びによる出力結果は、圧縮し、上記 1 (3) 又は上記 2 (2) において用いるパスワードを設定するものとし、利用機関においてダウンロードすることができる。なお、圧縮された出力結果の解凍は、設定されたパスワードにより行うことができる。

3 重複是正機能

(1) 是正チェック機能

運用管理機関において、各府省から提出される事業所及び企業を対象とする統計調査の調査候補名簿及び調査属性情報並びに次に掲げる機能を用いて是正チェックを行うことができる。

所在地情報の整備

調査候補名簿に標準地域コードが付与されていない場合は、都道府県及び市区町村等の名称により、標準地域コードを付与し、標準地域コードが付与されている場合は、事業所・企業データベースにおいて管理する標準地域コードに合致するか確認する。

また、上記 1 の母集団情報管理機能において蓄積される市区町村の廃置分合等に係る新旧町字等情報を用いて、調査候補名簿の所在地情報を更新する。

母集団情報等との照合

調査候補名簿の全データについて、名称、所在地及び電話番号により母集団情報又は仮登録情報と照合し、照合対象の事業所及び企業に係る名称又は所在地が母集団情報更新において新設・改廃情報により変更されている場合、変更前の名称又は所在地によって照合する。

照合に用いる調査候補名簿及び調査属性情報は、編集を行うことができる。

事業所コード等の付与

上記の母集団情報等との照合の結果、母集団情報と合致した場合は事業所

コードを、仮登録情報と合致した場合は仮登録コードを、いずれの情報とも合致しない場合は新たに仮登録コードを、調査候補名簿のすべての事業所及び企業に対して付与する。

付与された事業所コード又は仮登録コードが、調査候補名簿内で重複する場合、母集団情報又は仮登録情報と再度照合を行い、事業所コード若しくは仮登録コードの再付与、又は除外処理等を行うことができる。

是正対象フラグの付与

上記の事業所コード等の付与において付与された事業所コード若しくは仮登録コード又は調査候補名簿にあらかじめ収録されている事業所コード若しくは仮登録コードと、被調査履歴情報を照合し、設定された一定の上限値を超える回数の調査が行われることとなる事業所及び企業に是正対象フラグを付与する。

調査候補名簿及び調査属性情報の登録

重複是正処理を行った統計調査の調査候補名簿及び調査属性情報を、被調査履歴情報として登録する。調査属性情報及び調査候補名簿は、是正チェック受付番号により関連付けられ取り扱うことができ、最初の登録の際、是正チェック機能によっては是正チェック受付番号が発行される。なお、是正チェック受付番号は、被調査履歴管理機能において共通して用いることができる。

登録された調査属性情報及び調査候補名簿は、必要に応じて調査候補名簿単位に編集及び削除することができる。

(2) 代替候補検索機能

利用機関において、是正対象フラグが付与された事業所及び企業について、事業所・企業データベースで整備する母集団情報から代替候補を検索することができる。この場合、利用機関のユーザに対し、是正チェック受付番号の入力を求め、入力した是正チェック受付番号が有効な是正チェック受付番号であるとき、当該是正チェック受付番号に係る代替候補の検索機能を提供する。

代替候補の検索は、是正チェック受付番号に該当する調査候補名簿のうち重複是正の対象となった事業所及び企業に対して、産業分類、従業者数等、事業所・企業データベースに収録される項目の中から利用機関において必要な項目及び条件を指定することにより、事業所・企業データベースの母集団情報又は調査候補名簿から、調査対象の代替候補となる事業所及び企業を検索することができる。

(3) 是正基準管理機能

運用管理機関において、総務省政策統括官の要請に基づき、次の機能を用いて重複是正機能で用いる是正基準の管理を行うことができる。

上限値設定機能

産業分類、経営組織、資本金及び従業者数等、調査客体の属性情報に応じて重複是正に係る調査回数の上限値を設定することができる。また、設定された上限値を変更することができる。

分布表出力機能

上限値の見直しを行うために必要な是正対象数、是正措置数、被調査回数等の分布表を出力することができる。

4 被調査履歴管理機能

運用管理機関において、次に掲げる機能を用いて、各府省が行った事業所及び企業を対象とする統計調査の被調査履歴を管理することができる。

(1) 被調査履歴更新機能

各府省から提出される事業所及び企業を対象とする統計調査の調査対象名簿又は調査結果名簿並びに調査属性情報を用いて、以下により被調査履歴の更新を行うことができる。なお、被調査履歴の更新は調査対象名簿又は調査結果名簿の追加及び修正に対応できる。

所在地情報の整備

調査対象名簿又は調査結果名簿に標準地域コードが付与されていない場合は、都道府県及び市区町村等の名称により、標準地域コードを付与し、標準地域コードが付与されている場合は、事業所・企業データベースにおいて管理する標準地域コードに合致するか確認する。

また、上記 1 の母集団情報管理機能において蓄積される市区町村の廃置分合等に係る新旧町字等情報を用いて、調査対象名簿又は調査結果名簿の所在地情報を更新する。

母集団情報等との照合

調査対象名簿又は調査結果名簿の全データについて、名称、所在地及び電話番号により母集団情報又は仮登録情報と照合し、照合対象の事業所及び企業に係る名称又は所在地が母集団情報更新において新設・改廃情報により変更されている場合、変更前の名称又は所在地によって照合する。

照合に用いる調査対象名簿及び調査結果名簿並びに調査属性情報は、編集することができる。

事業所コード等の付与

上記 の母集団情報等との照合の結果、母集団情報と合致した場合は事業所コードを、仮登録情報と合致した場合は仮登録コードを、いずれの情報とも合致しない場合は新たに仮登録コードを、調査対象名簿又は調査結果名簿のすべて

の事業所及び企業に対して付与する。

付与された事業所コード又は仮登録コードが、調査対象名簿又は調査結果名簿内で重複する場合、母集団情報又は仮登録情報と再度照合を行い、事業所コード若しくは仮登録コードの再付与、又は除外処理等を行うことができる。

被調査回数の更新

上記の事業所コード等の付与において付与された事業所コード若しくは仮登録コード又は調査対象名簿若しくは調査結果名簿にあらかじめ収録されている事業所コード若しくは仮登録コードと、被調査履歴情報を照合し、該当する調査年月の被調査回数に1回を加算し更新する。

なお、当該統計調査が継続調査の場合、あらかじめ1年分をまとめて登録する。

調査対象名簿及び調査結果名簿の登録

被調査履歴更新を行った統計調査の調査対象名簿又は調査結果名簿は、是正チェックの際に登録された調査候補名簿を更新し、被調査履歴情報として登録する。当該調査に係る是正チェックが行われていない場合、調査対象名簿又は調査結果名簿の登録時に、当該調査の調査属性情報を登録する。

登録された調査対象名簿又は調査結果名簿並びに調査属性情報は、必要に応じて調査対象名簿又は調査結果名簿単位に編集及び削除することができる。

(2) 被調査履歴検索機能

登録された被調査履歴情報の内容及び更新結果の確認等を行うため、調査属性情報及び母集団情報の項目を用いて検索することができる。

5 運用管理機能

運用管理機能は、次に掲げる機能を用いて、本システムの運用管理を行うことができる。

(1) 実績管理機能

母集団情報提供実績管理機能

母集団情報提供に関する利用者ごとの実績を記録し、一覧表並びに府省別及び期間別等の実績管理表を出力することができる。

標本抽出機能利用実績管理機能

標本抽出機能利用に関する利用者ごとの実績を記録し、一覧表並びに府省別及び期間別等の実績管理表を出力することができる。

重複是正実績管理機能

重複是正に関する利用者及び調査ごとの実績を記録し、一覧表並びに府省別及び期間別等の実績管理表を出力することができる。

被調査履歴実績管理機能

被調査履歴に関する利用者及び調査ごとの実績を記録し、一覧表並びに府省別及び期間別等の実績管理表を出力することができる。

(2) 処理状況管理機能

母集団情報提供及び標本抽出において、利用者ごとの処理状況を管理し、各利用者に対し、各時点において使用可能な機能を提供することができる。また、処理が完了した場合等必要に応じて、各利用者に対し、母集団情報使用申請ファイル又は任意の母集団情報利用時に登録された電子メールアドレスあてに、完了通知等のメッセージを自動送信することができる。

(3) 符号情報管理機能

事業所・企業データベースに収録される符号化された情報は、当該符号及び符号の内容をマスタ情報として登録し、各機能において参照することができる。また、マスタ情報は、簡易な方法により、検索、登録、追加、削除、修正及びダウンロードを行うことができる。

(4) メンテナンス機能

事業所・企業データベースに登録されるすべての情報について、SQLによる方法及びその他の簡易な方法により、検索、更新及び検索結果のダウンロードを行うことができる。

調査項目標準化データベースシステム

調査項目標準化データベースは、統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを検索するためのシステムとして、次に掲げる機能を備える。

- (1) 調査項目メタデータ管理機能
- (2) 調査票情報管理機能
- (3) 調査項目・調査表情報提供機能

1 調査項目メタデータ管理機能

運用管理機関において、統計調査に用いる調査項目について、次表に掲げる項目を登録し、編集及び削除することができる。

内容	説明
調査項目名称	調査項目を識別するための名称
調査項目 I D	調査項目の識別 I D
定義	定義を説明する文章
タグ名称	この項目のタグ名称
分類情報（一覧）	分類（樹）情報の一覧
分類樹・分類枝へのリンク	所属する分類樹・分類枝へのリンク
分類樹・分類枝名	所属する分類樹・分類枝の表記
使用履歴（一覧）	どの調査票で使用されたかの履歴
使用履歴 I D	使用履歴の識別 I D
政府統計コード	政府統計を識別する I D
調査実施機関	使用した調査の実施機関
調査票名	使用した調査又は調査票の名称
調査票 I D	使用した調査票の I D
調査期間	使用した調査の実施年月日又は期間
調査票上の調査項目	調査票上の調査項目
調査票上の表記	調査票上で使用されている調査項目の表現
回答の種類	回答の種類の情報
回答の種類 I D	回答の種類の識別 I D
回答方法	回答方法
区分方法	区分方法
備考	回答の種類の文章による追加説明
標準化項目フラグ	標準化された回答の種類か否か

2 調査票情報管理機能

運用管理機関において、統計調査に用いる調査票について、次表に掲げる項目(以下「調査票情報」という。)を登録し、編集及び削除することができる。登録する調査票イメージは、PDF形式又はブラウザに表示可能な一般的な画像フォーマットとする。また、登録する内容は、調査項目IDを用いて、上記1の調査項目メタデータ管理機能において登録する情報と相互参照することを可能とする。

内容	説明
調査票名称	調査票を識別するための名称
政府統計コード	政府統計を識別するID
調査票ID	項目定義情報の使用履歴とリンクするためのID
調査期間	調査の実施年月日又は期間
調査項目名称	調査項目を識別するための名称
調査項目ID	調査項目定義情報の調査項目名称へリンクするためのID
タグ名称	オンライン調査表において調査項目メタデータ上のタグ名称と異なるタグ名称が使われている場合に記述
回答の種類	回答の種類の情報
回答の種類ID	回答の種類の識別ID
回答方法	回答方法
区分方法	区分方法
備考	回答の種類の文章による追加説明
調査票イメージ	調査票を図として見せるためのイメージ 図

3 調査項目・調査票情報提供機能

利用機関における統計調査の企画及び審査事務を支援し、並びに一般利用者に調査項目及び調査票に係る情報提供を行うため、統計調査に用いられる調査項目、調査項目の定義等を検索し、参照することを可能とする次に掲げる機能を備える。

(1) 調査票別検索機能

調査票情報の検索・閲覧機能

統計調査を実施した府省名、統計調査名、実施期間から調査票を指定することにより、該当する調査票情報(府省名、統計調査名、実施期間、調査項目、タグ、回答の種類)を表示することができる。

調査票定義のダウンロード機能

表示した調査票情報から調査票定義をダウンロードする機能を備える。調査票定義には、実施府省名、統計調査名、実施機関名及び各調査項目の定義が含まれる。

調査票イメージ表示機能

表示された調査票情報について、調査票イメージを表示することができる。

調査項目メタデータへのリンク機能

調査票情報に表示する各調査項目を選択することによって、選択された調査項目の定義情報を表示することができる。

(2) 調査項目別検索機能

フリーワード検索機能

調査項目の名称、定義、分類情報及び回答の内容について、フリーワードで検索し、該当する調査項目の定義情報へのリンクを一覧表示することができる。

また、一覧表示された調査項目から調査項目メタデータを表示する画面へ遷移できる。

分類検索機能

任意に設定した調査項目の分類をたどることによって調査項目を検索し、該当する調査項目の定義情報へのリンクを一覧表示することができる。

また、一覧表示された調査項目から調査項目メタデータを表示する画面への遷移できる。

(3) 調査項目メタデータ参照機能

調査項目メタデータ表示機能

調査項目の名称、定義、使用履歴、回答の種類、調査票及び分類情報一覧について、調査票情報、フリーワード検索及び分類検索の結果から選択した調査項目メタデータを表示することができる。

使用履歴の並べ替え機能

表示された調査項目の使用履歴について、回答種類又は統計調査により並べ替えて表示することができる。

調査票情報へのリンク機能

表示された調査項目メタデータ情報の「調査票」を選択することにより、当該調査票の調査票情報を表示することができる。

オンライン調査システム

オンライン調査システムは、政府において行われる国民、企業等を対象とする各種の統計調査（国の行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用又は代替が可能なオンライン調査に用いる各府省共同利用型の情報システムとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 認証機能
- (2) オンライン調査機能
- (3) 調査員機能
- (4) 経由機関機能
- (5) 調査実施機関機能
- (6) 運用管理機関機能
- (7) オンライン調査体験機能

1 認証機能

(1) 調査対象者の認証

調査対象者の認証は、認証システムにおいて、政府統計コード（簡略コードをいう。以下同じ。）並びに調査対象者を識別するＩＤ及び確認コードのほか、必要に応じて調査実施機関が発行する電子証明書を用いて行い、このアクセス制御は、認証システムと連携してオンライン調査システムにおいて行うものとする。なお、調査対象者を識別するＩＤ及び確認コードについては、次に掲げるとおりとする。

調査対象者の認証を行う必要がある場合において、ＩＤ及び確認コードの発行方式は、次に掲げる２種類とする。

ア 一律配布型

すべての調査対象者に対し、一意となるＩＤ及び確認コードを紙等の調査票（以下単に「調査票」という。）に記入する等により一律に配布する方法。

調査実施機関は、調査対象者があらかじめ特定される場合はキー項目並びにそれに対応する一意となるＩＤ及び確認コードを、調査対象者があらかじめ特定されない場合は単に一意となるＩＤ及び確認コードをそれぞれ作成し、オンライン調査システムを用いて認証システムに登録するものとする。

イ 希望者配布型

オンラインにより回答することを希望する調査対象者からの申込みに基づき、一意となるＩＤを配布する方法。

申込みは、調査実施機関があらかじめ調査対象者に配布する政府統計コード並びに共通の仮ＩＤ及び仮確認コードを用いて認証システムに接続しキー項目、電子メールアドレスその他の事項を登録することにより行うものと

する。この申込みがあった場合は、認証システムにおいて調査実施機関に対しＩＤ発行に係る確認のための電子メールを送信するものとし、調査実施機関において、調査対象者の本人確認を行った後、ＩＤその他の事項を電子メールにより調査対象者に配布するものとする。

発行する確認コードは、仮のコードとし、調査対象者によるオンライン調査システムへの初回の接続時に、調査対象者において任意の確認コードに変更するものとする。なお、同時に、調査実施機関の指定により、調査対象者においてキー項目、電子メールアドレスその他の連絡先の情報を登録することができる。

ＩＤ及び確認コードによる認証後、調査対象者において確認コード及び連絡先の情報を更新することができる。また、調査対象者による前回の確認コードの変更時から調査実施機関の指定する一定期間経過後のオンライン調査システムへの接続時において、オンライン調査システムから当該調査対象者に対し任意の確認コードへの変更を求めることができる。

調査対象者がＩＤ又は確認コードを忘失した場合は、調査実施機関において当該調査対象者のＩＤ又は確認コードをオンライン調査システムに再度登録することにより、再発行を行うことができる。

複数の統計調査の対象となる調査対象者は、必要に応じ、統計調査ごとに配布される複数のＩＤ及び確認コードを統合するためのＩＤ及び確認コード（統合ＩＤ等という。）をオンライン調査システムに登録することにより、当該統合ＩＤ等を用いた一回の認証で該当する複数の統計調査の電子調査票にアクセスすることができる。

(2) 経由機関・調査実施機関の認証

経由機関（地方支分部局、都道府県、市区町村等）及び調査実施機関の認証は、認証システムにおいて、経由機関又は調査実施機関のユーザを識別するＩＤ及びパスワード並びにＩＣカード等により行い、これらのアクセス制御（各統計調査、各電子調査票及び各管轄区域単位の制御）は、認証システムと連携してオンライン調査システムにおいて行うものとする。

(3) 運用管理機関の認証

運用管理機関の認証は、認証システムにおいて、運用管理機関のユーザを識別するＩＤ及びパスワード並びに生体認証情報等により行い、このアクセス制御は、認証システムと連携してオンライン調査システムにおいて行うものとする。

2 オンライン調査機能

(1) オンライン調査の方式

オンライン調査システムにより実現するオンライン調査の方式を次表に掲げる7種類とする。各統計調査をオンライン化する場合に採用する方式は、各調査実施機関において、統計調査の特性等を踏まえて選択するものとする。

方式	I D・確認コードの発行方式	実査の主な流れ
A方式	-	調査員又は郵送により調査対象者に調査票を配布。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバにアクセスし、電子調査票を取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。 サーバにおいて、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に対し受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。 調査対象者は、サーバから発行された「受付番号」を調査票に記入し、調査票を調査員に提出。
B - 1方式	一律配布型	郵送等により、調査対象者に調査票を配布。 この場合、すべての調査対象者に政府統計コード並びにI D及び確認コードを調査票に記入する等により通知。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバに政府統計コード並びにI D及び確認コードを入力の上アクセスし、電子調査票を取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。 サーバにおいて、政府統計コード並びにI D及び確認コードによる調査対象者の認証、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。 サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、キー項目に基づき、担当調査員に対し、調査票の収集が不要な調査対象者

		を連絡。
B - 2 方式	希望者配布型	調査員等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に、政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードを通知。 調査対象者は、オンラインによる回答を希望する場合は、指定されるサーバに政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードを入力の上アクセスし、キー項目、電子メールアドレスその他の事項を登録し、調査実施機関よりIDを取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバに政府統計コード並びに取得したID及び共通の仮確認コード（初回の接続時に任意の確認コードへ変更）を入力の上アクセスし、電子調査票を取得後、電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。 サーバにおいて、政府統計コード並びにID及び確認コードによる調査対象者の認証、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。 サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、キー項目に基づき、担当調査員に対し、調査票の取集が不要な調査対象者を連絡。
C - 1 方式	一律配布型	郵送等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に政府統計コード並びにID及び確認コードを調査票に記入する等により通知。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバに政府統計コード並びにID及び確認コードを入力の上アクセスし、電子調査票を取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。 サーバにおいて、政府統計コード並びにID及び確認コードによる調査対象者の認証、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。 調査実施機関又は経由機関は、調査票及び

		電子調査票を取集した後、キー項目の照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。
C - 2 方式	希望者配布型	調査員等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に、政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードを通知。 調査対象者は、オンラインによる回答を希望する場合は、指定されるサーバに政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードを入力の上アクセスし、キー項目、電子メールアドレスその他の事項を登録し、調査実施機関よりIDを取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバに政府統計コード並びに取得したID及び共通の仮確認コード（初回の接続時に任意の確認コードへ変更）を入力の上アクセスし、電子調査票を取得後、電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。 サーバにおいて、政府統計コード並びにID及び確認コードによる調査対象者の認証、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納。 調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、キー項目の照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。
D - 1 方式	一律配布型	郵送等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に政府統計コード並びにID及び確認コードを調査票に記入する等により通知。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバに政府統計コード並びにID及び確認コードを入力の上アクセスし、電子調査票を取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、取得した電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。

		サーバにおいて、政府統計コード並びにＩＤ及び確認コードによる調査対象者の認証、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納するとともに、次回調査においても引き続きオンラインによる電子調査票の取得・回答を行うか否かを確認。 調査票で回答した調査対象者は、次回調査においてオンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合、指定された一定期限までに、で通知された政府統計コード並びにＩＤ及び確認コードによりサーバにアクセスし、電子メールアドレスその他の事項を登録。 調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、キー項目の照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。
D - 2 方式	希望者配布型	調査員等により、調査対象者に調査票を配布。この場合、すべての調査対象者に、政府統計コード並びに共通の仮ＩＤ及び仮確認コードを通知。 調査対象者は、オンラインによる回答を希望する場合は、指定されるサーバに政府統計コード並びに共通の仮ＩＤ及び仮確認コードを入力の上アクセスし、キー項目、電子メールアドレスその他の事項を登録し、調査実施機関よりＩＤを取得。 調査対象者は、オンラインで回答する場合、指定されるサーバに政府統計コード並びに取得したＩＤ及び共通の仮確認コード（初回の接続時に任意の確認コードへ変更）を入力の上アクセスし、電子調査票を取得後、電子調査票に所要の事項を入力し、サーバに送信。 サーバにおいて、政府統計コード並びにＩＤ及び確認コードによる調査対象者の認証、送信されたデータのチェック等を行い、問題がなければ、調査対象者に受付番号を発行し、回答データをサーバ内に格納するとともに、次回調査においても引き続きオ

		ンラインによる電子調査票の取得・回答を行うか否かを確認。 調査票で回答した調査対象者は、次回調査においてオンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合、指定された一定期限までに、サーバにアクセスし、キー項目、電子メールアドレス、 で通知された政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードその他の事項を登録。 サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、 で登録されたキー項目の情報に基づき、該当調査員に対し、次回調査における調査票の配布・収集が不要な調査対象者を連絡。 調査実施機関又は経由機関は、調査票及び電子調査票を取集した後、キー項目の照合を行い、調査票及び電子調査票の重複提出の有無を検査し、重複提出がある場合は、調査票又は電子調査票のいずれか一方の回答を採用。
--	--	--

注 1) A方式においては、プレ・プリント方式（事前記入方式）を採用する場合を除き、ID及び確認コードは発行しない。プレ・プリント方式（事前記入方式）を採用する場合は、一律配布型によるID及び確認コードの発行を行うものとする。

注 2) B - 1方式、C - 1方式及びD - 1方式の場合は、各実査の主な流れにおける の前に、次に掲げる手順をとることにより、 において配布する調査票を限定することを可能とする。

- 1) 調査実施機関は、調査票配布前に、調査対象者に調査対象となった旨を事前通知するとともに、政府統計コード並びにID及び確認コードを通知。
- 2) 調査対象者は、オンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合、一定期限までに、1)で通知された政府統計コード並びにID及び確認コードによりサーバにアクセスし、電子メールアドレスその他の事項を登録。

注 3) B - 2方式、C - 2方式及びD - 2方式の場合は、各実査の主な流れの の前に、次に掲げる手順をとることにより、 において配布する調査票を限定することを可能とする。

- 1) 調査実施機関は、調査票配布前に、調査対象者に調査対象となった旨を事前通知するとともに、政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードを通知。
- 2) 調査対象者は、オンラインによる電子調査票の取得・回答を行う場合は、一定期限までに、サーバにアクセスし、キー項目、電子メールアドレス、1)で通知された政府統計コード並びに共通の仮ID及び仮確認コードを登録し、調査実施機関よりIDを取得。
- 3) サーバ又は調査実施機関若しくは経由機関において、2)で登録されたキー項目の情報に基づき、該当調査員に対し、調査票の配布・収集が不要な調査対象者を連絡。

(2) 電子調査票のダウンロード

電子調査票一覧の確認

調査対象者は、オンライン調査システムに接続し、調査実施機関があらかじめ調査対象者ごとに指定する電子調査票の名称及び提出期限の一覧を確認することができる。なお、その一覧における複数の電子調査票の表示順について、電子調査票の名称、提出期限、回答日又は受付番号により並べ替えることができる。

電子調査票のダウンロード

調査対象者は、電子調査票の一覧から回答する電子調査票及びその記入例を選択しダウンロードすることができる。また、調査実施機関があらかじめ指定する複数の電子調査票を一括してダウンロードすることができる。

電子調査票のパスワード設定

調査対象者は、電子調査票をダウンロードするに当たり、調査実施機関の指定により当該電子調査票を保護するためのパスワードを任意に設定することができる。

(3) 電子調査票

調査対象者がオンラインにより統計調査に回答する場合は、調査実施機関が作成した電子調査票に所要の事項を入力し、電子調査票の機能を用いてオンライン調査システムにデータを送信するものとする。

電子調査票は、次の要件を満たすものとする。

オフライン入力

電子調査票へのデータ入力は、調査対象者に新たな費用負担が生じないソフトウェアを用いて、オフラインで行えること。

保存・読込

電子調査票に入力されたデータは、オフラインで調査対象者の利用端末に電子調査票独自の形式及びXML形式のデータとして保存することができ、並びに調査対象者の利用端末に保存されたデータを電子調査票に読み込むことができること。

自動計算

調査実施機関の指定により電子調査票に入力されたデータの計算をオフラインで行うことができ、他の項目の入力データを基に計算した結果を自動入力することができること。

自動審査

調査実施機関の指定により電子調査票に入力されたデータに係る形式及び内容の自動審査をオフラインで行えること。

送受信

電子調査票とオンライン調査システムとの間でXML形式によるデータの送受信が行えること。なお、送受信を行う際の通信は、SSL等により暗号化するものとする。

(4) 一括送信

回答データの統合

調査対象者は、オンライン調査システムが提供する「回答データ統合ツール」をダウンロードし、これを用いて調査対象者の利用端末に保存されている複数のXML形式のデータを一つのXML形式ファイルに統合することができる。

ファイルの送信

調査対象者は、統合したXML形式ファイルをオンライン調査システムに送信することができる。なお、調査実施機関があらかじめ複数の調査対象者に係るキー項目を関連付けることにより、当該調査対象者に係る複数のXML形式のデータについても、一つのXML形式ファイルに統合し、オンライン調査システムに一括して送信することができる。

(5) 回答データの自動審査

調査対象者が電子調査票又は一括送信の機能を用いて送信したXML形式のデータは、オンライン調査システムにおいて、セキュリティ上及びXML形式上のチェックを行い、問題がない場合、調査対象者に受付番号を発行するほか、外字チェック並びに調査実施機関がJAV A等で作成するプログラムによる形式及び内容の自動審査を行い、オンライン調査システムにオリジナルデータとして格納するものとする。なお、自動審査の結果は、「要訂正」、「要確認」、「エラーなし」の三つの区分によりオンライン調査システムに登録するものとし、該当する経路機関又は調査実施機関は、当該自動審査の結果を調査実施機関が作成する電子調査票又は特定帳票プログラムを用いて表示させ、又は出力させることにより参照することができる。

(6) 格納データの修正

調査対象者は、調査実施機関の指定する一定期間内であれば、電子調査票を用いて調査対象者の利用端末に保存されたデータを修正し、オンライン調査システムに送信することができる。なお、送信されたデータをオンライン調査システム

に格納するに当たり既に回答データが格納されている場合は、オンライン調査システムにおいて、調査対象者に当該データへの上書きの確認を求め、その確認があったときは、オンライン調査システムにオリジナルデータとして格納するものとする。

(7) データのプレ・プリント方式（事前記入方式）

調査実施機関が特定の調査項目に係る初期データをあらかじめオンライン調査システムに格納することにより、調査対象者は、電子調査票に入力する事前に当該格納データを電子調査票に読み込むことができる。また、一定の期間、継続的に実施する統計調査については、オンライン調査システムに自動的に格納されている前回回答データに係る特定の調査項目を調査実施機関が指定することにより、調査対象者が電子調査票に入力する事前に当該格納データを電子調査票に読み込むことができる。さらに、調査対象者があらかじめオンライン調査システムに登録する連絡先等のデータに係る特定の調査項目を調査実施機関が指定することにより、調査対象者が電子調査票に入力する事前に当該データを電子調査票に読み込むことができる。

3 調査員機能

調査員は、調査実施機関の指定に基づき、担当区域内の調査対象者のオンラインによる回答の有無について、調査員からの電話又は電子メールによる要求に応じてオンライン調査システムが自動的に送信する電子メール又はファクシミリにより随時確認することができる。

4 経由機関機能

経由機関においては、調査実施機関の指定及び認証システムを用いて設定されるアクセス権限に基づき、次に掲げる機能を利用することができる。

(1) 経由機関情報の管理

調査実施機関の指定に基づき、認証システムを用いて、利用機関管理者ユーザによる当該統計調査を担当する課室等の課室管理者ユーザの設定及び当該課室管理者ユーザによる一般ユーザの設定を行うことができる。

また、下位の経由機関を通じて行う統計調査については、当該統計調査の責任者権限を有する一般ユーザが管轄区域内の各経由機関の情報（階層、上位の機関及び調査員の任命権限の有無）の登録を行うことにより、経由機関による一連の業務処理の経路が同一となる電子調査票（以下「電子調査票グループ」という。）単位に経由機関の複数の経路設定を行うことができる。なお、登録した経由機関の情報は、調査実施時期及び電子調査票グループごとに更新し、及び削除することができる。

(2) 調査員割当情報の管理

調査員を通じて行う統計調査については、管轄区域内の調査区情報に割り当てる調査員の情報の管理を調査員管理システムと連携して行うことができる。

(3) 電子調査票情報の管理

電子調査票については、調査実施時期並びに公開日及び回答の提出期限その他の日程が同一の電子調査票（以下「提出期限グループ」という。）単位に、オンライン調査システムにおける公開日、提出期限及び表示期限並びに督促のための電子メールの送信日、送信内容及び送信元となる電子メールアドレスの各情報をそれぞれ登録し、更新し、及び削除することができる。

(4) 受付状況の管理

オンライン受付状況の管理

オンライン調査を行う統計調査については、統計調査ごとに、管轄区域内の経路機関、調査区、調査員の氏名、キー項目、抽出項目その他の条件を指定し、検索することにより、調査実施時期及び電子調査票ごとに、回答データの総受信件数並びに該当する調査対象者からの回答データの受信件数及び受信状況を確認することができ、さらに、電子調査票を選択することにより、該当する調査対象者ごとに、回答データの受付日、回答（入力）日、最終回答日、経路機関又は調査実施機関が修正した日、受付番号及び自動審査結果その他の詳細情報を確認することができる。なお、当該詳細情報の表示順については、キー項目、調査対象者のID、受付日、最終回答日、受付番号又は自動審査結果のいずれかの区分により並べ替えることができる。

受付状況の総合管理

管轄区域内の調査対象者から提出される調査票については、該当するキー項目を入力し、又は表示させた上で受付日を登録することにより（オンライン調査システムで回答するものについては自動登録）、調査対象者の調査票及び電子調査票の受付状況を総合的に確認することができる。

督促

経路機関が指定する時点までに回答のない調査対象者に対し、電子調査票情報の定義内容に基づき、提出期限グループ単位に督促のための電子メールを自動的に送信することができる。

(5) データの管理

データの格納

受け付けた管轄区域内における調査票の回答内容について、電子調査票を用いて作成したデータをオンライン調査システムにオリジナルデータとして格納することができる。また、電子調査票を用いて作成した複数のデータをオンライン調査システムからのダウンロードにより取得可能な「回答データ統合ツール」を用いて統合し、又は別途複数のデータのXML形式ファイルを作成し、一括してオンライン調査システムにオリジナルデータとして格納することができる。本機能により受付日又は回答（入力）日が登録されていない調査対象者のデータを格納する場合は、オンライン調査システムにおいて、受付日には経路機関が指定する日付を、回答（入力）日には格納した日付をそれぞれ自動的に登録するものとする。

参照・更新・削除

オンライン調査システムに格納されている管轄区域内のデータについて、電子調査票を用いて、参照し、修正し、及び削除することができる。データの修正を行う場合は、オンライン調査システムにおいて当該修正のあった日付を自動的に登録するものとする。なお、本機能により修正されたデータは、オリジナルデータとは別に修正データとして管理するものとし、オリジナルデータに対する上書きは行わないものとする。また、削除されたデータは、論理削除によるものとし、運用管理機関により復元することができる。

ダウンロード

オンライン調査システムに格納されている管轄区域内のデータについて、調査実施機関が指定するデータ種別及び形式（XML形式、CSV形式又は固定長テキスト形式）のファイルを作成し、当該ファイルをダウンロードすることができる。なお、作成するファイルに含まれる管轄区域内のデータの範囲については、オンライン調査システムに格納されているすべて又は前回ダウンロードされたファイルの作成時点からの差分のいずれかを選択することができる。また、ダウンロード用のファイルの作成が完了したときは、オンライン調査システムにおいて当該経路機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

(6) データの自動審査

データの管理機能により調査票の回答内容をオンライン調査システムに格納した場合及びデータを修正した場合は、当該データについて、調査実施機関がJ A V A等で作成するプログラムにより形式及び内容の自動審査を行うことができる。なお、この自動審査の結果は、「要訂正」、「要確認」、「エラーなし」の三

つの区分によりオンライン調査システムに登録するものとする。「要訂正」又は「要確認」の場合は、調査実施機関の指定に基づき、該当箇所及び内容を電子調査票に表示させ、又は特定帳票として出力させることができ、また、該当箇所について、確認済の旨登録することができる。

(7) 基礎表の作成

オンライン調査システムに格納されている管轄区域内のデータについて、調査実施機関が指定する調査項目を表頭又は表側に指定することにより、回答のあった調査対象者の計数を示す基礎表を作成し、CSV形式でダウンロードすることができる。なお、基礎表の作成が完了したときは、オンライン調査システムにおいて当該経由機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

(8) 特定帳票の作成

統計調査の特性等により、必要に応じ、調査実施機関がJ A V A等で作成するプログラムを用いて調査特有の特定帳票を作成し、その結果をダウンロードすることができる。なお、特定帳票の作成が完了したときは、オンライン調査システムにおいて当該経由機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

(9) 業務処理の進ちょく管理

下位の経由機関における業務処理過程の処理完了状況及び処理完了日時について確認することができる。

(10) 業務処理の完了連絡

経由機関における一連の業務処理が完了したときは、経由機関は、処理の完了をオンライン調査システムに登録するものとする。この場合、オンライン調査システムにおいて上位の経由機関又は調査実施機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。また、上位の経由機関は、下位の経由機関による処理完了の登録を取り消すことができる。この場合、オンライン調査システムにおいて当該下位の経由機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

5 調査実施機関機能

調査実施機関は、認証システムを用いて設定されるアクセス権限に基づき、次に掲げる機能を利用することができる。

(1) 統計調査情報の管理

担当する統計調査については、経由機関、調査区、調査員、指導員及び調査対象者の各情報の有無並びに調査実施時期、調査対象者の検索条件となる項目及び調査対象者の連絡先の情報の要否を登録し、更新し、及び削除することができる。

(2) 経由機関情報の管理

経由機関情報の登録

経由機関を通じて行う統計調査については、電子調査票グループ単位に該当する経由機関の情報を登録することにより、複数の経路設定を行うことができる。また、各経由機関において利用可能な機能を電子調査票単位に設定することができる。なお、経由機関の情報を登録するに当たっては、認証システムに設定されている利用機関の課室等一覧をダウンロードし、参照することができる。

下位の経由機関情報の登録依頼

経由機関の利用機関管理者ユーザに対し、認証システムを用いて当該経由機関における当該統計調査を担当する課室等の課室管理者ユーザの設定及び当該課室管理者ユーザによる一般ユーザの設定を行った上で、当該一般ユーザによる下位の経由機関の情報の登録を行うよう依頼することができる。なお、この場合、オンライン調査システムにおいて当該経由機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。また、当該依頼を受けた各経由機関における登録状況について、参照することができる。

経由機関情報の更新・削除

経由機関の情報は、調査実施時期及び電子調査票グループごとに、更新し、及び削除することができる。

(3) 調査区情報の管理

調査区を設定する統計調査については、当該調査区情報を調査実施時期ごとに登録し、更新し、及び削除することができる。

(4) 調査員割当情報の管理

調査員を通じて行う統計調査については、調査区情報に割り当てる調査員の情報の管理を調査員管理システムと連携して行うことができる。

(5) 電子調査票情報の管理

担当する統計調査については、運用管理機関において登録する電子調査票、電子調査票の記入例、電子調査票の属性情報（名称、パスワードの設定の有無等）及び項目定義情報リストをダウンロードすることができる。

また、電子調査票については、提出期限グループ単位に、オンライン調査システムにおける公開日、提出期限及び表示期限並びに督促のための電子メールの送信日、送信内容及び送信元となる電子メールアドレスの各情報をそれぞれ登録し、

更新し、及び削除することができる。

(6) 調査対象者情報の管理

認証システムと連携して、調査対象者のＩＤ、確認コード、キー項目、氏名又は名称、住所又は所在地、電子メールアドレス、電話番号、調査対象者の検索に用いるキーワード及び抽出項目の値、一括送信の対象として関連付けるキー項目の情報、回答対象の電子調査票及びその調査実施時期その他の調査対象者情報を登録することができる。また、キー項目に含まれる管轄区域、調査区及び回答対象の電子調査票の識別を表す各コードのキー項目内の位置（開始桁、終了桁）並びに回答対象の電子調査票の識別コードに対応する電子調査票及びその調査実施時期を登録することができる。なお、これら登録した情報は、検索し、参照し（調査対象者によって変更された任意の確認コードは除く。）及び更新することができる。

(7) プレ・プリント情報の管理

プレ・プリント方式による電子調査票を用いるオンライン調査については、調査実施時期ごとに、特定の調査項目に係る初期データ並びに前回回答データ及び調査対象者が登録する連絡先等のデータに係る新旧のタグ名称の情報を登録し、更新し、及び削除することができる。なお、特定の調査項目に係る初期データ、前回回答データ及び調査対象者が登録する連絡先等のデータの各プレ・プリント情報の内容が重複する場合は、当該調査項目に限り、調査対象者が登録する連絡先等のデータ、特定の調査項目に係る初期データ、前回回答データの順序に従い優先して電子調査票に読み込むものとする。

(8) 受付状況の管理

オンライン受付状況の管理

オンライン調査を行う統計調査については、統計調査ごとに、経由機関、調査区、調査員の氏名、キー項目、抽出項目その他の条件を指定し検索することにより、調査実施時期及び電子調査票ごとに、回答データの総受信件数並びに該当する調査対象者からの回答データの受信件数及び受信状況を確認することができる。さらに、電子調査票を選択することにより、該当する調査対象者ごとに、回答データの受付日、回答（入力）日、最終回答日、経由機関又は調査実施機関が修正した日、受付番号及び自動審査結果その他の詳細情報を確認することができる。なお、当該詳細情報の表示順については、キー項目、調査対象者のＩＤ、受付日、最終回答日、受付番号又は自動審査結果のいずれかの区分により並べ替えることができる。

受付状況の総合管理

調査対象者から提出される調査票については、該当するキー項目を入力し、又は表示させた上で受付日を登録することにより（オンライン調査システムで回答するものについては自動登録）、調査対象者の調査票及び電子調査票の受付状況を総合的に確認することができる。

督促

調査実施機関が指定する時点までに回答のない調査対象者に対し、電子調査票情報の定義内容に基づき、提出期限グループ単位に督促のための電子メールを自動的に送信することができる。ただし、経由機関により督促のための電子メールに係る情報が指定されている場合は、当該指定を優先するものとする。

(9) データの管理

データの格納

受け付けた調査票の回答内容について、電子調査票を用いて作成したデータをオンライン調査システムにオリジナルデータとして格納することができる。また、電子調査票を用いて作成した複数のデータをオンライン調査システムからのダウンロードにより取得可能な「回答データ統合ツール」を用いて統合し、又は別途複数のデータのXML形式ファイルを作成し、一括してオンライン調査システムにオリジナルデータとして格納することができる。本機能により受付日又は回答（入力）日が登録されていない調査対象者のデータを格納する場合は、オンライン調査システムにおいて、受付日には調査実施機関が指定する日付を、回答（入力）日には格納した日付をそれぞれ自動的に登録するものとする。

参照・更新・削除

オンライン調査システムに格納されているデータについて、電子調査票を用いて、参照し、修正し、及び削除することができる。データの修正を行う場合は、オンライン調査システムにおいて当該修正のあった日付を自動的に登録するものとする。なお、本機能により修正されたデータは、オリジナルデータとは別に修正データとして管理するものとし、オリジナルデータに対する上書きは行わないものとする。また、削除されたデータは、論理削除によるものとし、運用管理機関により復元することができる。

ダウンロード

オンライン調査システムに格納されているデータについて、調査実施機関が指定するデータ種別及び形式（XML形式、CSV形式又は固定長テキスト形式）のファイルを作成し、当該ファイルをダウンロードすることができる。な

お、作成するファイルに含まれるデータの範囲については、オンライン調査システムに格納されているすべて又は前回ダウンロードされたファイルの作成時点からの差分のいずれかを選択することができる。また、ダウンロード用のファイルの作成が完了したときは、オンライン調査システムにおいて当該調査実施機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

自動ダウンロード

オンライン調査システムと調査実施機関のシステムとの間におけるデータのダウンロード機能については、一定の方式に基づき自動化することができる。

(10) データの自動審査

データの管理機能により調査票の回答内容をオンライン調査システムに格納した場合及びデータを修正した場合は、当該格納データについて、調査実施機関がＪＡＶＡ等で作成するプログラムにより形式及び内容の自動審査を行うことができる。なお、この自動審査の結果は、「要訂正」、「要確認」、「エラーなし」の三つの区分によりオンライン調査システムに登録するものとする。「要訂正」又は「要確認」の場合は、調査実施機関の指定に基づき、該当箇所及び内容を電子調査票に表示させ、又は特定帳票として出力させることができ、また、該当箇所について、確認済の旨登録することができる。

(11) 基礎表の作成

オンライン調査システムに格納されているデータについて、調査実施機関が指定する調査項目を表頭又は表側に指定することにより、回答のあった調査対象者の計数を示す基礎表を作成し、ＣＳＶ形式でダウンロードすることができる。なお、基礎表の作成が完了したときは、オンライン調査システムにおいて当該調査実施機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

(12) 特定帳票の作成

統計調査の特性等により、必要に応じ、調査実施機関がＪＡＶＡ等で作成するプログラムを用いて調査特有の特定帳票を作成し、その結果をダウンロードすることができる。なお、特定帳票の作成が完了したときは、オンライン調査システムにおいて当該調査実施機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

(13) 業務処理の進ちょく管理

経由機関における業務処理過程の処理完了状況及び処理完了日時について確認することができる。

(14) 業務処理の完了連絡

調査実施機関における一連の業務処理が完了したときは、調査実施機関は、処理の完了をオンライン調査システムに登録するものとする。この場合、オンライン調査システムにおいて運用管理機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。また、調査実施機関は、経由機関による処理の完了の登録を取り消すことができる。この場合、オンライン調査システムにおいて当該経由機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

6 運用管理機関機能

運用管理機関は、次に掲げる機能を利用することができる。

(1) 統計調査情報等の管理

調査実施機関等により登録された統計調査情報、経由機関情報、調査区情報、調査対象者情報等をダウンロードすることができ、また、調査対象者情報については、検索し、参照することができる。

(2) 電子調査票情報の管理

電子調査票情報の管理

電子調査票の名称及び概要説明、電子調査票グループ及び提出期限グループ、パスワード設定の有無、回答データの出力方式、次回調査における回答方法の確認の有無その他の電子調査票の情報を登録し、更新し、及び削除することができる。

電子調査票の管理

調査実施機関が指定する電子調査票、記入例、項目定義情報リストを登録し、更新し、及び削除することができる。

自動審査プログラムの設定

調査実施機関が J A V A 等で作成するデータの自動審査のためのプログラム及びプログラムが参照する定数等のデータをサーバに導入し、設定することができる。

特定帳票プログラムの設定

調査実施機関が J A V A 等で作成する特定帳票の作成のためのプログラム及びプログラムが参照する定数等のデータをサーバに導入し、設定することができる。

(3) 業務処理の進ちょく管理

調査実施機関における一連の業務処理過程の処理完了状況及び処理完了日時について確認することができる。

また、調査実施機関による処理の完了の登録を取り消すことができる。この場合、オンライン調査システムにおいて調査実施機関に対し電子メールによりその旨連絡するものとする。

(4) 送付データの取得

調査実施機関による処理の完了の登録が行われた場合は、調査実施機関が指定する形式により、調査実施機関等へ送付するすべてのデータを取得することができる。

7 オンライン調査体験機能

調査対象者その他の一般利用者は、次に掲げる機能を用いて、オンライン調査システムを用いて行う各種操作を模擬的に体験することができる。

(1) ガイダンス機能

オンライン調査の利点、オンライン調査体験機能の利用手順及び利用方法の解説その他の一般利用者に対するガイダンスを行う。

(2) オンライン調査体験機能

オンライン調査システムが調査対象者に提供する、調査対象者の認証（ログイン）、電子調査票のダウンロード、電子調査票へのデータ入力、データの送信及び修正その他の機能について、調査対象者が当該機能を利用する場合の各種操作を模擬的に体験することができる。

(3) アンケート実施機能

オンライン調査システムの機能改善等の参考に資するため、上記(2)の機能等を利用した一般利用者に対し、政府統計の総合窓口（e - S t a t ）が提供する「アンケート機能」を用いてアンケートを行うことができる。運用管理機関においては、アンケートの集計結果を参照し、出力することができる。

統計表管理システム

統計表管理システムは、利用機関が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシート等のファイル（以下「統計表ファイル」という。）を一元的に蓄積、管理し、政府統計の総合窓口（e-Stat）及び各府省のホームページを通じて一般利用者に提供するシステムとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 提供分類設定機能
- (2) 統計表管理機能
- (3) 統計表一覧ダウンロード機能
- (4) 公開処理機能
- (5) 統計情報データベース連携機能
- (6) 「統計で見る日本のすがた」管理機能
- (7) 利用実績管理機能

1 提供分類設定機能

利用機関において、各政府統計コード単位に公表又は提供する統計表の一覧（以下「統計表一覧」という。）の分類を次表の階層により設定するため、次に掲げる機能を備える。提供分類の設定においては、当該提供分類の名称について日本語（必須）及び英語（任意）の設定を行うことができる。なお、本機能は、統計表管理システム及び統計情報データベースにおける共通の機能として両システムで共用する。

提供分類	備考
提供統計名	「平成 17 年国勢調査」等、政府統計コードに対応する統計又は統計調査の各回の名称（通称等）を設定。統計表管理システム及び統計情報データベースを利用して統計データの提供を行う上で必須。
提供分類 1	「第一次基本集計」、「速報」等、提供統計名に掲げる統計が複数の集計区分等（複数の統計表一覧）を有する場合に設定。
提供分類 2	「全国値」、「速報」等、提供分類 1 が複数の集計区分等（複数の統計表一覧）を有する場合に設定。
提供分類 3	「人口編」、「速報」等、提供分類 2 が複数の集計区分等（複数の統計表一覧）を有する場合に設定。
提供分類 4	「生産人口編」、「速報」等、提供分類 3 が複数の集計区分等（複数の統計表一覧）を有する場合に設定。
提供分類 5	「労働力人口編」、「速報」等、提供分類 4 が複数の集計区分等（複数の統計表一覧）を有する場合に設定。

(1) 登録機能

政府統計コードを用いて新規に提供分類を設定する政府統計を選定し、又は既に登録されている提供分類を選定し、選定した政府統計又は提供分類の直下の階層分類として新規に提供分類を登録することができる。ただし、選定された提供分類が提供分類5である場合は登録することはできない。

(2) 一括登録機能

政府統計コードごとに、既定のフォーマットに準拠したCSV形式ファイルを読み込むことにより提供分類を一括して登録することができる。

(3) 更新機能

既に登録されている提供分類を選定し、選定した提供分類の名称を変更し、又は削除することができる。ただし、下位の提供分類が存在する提供分類は削除することができないものとする。また、削除する提供分類に統計表一覧が登録されている場合は、当該統計表一覧並びにその構成要素となる統計表ファイル及び当該統計表ファイルに係る統計表の情報（以下「統計表情報」という。）を併せて削除する。

2 統計表管理機能

利用機関において、霞が関WANを通じて統計表ファイル及び統計表情報を次の機能を用いて登録し、修正、削除を行うことができる。

なお、利用機関における統計表ファイル及び統計表情報の登録は、一旦、管理用のセグメント（以下「管理用セグメント」という。）で行い、登録内容が確定した統計表ファイル及び統計表情報を公開用のセグメント（以下「公開用セグメント」という。）へ転送し、インターネットを通じた提供を可能な状態とする。また、統計表の管理状態として、次の4種類を設定し、管理状態ごとに保存先及びアクセス権を管理する。

編集集中：一時保存、統計表ファイル未登録等の編集集中の状態

転送待ち：入力項目のチェック等の処理が完了し、登録内容が確定した状態

公開待ち：「転送待ち」から公開用セグメントへ転送し、公開日時未達の状態

公開済み：「公開待ち」から公開日時に達し、公開された状態

(1) 統計表情報一覧表示機能

利用機関は、登録している統計表情報について、管理状態、登録内容、更新履歴等に関し、次表に掲げる項目を一覧で表示することができ、また、次に掲げる機能を用いて表示内容の切り替えを行うことができる。この場合、統計表ファイルが登録されていない統計表情報及び管理状態について、これらを色彩等により

視覚的に識別できるものとする。また、統計表ファイルのファイル名を選択することにより、登録された統計表ファイルを開き、内容を表示することができるものとする。

なお、一覧表示に当たっては、利用機関のユーザに応じて、当該ユーザのアクセス権が設定されているすべての統計の統計表情報を表示するものとする。ただし、課室担当者権限ユーザの場合は、当該ユーザが登録処理を行った統計表情報のみを一覧表示し、他のユーザが登録処理を行った統計表情報は表示しないものとする。

項目名	設定方法	説明
登録機関名	自動	当該統計の所管府省・部局・課室の名称 ログイン時に取得
提供分類 I D	自動	上記 1 で設定された提供分類単位に付与する I D
統計調査名	選択	政府統計コード単位にマスタ管理される統計又は統計調査の名称
提供統計名	選択	政府統計コードに対応する統計又は統計調査の各回の名称（通称等）
提供分類 1	選択	提供統計名の下に登録された集計分類等の提供分類
提供分類 2	選択	提供分類 1 の下に登録された集計分類等の提供分類
提供分類 3	選択	提供分類 2 の下に登録された集計分類等の提供分類
提供分類 4	選択	提供分類 3 の下に登録された集計分類等の提供分類
提供分類 5	選択	提供分類 4 の下に登録された集計分類等の提供分類
表名	入力	統計表ファイルに係る統計表の名称（日本語（必須）及び英語（任意））
表番号	入力	統計表の表番号
表示順	入力	統計表の表示順
統計表 I D	自動	統計表単位に自動付与する I D
管理状態	自動	統計表の管理状態（「編集中」「転送待ち」「公開待ち」「公開済み」）を示す
公開 URL	自動	公開用セグメント上の統計表ファイルの保存場所（インターネットを通じてアクセスす

		る場合の URL)
年	選択	統計表に係る統計の実施年。別途管理されるマスタから選択(マスタについては、利用機関において登録可能)。
月	選択	統計表に係る統計の実施月(「年平均」「1～3月期」等を月以外の情報を含む。)。別途管理されるマスタから選択(マスタについては、利用機関において登録可能)。
ファイル名 1	入力	統計表ファイル 1 のファイル名
公開日時 1	自動	統計表ファイル 1 の公開日時
ファイル 1 最終更新日時	自動	統計表ファイル 1 の最終更新日時
ファイル名 2	入力	統計表ファイル 2 のファイル名
公開日時 2	自動	統計表ファイル 2 の公開日時
ファイル 2 最終更新日時	自動	統計表ファイル 2 の最終更新日時
ファイル名 3	入力	統計表ファイル 3 のファイル名
公開日時 3	自動	統計表ファイル 3 の公開日時
ファイル 3 最終更新日時	自動	統計表ファイル 3 の最終更新日時
非公開設定	選択	確報公表後の速報値等、一旦公開された情報を非公開にして保存する設定
最終更新日時	自動	統計表情報の最終更新日時

提供分類選択機能

統計調査名及び提供分類を選択することにより、当該提供分類下に配置される統計表情報を一覧表示することができる。

表示形式切替え機能

次に掲げる機能を用いて統計表情報一覧の表示形式を切替えることができる。

ア 統計表一覧形式

選択した提供分類の統計表一覧単位に当該一覧を構成する統計表情報を一覧表形式で表示する。表示する一覧表には、上記表の表名以降の項目を表示する。

イ 統計表情報一括表示形式

登録している統計表情報を一覧表形式で表示する。フィールドに提供分類名を表示し、提供分類の異なるすべての統計表情報について一覧で表示できる。

ウ 個票形式

表示対象となる統計表情報を個票形式で表示する。「次へ」、「戻る」ボタンにより、順に表示できる。

英語表示切替え機能

統計表情報について、英語表記に切り替えることができる。

並び替え・抽出表示機能

統計表の管理状態及び公開日時について、昇順又は降順に並び替えて表示することができる。また、管理状態については、抽出機能により、指定する管理状態の統計表情報のみを表示することができる。

フィールドの列幅変更機能

統計表情報一覧の各フィールドの列幅を変更して表示することができる。

(2) 統計表新規登録機能

次に掲げる機能を用いて、各提供分類の統計表一覧を構成する統計表について新規登録を行うことができる。

新規入力機能

次に掲げる機能を用いて、各提供分類の統計表一覧を構成する統計表について、上記(1)の表に掲げる統計表情報（自動設定するものを除く。）を新規に入力し、統計表ファイルを登録することができる。

ア 統計表追加機能

統計表一覧を構成する新たな統計表を追加するため、当該統計表一覧に一行追加し、新たに登録する統計表に係る統計表情報の入力及び統計表ファイルの登録を行うことができる。

イ 公開日時設定機能

提供分類（上記(1) イの統計表情報一括表示による場合は複数の提供分類を選択可）の統計表一覧の公開日時の設定を行うことができる。

ウ 実施年月一括設定機能

選択した複数の統計表について、当該統計表に係る統計の実施年及び実施月の一括設定を行うことができる。

エ 非公開設定機能

統計表一覧を構成する統計表のうち、公開日時以降において公開を行わないものについて、非公開設定を行うことができる。

オ 統計表ファイル登録機能

統計表一覧において提供する統計表ファイルを統計表ファイル添付域に登録することができる。

統計表情報読込機能

次に掲げる機能により、新規に入力する統計表情報について、他の情報から読み込み、一括入力を行うことができる。一括入力した各統計表情報については、上書き及び上記 のアからオまでに掲げる機能を用いた修正を行うことができる。

ア CSV形式ファイル読込機能

既定のフォーマットで作成した統計表情報のCSV形式ファイルからデータをインポートし、統計表情報の一括入力を行うことができる。

イ 既存一覧読込機能

既に登録されている統計表一覧の全部又は一部の統計表情報を読み込み、統計表情報の一括入力を行うことができる。

統計表一覧登録機能

上記 及び により入力された統計表情報及び統計表ファイルについて、管理用セグメントのサーバ内に登録することができる。この場合、統計表一覧を構成する各統計表情報について、統計表IDをそれぞれ自動設定し、ファイル名の整合性チェックを行う。また、管理状態を「編集中」とし、各統計表ファイルが管理用セグメントのサーバ内に保存された時刻を最終更新日時として記録し、及び設定された公開日時を管理状態が「編集中」となる統計表について、公開日時1、公開日時2及び公開日時3の各項目に上書き更新し、処理結果について確認メッセージを表示する。登録処理完了後は、処理対象となる統計表一覧に新規に入力した統計表情報を追加したものを表示する。

サーバ間転送機能

霞が関W A Nを通じ、利用機関のサーバから F T P 転送により統計表情報及び統計表ファイルの新規登録を行うことができる。

(3) 統計表更新機能

上記(1)により登録された統計表一覧及び下記(4)で確定処理された統計表一覧を構成する統計表情報及び統計表ファイルについて、次に掲げる更新処理を行うことができる。更新処理が行われた統計表情報については、管理状態を「編集集中」とする。なお、管理状態が「公開済み」となっている統計表情報については、課室責任者権限ユーザのみが更新処理を行うことができるものとする。

統計表情報の変更

登録された統計表一覧を構成する統計表情報について上書き修正を行うことができる。

統計表ファイルの差し替え・追加

管理用セグメントのサーバ内に登録されている統計表ファイルの差し替え・追加を行うことができる。統計表ファイルの差し替え・追加を行う場合は、ファイル名の整合性チェックを行い、問題がない場合は、差し替え又は追加を行う統計表ファイルが管理用セグメントのサーバに登録された時刻を最終更新日時として記録し、処理結果の確認メッセージを表示する。

統計表一覧、統計表情報及び統計表ファイルの削除

登録された統計表一覧、これを構成する統計表情報及び統計表ファイルの削除を行うことができる。統計表情報の管理状態が「編集集中」となっているものについて削除を行った場合は、統計表情報からこれを消去し、統計表一覧内の表示順の再付番を行うとともに、管理用セグメントのサーバ内から当該統計表情報及び統計表ファイルを削除する。統計表情報の管理状態が「編集集中」以外のものについて削除を行った場合は、表名及びファイル名に取り消し線表示を行うとともに、当該統計表の表示順を空白とし、統計表一覧内の表示順の再付番を行う。

登録情報の復元

更新履歴を基に、登録情報の更新処理を取り消し、直前の状態に復元することができる。

サーバ間転送機能

霞が関W A Nを通じ、利用機関のサーバから F T P 転送により上記 及び

の更新処理を行うことができる。

(4) 統計表一覧確定機能

上記(2)により登録された統計表一覧及び上記(3)により更新された統計表一覧を確定することができる。この場合、当該統計表一覧を構成する統計表情報のうち管理状態が「編集中」となっている統計表情報について、入力項目の入力チェックを行い、問題がない場合は、公開用セグメント上の統計表ファイルのURLを割り当てるとともに、統計表一覧のHTML形式ファイル（以下「統計表一覧ファイル」という。）及び政府統計の総合窓口（e - S t a t）における統計表検索用のインデックスを作成（日本語及び英語（表名に英語入力されたものに限る。）の2種類を作成）し、当該統計表一覧ファイルに公開用セグメント上のURLを割り当て、統計表の管理状態を「編集中」から「転送待ち」に変更し、処理結果確認メッセージを表示する。

統計表一覧ファイル及び統計表検索用のインデックスが過去に作成され、管理用セグメント上のサーバ内に保存されている場合（登録されている統計表一覧が更新又は削除された場合）は、上記により新たに作成されたものに置き換え、又は当該統計表一覧及びインデックスを削除する。

(5) 統計表情報ダウンロード機能

上記(4)の確定処理がされた統計表一覧又はそれを構成する統計表情報の一部について、CSV形式ファイルを作成し、当該ファイルのダウンロードを行うことができる。なお、本機能で作成されたCSV形式ファイルは、上記(2)で読み込むCSV形式ファイルとして利用することができる。

3 統計表一覧ダウンロード機能

利用機関において、自府省のホームページからの提供を行う統計表一覧用に、次に掲げる機能により、統計表一覧のHTML形式ファイルを取得することができる。なお、利用機関は、上記2(4)において割り当てられた統計表一覧のURLを用いることにより、自府省のホームページから政府統計の総合窓口（e - S t a t）で提供する当該統計表一覧ファイルにリンクさせることができる。

(1) 統計表一覧ファイル取得機能

利用機関において、選択した提供分類について、上記2(4)において作成した統計表一覧ファイルのダウンロードを行うことができる。

(2) 統計表一覧作成機能

抽出条件設定機能

確定処理が行われている統計表情報について、抽出条件を指定し、統計表一

覧に掲載するデータを抽出することができる。

表示項目・レイアウト指定機能

統計表一覧に掲載する一覧表示項目を指定することができる。また、統計表一覧のレイアウトを表形式、リスト形式より選択することができる。

統計表一覧作成・表示機能

上記 及び により指定された抽出条件並びに表示項目及びレイアウトを基に、統計表一覧のHTML形式ファイルを作成し、表示することができる。

統計表一覧ダウンロード機能

上記 により作成された統計表一覧のHTML形式ファイルをダウンロードすることができる。

4 公開処理機能

利用機関において、選択した提供分類について、統計表一覧表に掲げる統計表情報のうち管理状態が「転送待ち」のもの並びに上記 2 (4)において作成した統計表一覧ファイル及び統計表検索用のインデックスを公開用セグメントに転送することができる。転送完了後、当該統計表情報の管理状態を「公開待ち」に変更し、公開用セグメント上でのアクセス制御を行い、インターネットからの参照を不可とする。ただし、転送日時が公開日時を過ぎている場合には、アクセス制御を解除し、インターネットからの参照を可能とするとともに、統計表情報の管理状態を「公開済み」とする。

また、転送が完了し、管理状態が「公開待ち」となっている統計表ファイルについては、公開日時に到達した時点でアクセス制御を解除し、インターネットからの参照を可能とするとともに、統計表情報の管理状態を「公開済み」とする。

なお、本機能は課室責任者権限ユーザのみが実施可能とする。

5 統計情報データベース連携機能

利用機関において、選択した提供分類に係る統計表情報及び統計表ファイルを基に、統計情報データベースにおいて利用可能な統計表情報に調製し、統計情報データベースの管理用セグメントに統計表情報及び統計表ファイルを登録することができる。

6 「統計で見る日本のすがた」管理機能

利用機関において、次に掲げる機能を用いて、政府統計の総合窓口 (e - S t a t) のコンテンツとなる「統計で見る日本のすがた」に掲載する各種統計の数値、グラフ等を更新することができる。作成又は更新された掲載情報 (統計調査名、分

野、担当府省、掲載項目名、掲載数値データ、掲載グラフ)は、それと関連付けられる統計表一覧ファイルと同様に管理用セグメント上で一旦管理し、当該統計表一覧ファイルと同時に、管理用セグメントから公開用セグメントに転送し、公開日時に到達した時点で政府統計の総合窓口(e - S t a t)のコンテンツとして公開される。

(1) 更新方法設定機能

「統計で見る日本のすがた」に掲載する統計について、掲載情報(統計名、分野、担当府省、掲載項目名、掲載数値データ、掲載グラフ)の更新方法として自動更新又は手動更新のいずれか及び関連する統計表一覧(提供分類)を設定することができる。

(2) 自動更新機能

統計表管理システムに登録する統計表ファイルを用いて掲載情報の自動更新を行うことができる。自動更新を行う場合は、パラメータファイルを作成する。パラメータファイルは、統計表ファイルを指定するとともに、当該統計表ファイルから抽出する項目名、値、作成するグラフの種類及びグラフ作成の数値データ範囲を指定するものとし、更新及び削除を行うことができる。なお、グラフについては別途作成し、gif等の画像を添付することを可能とする。

(3) 手動更新機能

掲載情報を個別に登録、更新及び削除を行うことができる。

(4) 更新状況確認機能

「統計で見る日本のすがた」に掲載する統計は、運用管理機関においてマスタ管理を行う。

上記マスタ管理される統計について、統計表管理システムに当該統計の統計表を利用機関が登録した際、マスタにおいてデータ更新方法が設定されていない場合は、更新方法の設定画面を表示する。データ更新方法が自動更新に設定されている場合は、登録内容を表示し、利用機関において内容を確認することができ、登録内容が適切でない場合は、上記(2)の自動更新機能により登録内容を変更することができる。手動更新の場合は、入力する画面を表示する。

(5) 管理機能

管理用セグメントや公開用セグメントに登録されたデータの修正、削除を行う機能で、データの状態(公開用セグメントへ転送済みや公開済み等)が把握できる。また、公開用セグメントの転送及び公開も可能とする。

7 利用実績管理機能

(1) 利用実績作成機能

一般利用者が政府統計の総合窓口（e - S t a t ）又は各府省のホームページを通じてアクセスした統計表について、当該統計表のアクセス日時を利用実績として記録する。

記録された利用実績を基に、年別及び月別、統計調査別、提供分類別及び統計表別の利用実績一覧を作成する。

(2) 利用実績取得機能

利用機関及び運用管理機関は、上記(1)の利用実績をダウンロードにより取得することができる。

統計情報データベース

統計情報データベースは、指定統計調査の結果等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ、統計表検索、データ抽出、統計表表示、グラフ作成、データのダウンロード等の機能を一般利用者に提供するシステムとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 統計表情報管理機能
- (2) データベーステーブル作成機能
- (3) 統計情報データベース管理機能
- (4) メタデータテーブル等管理機能
- (5) 統計情報データベース作成業務体験機能
- (6) 統計情報データベース提供機能
- (7) 利用実績管理機能

1 統計表情報管理機能

利用機関において、霞が関W A Nを通じ、データベース化するために用いる統計表ファイル及び当該統計表ファイルに係る統計表の情報（以下単に「統計表情報」という。）を次の機能を用いて登録し、修正、削除を行うことができる。

なお、利用機関における統計表ファイル及び統計表情報の管理は、管理用のセグメント（以下「管理用セグメント」という。）で行い、登録した統計表ファイル及び統計表情報を用いて、インターネットを通じて一般利用者に提供する本データベースのテーブルの作成を行う。また、統計表情報の管理状態として、次の3種類を設定し、管理状態ごとにアクセス権を管理する。

未作成　：　統計表ファイルの転送のみ行い、フォーマット変換・データベーステーブル作成が未実施の状態

作成中　：　データベーステーブルの作成処理要求を行い、データベーステーブル作成のバッチ処理の待機中又は実行中の状態

作成済み：　「未作成」からデータベーステーブル作成処理が完了した状態

(1) 統計表情報一覧表示機能

利用機関は、登録している統計表情報について、管理状態、登録内容、更新履歴等に関し、一覧で表示することができ、また、次に掲げる機能を用いて表示内容の切り替えを行うことができる。この場合、統計表ファイルが登録されていない統計表情報及び管理状態について、これらを色彩等により視覚的に識別できるものとする。また、統計表ファイルのファイル名を選択することにより、登録された統計表ファイルを開き、内容を表示することができるものとする。

なお、一覧表示に当たっては、利用機関のユーザに応じて、当該ユーザのアクセス権が設定されているすべての統計の統計表情報を表示するものとする。ただし、課室担当者権限ユーザの場合は、当該ユーザが登録処理を行った統計表情報

のみを一覧表示し、他のユーザが登録処理を行った統計表情報は表示しないものとする。

項目名	設定方法	説明
登録機関名	自動	当該統計の所管府省・部局・課室の名称 ログイン時に取得
提供分類 I D	自動	統計表管理システムで設定された提供分類 単位に付与する I D
統計調査名	選択	政府統計コード単位にマスタ管理される統 計又は統計調査の名称
提供統計名	選択	政府統計コードに対応する統計又は統計調 査の各回の名称（通称等）
提供分類 1	選択	提供統計名の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 2	選択	提供分類 1 の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 3	選択	提供分類 2 の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 4	選択	提供分類 3 の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 5	選択	提供分類 4 の下に登録された集計分類等の 提供分類
表名	入力	統計表ファイルに係る統計表の名称（日本語 （必須）及び英語（任意））
表番号	入力	統計表の表番号
表示順	入力	統計表の表示順
統計表 I D	自動	統計表単位に自動付与する I D
管理状態	自動	統計表の管理状態（「未作成」「作成中」「作 成済み」「転送待ち」「公開待ち」「公開済 み」）を示す
年	選択	統計表に係る統計の実施年。別途管理される マスタから選択（マスタについては、利用機 関において登録可能）。
月	選択	統計表に係る統計の実施月（「年平均」「1 ～3 月期」等を月以外の情報を含む。）。別 途管理されるマスタから選択（マスタについ ては、利用機関において登録可能）。

ファイル名	入力	統計表ファイルのファイル名
公開日時	自動	統計表ファイルの公開日時
ファイル最終更新日時	自動	統計表ファイルの最終更新日時
非公開設定	選択	確報公表後の速報値等、一旦公開された情報を非公開にして保存する設定
最終更新日時	自動	統計表情報の最終更新日時

提供分類選択機能

統計調査名及び提供分類を選択することにより、当該提供分類下に配置される統計表情報を一覧表示することができる。

表示形式切替え機能

次に掲げる機能を用いて統計表情報一覧の表示形式を切替えることができる。

ア 統計表一覧形式

選択した提供分類の統計表一覧単位に当該一覧を構成する統計表情報を一覧表形式で表示する。表示する一覧表には、上記表の表名以降の項目を表示する。

イ 統計表情報一括表示形式

登録している統計表情報を一覧表形式で表示する。フィールドに提供分類名を表示し、提供分類の異なるすべての統計表情報について一覧で表示できる。

ウ 個票形式

表示対象となる統計表情報を個票形式で表示する。「次へ」、「戻る」ボタンにより、順に表示できる。

英語表示切替え機能

統計表情報について、英語表記に切り替えることができる。

並び替え・抽出表示機能

統計表の管理状態及び公開日時について、昇順又は降順に並び替えて表示することができる。また、管理状態については、抽出機能により、指定する管理状態の統計表情報のみを表示することができる。

フィールドの列幅変更機能

統計表情報一覧の各フィールドの列幅を変更して表示することができる。

(2) 統計表新規登録機能

次に掲げる機能を用いて、データベース化対象の統計表について、新規登録を行うことができる。

新規入力機能

次に掲げる機能を用いて、各提供分類のデータベース化対象となる統計表について、上記(1)の表に掲げる統計表情報（自動設定するものを除く。）を新規に入力し、統計表ファイルを登録することができる。

ア 統計表追加機能

データベース化対象の新たな統計表を追加するため、統計表情報一覧に一行追加し、新たに登録する統計表に係る統計表情報の入力及び統計表ファイルの登録を行うことができる。

イ 公開日時設定機能

提供分類（上記(1) イの統計表情報一括表示による場合は複数の提供分類を選択可）におけるデータベース化対象の統計表について、公開日時の設定を行うことができる。

ウ パラメータファイル一括設定機能

データベース化対象の複数の統計表について、パラメータファイルの一括設定を行うことができる。

エ 実施年月一括設定機能

選択した統計表について、当該統計表に係る実施年及び実施月の一括設定を行うことができる。

オ 統計表ファイルの登録機能

データベース化対象の統計表について、統計表ファイルを統計表ファイル添付域に登録することができる。

統計表情報読込機能

次に掲げる機能により、新規に登録する統計表情報について、他の情報から読み込み、一括入力を行うことができる。一括入力した各統計表情報について

は、上書き及び上記 のアからオまでに掲げる機能を用いた修正を行うことができる。

ア C S V形式ファイル読込機能

既定のフォーマットで作成した統計表情報のC S V形式ファイルからデータをインポートし、統計表情報の一括入力を行うことができる。

イ 統計表管理システム読込機能

統計表管理システムに登録されている統計表一覧の全部又は一部の統計表情報を読み込み、新規に登録する統計表情報の一括入力を行うことができる。

なお、統計表管理システムにおいて「編集中」の統計表情報は再利用の対象としない。また、再利用の対象とする統計表ファイルの形式は、既定のスプレッドシート形式のファイル及びC S V形式ファイルとし、いずれも登録されている場合は、スプレッドシート形式のファイルを用いるものとする。

統計表登録機能

上記 及び により入力された統計表情報及び統計表ファイルについて、管理用セグメントのサーバ内に登録することができる。この場合、各統計表情報について、統計表IDをそれぞれ自動設定し、ファイル名の整合性チェックを行う。また、管理状態を「未作成」とし、統計表ファイルが管理用セグメントのサーバ内に保存された時刻を統計表情報の最新更新日時として記録し、及び設定された公開日時を管理状態が「未作成」となる統計表について、公開日時の項目に上書き更新し、処理結果の確認メッセージを表示する。登録処理完了後は、登録した統計表情報を追加した上記(1)の統計表情報一覧を表示するものとする。

(3) 統計表更新機能

上記(2)により登録された統計表情報及び統計表ファイルについて、次に掲げる更新処理を行うことができる。

統計表情報の変更

登録された統計表情報について上書き修正を行うことができる。

統計表ファイルの差し替え

管理用セグメントのサーバ内に登録されている統計表ファイルの差し替えを行うことができる。統計表ファイルの差し替えを行う場合は、ファイル名の整合性チェックを行い、問題がない場合は、差し替える統計表ファイルが管理用セグメントのサーバに登録された時刻を最終更新日時として記録し、処理結

果の確認メッセージを表示する。

統計表情報の削除

管理用セグメントに登録されている統計表情報及び統計表ファイルの削除を行うことができる。削除処理完了時に処理結果の確認メッセージを表示する。

登録情報の復元

更新履歴を基に、登録情報の更新処理を取り消し、直前の状態に復元することができる。

(4) 統計表情報ダウンロード機能

上記(1)の統計表情報一覧から統計表情報を選択（複数選択可能）し、当該統計表情報のCSV形式ファイルを作成し、当該ファイルをダウンロードすることができる。なお、本機能で作成されたCSV形式ファイルは、上記(2) で読み込むCSV形式ファイルとして利用することができる。

2 データベーステーブル作成機能

利用機関において、次に掲げる機能を用いて、上記1で登録した統計表情報及び統計表ファイルを基に、一般利用者にインターネットを通じて本データベースの提供を行う際に用いるデータベーステーブルを作成することができる。

(1) フォーマット変換機能

上記1(1)の統計表情報一覧において管理状態が「未作成」の統計表情報を選択し、及び当該統計表情報に適用するパラメータファイルを指定し、これらを基に、当該統計表情報に係る統計表ファイルのフォーマット変換を行う。この場合、当該統計表情報で指定するパラメータファイルの存在チェックを行い、統計表情報の状態を「作成中」にする。

なお、フォーマット変換に際しては、統計表ファイルの分類区分の項目数と、パラメータファイルにおいて指定する分類事項テーブルの項目数について、妥当性チェックを行うものとし、フォーマット変換が正常終了しなかった統計表情報については、その旨の識別表示を行い、処理結果についてエラー内容等が確認できるものとする。また、複数の統計表情報について、フォーマット変換に使用するパラメータファイルを一括して指定できるものとする。

(2) バッチ処理機能

上記1(1)の統計表情報一覧において管理状態が「作成中」の統計表情報について、バッチ処理を行い、次に掲げるデータベーステーブルを作成し、処理完了後、当該統計表情報の管理状態を「作成済み」とする。

数値データテーブル

上記(1)で作成したフォーマット変換済みのデータに対し、バッチ処理を行い、管理用セグメント上のデータベース内に数値データテーブルを作成する。この場合、指定する名称の数値データテーブルが既に存在しているときは、当該数値データテーブルへのレコードの追加を行い、当該数値データテーブルの更新を行う。また、数値データテーブルへのレコードの追加を行う際に既に同一レコードが存在している場合は、処理を中止する（レコードの上書修正は行わない。）。

数値データテーブル作成処理については、処理開始日時、処理終了日時及び処理時間を記録するとともに、処理終了通知を利用機関に送信するものとし、数値データテーブル作成処理の結果について、エラー内容等の確認ができるものとする。数値データテーブル作成処理が正常に終了した場合は、下記3のデータベース情報一覧におけるデータベーステーブルの管理状態を「転送待ち」に設定し、正常に終了しなかった場合は、上記1(1)の統計表情報一覧において、その旨の識別表示を行うものとする。

統計表表示テーブル

統計表情報に適用するパラメータファイルから、数値データテーブルで用いる各種メタデータと関連付けるメタデータテーブルの名称及び当該統計表の表題を記録する統計表表示テーブルを作成する。

(3) 作成処理履歴表示機能

上記(2)において行ったデータベーステーブルの作成処理の結果について、新規・更新の別、処理開始日時、処理終了日時、処理時間、処理結果等を一覧で表示し、過去の作成処理の履歴を確認することができる。

3 統計情報データベース管理機能

利用機関において、次に掲げる機能を用いて、上記2で作成したデータベーステーブルの内容確認、削除、公開処理等を行うことができる。

管理用セグメントで管理されるデータベーステーブルは、公開処理により、公開用のセグメント（以下「公開用セグメント」という。）に転送（複製）し、インターネットを通じた提供を可能な状態とする。また、データベーステーブルの管理状態として、次の3種類を設定する。

転送待ち： データベーステーブルが作成され、公開用セグメントへの転送処理が未実施の状態

公開待ち： 「転送待ち」から公開用セグメントへ転送され、公開日時未達の状態

公開済み： 「公開待ち」から公開日時に達し、公開された状態

(1) データベーステーブル一覧表示機能

管理用セグメントに作成されたデータベーステーブルについて、次表に掲げる項目を一覧で表示することができ、また、次に掲げる機能を用いて表示内容の切り替えを行うことができる。

なお、一覧表示に当たっては、利用機関のユーザのアクセス権に応じてデータベーステーブルを表示するものとする。ただし、課室担当者権限ユーザの場合は、当該ユーザが作成処理を行ったデータベーステーブルのみを一覧表示し、他のユーザが作成処理を行ったデータベーステーブルは表示されないものとする。

項目名	設定方法	説明
登録機関名	自動	当該統計の所管府省・部局・課室の名称 ログイン時に取得
提供分類 I D	自動	統計表管理システムで設定された提供分類 単位に付与する I D
統計調査名	自動	政府統計コード単位にマスタ管理される統計 又は統計調査の名称
提供統計名	自動	政府統計コードに対応する統計又は統計調査 の各回の名称（通称等）
提供分類 1	自動	提供統計名の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 2	自動	提供分類 1 の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 3	自動	提供分類 2 の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 4	自動	提供分類 3 の下に登録された集計分類等の 提供分類
提供分類 5	自動	提供分類 4 の下に登録された集計分類等の 提供分類
統計表 I D	自動	統計表単位に自動付与づる I D
統計表ファイル表 名	自動	統計表ファイルに係る統計表の名称
統計表ファイル表 番号	自動	統計表ファイルに係る統計表の表番号
表名	自動	データベースに係る統計表の名称。統計表フ ァイルに複数の統計表が記録されている場 合は、これらそれぞれに係る統計表の名称が

		該当
表番号	自動	データベーステーブルに係る表番号
表示順	入力	データベーステーブルの表示順
テーブル I D	自動	データベーステーブル単位に自動付与する I D
管理状態	自動	データベーステーブルの管理状態(「転送待ち」「公開待ち」「公開済み」)を示す
年	選択	データベーステーブルに係る統計の実施年。別途管理されるマスタから選択(マスタについては、利用機関において登録可能)。
月	選択	データベーステーブルに係る統計の実施月(「年平均」「1~3 月期」等を月以外の情報を含む。)。別途管理されるマスタから選択(マスタについては、利用機関において登録可能)。
公開日時	自動	データベーステーブルの公開日時
非公開設定	選択	確報公表後の速報値等、一旦公開された情報を非公開にして保存する設定
最終更新日時	自動	データベーステーブルの最終更新日時

並び替え・抽出表示機能

データベーステーブルの管理状態及び公開日時について、昇順又は降順に並び替えて表示することができる。また、管理状態については、抽出機能により、指定する管理状態のデータベーステーブルのみを表示することができる。

フィールドの列幅変更機能

データベーステーブル一覧の各フィールドの列幅を変更して表示することができる。

(2) データベーステーブル検証機能

管理用セグメント上に作成されているデータベーステーブルについて、データ抽出、表作成、グラフ作成等の本システムの機能を用いた動作確認・検証を行うことができる。

(3) テーブル削除機能

上記(1)のデータベーステーブル一覧表示から、データベーステーブルを選択し、削除を行うことができる。また、選択したデータベーステーブルからレコー

ド抽出条件を設定し、条件に合致した当該テーブル内の特定のレコードの削除を行うことができる。なお、当機能は課室責任者権限ユーザのみが実施可能とする。

(4) 公開処理機能

上記(1)のデータベーステーブル一覧表示から管理状態が「転送待ち」であるデータベーステーブルを公開用セグメントへ転送（複製）することができる。この場合、転送するデータベーステーブルに係る統計表情報について、統計表IDに対応する統計表管理システムの統計表検索用のインデックスを検索し、統計情報データベースへのリンク情報を設定する（対応するインデックスが存在しない場合は、統計表IDを基に新たにインデックスを作成し、リンク情報を設定する。）。

転送完了後、当該データベーステーブルの管理状態を「公開待ち」に変更し、公開用セグメント上でのアクセス制御を行い、インターネットからの参照を不可とする。ただし、転送日時が公開日時を過ぎている場合には、アクセス制御を解除し、インターネットからの参照を可能とするとともに、データベーステーブルの管理状態を「公開済み」とする。

また、転送が完了し、管理状態が「公開待ち」となっているデータベーステーブルについては、公開日時に到達した時点でアクセス制御を解除し、インターネットからの参照を可能とするとともに、データベーステーブルの管理状態を「公開済み」とする。

なお、当機能は課室責任者権限ユーザのみが実施可能とする。

4 メタデータテーブル等管理機能

利用機関において、次に掲げる機能を用いて、統計ごとにメタデータテーブル、パラメータファイル及び統計表表示テーブルの管理を行うことができる。

なお、メタデータテーブルの種類は次のとおりとする。このうち、表章単位テーブルは、分類事項テーブルと関連を有し、表章単位テーブルに記録する各分類項目の表章数値に係る単位名、小数点以下桁数を設定するものであり、また、特殊文字変換テーブルは、統計表データに含まれる数値に変換できない特殊文字、数字の前後に付与される注釈等を指定するものである。

- ・ 分類事項テーブル
- ・ 地域事項テーブル
- ・ 表章単位テーブル
- ・ 時間軸テーブル
- ・ 特殊文字変換テーブル

(1) メタデータテーブル管理機能

メタデータテーブル登録機能

分類事項テーブル、地域事項テーブル、表章単位テーブル、時間軸テーブル及び特殊文字変換テーブルを新規に登録することができる。

登録に当たっては、登録する各統計について、テーブル種別（分類事項、地域事項、単位、時間軸、特殊文字）を選択後、テーブル名を入力し、以下の機能を用いて、分類項目等の入力を行うことができる。列項目は、テーブル種別に応じて下表のとおりとし、これらを一覧で表示し、選択した列項目について昇順・降順の並び替えができるものとする。このうち、分類区分及び地域区分列は、必要に応じて列を追加できるものとし、各区分を構成する分類項目及び地域の指定と統計表ファイル上のデータの並び順の指示を合わせて行うものとする。

なお、分類事項テーブルの登録の際は、設定された一つ又は複数の分類区分から分類事項テーブルと関連を有する分類区分テーブルを生成するものとする。地域事項テーブルの地域区分についても同様とする。

分類事項テーブル	地域事項テーブル	表章単位テーブル	時間軸テーブル	特殊文字変換テーブル
I D	I D	I D	I D	I D
表示順	表示順		表示順	
分類コード	地域コード	単位コード	時間軸コード	特殊文字
分類項目名	地域名	単位名	時間軸名	注釈
	地域名(ふりがな)			
分類項目名（英名）	地域名（英名）	単位名（英名）	時間軸名（英名）	注釈（英文）
階層レベル	階層レベル	少数点以下桁数	階層レベル	
分類区分	地域区分			

ア 行削除機能

項目入力域上で選択した行（複数選択可）について削除を行うことができる。

イ 行挿入機能

項目入力域上で選択した行の上に選択した行数分の新規入力行を追加することができる。

ウ 表示順序付与機能

政府統計の総合窓口 (e - S t a t) での表示順を項目の並び順により自動設定できる。

エ 標準地域コード読込機能

標準地域コード管理システムから、設定時点に存在する市区町村、都道府県について標準地域コード、地域名、地域名 (ふりがな) 、地域名 (英語) を読み込むことができる。この場合、読み込む地域について抽出条件を設定することができ、項目入力域への登録方法を指定できるものとする。

メタデータテーブル更新・削除機能

メタデータテーブルの更新及び削除を行うことができる。更新する場合は更新対象のメタデータテーブルを利用する統計表を一覧表示する。更新内容について表示された統計表全てに適用する場合は上書き保存する。一部の統計表にのみ更新内容を反映する場合は、更新内容で新規にメタデータテーブルを作成する。

削除を行う場合、削除対象のメタデータテーブルを利用している統計表を検索し、存在する場合は削除不可メッセージを表示し、削除は行わないものとする。

メタデータテーブル参照機能

メタデータテーブルの種類を選択し、選択したメタデータテーブルを参照することができる。メタデータテーブルの参照は、ユーザのアクセス権限にかかわらず、本システムに登録されているすべてのメタデータテーブルを参照することができる。また、参照するメタデータテーブルについてCSV形式ファイルでダウンロードを行うことができる。

メタデータアップロード機能

CSV形式ファイルで作成したメタデータをアップロードし、メタデータテーブルの新規作成及び更新を行うことができる。

メタデータテーブル使用状況確認機能

各統計で使用されているメタデータテーブルを一覧で表示することができる。また、選択したメタデータテーブルについて、当該テーブルを使用しているパラメータファイル及び統計表表示テーブルの使用状況を参照できるものとする。

(2) パラメータファイル管理機能

パラメータファイル新規作成機能

パラメータファイルは、本システムに登録する統計表について、当該統計表に係る統計表ファイルをフォーマット変換し、数値データテーブルを作成するためのパラメータを設定するものである。パラメータとしては、ファイル名、シート名、表題、表頭、表側及び欄外に使用する分類区分、地域区分、時間軸、表章単位並びに特殊文字変換を指示し、対応するメタデータテーブルより選択し、作成することができる。また、ファイル名及びシート名についてはワイルドカードが使用できるものとする。

なお、パラメータファイルは、データベース化の対象となる統計表ファイルのファイル形式（X L S形式、C S V形式、テキスト形式、X M L形式）ごとの標準フォーマットを設計するものとする。

パラメータファイル更新・削除機能

管理用セグメントに登録されたパラメータファイルの更新・削除を行うことができる。

パラメータファイル参照機能

本システムに登録されているパラメータファイルを選択し、選択したパラメータファイルを参照することができる。パラメータファイルの参照は、ユーザのアクセス権限にかかわらず、本システムに登録されているすべてのパラメータファイルを参照することができる。また、参照するパラメータファイルについてダウンロードを行うことができる。

パラメータファイルアップロード機能

標準フォーマットで作成されたパラメータファイルをアップロードし、パラメータファイルの新規作成及び更新を行うことができる。

パラメータファイル使用状況確認機能

各統計で使用されているパラメータファイルを一覧で表示することができる。また、選択したパラメータファイルについて、当該ファイルを使用しているメタデータテーブル及び統計表表示テーブルの使用状況を参照できるものとする。

(3) 統計表表示テーブル管理機能

統計表表示テーブル更新・削除機能

本システムに登録されている統計表表示テーブルの更新・削除を行う。

統計表表示テーブル参照機能

本システムに登録されている統計表表示テーブルを選択し、選択した統計表表示テーブルを参照することができる。統計表表示テーブルの参照は、ユーザーのアクセス権限にかかわらず、本システムに登録されているすべての統計表表示テーブルを参照することができる。また、参照する統計表表示テーブルについてCSV形式ファイルでダウンロードを行うことができる。

5 統計情報データベース作成業務体験機能

利用機関において、上記2及び4の機能について、実際のデータ等を用いて一連のデータベース処理の操作性を体験することができる。

6 統計情報データベース提供機能

一般利用者は、政府統計の総合窓口(e - S t a t)のデータ検索機能を用いて、検索した統計表データについて、次の機能を用いて、本システムのデータ利用を行うことができる。なお、利用機関においては、霞が関WANを通じて同様の機能を用いて上記2及び4の処理の確認を行うことができる。

(1) 統計表表示機能

データ抽出・レイアウト設定機能

選択した統計表について、表頭、表側及び欄外に設定する分類区分及び地域区分、項目数並びに表レイアウトイメージを表示し、初期表示された内容について、表頭、表側及び欄外に表示する項目の指定(レイアウト設定)及びデータの抽出を行うことができる。また、統計表を表示する際の行数、列数の設定を変更できる。

統計表表示機能

上記で指定したレイアウトを基に数値データテーブル、統計表表示テーブルよりデータを抽出し、統計表を作成し画面に表示することができる。

(2) 他の統計データ取り込み機能

選択した統計表について、分類項目及び地域による結び付けが可能な他の統計表を検索し、統計表題を一覧表示する。選択した統計表から追加取込みを行う項目を指定することにより、表示している統計表に対して列、行を追加し再表示する。

(3) 演算機能

選択した統計表の数値データについて、四則演算、増減率及び構成比に係る演算を行うことができる。

(4) グラフ作成機能

選択した統計表の数値データを用い、グラフを作成し、表示することができる。
選択可能なグラフの種類は、以下のとおりとする。

- ・棒グラフ（縦棒グラフ、横棒グラフ）
- ・折れ線グラフ
- ・円グラフ
- ・散布図及び相関係数
- ・人口ピラミッド
- ・層グラフ
- ・折れ線 + 棒グラフ
- ・積み上げ棒グラフ
- ・ヒストグラム及び平均値・標準偏差

(5) ダウンロード機能

ア 統計表データダウンロード

選択した統計表のデータについて、ダウンロードすることができる。ダウンロードは、統計表を表示する前のレイアウト設定時及び統計表を表示した後に行うことができる。ダウンロードのファイル形式等については、次のとおりとし、ダウンロードを開始する前にこれらのファイルサイズを表示し、ダウンロードの方法を選択できるものとする。

- a ファイル形式
 - ・CSV形式
 - ・XML形式
- b 圧縮形式
 - ・圧縮（自己解凍又は非自己解凍）
 - ・圧縮しない

イ 画像データダウンロード

作成したグラフについて、これらの画像をダウンロードすることができる。ダウンロードのファイル形式等については、次のとおりとし、ダウンロードを開始する前にこれらのファイルサイズを表示し、ダウンロードの方法を選択できるものとする。

- a ファイル形式
 - ・GIF形式
 - ・PDF形式
- b 圧縮形式
 - ・自己解凍形式
 - ・圧縮形式（非自己解凍）

- ・ 圧縮しない

(6) 印刷用ページ表示機能

作成した統計表及びグラフについて、印刷用にレイアウトした画面を表示することができる。

(7) 英語サイト

上記(1)から(6)までに掲げる統計情報提供機能について、英語サイトを提供する。

7 利用実績管理機能

一般利用者が本システムを通じてアクセスした統計表について、当該統計表の統計調査名、担当府省、統計表名、アクセス日時等を利用実績として記録する。記録された利用実績を基に、年別及び月別、統計調査別、提供分類別及び統計表別の利用実績一覧を作成し、利用機関及び運用管理機関においてこれらをダウンロードにより取得することができる。また、運用管理機関においては、機能別の利用実績についても取得できるものとする。

地域統計分析システム

地域統計分析システムは、都道府県及び市区町村について、統計データによる時系列表示や地域間比較等の地域分析、地域特性の把握をインターネット上で行えるシステムとして、次に機能を備える。

- (1) 提供機能
- (2) 運用管理機能

1 提供機能

一般利用者において、次に掲げる機能を用いて、都道府県及び市区町村に係る各種統計データを検索及び表示し、必要な情報をダウンロードできる。

(1) 共通機能

データ項目選択機能

各種データ項目を次に掲げる方法により選択できる。

ア 分野での選択

社会・人口統計体系に基づく分野一覧から分野及び各分野内の分類を選択することにより、該当分野に属するデータ項目の一覧を表示し、データ項目一覧からデータ項目を選択することができる。データ項目の選択は、Shift キー及びCtrl キーを用いて複数項目について行うことができる。

イ キーワードでの選択

入力したキーワードを含むデータ項目一覧を表示し、データ項目一覧からデータ項目を選択することができる。データ項目の選択は、Shift キー及びCtrl キーを用いて複数項目について行うことができる。検索は、キーワードと同一の語句を含む項目を検索する「一致検索」及びキーワードと類似した語句を含む項目を検索する「あいまい検索」を用いることができる。

地域選択機能

都道府県又は市区町村を次に掲げる方法により選択することができ、選択結果についてはそれぞれ連動させる。

ア 地図からの選択

都道府県境界が示された日本地図、市町村境界が示された各都道府県地図及び区境界が示された各政令指定都市地図を用いて、都道府県、市町村及び区を選択できる。都道府県の選択は、日本地図上から該当都道府県境域を選択することにより、市町村の選択は、選択された都道府県について当該都道府県地図上から該当市町村境域を選択することにより、政令指定都市の区の選択は、選択された政令指定都市について当該政令指定都市地図上から該当区境域を選択することにより行うことができる。

また、選択は、次に掲げる「単一選択」及び「複数選択」により行い、選

択された都道府県、市町村又は区については、選択用に用いるそれぞれの地図上で、当該境域について赤色の塗布表示を行うものとする。

なお、地図は、2万5千分の1地形図（白地図）の精度を保持するとともに、移動、拡大・縮小機能及び矩形範囲選択による拡大表示機能を有し、島部等の狭小な境域についても、地図を拡大した場合に塗布表示を可能とする。また、マウスカーソルを動かした場合、マウスカーソルの位置する地域（都道府県、市町村又は区）の標準地域コード及び地域名をラベルとして表示するものとする。北方四島については、都道府県境界が示された日本地図においては、地域名を北海道として選択を可能とし、市町村境界が示された北海道地図においては、市町村名をラベル表示することを可能とする。

a 単一選択

同一地図内で一つの地域を選択でき、他の地域を選択した場合は、元の地域の選択を解除する。

b 複数選択

同一地図内で複数の地域を選択でき、既に選択された地域を再度選択した場合は、当該地域の選択を解除する。

イ 地域名一覧からの選択

地方別に区分けされた都道府県名一覧、50音の行別（あ行、か行等）に区分けされた各都道府県内の市区町村名一覧から、都道府県及び市区町村を選択できる。都道府県の選択は、都道府県名一覧から該当都道府県を選択することにより、市区町村の選択は、選択された都道府県に係る市区町村名一覧から選択することにより行うことができる。

また、選択された都道府県、市区町村については、選択用に用いるそれぞれの地域名一覧上の当該地域名を赤色表示するものとする。

なお、都道府県名一覧においては、同一地方内で都道府県番号順に都道府県名を表示し、各都道府県の市区町村名一覧においては、同一50音行内で50音順に市区町村名を表示するものとし、また、同一都道府県内に同名の町村が存在する場合には、町村名の末尾に郡名を括弧書きで付記する。

ウ 地域区分による選択

全国又は地方区分から都道府県を、全国又は指定する都道府県に関し都市区分から市区町村を選択できる。都道府県の選択は、全国又は選択する地方に属する都道府県の一覧を表示し、当該一覧から該当都道府県を選択することにより行うことができる。また、市区町村の選択は、全国又は都道府県を選択し、特別区、市（特別区部、特別区を除く。）区（特別区部、特別区を除く。）町・村、県庁所在市、政令指定都市、中核市及び特例市の各都市区

分の組み合わせに該当する市区町村名の一覧を表示し、当該一覧から該当市区町村を選択することにより行うことができる。

都道府県名及び市区町村名の一覧から当該一覧に表示される地域の一括選択並びに Shift キー及び Ctrl キーを用いた複数選択が行えるものとする。

市区町村名の一覧においては、「都道府県名 市区町村名」の形式で表示し、同一都道府県内に同名の町村が存在する場合には、町村名の末尾に郡名を括弧書きで付記する。

エ 類似地域選択

データ項目を一覧から選択し、当該データ項目のデータ値について一般利用者が設定した検索条件式に該当する地域を一覧で表示し（他の検索条件式で絞り込みも可能とする）、当該一覧に表示される地域の一括選択並びに Shift キー及び Ctrl キーを用いた複数選択が行えるものとする。複数地域を選択する際に使用可能な機能であり、データ項目一覧の表示においては比較元となる地域（都道府県又は市区町村）の最新データを各データ項目と併せて表示する。

なお、検索結果については件数を表示し、該当する結果がない場合は、メッセージを表示するとともに、直前の状態に戻すものとする。

項目定義集

本システムで提供するデータ項目に係る項目定義集（用語の説明等）を各画面から表示することができる。

利用上の注意

本システムで提供するデータの基となる社会・人口統計体系の概要等の利用上の注意を各画面から表示することができる。

(2) 地域統計概観

次に掲げる機能により、選択した都道府県又は市区町村の各種統計データを行政界地図等とともに表示し、当該都道府県又は市区町村の統計関連サイトへのリンク情報を提供、各種統計の時系列表示及び地域間比較を可能とする。

統計データの表示の際は、数値データが Null 値のときは、「***」を表示し、基礎項目データに「-」又は「+」が存在する場合は、そのまま「-」又は「+」として表示する。また、基礎項目データの小数点以下の表章桁数については、登録するデータと同じ表章桁数で表示する。（表章桁数は、同一項目内では同一。）なお、指標項目データについては、指標計算式指示データ（2(1) 参照）の表章桁数により表示する。

地域プロフィールの表示

選択した都道府県及び市区町村の状況を主要統計データにより概要を紹介するとともに、各都道府県及び市区町村の統計関連サイトのリンク情報を提供する。なお、市区町村については、併せて当該市区町村の1980年以降の廃置分合情報を表示する。また、地域選択は、上記(1)のア及びイ(いずれも単一選択)により行い、次に示す時系列表示及び地域間比較の機能を提供する。

なお、主要統計データは、特定項目について地域プロフィール画面上に表示し、すべての主要統計データについて一覧表形式で表示できるものとする。

時系列表示

上記の地域プロフィールを表示中の地域(以下「表示地域」という。)について、次に掲げる機能を用いて主要統計データの時系列グラフ及び時系列表を提供する。表示する主要統計データは、データ項目順に順次切り替え、又は上記(1)に掲げる方法により選択したデータ項目に切り替えを行うことができる(初期表示項目は人口総数とする。)

なお、人口総数については、年齢3区分別人口で時系列グラフを作成し、人口総数及び年齢3区分別人口の時系列表を作成するものとする。また、年齢3区分別人口については、単独項目としては時系列グラフ及び時系列表を作成しないものとする。

ア 時系列グラフの表示

棒グラフ及び折れ線グラフの2種類を切り替えて表示することができる。また、時系列グラフは、ウィンドウサイズに合わせて表示するものとする。なお、時系列グラフの作成に当たっては、パフォーマンスを十分に考慮したものとする。

イ 時系列表の表示

選択されている項目について、時系列表を表示する。

ウ データ項目の選択・変更

項目を選択又は変更するには、上記(1)アにより分野及びデータの種別(基礎項目データ又は指標項目データ)を選択し、表示された項目一覧から項目を選択する。

エ データのダウンロード

時系列表データについて、ダウンロードできる機能。

ダウンロード時には、ファイル形式(CSV形式、XML形式) 圧縮方

式（自己解凍方式、圧縮（非自己解凍）、圧縮なし）のファイル容量を示し、ダウンロードするファイル形式及び圧縮方式を指定することができる。

地域間比較

上記の地域プロフィールで表示中の地域について、上記(1)に掲げる方法により選択した比較対象項目に関し、上記(1)に掲げる方法により選択した比較対象地域との比較を、次に掲げる機能を用いてレーダーチャート及び統計表により行うことができる。なお、選択可能な比較対象項目は最大8項目まで、比較対象地域は最大19地域までとし、用いるデータは、最新年のデータとする。

ア レーダーチャートの表示

比較対象項目及び比較対象地域について、データ項目別に表示地域・比較対象地域を指標軸とするレーダーチャート及び表示地域・比較対象地域別にデータ項目を指標軸とするレーダーチャートの2種類のレーダーチャートについて、これらを切り替えて表示することができる。

レーダーチャートに使用するデータは、表示地域が都道府県の場合は、都道府県の全国平均値及び標準偏差を、表示地域が市区町村で比較対象地域が同一都道府県内の市区町村の場合は、当該都道府県の市町村平均値及び標準偏差を、表示地域が市区町村で比較対象地域が異なる都道府県の市区町村が含まれる場合は、全国の市町村平均値及び標準偏差を用いる。

イ 統計表の表示

表示地域・比較対象地域別、比較対象項目別の統計データ並びにレーダーチャートに使用する平均値及び標準偏差を統計表形式で表示することができる。

(3) 地域統計分析機能

本システムに蓄積する各データ項目に係る都道府県別又は市区町村別の統計データを用い、次に掲げる統計表表示、グラフ表示、統計地図表示機能を備える。

なお、データ項目の選択は上記(1)のア及びイにより、地域の選択は上記(1)のアからエまで（いずれも複数選択）により行うことができる。市区町村データの地域選択では、ウ及びエによる選択の場合、市区町村データに存在する都道府県データも選択可能とする。

統計表表示機能

ア 表レイアウト設定機能

表形式で表示を行うに際して、表示レイアウトを設定又は変更することができる。統計表を構成する分類事項（項目、地域、調査年）を表頭、表側及び欄外のいずれに配置するかを指定する。なお、分類事項の配置については、

予め設定済みの4通りの表示形式から選択できるものとする。調査年の選択においては、調査回数の指定（1を指定した場合は最新調査年）又は調査年次の範囲指定により行う。

イ 統計表作表機能

設定したレイアウトに基づき、統計データを表形式で表示することができる。この場合、数値データがNull値のときは、「***」を表示し、基礎項目データに「-」又は「+」が存在する場合はそのまま「-」又は「+」として表示する。また、基礎項目データの小数点以下の表章桁数については、登録するデータと同じ表章桁数で表示する（表章桁数は、同一項目内では同一。）。なお、指標項目データについては、指標計算式指示データ（2(1)参照）の表章桁数により表示する。

表示された表の行、列又は欄外の数値を基にこれらの四則演算、増減率、構成比を算出し、その結果を表内に表示することができる。また、表示された表について、データの並べ替え（昇順、降順）を行い、結果を表示できる。

なお、市区町村は、直近年度末の標準地域コード順に表示し、市区町村データについては、廃置分合処理済（初期表示）廃置分合処理前のデータを切り替えて表示することができる。廃置分合処理前のデータについては、廃置分合の状況が分かるように新市区町村データと対にして旧市区町村データを表示する。

グラフ表示機能

上記イにより表示された統計データ及び演算結果を基に次に掲げる種類のグラフが表示できる。表示するグラフの種類の変更、配色の変更を行うことができる。なお、グラフの種類ごとに設定項目が異なるため、各グラフの種類に適合した表示を行うものとする。

- ・ 棒グラフ（縦棒グラフ、横棒グラフ）
- ・ 折れ線グラフ
- ・ 円グラフ
- ・ ヒストグラム及び平均値、標準偏差
- ・ 散布図及び相関係数

統計地図表示機能

上記イにより表示された統計データ及び演算結果を基に統計地図を作成し、表示することができる。統計地図は、色又はパターンによる塗布表示、円、棒及び絵グラフによる表示を可能とし、島部等の狭小な境域についても、地図を拡大した場合に塗布表示できるものとする。

地図の表示においては、地図の移動及び拡大・縮小の機能を持ち、拡大機能

については利用者が指定した矩形範囲による拡大を可能とする。また、地図上でマウスカーソルを動かした場合、マウスカーソルの位置する地域の標準地域コード及び地域名をラベルとして表示するものとする。

(4) 数値検索機能

地域別データベースの最新の統計データを元に、ダイレクトに統計数値を表示できる機能で、「地域から項目を検索」と「項目から地域を検索」の二つの検索機能を備える。また、検索対象として、都道府県データ又は市区町村データのデータ種別を選択し検索する。なお、表示するデータは、最新調査年とし、市区町村においては、廃置分合処理済みのものとする。

地域から項目を検索

次のアの検索及びイの絞り込みにより抽出された結果について、地域名、項目名、調査年度及び統計値を表示事項として、表形式にて一覧で表示する。なお、項目名を選択することにより、当該項目の統計調査の出典、用語の説明等を表示するものとする。

ア 検索内容の指定

入力した地域名(漢字又はひらがな)の全部又は一部から該当地域の検索を、及び入力された項目名の全部又は一部から該当項目の検索を行う。

イ 絞り込み機能

上記アの検索結果による該当地域及び該当項目をそれぞれ一覧で表示し、それぞれの一覧からさらに地域名及び項目名を選択(Shift キー及び Ctrl キーを用いた複数選択が可能)することにより、検索地域及び検索項目の絞り込みができる。

項目から地域を検索

入力した項目名の全部又は一部から該当項目の検索を行い、次に掲げる指定に基づき該当地域を抽出し、これらの結果について、地域名、項目名、調査年度及び統計値を表示事項として、表形式にて一覧で表示する。なお、項目名を選択することにより、当該項目の統計調査の出典、用語の説明等を表示するものとする。

ア 値範囲指定

上位10地域、下位10地域又は値の範囲のいずれかを指定できる。

イ 地域範囲指定

a 都道府県データの場合

全都道府県又は地方区分のいずれかを指定できる。

b 市区町村データの場合

全国又は都道府県を選択し、特別区、市（特別区部、特別区を除く。）区（特別区部、特別区を除く。）町・村、県庁所在市、政令指定都市、中核市及び特例市の各都市区分の組み合わせを指定することができる。

(5) データのダウンロード機能

利用者が選択した統計表についてダウンロードすることができる。ダウンロード時には、ダウンロード先、ダウンロード量の表示、ファイル形式の選択（CSV形式、XML形式）圧縮方式の選択（ZIP形式、自己解凍方式等）の指示を可能とする。

(6) 印刷機能

表示された統計表、グラフ、統計地図を印刷用にレイアウトした画面を表示し、印刷可能とすることができる。

2 運用管理機能

運用管理機関及び利用機関（総務省統計局）において地域統計分析システムのデータベースを管理・更新するため、次に掲げる機能を備える。なお、データベースの更新は、都道府県データ及び市区町村データについて、原則として年2回（1月（都道府県データ）と6月（市区町村データ））行われる。

(1) データ登録機能

基礎データ登録機能

運用管理機関が別途用意する基礎データ（都道府県データ及び市区町村データ）を登録することができる。

指示データ登録機能

運用管理機関が別途用意する次の指示データを登録することができる。

- ・ 基礎項目指示データ
- ・ 指標計算式指示データ
- ・ 指標計算式（年度別）指示データ
- ・ 類義語テーブル

廃置分合処理済データの作成機能

市区町村データについて、次に掲げる機能により、市区町村の廃置分合に伴う市区町村合算処理を行った廃置分合処理済みデータを作成することができる。廃置分合処理済みデータは、最新年度末時点の市区町村名で提供するため、昭和55年4月1日から最新年度の3月31日までに廃置分合のあった市区町村について廃置分合に係る合算等の処理を行う。

ア 市区町村合算指示データの作成

標準地域コード管理システムと連携し、市区町村合算処理に必要な指示データを作成することができる。作成した指示データを表示し、修正を行うことができる。また、作成した指示データについてはダウンロード及び印刷を行うことができる。

イ 廃置分合処理済データの作成機能

市区町村データについて、市区町村合算指示データを適用させ、廃置分合に伴う合算処理を行い、廃置分合処理済データを作成することができる。また、作成した廃置分合処理済データを表示し、ダウンロードを行うことができる。なお、合算処理の実行はバッチ処理で行うものとし、処理完了時に、運用管理機関に対し処理結果（処理時間、レコード数、エラー状況等）を電子メールで通知するものとする。

指標データの算出機能

都道府県データ及び廃置分合処理済市区町村データについて、指標計算式指示データ及び指標計算式（年度別）指示データを用い、指標データを算出することができる。なお、指標算出処理の実行はバッチ処理で行うものとし、処理完了時に、運営管理機関に処理結果（処理時間、レコード数、エラー状況等）を電子メールで通知するものとする。

データベーステーブル作成機能

上記 から までに掲げるデータ等を用いて、次のとおり、データベース内にテーブルの新規作成又は再作成を行う。なお、テーブル作成処理の実行はバッチ処理で行い、処理完了時に、運営管理機関に対し処理結果（処理時間、レコード数、エラー状況等）を電子メールで通知するものとする。

各テーブルのデータは、検索、抽出による表示を行うことができ、必要に応じて修正し、公開用セグメントのサーバ上の公開データを置き換えることができる。

ア 都道府県テーブルの作成

都道府県の基礎データ、指標データ、基礎項目指示データ及び指標計算式指示データを基に、次のテーブルの作成及び更新を行う。

- ・ 都道府県基礎項目データ
- ・ 都道府県指標項目データ

イ 市区町村テーブルの作成

市区町村の基礎データ、指標データ、廃置分合処理済みデータ、基礎項目指示データ、指標計算式指示データ、指標計算式指示（年度別）データを基

に、次のテーブルの作成を行う。

- ・ 市区町村基礎項目データ
- ・ 市区町村廃置分合処理済み基礎項目データ
- ・ 市区町村廃置分合処理済み指標項目データ

ウ 平均値・標準偏差テーブルの作成機能

地域間比較に用いる統計表及びレーダーチャートの作成時に使用する都道府県データ及び市区町村データの平均値及び標準偏差を算出する。

a 都道府県標準偏差、平均値の算出機能

都道府県の全国平均値及び標準偏差は、都道府県データより算出する。

b 市町村標準偏差、平均値の算出機能

市町村の全国平均値及び標準偏差は、全市町村データ（政令指定都市の区は含まない。）より算出する。また、市町村の都道府県平均値及び標準偏差は都道府県内市町村データ（政令指定都市の区は含まない。）より算出する。

エ 市区町村情報管理機能

標準地域コード管理システムと連携し、市区町村情報を取得し、データベース内で管理する。

オ 公開用セグメントのサーバへの転送

管理用セグメントのサーバから公開用セグメントのサーバへ転送し、既存のデータベースと置き換える。

(2) 地図管理機能

本システムで使用する行政界地図は、統計地理情報システムで管理する日本地図（都道府県境界地図）、日本地図（市町村境界地図）、各都道府県地図（市町村境界地図）及び各政令指定都市（区境界地図）の各年度末現在のものを用い、次に該当するものについては、統計地理情報システムにおいて遠隔地（島嶼部等）部分をオフセット表示した地図にそれぞれ調製したものをを用いるものとする。これらの地図の市区町村の廃置分合に伴う更新は、運用管理機関において、統計地理情報システムにより行うものとする。

日本地図（都道府県）及び日本地図（市町村）を表示する際の沖縄県、北海道等の位置

東京都の市区町村境界図上の島嶼部の位置

上記以外の都道府県境界地図及び市町村境界地図でオフセット表示が必要な地図

(3) 利用実績取得機能

画面、機能別に一般利用者のアクセスログを収集し、日（時間別）／月（日別）／年（月別）ごとの利用実績表を作成する。

また、上記 1 (1) のキーワードでの選択において、類義語による検索の的確性を判断し、類義語テーブルを更新するため、入力されたキーワードに対してログ収集を行い、入力されたキーワード、入力回数、類義語テーブルによる該当項目数及び部分一致による項目数について月ごとに一覧表を作成する。作成した利用実績表について表示し、ダウンロードを行うことができるものとする。

(4) コンテンツ更新機能

データ項目に係る項目定義集、利用上の注意について、随時更新できる。

(5) リンク先管理機能

リンク先情報確認機能

地域プロフィールにおける地方自治体のリンク先情報のリンク有効確認を自動的に行い、リンク無効時には運営管理機関に対し電子メールを自動送信する。

リンク先情報更新機能

標準地域コード管理システムと連携し、市区町村廃置分合情報を取得し、新旧の標準地域コードの対応情報を提供する。また、対応情報を基にリンク先情報を更新する機能を提供する。

統計地理情報システム

統計地理情報システムは、各種の統計情報を地図上に表示することによって統計情報の地理的な表示、分析を可能にするシステムとして、次に掲げる機能を備える。

- (1) 提供機能
- (2) 運用管理機能

1 提供機能

一般利用者において、次に掲げる機能を用いて、地理情報及び統計情報の表示、ダウンロード等を行うことができる。

(1) 地理情報表示・操作機能

背景地図、統計データに係る境界及び住所照合結果を地図表示し、自由に表示範囲や縮尺を変更することが可能となるよう、次に掲げる機能を備える。

なお、地図の表示に当たっては、下記(2)の統計情報表示機能に記載する統計データを併せて表示し、操作することが可能となる機能を備える。

背景地図表示機能

数値地図の空間データ基盤及び地図画像（以下単に「数値地図」という。）から登録した背景地図について、小縮尺では高速道路、鉄道及び海岸線を、中縮尺ではこれらに加えて道路、鉄道、河川中心線及び褐版を、大縮尺では登録したすべての背景地図を表示することとし、それぞれの縮尺において、距離計測が可能となる適切な投影法を用いて表示する。

また、背景地図を各縮尺区分で、町丁字レベルから日本全国のレベルまでシームレスに拡大縮小表示することができ、小縮尺区分時は都道府県界を表示、中縮尺時では市区町村境界を表示する。なお、背景地図には、用いた背景地図の出典を表示する機能を備えるとともに、地図上の任意の地点の緯度経度を表示する機能を備える。

地理情報操作機能

表示する縮尺や地点を容易に変更できるよう、拡縮、矩形拡縮、上下左右等のスクロール、住所及び施設名による検索機能が高速に動作する機能を備える。また、住所及び施設名による検索には、数値地図の情報をを用いる。

距離計測機能

表示した地図上の任意の地点を連続して指定することにより、これらの地点を結ぶ道のりを計測及び表示する機能を備える。

(2) 統計情報表示機能

階層表示機能

調査年月日時点の複数の統計地図を表示するための階層を持ち、各階層の表

示、非表示及び透過表示を行うことができ、一般利用者が各階層の表示、非表示、透過表示を任意に指定することによって、複数の異なる統計データを同一画面上に表示することができる。

縮尺による表示切替機能

統計データの集計単位に合わせ、小縮尺では都道府県境界、中縮尺では市区町村境界、大縮尺では小地域の境界を切り替えて表示することができ、メッシュ統計については、必要に応じて3次メッシュ又は4次メッシュを切り替えて表示することができる。なお、表示のための投影法については、縮尺に応じて背景地図と同じ投影法を用いる。

なお、縮尺区分に応じた集計単位の統計データが対象統計調査に存在する場合は、縮尺区分の切り替えに合わせてデータの集計単位も同時に切り替わるものとする。ただし、その集計単位が存在しない場合は、地図の縮尺区分(境域)は切り替わらないものとする。

統計グラフ表示機能

統計数値を段彩図(コロプレスマップ)、棒グラフ、円グラフ及び等級図を用いて地図上に表示することができ、各グラフ表示には、任意の色彩又は網掛けを選択できるものとする。また、段彩図の色区分並びに棒グラフ、円グラフ及び等級図の大きさの区分には、自然分類、等間隔、等量及び標準偏差を用いた階級を設定することができるものとする。

統計値等ラベル表示機能

統計数値、行政界の名称及びメッシュ番号をラベルとして表示することができる。また、統計数値については、グラフに用いる項目数に応じて複数の値を表示することができる。

(3) 行政界等選択集計機能

境界選択機能

地図上の任意の地点を選択することにより、選択した地点にある行政界の統計データ、地域名、地域のコード等の属性情報を表示できるとともに、複数の地点を選択した場合は、選ばれた地点にある複数の境界の統計データについて、合算又は再計算した結果を表示することができる。

なお、行政界の選択は、階層として選ばれた複数の統計に対して行われることとし、統計数値については階層ごとに合算又は再計算するものとする。

バッファ機能

任意の地点、施設及び住所から一定の範囲にある境界を選択する機能、道路

中心線、河川中心線及び海岸線の線形情報から任意の距離の内にある境界を選択する機能を備え、選択した境界の統計数値を合算又は再計算した結果を表示することができる。

なお、行政界の選択は、階層として選ばれた複数の統計に対して行われることとし、統計数値については階層ごとに合算又は再計算するものとする。

(4) 住所照合機能

住所照合機能

街区レベル位置参照情報及び町丁・字等境界の中心座標を利用し、一般利用者が入力した住所から地物の大まかな位置情報を参照することができる。

地点指定機能

地図上で任意の場所を指定することにより、任意の地物の位置を指定することができる。

地物階層機能

住所照合機能及び地点指定機能を使って地物を表示するための階層を備える。また、街区レベル位置参照情報を利用して作成した地図画面には、用いた座標情報の出典を表示するものとする。

(5) 印刷用画面出力機能

作成した統計地図を印刷するため、ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）に対応した印刷用画面を別画面で表示する機能を備え、背景地図、グラフなど複数階層を重ね合わせた場合でも、画面表示イメージどおりの印刷画面を表示することができる。印刷用画面には、必要に応じて数値地図及び街区レベルの位置参照情報の出典を表示する。

(6) ダウンロード機能

町丁・字等境界データ及び統計データをダウンロードすることができる。ダウンロードデータのうち境界データについては、複数の測地系及び投影法によって作成したデータを提供することができるものとする。

(7) 廃置分合、名称変更及び境界変更情報表示機能

標準地域コード管理システムと連携し、廃置分合、名称変更及び境界変更があった地域の地理的な情報を表示する機能を備える。標準地域コード管理システムからの要求により、該当する地図情報、境界情報を読み出し、要求元画面上に廃置分合履歴情報とともに表示する。

また廃置分合、名称変更及び境界変更の年月日や地域名、内容等を標準地域コ

ード管理システムとの連携により、ラベルとして表示することができる。

(8) 地理情報共用W E Bシステム（仮称）対応機能

国土交通省が提供を予定している地理情報共用W E Bシステム（仮称）と連携するため、国土交通省が作成する連携仕様（ISO 19128）に対応し、引数によって任意の地点の統計地図を表示する機能を備える。

2 運用管理機能

(1) 地理情報登録機能

運用管理機能において、次に掲げる機能を用いて、背景地図、行政界情報等、本システムに必要なデータの登録を行うことができる。

背景地図登録機能

数値地図を取り込むことができ、取り込む際は、縮尺に応じて地物を表示することが可能となるよう、道路中心線、鉄道中心線、河川中心線、水涯線、海岸線、行政界、地名及び公共施設並びに褐版、藍版及び墨版を区別して登録する。

行政界情報登録機能

統計データ、市区町村の廃置分合及び境域変更を表示するための境界情報として、A r c I n f oカバレッジ形式及びA r c V i e wシェープ形式の行政界情報を登録することができる。また、市区町村の廃置分合及び境域変更に対応するため、すべての廃置分合及び境域変更時点の境域データを登録する。なお、メッシュデータについても縮尺に応じて切り替えを可能とする登録機能を有すること。

統計地理情報登録機能

各府省から提供される統計データと行政界情報を結合し、登録することができる。なお、当該結合を行う際は、調査結果の時点の行政界情報を用いることとし、小地域統計については、各府省の提供する境界情報を変換して登録する。

この登録機能を実現するため、各府省から提供を受けた統計データ、境域データ及び地理情報システム（G I S）で作成された境域データを取り込むインターフェースを提供する。また、取り込む統計データの統計調査実施時点と調査実施地域から該当時点の地図を抽出し、統計データと地図を結合して登録する。

住所照合情報入力機能

任意の住所から地物の大まかな位置参照を行うことが可能となるよう、街区レベル位置参照情報及び町丁・字等境界の中心座標を入力することができる。

(2) ログ管理機能

一般利用者のアクセスログ情報として、次に掲げる情報を、日時(月日時分秒)別、グループ別(ＩＰアドレス別)単位での集計し、ログ情報を出力することができる。

- ・統計調査別、統計表別のアクセス情報の市区町村別集計結果
- ・各ＨＴＭＬコンテンツに関するアクセス情報
- ・市町村別ダウンロード回数及び総バイト数

(3) 境界データ作成・登録機能

平成２０年４月以降の運用開始後に施行される市区町村の廃置分合に対応した境界データを作成することができ、市区町村境界データを基に、廃置分合を反映した境域データの作成し、各期日の境界データを蓄積及び管理するとともに、各府省から提供された統計データを当該統計の調査期日の境界データと結合することにより統計地図を作成し、これらのデータを登録することができる。また、各府省から提供されるデータについては、これらに用いられる各種文字コードに対応し、システムで利用可能なデータに変換するため、Ｓ－ＪＩＳ又はＵＴＦ－８に変換するツール等を備えるものとする。

なお、指定した年月日の町丁・字等境界を元に廃置分合に伴う市区町村境界の結合及び分割を行い、飛び地についても対応可能とする(名称変更のみの場合にも対応する)ものとする。また、作成した境域データ、統計地図及び結合処理結果を運用管理機関の端末上で検証可能なものとする。

標準統計分類データベース

標準統計分類データベースは、「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」、「日本標準商品分類」並びに「疾病、傷害及び死因分類」、「疾病分類」及び「死因分類」を検索することを目的とする知識共有型データベースとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 提供機能
- (2) データ管理機能

1 提供機能

一般利用者は、次に掲げる機能を用いて、標準統計分類の検索その他の利用を行うことができる。

(1) 検索機能

大・中・小分類絞込み表示機能

上位階層分類から順に選択し、下位階層の分類リストの絞込み表示を行うことができ、最終選択した分類データについて、詳細情報（項目の説明、事例）を表示するものとする。

分類コード検索機能

検索条件として入力された分類コードに合致（完全一致）した標準統計分類データ（分類コード、分類の項目名、項目の内容、内容の説明、事例）を表示する。

キーワード検索機能

検索条件として入力されたキーワードに合致した標準統計分類の分類コードと項目名を一覧表示する。キーワード検索の検索対象項目は項目名と事例とする。また、辞書機能を備え、入力されたキーワードの類義語も検索可能とする。なお、辞書は更新可能とする。

一覧表示による検索機能

選択された標準統計分類の全ての分類データについて、分類コード、項目名及び下位階層データの件数を一覧表示し、表示された項目名を選択することにより、当該分類データの詳細情報（項目の説明、事例）を別画面で表示することができる。

時系列検索機能

日本標準産業分類、日本標準職業分類について、すべての分類データの分類コード、項目名及び下位階層データの件数を過去の履歴も含め一覧表示する。過去データが存在する場合は、最新の分類データを最上部に表示し、表示され

た項目名を選択することにより、当該分類データの詳細情報（項目の説明、事例）を表示するものとする。

(2) ダウンロード機能

検索結果一覧または全件一覧について、標準統計分類名、改訂年月、分類コード、項目名でCSV形式ファイルを作成し、ダウンロードする。

(3) 印刷機能

検索結果一覧または全件一覧について、標準統計分類名、改訂年月、分類コード、項目名を一覧表示した印刷用ページを表示する。印刷はWebブラウザの印刷機能を使用する。

(4) 改訂の概要表示機能

改訂の概要表示機能

改訂の概要ファイル掲載ページを表示する。

新旧対応表表示機能

新旧対応表ファイル掲載ページを表示する。

2 データ管理機能

運用管理機関又は利用機関（総務省政策統括官）は、次に掲げる機能を用いて、標準統計分類に係るデータ管理を行うことができる。

(1) データ登録・更新機能

データ登録・追加機能

各標準統計分類について、次に掲げる項目の登録及び追加を行うことができる。追加する分類データに上位の分類が存在する場合は、当該上位分類の分類コードを自動設定する。

- ・ 標準統計分類区分
- ・ 改訂年月（西暦）
- ・ 大分類・中分類・小分類・詳細分類等の別
- ・ 大分類・中分類・小分類・詳細分類等の分類コード
- ・ 大分類・中分類・小分類・詳細分類等の分類名
- ・ 分類名のふりがな
- ・ 分類名の英語表記
- ・ 分類の内容説明
- ・ 適用事例
- ・ 不適合事例
- ・ 親分類コード

- ・ 本籍（商品分類のみ）又は基本コード（疾病分類、死因分類に対応）
- ・ 旧大分類・中分類・小分類・詳細分類等の分類コード（統合があるため複数可）
- ・ 公開日
- ・ 最新更新日時

処理対象データの検索機能

更新・削除を行う標準統計分類の種類を選択し、次の検索機能を利用して対象データの検索を行うことができる。

- ・ 大・中・小分類の順に指定して検索
- ・ キーワード、分類コードを入力して検索
- ・ 一覧表示による検索

訂正・削除機能

標準統計分類データの修正、削除を行うことができる。この場合、途中階層データを指定し、分類コードを訂正したときは、下位分類に当該訂正内容を反映するものとする。また、最下位階層データを処理対象として指定し、上位階層の分類コードを修正したときは、当該最下位階層を紐付ける上位階層データを変更する。削除は、下位階層が存在しない分類データに対して実行できるものとする。

更新（改訂）機能

更新（改訂）時は、選択された標準統計分類の全既存データを複製し、新規作成するとともに、旧データを履歴として保存する。新規作成された最新データに対しては改訂年月を指定するものとする。

統計分類新規作成機能

統計分類を新規に作成し、登録することができる。この場合、統計分類名と改訂（作成）年月を指定するものとする。

C S V形式ファイルによる処理機能

管理用サーバのデータをエクスポートし、更新（訂正）をC S V形式ファイルにより実行する。処理が完了したC S V形式ファイルは管理用サーバにインポートする。

ダウンロード機能

標準統計分類の種類、改訂年月、データの抽出条件を指定し、該当する標準統計分類データでC S V形式ファイルを作成し、ダウンロードすることができる。

る。

公開用サーバへの転送機能

管理用サーバに登録された標準統計分類情報が更新された場合、指示に基づき公開用サーバへの転送を行うことができる。

検索方法の設定機能

運用管理機関において、一般利用者が上記 1 (1) に利用可能な検索方法（大・中・小分類検索、分類コード入力検索、キーワード検索、一覧表示検索）を標準統計分類単位に設定することができる。新規に統計分類が登録された場合も、運用管理機関で統計分類種類の追加や利用可能な検索方法の設定ができる。

(2) 改訂の概要作成機能

改訂の概要作成機能

標準統計分類改訂の際、改訂の概要を記載したファイル（形式を問わない。）を公開用サーバに登録することができる。

新旧対応表作成機能

標準統計分類改訂の際、改訂に係る新旧対応表のファイル（形式を問わない。）を公開用サーバへ登録することができる。

政府統計の総合窓口（e-Stat）

政府統計の総合窓口（e-Stat）は、政府統計に係る情報提供体系の総合的な窓口（ポータルサイト）として、次表の分類に整理した各種のコンテンツで構成する。各コンテンツは、リンク先のサイトを除き、統一感のある配色及び構図を採用する。

分類	コンテンツ
統計を探す	(1) データ検索 (2) 書籍検索 (3) 総合統計 (4) 統計関係リンク集
統計で見る	(5) 統計で見る日本のすがた (6) 統計で見る都道府県・市区町村のすがた (7) 統計で見る日本地図（統計GIS）
統計項目を調べる	(8) 調査項目検索 (9) 統計分類検索（産業分類・職業分類等） (10) 市区町村コード検索
統計制度を知る	(11) 統計制度関係サイト
統計を学ぶ	(12) 統計学習関係サイト
統計のお知らせ	(13) 公表予定 (14) 統計データ新着情報 (15) 新着情報配信サービス (16) お知らせ

上記のほか、次に掲げるコンテンツ及び機能を提供する。なお、一般利用者の各種コンテンツへのアクセスについて、アクセスログを収集し、コンテンツ別、日にち別、月別、時間別に集計を行い、運用管理機関において集計結果のダウンロードを行うことができる。

- (17) オンライン統計調査
- (18) アンケート機能
- (19) ユーザ認証機能
- (20) マイページ機能
- (21) アクセシビリティ機能
- (22) パンくずリスト（トピックパス）表示機能
- (23) 英文サイト
- (24) テキスト版サイト
- (25) 携帯電話向けサイト

- (26) 府省内統計サイト検索
- (27) サイトマップ
- (28) ヘルプ
- (29) 問い合わせ

1 データ検索

一般利用者において、統計表管理システムに登録した統計表ファイル及び統計情報データベースシステムに登録したデータベーステーブルについて、次に掲げる機能を用いて検索することができる。

(1) 簡易検索機能

カテゴリ選択による検索機能

検索条件として選択されたカテゴリ（統計分野）に合致する統計表を含む統計調査（業務統計及び加工統計を含む。以下同じ。）を一覧表示する。

担当府省による検索機能

検索条件として選択された担当府省（統計作成機関）に合致する統計表を含む統計調査を一覧表示する。

キーワード入力による検索機能

検索条件として入力されたキーワードに合致した統計表を含む統計調査を一覧表示する。

詳細検索機能

キーワード入力による検索機能を基本とし、キーワード検索の条件設定として、「入力されたキーワード全てを含む」、「いずれかのキーワードを含む」、「入力されたキーワードを含めない」から選択できる。また、and、or、not等の検索式を入力し、設定した検索式に基づく検索を行うことができ、統計表管理システムに登録されている統計表ファイル内の項目を検索対象として検索することも可能とする。

検索条件に合致した統計表を含む統計を一覧表示する。

詳細条件指定による検索

統計の種類（指定統計、承認統計、届出統計、加工統計）調査実施年の範囲指定、カテゴリ（統計分野）及び担当府省（統計作成機関）を指定し、これらの指定に基づく検索を行うことができる。統計の種類、カテゴリ、担当府省については、複数値を選択することができる。

(2) 検索結果統計表表示機能

検索結果統計表一覧表示機能

検索結果は、指定統計、承認統計、届出統計、業務統計、加工統計の順（運用管理機関において変更可能とする。）で統計調査及び下位階層の分類又は統計表の件数を表示する。表示された統計調査を展開表示することにより、該当表または該当統計調査の全統計表を表示する。また、統計調査には説明ボタンを設け、統計調査担当の府省名、連絡先及び各府省の該当調査のサイトのURL（リンク）を表示するものとする。

検索結果の統計表は、統計表管理システムに登録されている統計表ファイル及び統計情報データベースに登録されているデータベーステーブルのいずれかを区別する。統計表管理システムに登録されている統計表ファイルの場合は、ファイル型式を判別可能なものとし、統計情報データベースに登録されているデータベーステーブルの場合はアイコンを用意し、統計情報データベースシステムの該当データベーステーブルにリンクするものとする。

統計表ファイルダウンロード

統計表管理システムに登録されている統計表ファイルについては、ダウンロードを行うことができる。

(3) 問い合わせ・概要説明表示機能

統計調査名一覧より統計調査ごとに問い合わせ先、統計調査の概要説明を掲載しているページのURLを表示する。

2 書籍検索

総務省統計図書館の蔵書検索ページにリンクする。

3 総合統計

「日本統計年鑑」、「日本の統計」、「日本統計月報」、「世界の統計」、「日本の長期統計系列」等の総合統計関係のサイトへリンクする。

4 統計関係リンク集

統計に関するホームページにリンクする。また、「政府統計サイトマップ」を作成し、各府省ホームページのトップ及び統計に関するコンテンツにリンクする。「政府統計サイトマップ」は統計表管理システムで使用するマスタより自動作成するものとし、適宜変更可能とする。外部サイトへのリンクについて、定期的にリンク切れチェックを実行する。リンク切れの場合は当該サイトの運用管理機関に電子メールで通知する。

5 統計で見る日本のすがた

主要な統計を数値やグラフで表示するコンテンツであり、掲載する統計については、現行の統計データ・ポータルサイトと同様とし、掲載項目は、数値、グラフ及び各府省ホームページの該当サイトへのリンクとする。数値及びグラフは、統計表管理システムの管理用サーバにおいて作成し、統計表管理システムに登録した統計表と同時に管理用サーバから公開用サーバに転送し、公開される。

6 統計で見る都道府県・市区町村のすがた

地域統計分析システムの一般利用者向け機能を提供する。

7 統計で見る日本地図（統計GIS）

統計地理情報システムの一般利用者向け機能を提供する。

8 調査項目検索

調査項目標準化データベースの一般利用者向け機能を提供する。

9 統計分類検索（産業分類・職業分類等）

標準統計分類データベースの一般利用者向け機能を提供する。

10 市区町村コード検索

標準地域コード管理システムの一般利用者向け機能を提供する。

11 統計制度関係サイト

日本の統計制度関係のサイトへリンクする。

12 統計学習関係サイト

統計学習関係のサイトにリンクする。

13 公表予定

各府省のホームページに掲載する各種の政府統計の公表予定（公表後は公表日及び公表実績。以下同じ。）を定期的に収集し、これらの収集した公表予定情報及び運用管理機関において登録する公表予定情報を、次に掲げる機能により、一覧及び検索可能な形式で提供する。

（1）一覧表示

収集及び登録した公表予定情報を、次に掲げる項目を表示項目として、当月分に係る公表予定情報を一覧表示するとともに、前々月以前、前月、翌月、翌々月以降の区分により表示する一覧を切り替えることができるものとする。

公表予定日（公表後は公表日）

公表内容（政府統計の名称及び公表分類）

府省名

URL

また、公表予定情報を選択することにより、当該公表予定情報の詳細項目を表示する。詳細項目は次のとおりである。

ア 公表予定日

イ 公表内容（政府統計の名称及び公表分類）

ウ 府省名

エ 官報告示年月日及び告示番号

オ インターネット掲載年月日及びURL

カ 刊行物刊行年月日及び刊行物の名称

キ 閲覧場所及び閲覧期間

(2) 検索機能

次に掲げる事項の選択又は指定及びその組み合わせにより、該当する公表予定情報を検索し、上記(1)の から までの項目を表示項目として一覧で表示することができる。また、各公表予定情報を選択することにより、当該公表予定に係る上記(1)の ア から キ までの詳細項目を表示する。

- ・ 府省選択
- ・ 分野選択
- ・ 政府統計の名称指定
- ・ 公表予定日の範囲指定

14 統計データ新着情報

各府省の統計調査の新着情報及び訂正情報を日付別又は府省別に掲載する。新着情報は、統計表を統計表管理システムに登録した際に情報を収集する。統計表の公開後に差し替え又は追加があった場合にも掲載し、その旨を表示する。掲載項目は以下のとおりとし、該当統計調査にリンクする。

- ・ 公開日時
- ・ 府省名
- ・ 公開内容（リンク）

なお、政府統計の総合窓口（e-Stat）への掲載は、公開日時より1ヶ月間とする。

統計表管理システムに登録されない統計調査は、上記内容を直接入力し、公開用サーバに転送することができる。

15 新着情報配信サービス

電子メール及びRSSリーダーを利用した2通りの方法により新着情報配信サ

ービスを提供する。配信対象項目は、統計データ新着情報、公表予定、統計で見る日本のすがたとする。なお、電子メールによる新着情報配信サービスは、下記 19 のユーザ登録を前提とし、登録された電子メールアドレスに電子メールを配信するものとする。また、登録ユーザの指定により、電子メールの配信を中止することができる。

16 お知らせ

運用停止等の情報を自由に掲載できるエリアを設け、運用管理機関から各種の情報提供を行う。

17 オンライン統計調査

オンライン調査システムの一般利用者向け機能を提供する。

18 アンケート機能

利用機関及び運用管理機関において、政府統計の総合窓口（e - S t a t ）を通じてアンケートを実施する場合に用いる機能として、次に掲げる機能を備える。

利用機関及び運用管理機関において作成したアンケートフォームについては、対象者を限定するものを除き、一覧で表示するとともに、当該一覧から一般利用者が選択したアンケートフォームを表示し、アンケートを行うことができる。対象者を限定するものについては、一般利用者がキーワード入力域に入力したキーワード（利用機関又は運用管理機関があらかじめ設定）を基に該当するアンケートフォームを識別し、表示するものとする。

なお、上記のアンケートフォームを識別するキーワードについては、U R L の引数として他のW e b ページから本機能に引き渡すことができる。

(1) アンケートフォーム作成機能

政府統計の総合窓口（e - S t a t ）を通じて行うアンケートのフォームを作成することができる。作成するアンケートフォームについては、管理状態として次の4種類を設定し、一覧で表示することができる。また、作成したアンケートフォームについては、アンケート実施時期（開始時期及び終了時期）並びに対象者限定・非限定の別について設定することができる。

この場合、対象者を限定するアンケートフォームについては、利用機関及び運用管理機関においてこれを識別するためのキーワードを設定するものとする。

作成中 ： アンケートフォームの作成が途中段階にある状態

実施待ち： アンケートフォームが登録され、アンケート実施前の状態

実施中 ： アンケートが実施されている状態

終了 ： アンケートが終了した状態

(2) URL表示機能

アンケートを実施する際の政府統計の総合窓口 (e - S t a t) における当該アンケートフォームのURLを表示する。

(3) 集計等機能

実施したアンケート結果の集計、その結果のグラフ等による表示、回答データのダウンロードを行うことができる。

(4) 削除機能

登録されているアンケートフォーム及びアンケート結果を削除することができる。

19 ユーザ認証機能

ログイン機能を有し、政府統計の総合窓口 (e - S t a t) のユーザ認証を行うことができる。ユーザ登録及び認証は、電子メールアドレス及びパスワードで行うものとする。なお、登録ユーザは、ログアウト及びユーザ登録の取り消しを行うことができる。

20 マイページ機能

ユーザ認証された登録ユーザに対し、次に掲げる項目を設定可能なマイページを提供することができる。

設定項目	機能
データ検索	データ検索で提供される統計表ファイルのうち、あらかじめ指定した統計に係るものについて提供分類及び統計表一覧を表示する。
統計データ新着情報	統計データ新着情報のうち、あらかじめ指定した統計に係るものについて表示する。
公表予定	公表予定で提供される情報のうち、あらかじめ指定した統計に係るものについて表示する。
統計で見る日本のすがた	「統計で見る日本のすがた」のうち、あらかじめ指定した統計に係るものについて表示する。

21 アクセシビリティ機能

アクセシビリティに対応するための機能として、以下の機能を提供する。

- ・文字拡大機能
- ・音声読み上げ機能
- ・配色（文字、背景の色）の変更機能
- ・ふりがな機能

22 パンくずリスト（トピックパス）表示機能

Webサイトの中のそのページの位置を、階層構造の上位ページへのリンクのリストで簡潔に記述したものを表示する。

23 英文サイト

政府統計の総合窓口（e - S t a t）の英文サイトを提供する。

24 テキスト版サイト

政府統計の総合窓口（e - S t a t）のテキスト版サイトを提供する。

25 携帯電話向けサイト

統計で見る日本のすがた（数値のみ）統計データ新着情報、公表予定を対象とする。QRコード（文字情報が埋め込まれた画像コード）による登録も可能とする。

26 府省内統計サイト検索

各府省ホームページ内の統計に関するサイトを横断的に検索する。検索はキーワードを入力して実行する。検索オプションとして、府省名を限定して検索可能とする。

27 サイトマップ

政府統計の総合窓口（e - S t a t）の各コンテンツのサイトマップを表示する。

28 ヘルプ

政府統計の総合窓口（e - S t a t）の利用方法及び各コンテンツの概要をメニューを設け、動画、音声等を用いながら解説するとともに、各府省共同利用型システムの一般利用者向けヘルプ機能を提供する。

29 問い合わせ

政府統計の総合窓口（e - S t a t）の利用方法、統計情報の所在等について電子メールで問い合わせを行うことができる。政府統計の総合窓口（e - S t a t）及び各府省共同利用型システムに係る利用方法の問い合わせは、運用管理機関の電

子メールボックスに、統計情報の所在照会は、総務省統計相談室の電子メールボックスに、電子メールを送信する。

認証システム

認証システムは、各府省共同利用型システムにおける認証及び認証に必要な情報の管理を一元的に行う共通の情報システムとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 認証機能
- (2) 調査対象者認証情報の管理機能
- (3) 利用機関認証情報の管理機能
- (4) 運用管理機関機能
- (5) 認証情報ダウンロード機能

1 認証機能

(1) 調査対象者の認証

インターネットを通じてオンライン調査システムを利用する調査対象者の認証は、政府統計コード（簡略コードをいう。以下同じ。）並びに調査対象者を識別するID及び確認コードのほか、必要に応じて調査実施機関が発行する電子証明書を用いて行い、このアクセス制御は、認証システムと連携してオンライン調査システムにおいて行うものとする。

(2) 利用機関の認証

霞が関WAN及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて各府省共同利用型システムの各システム（認証が必要なものに限る。以下「各システム」という。）を利用する利用機関の認証は、利用機関管理者ユーザ、課室管理者ユーザ及び一般ユーザから成るユーザの区分に応じて発行するID及びパスワード並びに課室等单位に管理されるICカード等により行うものとする。また、これらのアクセス制御は、認証システムと連携して各システムにおいて行うものとする。

この機能の実現に当たっては、各利用機関の利用環境に応じた認証が行えるよう、政府認証基盤及び地方公共団体における組織認証基盤並びに職員等利用者認証基盤などの共通的な基盤の整備・運用状況等を踏まえつつ、当該基盤と連携した認証情報の有効性の検証が行えるようにするとともに、これらを利用できない利用機関に対し専用の認証方式（ワンタイムパスワード）を提供するものとする。

(3) 運用管理機関の認証

運用管理機関の認証は、運用管理機関のユーザを識別するID及びパスワード並びに生体認証情報等により行い、このアクセス制御は、認証システムと連携して各システムにおいて行うものとする。

2 調査対象者認証情報の管理機能

(1) 調査対象者情報の登録

調査実施機関は、統計調査ごとに、調査対象者のＩＤ、確認コード、キー項目、氏名又は名称、住所又は所在地、電子メールアドレス、電話番号その他の調査対象者情報を、オンライン調査システムを用いて認証システムに登録することができる。

調査対象者は、オンライン調査システムへの初回の接続時において、認証システムからの確認コードの変更の要求により任意の確認コードへ変更するものとする。また、同時に、調査実施機関の指定により、キー項目、電子メールアドレスその他の連絡先の情報を登録することができる。

また、複数の統計調査の対象となる調査対象者は、必要に応じ、統計調査ごとに配布される複数のＩＤ及び確認コードを統合するためのＩＤ及び確認コード（統合ＩＤ等という。）をオンライン調査システムに登録することにより、当該統合ＩＤ等を用いた一回の認証で該当する複数の統計調査の電子調査票にアクセスすることができる。

(2) 調査対象者情報の更新

調査対象者は、オンライン調査システムとの連携により、既に変更又は登録している確認コード、電子メールアドレスその他の連絡先の情報を更新することができる。また、調査対象者による前回の確認コードの変更時から調査実施機関の指定する一定期間経過後のオンライン調査システムへの接続時においては、オンライン調査システムから当該調査対象者に対し任意の確認コードへの変更を求めることができる。

(3) 希望者配布型における調査対象者ＩＤの発行

オンライン調査における調査対象者のＩＤ及び確認コードの発行方式が希望者配布型によって行われる場合において、調査対象者は、政府統計コード並びに共通の仮ＩＤ及び仮確認コードを用いて認証システムに接続しキー項目、電子メールアドレスその他の事項を登録することにより、調査実施機関に対しＩＤの発行を申し込むことができる。この申込みがあった場合は、認証システムにおいて調査実施機関に対しＩＤ発行に係る確認のための電子メールを送信するものとする。

3 利用機関認証情報の管理機能

(1) 利用機関管理者ユーザ

利用機関管理者ユーザは、各システムの利用に関し、利用機関内の各課室等を取りまとめ、運用管理機関との連絡調整を行う者であり、次に掲げる機能を利用することができる。

利用機関管理者ユーザ情報の登録

利用機関管理者ユーザは、運用管理機関から発行されるＩＤ及びパスワードを用いた認証システムへの初回の接続時において、認証システムからのパスワードの変更の要求により任意のパスワードへ変更し、及び電子メールアドレスを登録するものとする。

電子証明書の登録

認証方式としてＩＣカードを選択する場合は、認証システムへの初回の接続時において、当該ＩＣカードに格納されている電子証明書を登録することができる。電子証明書の登録に当たっては、認証システムが運用管理機関に送信する電子メールにより、運用管理機関に対し当該電子証明書の内容の確認を自動的に依頼することができる。なお、登録する電子証明書は、認証システムにおいて、政府認証基盤、地方公共団体における組織認証基盤等の共通的な基盤を利用し、その有効性の検証を行うものとする。

暗証番号の登録

認証方式としてワンタイムパスワードを選択する場合は、認証システムへの初回の接続時において、当該ワンタイムパスワードを発行する機器等に対応する暗証番号を登録するものとする。

利用機関管理者ユーザ情報の更新

利用機関管理者ユーザが既に変更又は登録しているパスワード、電子証明書及び電子メールアドレスを更新することができる。電子証明書の更新に当たっては、認証システムが運用管理機関に送信する電子メールにより、運用管理機関に対し当該電子証明書の内容の確認を自動的に依頼することができる。なお、更新する電子証明書は、認証システムにおいて、政府認証基盤、地方公共団体における組織認証基盤等の共通的な基盤を利用し、その有効性の検証を行うものとする。

課室管理者ユーザＩＤの発行

各システムを利用する課室等名、課室等コード、認証方式及びアクセス権限の初期設定値を登録することにより、課室等内のユーザ管理を行う課室管理者ユーザのＩＤを発行することができる。ＩＤを発行する場合は、認証システムにおいて、運用管理機関に対しては発行する旨を、利用機関管理者ユーザに対しては当該ＩＤの発行に係る受付番号及びパスワードをそれぞれ電子メールにより自動的に通知するものとする。

利用機関管理者ユーザにおいては、発行した課室管理者ユーザのＩＤと共に認証システムの画面に表示される受付番号と、パスワードと共に認証システム

から電子メールにより通知される受付番号とを照合することにより、対応するID及びパスワードの組合せを確認し、該当する課室管理者ユーザに通知することができる。

課室管理者ユーザ情報の更新及び削除

課室管理者ユーザの情報については、その検索及び参照、課室等名及びパスワードの更新並びにIDの削除を行うことができる。なお、IDを削除する場合は、当該IDを用いて登録された一般ユーザのIDもすべて削除するとともに、認証システムにおいて運用管理機関に対し電子メールによりその旨自動的に通知するものとする。

課室管理者ユーザのアクセス権限の設定

課室管理者ユーザごとに、各システム、各統計調査、各課室等において保有する調査員データ及び各叙勲・褒章等候補者データに対するアクセス権限を設定することができる。なお、オンライン調査システム（調査員管理システムを含む。以下同じ。）統計表管理システム及び統計情報データベースについては、課室管理者ユーザに対し、「権限なし」、一部の機能（データ）が利用可能な一般ユーザの権限設定が行える「担当課室権限」、すべての機能（データ）が利用可能な一般ユーザの権限設定が行える「主管課室権限」のいずれかを設定することができる。

一般ユーザIDの参照

各課室管理者ユーザが発行する一般ユーザのIDの一覧を参照することができる。

(2) 課室管理者ユーザ

課室管理者ユーザは、各システムの利用に関し、課室等内における一般ユーザのIDを発行し、そのアクセス権限の設定を行う者であり、次に掲げる機能を利用することができる。

課室管理者ユーザ情報の登録

課室管理者ユーザは、利用機関管理者ユーザから発行されるID及びパスワードを用いた認証システムへの初回の接続時において、認証システムからのパスワードの変更の要求により任意のパスワードへ変更し、及び電子メールアドレスを登録するものとする。

電子証明書の登録

認証方式としてICカードを選択する場合は、認証システムへの初回の接続時において、当該ICカードに格納されている電子証明書を登録することがで

きる。電子証明書の登録に当たっては、認証システムが運用管理機関に送信する電子メールにより、運用管理機関に対し当該電子証明書の内容の確認を自動的に依頼することができるものとする。なお、登録する電子証明書は、認証システムにおいて、政府認証基盤、地方公共団体における組織認証基盤等の共通的な基盤を利用し、その有効性の検証を行うものとする。

暗証番号の登録

認証方式としてワンタイムパスワードを選択する場合は、認証システムへの初回の接続時において、当該ワンタイムパスワードを発行する機器等に対応する暗証番号を登録するものとする。

課室管理者ユーザ情報の更新

課室管理者ユーザが既に変更又は登録しているパスワード、電子証明書及び電子メールアドレスを更新することができる。電子証明書の更新に当たっては、認証システムが運用管理機関に送信する電子メールにより、運用管理機関に対し当該電子証明書の内容の確認を自動的に依頼することができる。なお、更新する電子証明書は、認証システムにおいて、政府認証基盤、地方公共団体における組織認証基盤等の共通的な基盤を利用して、その有効性の検証を行うものとする。

一般ユーザIDの発行

課室等内で各システムを新たに利用するユーザ数を登録することにより、各システムを操作する一般ユーザの当該数のIDを発行することができる。なお、一般ユーザの認証に用いる電子証明書又はワンタイムパスワードは、課室管理者ユーザが登録したものを利用するものとする。

IDを発行する場合は、認証システムにおいて、運用管理機関及び利用機関管理者ユーザに対しては発行する旨を、課室管理者ユーザに対しては当該IDの発行に係る受付番号及びパスワードをそれぞれ電子メールにより自動的に通知するものとする。

課室管理者ユーザにおいて、発行した一般ユーザのIDと共に認証システムの画面に表示される受付番号と、パスワードと共に認証システムから電子メールにより通知される受付番号とを照合することにより、対応するID及びパスワードの組合せを確認し、該当する一般ユーザに通知することができる。

一般ユーザ情報の更新及び削除

一般ユーザの情報については、その一覧の参照、パスワードの更新及びIDの削除を行うことができる。なお、IDを削除する場合は、認証システムにおいて運用管理機関及び利用機関管理者ユーザに対し電子メールによりその旨

自動的に通知する。

一般ユーザのアクセス権限の設定

発行する一般ユーザについては、あらかじめアクセス権限の初期設定値を設定することができる。また、一般ユーザごとに、各システム、各統計調査、各電子調査票、各課室等において保有する調査員データ及び各叙勲・褒章等候補者データに対するアクセス権限を更新し、個別に設定することができる。なお、オンライン調査システム、統計表管理システム及び統計情報データベースについては、一般ユーザに対し、「権限なし」、一部の機能（データ）が利用可能な「担当者権限」、すべての機能（データ）が利用可能な「責任者権限」のいずれかを設定することができる。

(3) 一般ユーザ

一般ユーザは、各システムの利用に関し、課室管理者ユーザに設定されたアクセス権限の範囲内において各種操作を行う者であり、次に掲げる機能を利用することができる。

一般ユーザ情報の登録

一般ユーザは、課室管理者ユーザから発行されるID及びパスワードを用いた認証システムへの初回の接続時において、認証システムからのパスワードの変更の要求により任意のパスワードへ変更し、及び電子メールアドレスを登録するものとする。

一般ユーザ情報の更新

一般ユーザが既に変更又は登録しているパスワード及び電子メールアドレスを更新することができる。

一般ユーザIDの参照

所属の課室管理者ユーザが発行する一般ユーザのIDの一覧を参照することができる。

4 運用管理機関機能

運用管理機関は、次に掲げる機能を利用することができる。

(1) マスタファイルの管理

各府省共同利用型システムにおけるシステム、利用機関、政府統計及び統計分野の各マスタファイルを登録し、更新し、及び削除することができる。

(2) 利用機関管理者ユーザの管理

利用機関管理者ユーザIDの発行

利用機関からの申請に基づき、利用機関コード、利用機関名、パスワード、認証方式、利用可能なシステム、有効化年月日及び無効化年月日の各情報を利用機関マスタファイルに登録し、利用機関管理者ユーザのIDを発行することができる。

利用機関管理者ユーザのアクセス権限の設定

利用機関ごとに各システムに対するアクセス権限を設定することができる。

電子証明書の確認

利用機関管理者ユーザが登録する電子証明書を表示し、電子証明書の内容と各利用機関管理者ユーザの利用機関名、課室等名その他のユーザ情報とを照合し、その確認結果を登録することができる。なお、確認結果を登録する場合は、認証システムにおいて利用機関管理者ユーザに対し電子証明書の確認が完了した旨を電子メールにより自動的に通知するものとする。

ワンタイムパスワードの設定

利用機関管理者ユーザの認証方式としてワンタイムパスワードを選択する場合は、ワンタイムパスワードによる認証に必要な設定等を行い、ワンタイムパスワードを生成する機器等が特定できる情報と利用機関管理者ユーザのIDとを対応付けることができる。

利用機関管理者ユーザ情報の更新及び削除

利用機関管理者ユーザの情報については、その検索及び参照、利用機関名及びアクセス権限の更新、パスワードの初期値の設定並びにIDの削除を行うことができる。なお、IDを削除する場合は、当該利用機関における利用機関マスタファイルの情報並びに課室管理者ユーザ及び一般ユーザのすべてのIDを併せて自動的に削除するものとする。

(3) 課室管理者ユーザの管理

電子証明書の確認

課室管理者ユーザが登録する電子証明書を表示し、電子証明書の内容と各課室管理者ユーザの利用機関名及び課室名とを照合し、その確認結果を登録することができる。なお、確認結果を登録する場合は、認証システムにおいて課室管理者ユーザに対し電子証明書の登録の確認が完了した旨を電子メールにより自動的に通知するものとする。

ワンタイムパスワードの設定

課室管理者ユーザの認証方式としてワンタイムパスワードを選択する場合は、ワンタイムパスワードによる認証に必要な設定等を行い、ワンタイムパスワードを生成する機器等が特定できる情報と課室管理者ユーザのIDとを対応付けることができる。

課室管理者ユーザIDの参照

課室管理者ユーザのIDの情報及びアクセス権限を参照することができる。

(4) 一般ユーザの管理

一般ユーザIDの参照

一般ユーザのIDの一覧を参照することができる。

アクセス権限の継承

合併等により廃止される利用機関の一般ユーザが有するアクセス権限を、合併後の利用機関の一般ユーザに継承させるための設定を行うことができる。

5 認証情報ダウンロード機能

利用機関は、認証システムに設定されている認証情報について、一定の方式に基づき、抽出し、ダウンロードすることができる。

調査員管理システム

調査員管理システムは、オンライン調査システムと連携して調査員の情報の管理を行う情報システムとして、次に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 調査員情報の管理機能
- (2) 調査員割当情報の管理機能
- (3) 叙勲・褒章等候補者情報の管理機能
- (4) 運用管理機能

1 調査員情報の管理機能

(1) 調査員情報の登録

利用機関は、調査員のＩＤ、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、収集の有無の通知方法、登録地域、同行者情報、調査員の種別、顔写真イメージの画像ファイルその他の基本情報並びに従事した統計調査名、従事回数、任命日及び解任日その他の調査従事実績、公職歴、受賞実績、研修実績、報酬実績、叙勲・褒章等候補者への推薦履歴の情報及びその他任意項目の情報を各課室等单位に登録し、管理することができる。なお、利用機関は、調査員を通じて行う統計調査をオンライン調査システムにより行う場合において同システムに処理の完了を登録することにより、調査員管理システムを用いて管理している調査員の情報に当該調査従事実績を調査実施時期単位に自動的に追加し登録することができる。

(2) 調査員情報の更新及び削除

利用機関の各課室等は、当該課室等が管理する調査員の情報を更新し、及び削除することができる。また、調査員の情報を更新する場合は、当該更新情報を「調査員割当情報の管理機能」及び「叙勲・褒章等候補者情報の管理機能」により登録した調査員の割当情報及び叙勲・褒章等候補者の情報の当該項目に複製し、反映させることができる。

(3) 調査員情報の一括登録・更新

利用機関の各課室等は、当該課室等が管理する複数の調査員の情報を一括して登録し、及び更新することができる。

(4) 調査員情報の検索

利用機関の各課室等は、当該課室等が管理する調査員の情報について、調査員のＩＤ、氏名、住所、登録地域、調査従事実績その他の条件を指定し、検索することができる。

(5) 調査員情報のダウンロード

利用機関の各課室等は、当該課室等が管理する調査員の情報をダウンロードすることができる。

2 調査員割当情報の管理機能

(1) 調査員割当項目の登録

調査実施機関は、調査員を通じて行う統計調査について、上記1の「調査員情報の管理機能」を用いて登録・管理している調査員情報の項目及び備考項目の中から、調査区への調査員の割当に関し経由機関に報告を求める項目（以下「調査員割当項目」という。）を選択し、オンライン調査システムに登録することができる。

(2) 割当依頼

調査実施機関は、経由機関に対し、オンライン調査システムで設定される調査区情報に担当する調査員を割り当て、調査員の氏名、担当調査区その他の調査員割当項目の情報（以下「調査員割当情報」という。）を報告するよう依頼することができる。なお、依頼する場合は、調査員管理システムにおいて経由機関に対し電子メールによりその旨を自動的に通知するものとする。

(3) 割当状況の参照

調査実施機関及び経由機関は、管轄区域内の経由機関における割当状況（割当、提出等）及び調査実施機関に対する調査員割当情報の提出期限を参照することができる。

(4) 調査員割当情報の登録

経由機関は、管轄区域内の調査区情報に調査員の種別に応じ調査員を割り当てることにより、調査員割当情報をオンライン調査システムに登録することができる。また、「調査員情報の管理機能」により経由機関の当該課室等において管理される調査員の情報又は他の課室等により管理される調査員の情報（認証システムにおいて参照権限が付与される場合に限る。）の中から、「調査員情報の検索」機能を用いて検索し選択することにより、該当する調査員に係る調査員割当情報をオンライン調査システムに自動的に入力し、登録することができる。なお、調査員の任命替え等により後任の調査員の調査員割当情報を登録する場合は、当該調査員割当情報に前任の調査員のID及び氏名を記録することができる。

(5) 調査員割当情報の更新

経由機関は、管轄区域内の調査区情報に割り当てる調査員及び当該調査員割当情報を更新することができる。また、調査員割当情報を更新する場合は、当該更

新情報を「調査員情報の管理機能」により登録・管理されている当該調査員の情報に即時に反映することができる。

(6) 承認情報の設定

経由機関は、管轄区域内の調査区情報に割り当てた調査員に係る調査員割当情報に対して承認情報を設定することができる。また、上位の経由機関又は調査実施機関への調査員割当情報の提出前においては、承認情報の設定を取り消すことができる。

(7) 調査員割当情報の一括登録・更新

経由機関は、管轄区域内の調査区情報に割り当てる複数の調査員に係る調査員割当情報を一括して登録し、及び更新することができる。

(8) 調査員割当情報の検索及び参照

調査実施機関及び経由機関は、管轄区域内の経由機関、調査区番号、更新日、割当状況(割当、承認、提出、任命等の状況)又は調査員の種別の条件を指定し、検索することにより、該当する調査区情報への調査員の割当状況及び当該調査員割当情報を参照することができる。

(9) 調査員割当情報のダウンロード

調査実施機関及び経由機関は、管轄区域内の経由機関を指定することにより、当該調査区情報に割り当てられた調査員に係る調査員割当情報をダウンロードすることができる。

(10) 調査員割当情報の提出

経由機関は、管轄区域内のすべての調査区情報への調査員の割当及び当該調査員割当情報の登録並びに当該調査員割当情報への承認情報及び任命情報の設定が完了した場合、上位の経由機関又は調査実施機関に対し、当該調査員割当情報を提出することができ、これにより上位の経由機関又は調査実施機関による当該調査員割当情報の参照を可能とすることができる。なお、提出する場合は、調査員管理システムにおいて、関連する経由機関又は調査実施機関に対し電子メールによりその旨を自動的に通知するものとする。

(11) 任命情報の設定

調査員の任命権限を有する経由機関又は調査実施機関は、提出された調査員割当情報に対して任命情報を設定することができる。また、調査実施機関への調査員割当情報の提出前においては、任命情報の設定を取り消すことができる。

(12) 調査員証印刷用ファイルのダウンロード

経由機関は、管轄区域内の調査員の調査員証の印刷に用いるファイルをダウンロードすることができる。なお、ダウンロードに当たっては、印刷レイアウトを選択し、調査員証に印刷する任命権者名等を指定することができる。

(13) 宛名ラベル印刷用ファイルのダウンロード

経由機関は、管轄区域内の調査員の宛名ラベルの印刷に用いるファイルをダウンロードすることができる。

(14) 割当処理の完了

調査実施機関は、調査員割当情報の登録、提出その他の調査員割当処理を完了することができる。なお、調査実施機関及び経由機関においてオンライン調査システムに処理の完了を登録する場合は、オンライン調査システムとの連携により、当該調査員割当処理を自動的に完了するものとする。

3 叙勲・褒章等候補者情報の管理機能

(1) 叙勲・褒章等候補者情報項目の登録

統計調査に従事した叙勲・褒章等候補者の推薦を依頼する利用機関（以下「推薦依頼機関」という。）は、「調査員情報の管理機能」により登録・管理されている調査員情報の項目の中から、叙勲・褒章等候補者の推薦を担当する利用機関（以下「推薦担当機関」という。）に対し報告を求める項目を選択し、登録することができる。

(2) 推薦担当機関情報の登録

推薦依頼機関は、認証システムに設定されている利用機関の情報のうち調査員の情報を管理する課室等の一覧をダウンロードし、その一覧から叙勲・褒章等候補者の推薦を担当する課室等を選択することにより、推薦担当機関の情報を登録することができ、また、登録した推薦担当機関の情報を出力することができる。

(3) 推薦依頼

推薦依頼機関は、推薦担当機関に対し叙勲・褒章等候補者の推薦を依頼することができる。なお、依頼する場合は、調査員管理システムにおいて推薦担当機関に対し電子メールによりその旨を自動的に通知するものとする。

(4) 推薦状況の参照

推薦依頼機関及び推薦担当機関は、管轄区域内の推薦担当機関における推薦状況（推薦、提出等）及び推薦依頼機関に対する報告の提出期限を参照することができる。

(5) 叙勲・褒章等候補者情報の登録

推薦担当機関は、統計調査に従事した叙勲・褒章等候補者として推薦する調査員の情報を登録することができる。また、「調査員情報の管理機能」の「調査員情報の検索」機能を用いて当該課室等において管理する調査員の情報を検索し選択することにより、該当する調査員の情報を推薦する叙勲・褒章等候補者の情報として自動的に入力し、登録することができる。

(6) 叙勲・褒章等候補者情報の更新・削除

推薦担当機関は、登録した叙勲・褒章等候補者の情報を更新し、及び削除することができる。また、更新する場合は、当該更新情報を「調査員情報の管理機能」により登録・管理されている当該調査員の情報に即時に反映することができる。

(7) 叙勲・褒章等候補者情報の一括登録・更新

推薦担当機関は、叙勲・褒章等候補者として推薦する複数の調査員の情報を一括して登録し、及び更新することができる。

(8) 叙勲・褒章等候補者情報の検索及び参照

推薦依頼機関及び推薦担当機関は、管轄区域内の推薦担当機関を指定することにより、当該叙勲・褒章等候補者の情報を検索し、参照することができる。

(9) 叙勲・褒章等候補者情報のダウンロード

推薦依頼機関及び推薦担当機関は、管轄区域内の推薦担当機関を指定することにより、当該叙勲・褒章等候補者の情報をダウンロードすることができる。

(10) 叙勲・褒章等候補者情報の提出

推薦担当機関は、叙勲・褒章等候補者の情報を登録することにより、上位の推薦担当機関又は推薦依頼機関に対し、推薦する叙勲・褒章等候補者の情報を提出することができる。なお、提出する場合は、調査員管理システムにおいて、上位の推薦担当機関又は推薦依頼機関に対し電子メールによりその旨を自動的に通知するとともに、「調査員情報の管理機能」により登録・管理されている当該調査員の情報に対し叙勲・褒章等候補者への推薦履歴を自動的に追加し登録するものとする。

(11) 提出状況の参照

推薦依頼機関及び推薦担当機関は、管轄区域内の推薦担当機関における叙勲・褒章等候補者の情報の提出状況を参照することができる。また、推薦依頼機関は、当該推薦担当機関の提出を取り消すことができる。なお、取り消す場合は、調査

員管理システムにおいて、当該推薦担当機関に対し電子メールによりその旨を自動的に通知するものとする。

(12) 推薦処理の完了

推薦依頼機関は、叙勲・褒章等候補者の推薦の処理を完了することができる。

4 運用管理機関機能

運用管理機関は、叙勲・褒章等候補者の推薦を行う事務の名称、推薦依頼機関名その他叙勲・褒章等候補者情報の管理機能の提供に必要な情報を登録し、更新し、及び削除することができる。

利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）

利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）は、霞が関WAN及びL GWANを通じて各府省共同利用型システムの各システムを利用するユーザに対する総合的な窓口として、次に掲げる機能を備える。

- (1) ポータル機能
- (2) 掲示板機能

1 ポータル機能

利用機関及び運用管理機関のユーザが、各府省共同利用型システムで業務処理を行うために、最初にアクセスするポータルサイトとして、各府省共同利用型システムを構成する個別システムへのリンク、掲示板へのリンク、運用管理機関からの一斉通知及びログイン機能を配した画面を提供する。

(1) 一斉通知機能

利用機関のユーザに対し、運用管理機関からの通知事項を表示する。通知事項は、ポータルの初期画面上に一覧表示され、個々の通知内容を選択することにより詳細表示を行う。ポータル画面上には一定件数のみを表示し、過去の分については別途表示画面を用意して表示する。

運用管理機関において、通知事項及びその公開日時の設定を事前に登録することができ、また、ポータル画面上に一度に表示させる通知事項の件数の設定を行うことができる。

(2) シングルサインオン機能

上記 の認証システムと連携し、一回のログインにより、当該ユーザにアクセス権を付与されたすべての各府省共同利用型システムのアクセスを可能とするシングルサインオン機能を備える。

ログインの方法については、次に掲げる3つとし（認証の仕組みの詳細については、上記 の認証システムを参照）、ポータル画面上の各府省共同利用型システムの一覧から直接、システムを選択した場合は、別途表示するログインダイアログからこれらの3つのログイン方法でログインし、当該システムに遷移するものとする。なお、職員等利用者認証基盤との連携については、現在、総務省行政管理局において検討中であるため、実装の時期及び方法の詳細は、別途検討するものとする。

ポータル画面上でログインID、パスワード及び電子証明書を入力し、ログインする方法

別途表示する職員等利用者認証基盤のログインダイアログに、ユーザID、パスワード及び電子証明書を入力し、ログインする方法

別途表示するワンタイムパスワードログイン機能ダイアログに、ユーザID、ワンタイムパスワードを入力し、ログインする方法

(3) コンテンツのカスタム表示機能

利用機関において、上記(2)の から までの方法によりログインした場合、認証システムで認証した当該ユーザのアクセス権に合わせて、ポータル画面上に当該ユーザの利用可能なシステム名のリスト、統計調査名のリストを表示する。

2 掲示板機能

利用機関相互（主として調査実施機関と経由機関で構成する調査系統間）の情報交換及び情報共有、主として調査系統間での情報交換のために、次に掲げる掲示板機能を提供する。掲示板は、政府統計コード単位に一つ作成し、下位に、カテゴリ、トピック及びコメントの階層を有するものとし、次に掲げる機能を備える。

なお、掲示板へのアクセス方法は、次の3とおりとする。

- ・ ポータル画面で表示される政府統計一覧から該当する統計又は統計調査を選択する方法
- ・ ポータル画面で表示される各府省共同利用型システム一覧から掲示板を選択する方法
- ・ オンライン調査システムのメニューから掲示板を選択する方法

(1) 掲示板管理機能

カテゴリ、トピック、コメント（コメント及びレスポンス）の削除機能を提供する。削除機能は個別削除と一括削除の2種類を提供する。また、削除の際には、テキストファイルとしてアーカイブ作成を選択することを可能とする。

(2) 掲示板表示機能

新着コメント表示機能

ユーザのアクセス権限に応じて、一定期間内に新規登録されたコメントを画面上部にて一覧で表示する。

カテゴリ別トピック一覧表示機能

ユーザのアクセス権限に応じて、選択された統計又は統計調査で利用可能なカテゴリのリスト表示を行う。リストを展開することにより、各カテゴリに属するトピックのリストを表示し、各トピックに属するコメントの数と当該トピックに対するユーザのアクセス権限を表示する。統計又は統計調査を変更を可能とし、変更した場合は、カテゴリ以下のリスト表示もそれに合わせて変更する。

トピック別コメント一覧表示機能

上記 のカテゴリ別トピック一覧においてトピックを選択することにより、

当該トピックに属するコメントのリスト表示を行う。コメントのリスト表示はツリー構造とし、新規発言と既存コメントに対する回答機能を提供とする。

(3) フリーワード検索機能

掲示板のトピック、コメントを、題名又は本文内の任意の文字列にて検索し、一覧表示する。一覧より選択することでコメントの詳細を表示する。

(4) カテゴリ管理機能

カテゴリ登録機能

利用機関（調査実施機関）が、担当する政府統計単位の掲示板においてカテゴリ設定を行う機能を提供する。カテゴリは原則として「調査票グループ」の単位で作成するが、調査実施機関が任意に追加することも可能とする。

叙勲・褒章のカテゴリを作成する場合は、政府統計を選択する代わりに叙勲・褒章を選択するものとし、カテゴリは、調査員管理システムの推薦事務コード単位又は任意で作成する。

トピック作成権限付与機能

調査実施機関において、作成したカテゴリに対するトピック作成権限を経由機関その他の利用機関ごとに設定することができる。カテゴリが「調査票グループ」の単位である場合、対象となる経由機関を政府統計コード、調査票グループコードをキーとしてオンラインシステムの経由機関マスタから取得する。カテゴリが「調査票グループ」単位以外である場合には、調査実施機関が任意に設定する。

調査実施機関は、経由機関その他の利用機関ごとに、当該カテゴリ内におけるトピック作成権限として「あり」、「なし」のいずれか設定する。なお、特定の階層レベルに属する機関への一括設定及び特定の調査系統に属する機関への一括設定を行うことができる。

叙勲・褒章のカテゴリを作成した場合は、調査員管理システムの叙勲・褒章候補者推薦担当機関マスタから対象となる叙勲・褒章推薦担当機関のコードを取得する。

(5) トピック管理機能

調査実施機関によってトピック作成権限を与えられた利用機関は、当該カテゴリ内においてトピックを作成することができる。トピックの作成に当たっては、利用機関は、トピック名の登録並びに次の に掲げるコメント権限の設定を行うことができ、コメント権限が設定された利用機関は、次の に掲げるコメント権限の付与を行うことができる。なお、トピックの編集及び削除は、トピックを作成した利用機関のみが行えるものとする。

コメント権限設定機能

トピックを作成した利用機関において、当該トピック内のコメントに対するレスポンスの可否を設定するとともに、当該トピックに対する経由機関その他の利用機関ごとに、トピック内のコメントに対する権限（権限なし、参照、編集）を設定することができる。なお、特定の階層レベルに属する機関への一括設定及び特定の調査系統に属する期間への一括設定を行うことができる。

コメント権限付与機能

参照又は編集の権限を付与された利用機関において、ユーザ単位でのアクセス権限を設定することができる。経由機関その他の利用機関が参照権限を与えられている場合、ユーザ単位での権限は「権限なし」及び「参照」とする。また、経由機関その他の利用機関が編集権限を与えられている場合においては、ユーザ単位での権限は「権限なし」、「参照」及び「編集」とする。

(6) コメント作成機能

コメント登録機能

ユーザは、編集権限を持つトピック内において、コメントの登録を行うことができる。また、一つ又は複数のファイル添付を可能とする。

レスポンス登録機能

ユーザは、編集権限を持つトピック内において、トピック内のコメントがレスポンスを行えるものについて、当該コメントに対して回答となるコメント（レスポンス）の登録を行うことができる。また、一つ又は複数のファイル添付を可能とする。

その他

上記 から までに掲げる各システムに共通する機能として、それぞれ次に掲げる機能を備えるものとする。

1 ヘルプシステム

一般利用者及び利用機関における各システムの操作を支援するヘルプ機能をそれぞれ備えるものとし、各ヘルプは、動画、音声等を活用してアニメーション形式のデモ、チュートリアルを挿入しつつ、次に掲げる機能を満たすものとする。

機能	内容
ヘルプトピック	各システムの機能等を項目別に説明する。
目次 / 索引	一般利用者及び利用機関のユーザを素早く必要な情報へ導くため、目次、索引によるナビゲーションを行う。
状況依存ヘルプ	ユーザによる問題の自己解決を促進するため、ヘルプシステムとアプリケーションと連動させ、特定の操作に対して最も適したヘルプコンテンツを連動させる。

なお、各システムにおける一般利用者及び利用機関向けの機能は、次に掲げる範囲とする。

(1) 一般利用者ヘルプ

標準地域コード管理システム
調査項目標準化データベース
オンライン調査システム
統計地理情報システム
統計情報データベース
地域統計分析システム
標準統計分類データベース
政府統計の総合窓口 (e - S t a t)

(2) 利用機関ヘルプ

事業所・企業データベース
オンライン調査システム

統計表管理システム
統計情報データベース
認証システム
調査員管理システム
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）

2 設定情報検証ツール

運用管理機関において、ツールにより、各種設定情報等のデータに不整合が生じないよう十分な検証を行うことができる機能を備える。

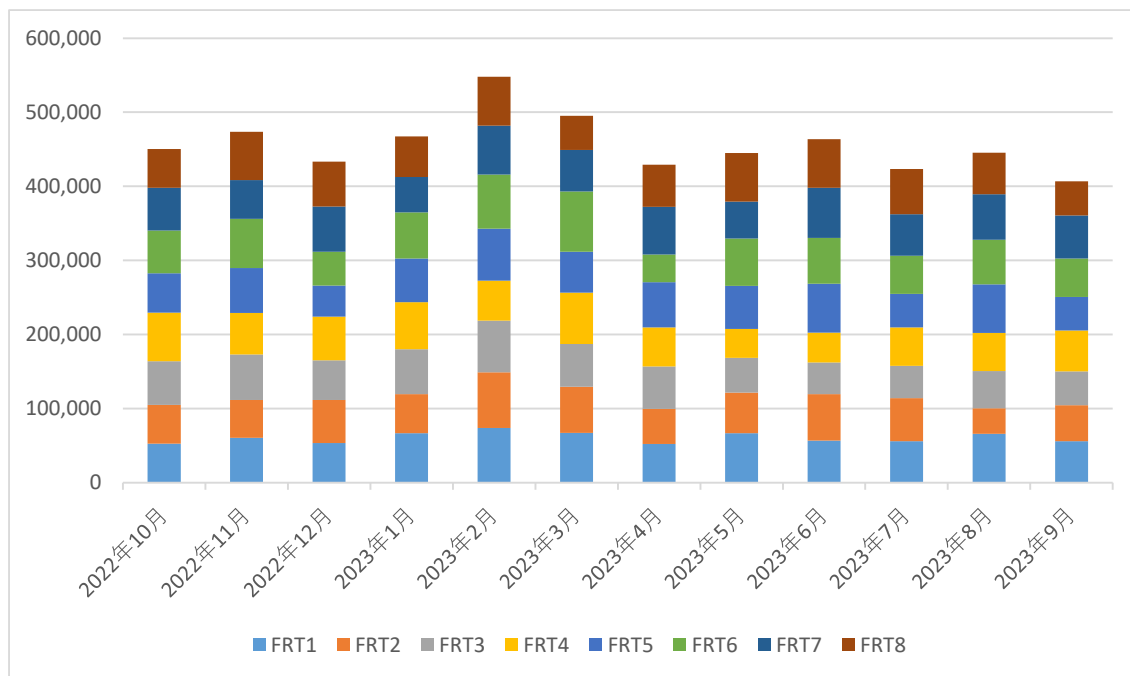
外部接続を利用する統計調査

外部接続機能により民間委託事業者が STATS を利用する統計調査については以下のとおり。

統計調査名	調査周期	利用期間※
生産動態統計調査	毎月	令和 8 年 5 月～令和 11 年 10 月
商業動態統計調査	毎月	令和 8 年 5 月～令和 11 年 10 月
企業活動基本調査	毎年	令和 8 年 5 月～令和 11 年 10 月
経済構造実態調査(製造業事業所調査)	毎年(経済センサス-活動調査実施年を除く)	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月
海外事業活動基本調査	毎年	令和 8 年 5 月～令和 11 年 10 月
海外現地法人四半期調査	毎四半期	令和 8 年 5 月～令和 11 年 10 月

※契約期間の関係で利用期間中に民間委託事業者が変更となる可能性がある。

STATS 統計フロントサーバアクセス数(2022 年 10 月～2023 年 9 月)



年月	FRT1	FRT2	FRT3	FRT4	FRT5	FRT6	FRT7	FRT8
22 年 10 月	52,699	52,128	59,032	65,594	53,178	57,736	57,862	52,242
22 年 11 月	60,362	51,205	61,491	55,787	60,825	66,477	52,082	65,324
22 年 12 月	53,487	58,080	53,598	59,066	41,861	45,640	60,817	60,667
23 年 1 月	66,520	53,023	60,548	63,401	59,182	62,022	47,841	54,738
23 年 2 月	73,668	75,077	69,818	54,143	69,928	73,227	65,951	66,016
23 年 3 月	66,893	62,531	57,514	69,600	55,214	81,413	56,094	46,061
23 年 4 月	51,952	47,333	57,624	52,453	61,159	37,305	64,353	56,946
23 年 5 月	66,595	54,803	47,109	39,118	57,939	64,080	49,666	65,502
23 年 6 月	56,514	62,882	42,687	40,472	65,947	61,992	67,681	65,520
23 年 7 月	55,668	58,148	43,816	51,715	45,518	51,437	55,950	61,249
23 年 8 月	65,730	34,623	50,220	51,582	65,361	60,506	61,176	56,006
23 年 9 月	55,830	48,804	45,589	55,076	45,405	51,772	58,136	46,031

次期経済産業省調査統計システム

要件定義書 別添5

情報と区分

1. 本業務で取り扱う情報資産の評価基準は下表のとおりである。

格付区分	判断基準
機密性	
機密性3情報	・行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書としての取扱いを要する情報
機密性2情報	・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であつて、「機密性3情報」以外の情報
機密性1情報	・情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報
完全性	
完全性2情報	・業務で取り扱う情報（電磁的記録に限る。）のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報
完全性1情報	・完全性2情報以外の情報（電磁的記録に限る。）
可用性	
可用性2情報	・業務で取り扱う情報（電磁的記録に限る。）のうち、滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報
可用性1情報	・可用性2情報以外の情報（電磁的記録に限る。）

2. データが格納されるハードウェアごとにおける情報資産のセキュリティ区分は下表のとおりである。

情報	企業情報の有無	情報の機密性、完全性、可用性		
		機密性区分	完全性区分	可用性区分
統計DBサーバ	○（※1）	機密性2	完全性2	可用性2
統計フロントサーバ	×	機密性2	完全性2	可用性2
データ管理サーバ	○	機密性2	完全性2	可用性2
運用管理サーバ	×	機密性2	完全性2	可用性2

※1：検証環境構築のため外部ディスクに保存して持ち出す場合は、マスキングした上で保存することとするため×となる。

3. STATSアプリケーションの処理体系ごとにおける情報資産のセキュリティ区分は下表のとおりである。

STATSアプリケーション 機能	企業情報の有無	情報の機密性、完全性、可用性		
		機密性区分	完全性区分	可用性区分
共通マスタ管理	○	機密性2	完全性2	可用性2
調査計画作成支援	○	機密性2	完全性2	可用性2
統計調査（一次統計）	○	機密性2	完全性2	可用性2
統計調査（二次統計）	○	機密性2	完全性2	可用性2
公表・提供	○	機密性2	完全性2	可用性2
システム管理	○	機密性2	完全性2	可用性2

4. 本業務における情報セキュリティについて

本業務で取り扱う情報は機密性2情報であることから、STATSに関するデータを取り扱う際は十分留意して作業すること。

次期経済産業省調査統計システム

要件定義書 別添6

各主体の役割分担

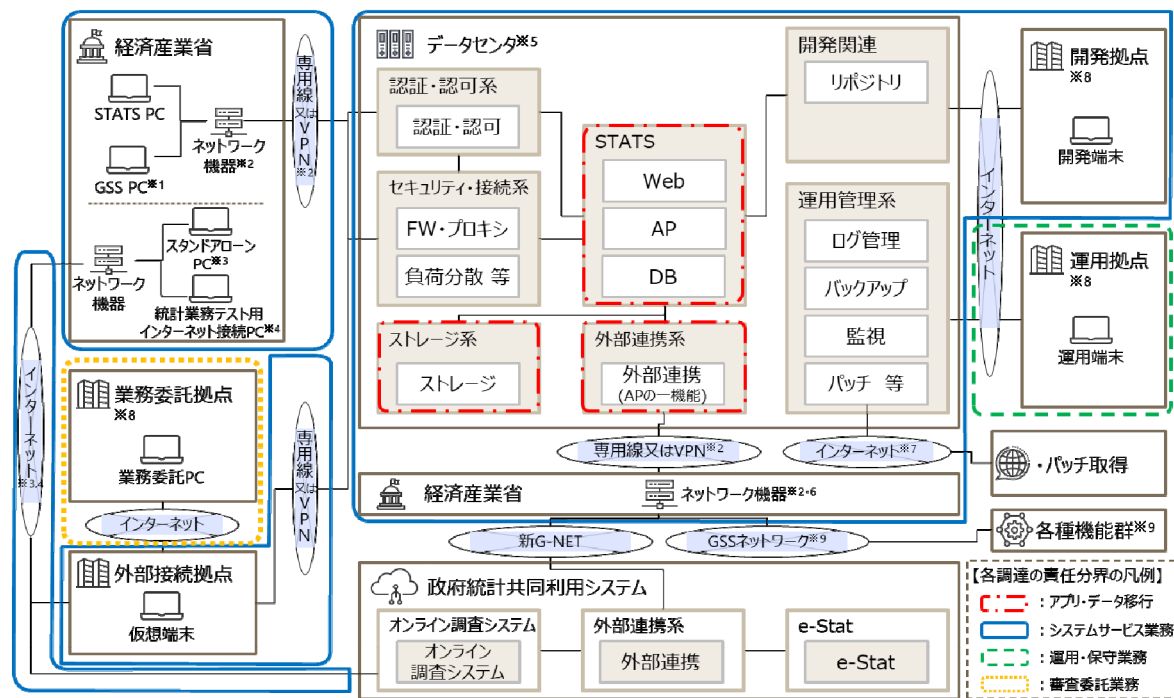
<役割分担の凡例>

「○」：作業の主体 「△」：情報提供、テスト時支援、確認等の実施 「▲」：問い合わせ対応の実施 「-」：作業なし

No	作業概要		作業項目	統計情報 システム室 (対象システム 担当府省)	次期STATS関連業者				現行STATS 関連業者	METI-LAN、GSS 担当府省
	大項目	中項目			アプリ・データ 移行業務の請負者	システムサービス 業務の請負者	運用管理支援 業務の請負者	審査委託業務 の請負者	システムサービス業 務、運用管理支援 業務の請負者	
1	準備作業	調達に係る作業	・別途調達を行う次期STATSのアプリ・データ移行業務の調達に係る業務を行う。	○	-	-	-	-	△	-
2			・次期STATSのシステムサービス業務の調達に係る業務を行う。	○	△	-	-	-	△	-
3			・別途調達を行う次期STATSの運用管理支援業務の調達に係る業務を行う。	○	△	△	-	-	△	-
4	計画策定	計画策定	・作業内容、スケジュール、作業場所、役割分担を含めた実施体制を検討し、計画書を作成する。	△	○	○	○	○	▲	▲
5	次期STATSの構築 作業	要件定義	・次期STATSの要件を確認し、疑義等を確認する。	△	○	○	-	-	▲	▲
6		基本設計（業務アプリケーション）	・基本設計（業務アプリケーション）を行う。	△	○	-	-	-	▲	-
7		基本設計（システム方式）	・基本設計（システム方式）を行う。	△	-	○	-	-	▲	▲
8		政府統計共同利用システム担当との調整	・政府統計共同利用システム担当との調整との仕様調整・設計のすり合わせを行う。	○ ※調整業務	○	○	-	-	▲	▲
9		詳細設計（業務アプリケーション）	・詳細設計（業務アプリケーション）を行う。	△	○	-	-	-	▲	-
10		詳細設計（システム方式）	・詳細設計（システム方式）を行う。	△	-	○	-	-	▲	▲
11		関係者への事前説明・調整	・機器導入に関連し、統計情報システム室、関係事業者に対する事前説明、事前の調整を実施する。	○ ※調整業務	-	○	-	-	▲	▲
12		現地調査・設計	・機器を導入する拠点に対する現地調査を実施し、現地調査報告書を作成の上、施工図面を作成する。	○ ※調整業務	-	○	-	-	▲	-
13		機器導入・設置作業	・（必要に応じて）電源・空調等の工事、機器の搬入・設置を行う。	○ ※調整業務	-	○	-	-	▲	-
14		機器のセットアップ・ネットワーク設定	・機器へのソフトウェアのインストール、各種設定、ネットワーク設定等の必要な作業を実施する。 ・設置したハードウェア、ソフトウェア、ネットワークの動作確認テストを実施する。	△	-	○	-	○	▲	▲
15		環境設計・構築	・検証環境の設定、設定に係る動作確認テストを行う。	-	-	○	-	-	-	-
16			・本番環境の設定、設定に係る動作確認テストを行う。	-	-	○	-	-	-	-
17		仮想端末環境設計・構築・セットアップ・ネットワーク設定	・審査業務委託業者が利用する仮想端末の環境構築を行う。 ・仮想端末へのソフトウェアのインストール、各種設定、ネットワーク設定等の必要な作業を実施する	△	-	○	-	-	▲	-
18		結合テスト（システム方式）	・システム方式に係る結合テスト、関係するシステムとの疎通テスト等を行う。	△	△	○	-	-	▲	▲
19		移行設計	・データ移行の方法、環境、ツール、段取り等を記載した「移行計画書」を作成し、関連組織に対し必要な調整を行う。	○ ※調整業務	○	○	-	-	▲	-
20		環境設定	・次期STATS検証環境及び本番環境上に、ジョブ設定、STATSアプリケーション配置、デプロイ及びデータ移行のための環境設定を行う。	△	○	△	-	-	▲	-
21		修正・動作確認テスト	・アプリ・データ移行業者内に動作確認環境を作成の上、修正・動作確認テスト及び必要に応じてアプリケーションの修正を行う。	△	○	△	-	-	▲	-
22		突合テスト（業務アプリケーション）	・システムサービス業者が構築する次期STATS検証環境にて、移行対象データが正常に移行されたことの確認を目的に、サンプリングによって抽出されたデータを用いた突合確認を行う。	△	○	△	-	-	▲	▲
23		接続テスト	・総務省が所管する政府統計共同利用システムとの接続テストを行う。	○ ※調整業務	△	○	-	-	▲	▲
24		総合テスト（業務アプリケーション）	・次期STATS検証環境及び本番環境にて、修正・動作確認テストにて修正したSTATSアプリケーションを含む全てのSTATSアプリケーションが正常に稼働することの機能確認を行う。 ・次期STATSが現行STATSより性能で劣らないことの確認を行う。	△	○	△	-	-	▲	▲
25		総合テスト（システム方式）	・業務テスト、信頼性、性能・拡張性、セキュリティ、運用監視、関係するシステムとの連携テスト等、本番運用を想定したテストを行う。	△	△	○	-	-	▲	▲
26		データ移行ツールの開発	・データ移行ツールの開発や各種必要な環境設定等を行う。	△	○	○	-	-	▲	-
27		データ移行ツール総合テスト	・データ移行ツールの総合テストを行う。	△	○	○	-	-	▲	-
28		移行リハーサル	・移行計画書に基づき、次期基盤への移行リハーサルを実施する。	△	○	○	-	-	△	-
29			・移行リハーサル終了後、結果の検証を行う。	△	○	○	-	-	△	-
30		教育・研修	・システム利用者に対して、業務アプリケーション及びその他システムの操作方法についての教育を実施する。	△	-	○	-	-	▲	-
31		各種操作マニュアル・手順書の作製	・利用者マニュアルを作成する。	△	-	○	-	-	▲	-
32			・システムの運用・保守手順書を作成する。	△	-	○	-	-	▲	-
33		移行（本番）	・本番稼働時の基盤設定、一部データ移行等を実施する。 ・必要に応じて、アプリ・データ移行事業者が実施する移行作業の支援を実施する。	△	-	○	-	-	▲	-
34			・移行計画書に基づき、移行（本番）作業を実施する。	△	○	△	-	-	△	-
35		受入テスト	・業務アプリケーションの受入テストを行う。	○	△	△	-	-	▲	▲
36		試行運用	・本番環境で試行運用を実施する。	△	○	△	-	-	▲	▲
37		移行後作業	・移行完了後、一時的に保存したデータ等がある場合は、当該データを削除する。	-	○	○	-	-	○	-
38		検収	必要な納入物一式を準備の上納入する。	-	○	○	-	-	-	-
39	業務アプリケーションの運用	運用計画の策定	・運用の実施計画を策定し、運用・保守設計書を作成する。	△	-	○ ※運用設計時	○ ※運用開始時	-	▲	-
40		運用のための引継ぎ	・システムサービス業者が、運用管理支援業者へ教育及び資料提供を行う。	○ ※調整業務	-	○	△	-	-	-

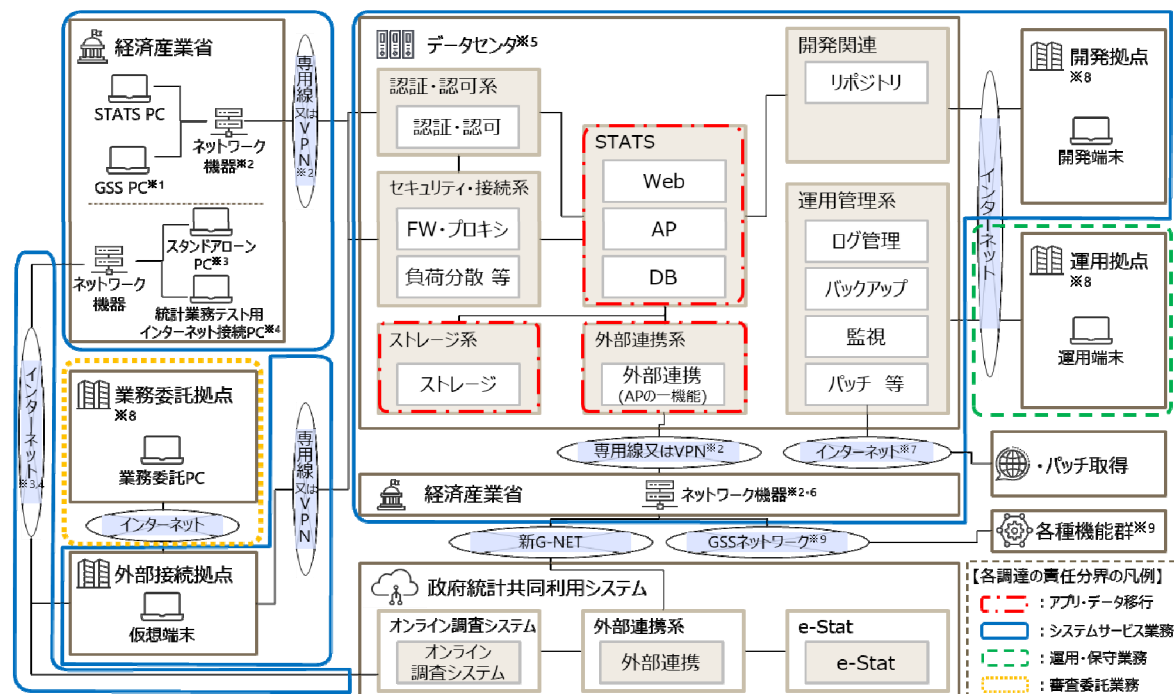
No	作業概要		作業項目	統計情報 システム室 (対象システム 担当府省)	次期STATS関連業者				現行STATS 関連業者	METI-LAN、GSS 担当府省
	大項目	中項目			アプリ・データ 移行業務の請負者	システムサービス 業務の請負者	運用管理支援 業務の請負者	審査委託業務 の請負者	システムサービス業 務、運用管理支援 業務の請負者	
41	ヘルプデスク	運用環境（開発環境）の構築	・システム運用に必要なとなる仕器のうち、受注者が準備すべき仕器の調達・設置を行う。	-	-	○	△	-	-	-
42		システム運用	・本番環境及び試験環境の運用業務を遂行する。	-	-	-	○	-	-	-
43		サービスレベル管理	・サービス合意書（SLA）に基づき、運用業務のサービスレベルについて管理、統計情報システム室に報告する。	△	-	-	○	-	-	-
44		運用会議の開催	・業務アプリケーション運用会議を開催し、統計情報システム室へ業務報告を実施する。	△	-	-	○	-	-	-
45		運用計画の策定	・ヘルプデスク業務の実施計画、導入計画を作成する。 ・上記内容をコールセンター運用設計書としてまとめる。	△	-	○ ※移行設計時	○ ※運用開始時	-	▲	-
46		運用のための引継ぎ業務	・システムサービス業者からヘルプデスク運用業務について説明、ドキュメントの提供する。	○ ※調整業務	-	○	△	-	-	-
47		作業環境の整備	・ヘルプデスク業務に必要な、PC、電話、業務ソフト、回線引込み等を行う。	-	-	-	○	-	-	-
48		サービスレベル管理	・ヘルプデスク運用に関するSLAを管理し、統計情報システム室にサービスレベルの報告を行う。	-	-	-	○	-	-	-
49		ヘルプデスク業務運用	・受付・回答、エスカレーション、FAQ作成等のヘルプデスク業務を行う。	-	-	-	○	-	-	-
50		利用者満足度調査	・システム利用者に対する満足度調査を実施し、統計情報システム室に結果を報告する。	△	-	-	○	-	-	-
51		ヘルプデスク運用会議	・ヘルプデスク運用会議を開催し、統計情報システム室に業務の運用報告を行う。	△	-	-	○	-	-	-
52	業務アプリケーションの保守	保守業務管理	・保守作業計画書を作成し、保守管理及び会議体運営を行う。	△	-	-	○	-	-	-
53		維持管理保守	・（瑕疵担保期間後の）アプリケーションソフトウェアの問題と判定された不具合の緊急対応及び恒久対応（アプリケーションプログラムの作成・修正）	-	-	-	○	-	-	-
54		サービスレベル管理	・サービスレベル管理指標に関する実績測定、SLA未達成時の作業計画見直し等を実施する。	△	-	-	○	-	-	-
55		変更保守	・運用開始後に発生した軽微なアプリケーションプログラムの改修・機能追加を行う。	-	-	-	○	-	-	-
56		アプリケーションプログラムの資源管理	・アプリケーションプログラムを中心とした保守対象システムの資源管理を実施する。	-	-	-	○	-	-	-
57		Q&A対応	・統計情報システム室等からの問い合わせに対する技術支援（Q&A対応）を実施する。	-	-	-	○	-	-	-
58		セキュリティ監査対応	・保守対象のシステム（プログラム）のセキュリティ監査に関する作業を支援する。	○ ※調整業務	-	-	○	-	-	-
59		ハードウェア変更対応	・アプリケーション保守対象のプログラムが稼働しているハードウェアの増設や変更に際して、アプリケーション等の環境情報（環境設定）の変更を行う。	-	-	△	○	-	-	-
60		保守会議の開催	・業務アプリケーション保守会議を開催し、統計情報システム室へ業務報告を実施する。	△	-	-	○	-	-	-
61	ハードウェア保守	保守業務管理	・ハードウェア保守計画書（保守作業計画、平常時・緊急時の連絡先を記した体制表などを含む）を策定する。	△	-	○	-	-	-	-
62		サービスレベル管理	・ハードウェア保守に伴うサービスレベルの管理を行う。	△	-	○	-	-	-	-
63		定期保守・定期点検	・保守要領等に基づき、定期点検を実施し、消耗部品などの交換や機器調整等を実施する。	-	-	○	-	-	-	-
64		障害対応	・ハードウェア障害復旧のための現地対応（オンサイトサポート）を行う。	-	-	○	-	-	-	-
65		バージョンアップの支援	・ファームウェア等のリリース情報を統計情報システム室に提供する。 ・統計情報システム室と協議の上、ファームウェア等のバージョンアップを行う。	-	-	○	-	-	-	-
66		技術支援	・保守対象ハードウェアに関する技術的な問い合わせへの対応を実施する。	-	-	○	-	-	-	-
67		保守会議の開催	・ハードウェア保守会議を開催し、統計情報システム室へ業務報告を実施する。	△	-	○	-	-	-	-
68	ソフトウェア保守	ソフトウェア保守計画の策定	・ソフトウェア保守計画（各製品の保守サービス詳細、平常時・緊急時の体制等）を策定する。	△	-	○	-	-	▲	-
69		修正（パッチ）ファイル、バージョンアッププログラムの提供	・保守対象ソフトウェアの修正（パッチ）ファイル、バージョンアッププログラムの提供、及び同プログラム等のリリース情報やサポート終了情報を提供する。	-	△	○	-	-	-	-
70		技術支援	・保守対象ソフトウェアに関する技術的な問い合わせへの対応を実施する。	-	-	○	-	-	-	-
71		保守会議の開催	・ソフトウェア保守会議を開催し、統計情報システム室へ業務報告を実施する。	△	-	○	-	-	-	-
72	ネットワーク運用・保守	運用・保守計画の策定	・ネットワークの運用保守の体制構築、運用設計、ドキュメントを作成する。	△	-	○ ※経産省に設置する機器・DaaSに関するもの（以下、本大項目内で同様）	-	○ ※請負者拠点とDaaS間の接続に係るもの（以下、本大項目内で同様）	-	▲
73		運用管理・保守	・通信サービスの提供を継続的に行うために必要な、運用管理、保守を行う。	-	-	○	-	○	-	▲
74		ネットワーク設定変更作業	・METI-LAN・関連システムの更改・改修等に伴い、必要なネットワーク設定作業を実施する。	-	-	○	-	-	-	▲
75		運用・保守会議の開催	・通信サービス運用・保守会議を開催し、統計情報システム室へ業務報告を実施する。	△	-	○	-	○	-	▲
76	稼働終了時対応	現行STATSの機器撤去作業【別調達による契約】	・現行STATSの稼働終了後、端末やネットワーク機器等の撤去等の作業を行う。	-	-	-	-	-	○	-
77		次期STATSの機器撤去作業【別調達による契約】	・次期STATSの稼働終了後、端末やネットワーク機器等の撤去等の作業を行う。	-	-	○ ※経産省に設置する機器・DaaSに関するもの	-	-	-	-
78	次々期システム関連業者への支援対応		・次々期システム関連業者に対し、データ移行、各種問合せ対応、業務引継ぎ等を実施する。	○ ※調整業務	-	○ ※経産省に設置する機器・DaaSに関するもの	○ ※アプリケーションに関するもの	-	-	-

■GSSネットワーク移行前



- ※1：GSS PCは本省支給の端末であるため、システムサービス業務の責任範囲外。GSS PCをSTATSに接続可能とするために必要なネットワーク機器の設定等は責任範囲。
- ※2：同一のものを想定。
- ※3：担当職員が仮想端末環境の動作検証を行うために設置する想定。
- ※4：政府統計オンライン調査の電子調査票のテストで用いるために設置する想定。
- ※5：各コンポーネントの接続は、主要なもののみ記載。また、一部サーバは省内設置。
- ※6：一部ネットワーク機器はGSS又は経済産業省の責任範囲。新G-Netへの接続に当たっては、関連主体と調整の上、適切に設定作業を行うこと。
- ※7：現行STATSではMETI-LANを介してパッチ取得を行っているが、GSSネットワークへの移行に伴い、個別システム側で回線及びパッチ取得機能を実装する想定。なお、現時点ではデータセンタからインターネット回線に接続することを想定しているが、GSSネットワーク移行の検討状況に応じ、経済産業省から接続する可能性もある。
- ※8：STATSへの接続にあたり、必要なネットワーク機器、セキュリティ対策等を導入すること。
- ※9：デジタル庁が提供する時間同期機能を利用するために、GSSネットワークに接続する想定。

■GSSネットワーク移行後



- ※1：GSS PCは本省支給の端末であるため、システムサービス業務の責任範囲外。GSS PCをSTATSに接続可能とするために必要なネットワーク機器の設定等は責任範囲。
- ※2：同一のものを想定。
- ※3：担当職員が仮想端末環境の動作検証を行うために設置する想定。
- ※4：政府統計オンライン調査の電子調査票のテストで用いるために設置する想定。
- ※5：各コンポーネントの接続は、主要なもののみ記載。また、一部サーバは省内設置。
- ※6：一部ネットワーク機器はGSS又は経済産業省の責任範囲。新G-Netへの接続に当たっては、関連主体と調整の上、適切に設定作業を行うこと。
- ※7：現行STATSではMETI-LANを介してパッチ取得を行っているが、GSSネットワークへの移行に伴い、個別システム側で回線及びパッチ取得機能を実装する想定。なお、現時点ではデータセンタからインターネット回線に接続することを想定しているが、GSSネットワーク移行の検討状況に応じ、経済産業省から接続する可能性もある。
- ※8：STATSへの接続にあたり、必要なネットワーク機器、セキュリティ対策等を導入すること。
- ※9：デジタル庁が提供する時間同期機能を利用するために、GSSネットワークに接続する想定。

次期経済産業省調査統計システム

要件定義書 別添7

現行・次期STATSにおける各サーバのリソース

No.	サーバ名	現行STATSにおけるリソース情報				次期STATSにおけるリソース情報			
		仮想／ 物理	サーバ数	CPU (コア数)	メモリ (GB)	仮想／ 物理	サーバ数	CPU (コア数)	メモリ (GB)
1	リバースプロキシサーバ	物理	2	1	32	都道府県の利用がなくなったため廃止			
2	プロキシサーバ					物理	1	2	8
3	統計フロントサーバ	仮想	8	4	64	仮想	8	4	64
4	業務検証統計フロントサーバ	仮想	2	4	64	仮想	2	4	64
5	帳票管理サーバ	仮想	1	4	32	次期STATSにて利用がなくなるため廃止			
6	システム間連携サーバ	仮想	1	4	32	リポジトリを統計フロントサーバへ移管し廃止			
7	ADサーバ	物理	1	1	16	物理	1	4	16
8	ファイル共有サーバ	物理	2	2	32	物理	2	2	32
9	運用管理サーバ	仮想	1	4	64	仮想	1	4	64
10	解析DB端末	物理	1	1	256	次期STATSにて利用がなくなるため廃止			
11	ADサーバ（セカンダリ）	仮想	1	4	16	仮想	1	4	16
12	仮想化管理兼データ管理サーバ	物理	1	2	64	物理	1	2	64
13	業務検証運用管理サーバ	仮想	1	4	32	仮想	1	4	32
14	業務検証統計DBサーバ	仮想	11	1	64	仮想	9	1	64
15	統計DBサーバ（稼働系）	仮想	1	4	512	仮想	1	4	512
16	統計DBサーバ（待機系）	仮想	1	4	512	仮想	1	4	512
17	HMCサーバ	物理	2	-	-	物理	2	-	-

経済産業省

制定 平成 18 年 3 月 31 日
平成 18・03・22 シ第 1 号

改正 平成 20 年 2 月 1 日
平成 20・02・01 シ第 1 号

改正 平成 20 年 12 月 10 日
平成 20・10・29 シ第 1 号

改正 平成 21 年 12 月 1 日
平成 21・11・18 シ第 1 号

改正 平成 23 年 4 月 1 日
平成 23・04・01 シ第 1 号

改正 平成 23 年 7 月 25 日
平成 23・07・08 シ第 1 号

改正 平成 24 年 7 月 25 日
20120719 シ第 1 号

改正 平成 24 年 9 月 19 日
20120918 シ第 3 号

改正 平成 27 年 3 月 26 日
20150324 シ第 1 号

改正 平成 29 年 7 月 5 日
20170609 シ第 1 号

改正 令和元年 5 月 31 日
20190529 官第 2 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日
20210325 官第 3 号

最終改正 令和 4 年 10 月 24 日
20221007 官第 3 号

本 省
外 局

経済産業省情報セキュリティ管理規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

経済産業大臣 二階 俊博

経済産業省情報セキュリティ管理規程

(目的)

第1条 この規程は、経済産業省における情報セキュリティの適正な管理を行うために必要な事項を定め、もって経済産業省の保有する情報に係る安全性及び信頼性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「情報」とは、職員等が職務上作成又は取得したもの（書面（文書又は図画）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）」をいう。
- (2) 「可用性」とは、情報及び関連資産へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる特性をいう。
- (3) 「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない特性をいう。
- (4) 「機密性」とは、情報に関して、アクセスを認可された者だけがこれにアクセスできる特性をいう。
- (5) 「機密性3情報」とは、経済産業省で取り扱う情報のうち、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書としての取扱いを要する情報をいう。
- (6) 「機密性2情報」とは、経済産業省で取り扱う情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって、「機密性3情報」以外の情報をいう。
- (7) 「機密性1情報」とは、経済産業省で取り扱う情報のうち、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報をいう。
- (8) 「職員等」とは、経済産業省の指揮命令に服している者のうち、経済産業省の管理対象である情報及び情報システムを取り扱う者をいう。
- (9) 「クラス3」とは、クラス2より強固な情報セキュリティを確保するための厳重な管理対策及び利用制限対策を実施する必要がある区域をいう。
- (10) 「クラス2」とは、クラス1より強固な情報セキュリティを確保するための管理対策及び利用制限対策を実施する必要がある区域をいう。
- (11) 「クラス1」とは、最低限必要な情報セキュリティを確保するための管理対策及び利用制限対策を実施する必要がある区域をいう。
- (12) 「クラス0」とは、クラス3、クラス2及びクラス1以外の区域をいう。
- (13) 「経済産業省外」とは、経済産業省の組織若しくは経済産業省の指揮命令に服している者以外の者又は経済産業省の所管に属する庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）以外の場所をいう。
- (14) 「情報システム」とは、情報処理及び通信に係るシステムをいう。
- (15) 「端末」とは、情報システムの構成要素である機器のうち、職員等が情報処理を行うために直接操作するもの（搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボードやマウス等の周辺機器を含む。）をいい、特に断りがない限り、経済産業省が調達又は開発するものをいう。端末には、モバイル端末も含まれる。特に断りを入れた例としては、経済産業省が調達又は開発するもの以外を指す「経済産業省支給以外の端末」がある。
- (16) 「情報セキュリティ」とは、情報の機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。

- (17) 「情報セキュリティ関係規程」とは、この規程、第20条第1項の規定に基づく基準（以下「対策基準」という。）並びにこの規程及び対策基準に基づく実施規程をいう。
- (18) 「情報セキュリティ対策」とは、情報セキュリティを確保するために必要な措置をいう。
- (19) 「情報取扱区域」とは、経済産業省の内外において情報を取り扱う区域をいう。
- (20) 「統一基準」とは、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範に基づき策定される「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」をいう。
- (21) 「取扱制限」とは、情報の取扱いに関する制限であって、複製禁止、持出禁止、配付制限、暗号化その他情報の取扱いを適正にする手段をいう。
- (22) 「明示等」とは、情報を取り扱う全ての者が当該情報の格付及び取扱制限について共通の認識となるよう、明示又は利用者全てに周知するなど明示と同等の措置を講ずることをいう。
- (23) 「要管理対策区域」とは、施設及び環境に係る管理対策が講じられている区域であって、情報取扱区域におけるクラス1以上の区域をいう。
- (24) 「例外措置」とは、職員等が情報セキュリティ関係規程を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる代替の方法を採用する又は遵守事項を実施しない合理的理由がある場合に、許可を得た措置をいう。
- (25) 「障害及び事故等」とは、職員等の意図に反した若しくは悪意による要因又は職員等以外の者による要因によって情報が損なわれる可能性がある状態及び可能性が具現化した状態をいう。
- (26) 「国の行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所管の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関又はこれらに置かれる機関をいう。
- (27) 「独立行政法人」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する法人をいう。

（最高情報セキュリティ責任者）

第3条 経済産業省に最高情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省における情報セキュリティ対策に関する事務の統括を行う。
- 3 最高情報セキュリティ責任者は、大臣官房長をもって充てる。

（最高情報セキュリティ副責任者）

第4条 経済産業省に最高情報セキュリティ副責任者を置く。

- 2 最高情報セキュリティ副責任者は、最高情報セキュリティ責任者を助けて、経済産業省における情報セキュリティ対策に関する事務を整理し、最高情報セキュリティ責任者の命を受けて事務を統括する。
- 3 最高情報セキュリティ副責任者は、大臣官房審議官（サイバーセキュリティ・情報化担当）をもって充てる。

（最高情報セキュリティアドバイザー）

第5条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者として、経済産業省に最高情報セキュリティアドバイザーを置く。

- 2 最高情報セキュリティアドバイザーは最高情報セキュリティ責任者に対し、情報セキュリティに関する専門的な助言を行う。

（情報セキュリティ監査責任者）

第6条 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省に情報セキュリティ監査責任者を置く。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、最高情報セキュリティ責任者の指示に基づき、情報セキュリティ監査

に関する事務の統括を行う。

- 3 情報セキュリティ監査責任者は、大臣官房首席監察官をもって充てる。

(情報セキュリティ責任者)

第7条 最高情報セキュリティ責任者は、部局ごとに情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 情報セキュリティ責任者は、部局内の情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。
- 3 情報セキュリティ責任者は、別表に掲げる者をもって充てる。

(統括情報セキュリティ責任者)

第8条 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省に統括情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ副責任者の補佐を行う者として、情報セキュリティ責任者の統括を行う。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、大臣官房業務改革課情報システム室長をもって充てる。

(情報セキュリティ委員会)

第9条 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省に情報セキュリティ委員会を設置する。

- 2 情報セキュリティ委員会は、対策基準等の経済産業省における情報セキュリティに関する事項について審議を行う。
- 3 情報セキュリティ委員会は、情報セキュリティ責任者のうち別表の最右欄に印を付した者により構成する。
- 4 情報セキュリティ委員会の委員長は、統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、情報セキュリティ委員会の審議は書面等によって行うことができる。
- 6 情報セキュリティ委員会の庶務は、大臣官房業務改革課情報システム室が行う。

(情報セキュリティ対策推進体制の整備)

第10条 情報セキュリティ対策推進体制は、最高情報セキュリティ責任者が規定した当該体制の役割に応じて必要な事務を遂行する。

- 2 情報セキュリティ対策推進体制の責任者は、統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

(課室情報セキュリティ責任者)

第11条 情報セキュリティ責任者は、各課室に課室情報セキュリティ責任者を1人置く。

- 2 課室情報セキュリティ責任者は、課室における情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。
- 3 課室情報セキュリティ責任者は、課室の長をもって充てる。
- 4 課室情報セキュリティ責任者は、保有する情報の機密性を考慮した上で、必要となる手順を定め、情報セキュリティ対策を決定しなければならない。

(特定機密事務管理責任者)

第12条 情報セキュリティ責任者は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する事務を特定機密事務に指定し、当該特定機密事務の主たる所掌課等の長を特定機密事務管理責任者とする。

- (1) 行政事務で取り扱う情報のうち、機密性3情報を取り扱うもの
- (2) 複数の課等にまたがって、合議又は調整等を行うもの
- (3) 事案ごとに従たる所掌課等が異なるもの
- (4) 当該事務を処理する専用の情報システムがないもの
- (5) 当該事務で取り扱う情報の管理体制について、特別な定めがないもの
- 2 特定機密事務管理責任者は、特定機密事務で取り扱う情報の管理について、必要な事項を定める。
- 3 特定機密事務管理責任者は、特定機密事務の主たる所掌課等の職員のうちから、特定機密事務管理責任者を補佐する者を指名する。
- 4 特定機密事務管理責任者は、特定機密事務の従たる所掌課等の長をすべて副特定機密事務管理責任者に

指名する。

- 5 情報セキュリティ責任者は、特定機密事務管理責任者を設置又は変更したときは、統括情報セキュリティ責任者に報告する。

（区域情報セキュリティ責任者）

第13条 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域について、情報セキュリティ対策の運用に係る管理を行う区域の単位を定め、単位ごとに区域情報セキュリティ責任者を置く。

- 2 区域情報セキュリティ責任者は、所管する単位における区域ごとの情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。
- 3 区域情報セキュリティ責任者は、区域を管理する課室長をもって充てる。

（情報システムセキュリティ責任者）

第14条 情報セキュリティ責任者は、所管する情報システムごとに情報システムセキュリティ責任者を置く。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを所管する課室の長をもって充てる。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムに係る脅威を明らかにし、情報システムごとの重要性、利用環境等を考慮したリスクの評価を行った上で、必要となる情報セキュリティ対策を決定しなければならない。
- 5 評価を行ったリスクに変化が生じた場合は、前項のリスク評価及び対策を見直さなければならない。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、職員等による規程の遵守を支援する機能について情報セキュリティリスクと業務効率化の観点から支援する範囲を検討し、当該機能を持つ情報システムを構築する。

（情報システムセキュリティ管理者）

第15条 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの管理業務において必要な単位ごとに情報システムセキュリティ管理者を置く。

- 2 情報システムセキュリティ管理者は、所管する管理業務における情報セキュリティ対策を実施する。

（端末管理責任者）

第16条 情報セキュリティ責任者は、各課室に経済産業省支給以外の端末を用いた情報処理に関する安全管理措置の実施状況を管理する責任者（以下「端末管理責任者」という。）を1人置く。

- 2 端末管理責任者は、経済産業省支給以外の端末を用いた情報処理に関する情報セキュリティ対策を実施する。
- 3 端末管理責任者は、経済産業省支給以外の端末を用いた情報処理を行う職員等の属する課室の長をもって充てる。

（兼務の禁止）

第17条 次の各号に掲げる者は、兼務することができない。

- (1) 承認又は許可の申請者及び承認権限者又は許可権限者（以下「承認権限者等」という。）
- (2) 監査実施者及び被監査者

（人事異動等に関する管理）

第18条 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策における雇用の開始、終了及び人事異動等に関する管理の規程を整備する。

（上司による承認・許可）

第19条 職員等は、承認権限者等有する職務上の権限等から、当該承認権限者等が承認又は許可（以下

「承認等」という。)の可否の判断を行うことが不適切と認められる場合には、当該承認権限者等の上司に承認等の申請をする。この場合において、当該承認権限者等の上司の承認等を得たときは、当該承認権限者等の承認等を得ることを要しない。

- 2 前項の承認権限者等の上司は、前項の承認等を行ったときは、承認権限者等に係る遵守事項に準じて、措置を講ずる。

(情報セキュリティ対策基準等の策定)

第20条 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省における情報セキュリティ対策に関して遵守すべき事項を定めた対策基準を策定する。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、経済産業省における情報セキュリティ対策に関する実施手順を整備し、実施手順に関する事務を統括し、整備状況について最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(情報セキュリティ対策推進計画の策定)

第21条 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省における情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画(以下「対策推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 対策推進計画には、経済産業省の業務、情報及び保有する情報システムに関するリスク評価の結果を踏まえ、以下の項目を定めるものとする。
 - (1) 全体方針
 - (2) 取組項目及び実施時期
 - イ 情報セキュリティに関する教育(以下「情報セキュリティ教育」という。)
 - ロ 情報セキュリティ対策の自己点検
 - ハ 情報セキュリティ監査
 - ニ 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組
 - ホ 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ対策に関する重要な取組

- 3 最高情報セキュリティ責任者は、対策推進計画の実施状況の評価を行い、定期的に、対策推進計画の見直しを行わなければならない。

(情報の格付)

第22条 最高情報セキュリティ責任者は、行政事務で取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から情報の格付及び取扱制限の基準並びに格付及び取扱制限を明示する手順を整備する。

(例外措置)

第23条 例外措置の適用の申請を審査する者(以下「許可権限者」という。)は、統括情報セキュリティ責任者とする。

- 2 許可権限者は、例外措置の適用の申請に必要な規程を整備する。

(違反に対する措置)

第24条 職員等は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反を知った場合には、情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

- 2 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反の報告を受けた場合又は自らが重大な違反を知った場合には、違反者及び必要な者に情報セキュリティの確保に必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程への重大な違反の報告を受けた場合又は自らが重大な違反を知った場合には、統括情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(情報セキュリティ教育)

第25条 統括情報セキュリティ責任者は、対策推進計画に基づき情報セキュリティ教育を行わなければならない。

(自己点検)

第26条 統括情報セキュリティ責任者は、対策推進計画に基づき自己点検を行う。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、自己点検の結果を全体として評価し、改善の必要があると判断した場合には情報セキュリティ責任者に改善を指示する。

(情報セキュリティ監査)

第27条 情報セキュリティ監査責任者は、対策推進計画に基づきこの規程及び対策基準が統一規範及び統一基準に準拠していること並びに情報セキュリティ対策がこの規程及び対策基準に準拠していることを確認するため情報セキュリティ監査を行う。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じて必要と判断した場合、情報セキュリティ監査責任者に対して、対策推進計画で計画されたこと以外の監査の実施を指示する。
- 3 情報セキュリティ監査責任者は、前項の指示を受けた場合には、追加の情報セキュリティ監査を行う。
- 4 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査責任者から監査報告を受けたときは、報告の内容を踏まえ、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に、指摘事項に対する措置を講ずるよう指示する。

(情報セキュリティ対策の見直し)

第28条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの運用及び自己点検・監査等の結果等を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、情報セキュリティ委員会の審議を経て、対策基準について必要な見直しを行う。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの運用及び自己点検・監査等の結果等を踏まえて情報セキュリティ対策に関する実施手順を見直し、又は整備した者に対して規程の見直しを提示し、見直し結果について最高情報セキュリティ責任者に報告する。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、例外措置の申請状況を踏まえた情報セキュリティ関係規程の追加又は見直しの検討を行い、最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(障害及び事故等の対応)

第29条 最高情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者を障害及び事故等に対応する責任者とする体制を整備する。

附 則 (平成18・03・22シ第1号)

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成20・02・01シ第1号)

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成20・10・29シ第1号)

この規程は、平成20年12月10日から施行する。

附 則 (平成21・11・18シ第1号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成23・04・01シ第1号)

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程の最終改正の施行の際に、従前の経済産業省行政文書管理規程(平成13・01・06広第3号)に基づき、秘密文書としての表示が付されているものについては、「極秘」を機密性4情報に、「秘」を機密性3情報に読み替えて、改正後の「経済産業省情報セキュリティ管理規程」の規定を適用するものとする。

附 則 (平成23・07・08シ第1号)

この規程は、平成23年7月25日から施行する。

附 則（20120719シ第1号）

この規程は、平成24年7月25日から施行する。

附 則（20120918シ第3号）

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2. この規程の施行の前に、機密性4情報及び機密性3情報と格付した情報の取扱いは、なお従前の例による。

附 則（20190529官第2号）

この規程は、令和元年5月31日から施行する。

附 則（20210325官第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（20221007官第3号）

この規程は、令和4年10月24日から施行する。

(別表)

部 局	情報セキュリティ責任者	情報セキュリティ委員
大臣官房秘書課	大臣官房秘書課長	○
大臣官房総務課	大臣官房総務課長	○
大臣官房会計課	大臣官房会計課長	○
大臣官房業務改革課	大臣官房業務改革課長	○
大臣官房業務改革課情報システム室	大臣官房業務改革課情報システム室長	○
大臣官房調査統計グループ	大臣官房調査統計グループ政策調整官	○
大臣官房福島復興推進グループ	大臣官房福島復興推進グループ政策調整官	○
経済産業政策局	経済産業政策局政策調整官	○
地域経済産業グループ	地域経済産業グループ政策調整官	○
通商政策局	通商政策局政策調整官	○
貿易経済協力局	貿易経済協力局政策調整官	○
産業技術環境局	産業技術環境局政策調整官	○
製造産業局	製造産業局政策調整官	○
商務情報政策局	商務情報政策局政策調整官	○
商務・サービスグループ	商務・サービスグループ政策調整官	○
産業保安グループ	産業保安グループ政策調整官	○
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁政策調整官	○
特許庁	特許庁政策調整官	○
中小企業庁	中小企業庁政策調整官	○
電力・ガス取引監視等委員会	電力・ガス取引監視等委員会政策調整官	○
北海道経済産業局	北海道経済産業局総務企画部長	
東北経済産業局	東北経済産業局総務企画部長	
関東経済産業局	関東経済産業局総務企画部長	
中部経済産業局	中部経済産業局総務企画部長	
近畿経済産業局	近畿経済産業局総務企画部長	
中国経済産業局	中国経済産業局総務企画部長	
四国経済産業局	四国経済産業局総務企画部長	
九州経済産業局	九州経済産業局総務企画部長	
内閣府沖縄経済産業部	沖縄経済産業部政策課長	
北海道産業保安監督部	北海道産業保安監督部長	
関東東北産業保安監督部東北支部	関東東北産業保安監督部東北支部長	
関東東北産業保安監督部	関東東北産業保安監督部長	
中部近畿産業保安監督部	中部近畿産業保安監督部長	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	中部近畿産業保安監督部近畿支部長	
中国四国産業保安監督部	中国四国産業保安監督部長	
中国四国産業保安監督部四国支部	中国四国産業保安監督部四国支部長	
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部長	
那覇産業保安監督事務所	那覇産業保安監督事務所長	

経済産業省

制定 平成18年3月31日
平成18・03・24シ第1号

改正 平成20年2月1日
平成20・02・01シ第2号

改正 平成20年12月10日
平成20・10・29シ第2号

改正 平成21年12月1日
平成21・11・18シ第2号

改正 平成23年4月1日
平成23・04・01シ第2号

改正 平成23年7月25日
平成23・07・08シ第2号

改正 平成24年7月25日
20120719シ第2号

改正 平成27年3月26日
20150324シ第2号

改正 平成29年3月30日
20170327シ第1号

改正 令和元年5月31日
20190529官第2号

改正 令和4年10月24日
20221007官第4号

本 省
外 局

経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）第20条の規定に基づき、経済産業省情報セキュリティ対策基準を次のように定める。

平成18年3月31日

経済産業省情報セキュリティ対策基準

目次

第1章 総則

第1節 目的及び定義（第1条－第2条）

第2章 情報の格付に応じた対策

第1節 情報の作成及び入手（第3条－第7条）

第2節 情報の利用（第8条－第10条）

第3節 情報の保存（第11条－第12条）

第4節 情報の移送及び他者への提供（第13条－第15条）

第5節 情報の消去（第16条－第17条）

第3章 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

第1節 情報セキュリティについての機能（第18条－第30条）

第2節 情報セキュリティに関する脅威（第31条－第34条）

第3節 標的型攻撃対策（第35条）

第4節 情報システムのライフサイクル（第36条－第42条）

第4章 情報システムの構成要素の対策

第1節 施設と環境（第43条）

第2節 端末（第44条－第46条）

第3節 サーバ装置（第47条－第49条）

第4節 複合機（第50条）

第5節 特定用途機器（第51条）

第6節 電子メール（第52条－第53条）

第7節 ウェブ（第54条－第56条）

第8節 ウェブ会議サービス（第57条）

第9節 ドメインネームシステム（第58条－第59条）

第10節 データベース（第60条）

第11節 通信回線（第61条－第64条）

第12節 IPv6通信（第65条－第66条）

第5章 調達及び開発に係る情報セキュリティ対策

第1節 機器等の購入（第67条－第68条）

第2節 業務委託（第69条－第72条）

第3節 外部サービスの利用（要機密情報を取り扱う場合）（第73条－第80条）

第4節 外部サービスの利用（要機密情報を取り扱わない場合）（第81条－第82条）

第6章 情報処理の制限

第1節 要管理対策区域外における情報処理の制限（第83条－第84条）

第2節 経済産業省支給の端末（要管理対策区域外で使用する場合には限る。）の導入及び利用時の対策（第85条－第86条）

第3節 経済産業省支給以外の端末の導入及び利用時の対策（第87条―第88条）

第4節 アプリケーション・コンテンツ提供時の対策（第89条―第92条）

第5節 ソーシャルメディアサービスによる情報発信（第93条）

第6節 テレワーク（第94条―第96条）

第7章 情報セキュリティ対策に応じた教育、監査等

第1節 教育（第97条―第99条）

第2節 自己点検（第100条―第102条）

第3節 監査（第103条―第106条）

第4節 障害及び事故等（第107条―第109条）

第5節 業務継続計画（第110条）

第6節 情報セキュリティ対策推進体制（第111条）

第8章 雑則（第112条）

第1章 総則

第1節 目的及び定義

（目的）

第1条 この基準は、経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号。以下「管理規程」という。）第20条の規定に基づき、経済産業省における情報セキュリティ対策に関して遵守すべき事項を定める。

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 「アクセス制御」とは、主体によるアクセスを許可する客体を制限することをいう。
- （2） 「受渡業者」とは、要管理対策区域内で職務に従事する職員等との宅配便の集配及び事務用品の納入等の物品の受渡しを目的として、やむを得ず要管理対策区域へ立ち入る者をいう。
- （3） 「業務委託」とは、経済産業省の業務の一部又は全部について、契約をもって外部の者に実施させることをいう。「委任」「準委任」「請負」といった契約形態を問わず、全て含むものとする。ただし、当該業務において経済産業省の情報を取り扱わせる場合に限る。
- （4） 「外部サービス」とは、経済産業省外の者が一般向けに情報システムの一部又は全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において経済産業省の情報が取り扱われる場合に限る。
- （5） 「外部サービス管理者」とは、外部サービスの利用における利用申請の許可権限者から利用承認時に指名された当該外部サービスに係る管理を行う者をいう。
- （6） 「外部サービス提供者」とは、外部サービスを提供する事業者をいう。外部サービスを利用して経済産業省に向けて独自のサービスを提供する事業者は含まれない。
- （7） 「外部サービス利用者」とは、外部サービスを利用する経済産業省の職員等又は業務委託した委託先において外部サービスを利用する場合の委託先の従業員をいう。
- （8） 「記録媒体」とは、情報が記録され、又は記載されるものをいう。なお、記録媒体に

は、書面その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「書面」という。）と、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録媒体」という。）がある。また、電磁的記録媒体には、電子計算機や通信回線装置に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と外付けハードディスク、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ、ＭＯ、ＵＳＢメモリ、フラッシュメモリ等の外部電磁的記録媒体がある。

- (9) 「可用性２情報」とは、経済産業省で取り扱う情報（電磁的記録に限る。）のうち、滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報をいう。
- (10) 「可用性１情報」とは、経済産業省で取り扱う情報（電磁的記録に限る。）のうち、可用性２情報以外の情報をいう。
- (11) 「完全性２情報」とは、経済産業省で取り扱う情報（電磁的記録に限る。）のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報をいう。
- (12) 「完全性１情報」とは、経済産業省で取り扱う情報（電磁的記録に限る。）のうち、完全性２情報以外の情報をいう。
- (13) 「機器等」とは、情報システムの構成要素（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等）、外部電磁的記録媒体等の総称をいう。
- (14) 「識別」とは、情報システムにアクセスする主体を特定することをいう。
- (15) 「識別コード」とは、主体を識別するために、情報システムが認識するユーザＩＤ等のコード（符号）をいう。
- (16) 「共用識別コード」とは、識別コードのうち複数の主体が共用することを想定した識別コードをいう。
- (17) 「経済産業省支給以外の情報システム」とは、私物か、又は他組織が提供したものかを問わず経済産業省が支給する情報システム以外の情報システムをいう。
- (18) 「経済産業省支給以外の情報システムによる情報処理」とは、経済産業省支給以外の情報システムを用いて行政事務の遂行のための情報処理を行うこと（経済産業省支給以外の情報システムによって提供されているサービスを利用する場合も含む。）をいう。
- (19) 「権限管理」とは、主体認証に係る情報（識別コード及び主体認証情報を含む。）及びアクセス制御における許可情報を管理することをいう。
- (20) 「サービス」とは、サーバ装置上で動作しているアプリケーションにより、接続してきた電子計算機に対して提供される単独又は複数の機能で構成される機能群をいう。
- (21) 「最小特権機能」とは、管理者権限を実行できる範囲を管理作業に必要な最小の範囲に制限する機能をいう。
- (22) 「主体」とは、情報システムにアクセスする者並びに複数の情報システム及び装置等が連携して動作する場合に情報システム及び装置等にアクセスを行う他の情報システム及び装置等をいう。
- (23) 「主体認証」とは、情報システムが主体から提示された識別コード及び主体認証情報を検証することにより、当該主体が当該識別コードを付与された者か否かを確認することをいう。
- (24) 「主体認証情報」とは、主体認証をするために、主体が情報システムに提示するパスワード等の情報をいう。

- (25) 「主体認証情報格納装置」とは、磁気ストライプカード及びＩＣカード等の主体認証情報を格納した装置であり、正当な主体に所有又は保持させる装置をいう。
- (26) 「通信回線」とは、複数の電子計算機の間で、所定の通信様式に従って情報を送受信するための仕組みをいう。
- (27) 「通信回線装置」とは、通信回線の接続のために設置され、ハブ、スイッチ、ルータ及びファイアウォール等の電子計算機により回線上を送受信される情報の制御を行うための装置をいう。
- (28) 「省内通信回線」とは、経済産業省が管理する電子計算機（一体的に管理している場合、経済産業省が一部管理していないものを含む。）を接続する通信回線をいう。
- (29) 「省外通信回線」とは、経済産業省が管理していない電子計算機が接続する通信回線をいう。
- (30) 「情報の移送」とは、要管理対策区域外に、電磁的に記録された情報を送信すること、及び情報を記録した電磁的記録媒体及び書面を運搬することをいう。
- (31) 「ソフトウェア」とは、サーバ装置、端末、通信回線装置等を動作させる手順及び命令を、当該サーバ装置等が理解できる形式で記述したものをいう。
- (32) 「対策用ファイル」とは、パッチ又はバージョンアップソフトウェア等のセキュリティホールを解決するために利用されるファイルをいう。
- (33) 「電子計算機」とは、コンピュータ全般のことを指し、オペレーティングシステム及び接続される周辺機器を含むサーバ装置及び端末（ＰＤＡを含む。）をいう。
- (34) 「複数要素（複合）主体認証方式」とは、知識、所有及び生体情報等のうち、複数の方法の組合せにより主体認証を行う方法をいう。
- (35) 「不正プログラム」とは、コンピュータウイルス及びスパイウェア等の電子計算機を利用する者が意図しない結果を電子計算機にもたらすソフトウェアの総称をいう。
- (36) 「付与」（主体認証に係る情報及びアクセス制御における許可情報等に関する場合に限る。）とは、発行、更新及び変更することをいう。
- (37) 「モバイル端末」とは、端末の形態に関係なく、業務で利用する目的により必要に応じ、移動して使用することを前提とする端末をいう。
- (38) 「要安定情報」とは、可用性２情報をいう。
- (39) 「要管理対策区域外」とは、情報取扱区域におけるクラス０の区域をいう。
- (40) 「要機密情報」とは、機密性２情報及び機密性３情報をいう。
- (41) 「要保全情報」とは、完全性２情報をいう。
- (42) 「要保護情報」とは、要機密情報、要保全情報及び要安定情報に一つでも該当する情報をいう。
- (43) 「複合機」とは、プリンタ、ファクシミリ、イメージスキャナ及びコピー機等の機能を統合している機器をいう。
- (44) 「特定用途機器」とは、テレビ会議システム、ＩＰ電話システム及びネットワークカメラシステム等の特定の用途に使用される機器をいう。
- (45) 「情報セキュリティインシデント」とは、電磁的記録に関する障害及び事故等であって、ＪＩＳ Ｑ ２７０００：２０１９における情報セキュリティインシデントに該当するものをいう。
- (46) 「ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incident Response Team）」とは、発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、事態を正確に把握し、被害拡大防止、復旧、再発防止策等を迅速かつ的確に行うことを可

能とするため経済産業省に設置された体制をいう。

- (47) 「クラウドサービス」とは、事業者によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものをいう。
- (48) 「名前解決」とは、ドメイン名やホスト名とIPアドレスを変換することをいう。
- (49) 「アプリケーション・コンテンツ」とは、アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。
- (50) 「CYMAT (Cyber Incident Mobile Assistance Team)」とは、サイバー攻撃等により国の行政機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターに設置される体制をいう。
- (51) 「ソーシャルメディアサービス」とは、インターネット上において、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等の、利用者が情報を発信し、形成していくものをいう。
- (52) 「ウェブ会議サービス」とは、専用のアプリケーションやウェブブラウザを利用し、映像または音声を用いて会議参加者が対面せずに会議を行える外部サービスをいう。なお、特定用途機器同士で通信を行うもの（テレビ会議システム等）は含まれない。
- (53) 「情報の抹消」とは、電磁的記録媒体に記録された全ての情報を利用不能かつ復元が困難な状態にすることをいう。情報の抹消には、情報自体を消去することのほか、暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）によって安全性が確認された暗号アルゴリズムを用いた暗号化消去や、情報を記録している記録媒体を物理的に破壊すること等も含まれる。削除の取消しや復元ツールで復元できる状態は、復元が困難な状態とはいえず、情報の抹消には該当しない。
- (54) 「暗号化消去」とは、情報を電磁的記録媒体に暗号化して記録しておき、情報の抹消が必要になった際に情報の復号に用いる鍵を抹消することで情報の復号を不可能にし、情報を利用不能にする論理的削除方法をいう。暗号化消去に用いられる暗号化機能の例としては、ソフトウェアによる暗号化（WindowsのBitLocker等）、ハードウェアによる暗号化（自己暗号化ドライブ（Self-Encrypting Drive）等）などがある。
- (55) 「政府ドメイン名」とは、.go.jpで終わるドメイン名のことをいう。日本国の政府機関、独立行政法人、特殊法人（特殊会社を除く。）が登録（取得）することができる。
- (56) 「テレワーク」とは、情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことをいう。テレワークの形態は、業務を行う場所に応じて、自宅で業務を行う在宅勤務、主たる勤務官署以外に設けられた執務環境で業務を行うサテライトオフィス勤務、モバイル端末等を活用して移動中や出先で業務を行うモバイル勤務に分類される。

第2章 情報の格付に応じた対策

第1節 情報の作成及び入手

(情報の業務目的以外での作成又は入手の禁止)

第3条 職員等は、行政事務の遂行以外の目的で情報を作成し、又は入手してはならない。

2 職員等による機密性3情報の作成又は取得は、必要最小限にとどめなければならない。

(職員等による情報の作成又は入手時における格付及び取扱制限の決定)

第4条 職員等は、情報の作成時又は経済産業省外の者が作成した情報を入手したことに伴う管理の開始時に管理規程第22条に基づく当該情報の格付及び取扱制限の基準並びに格付の取扱制限を明示する手順に基づき、当該情報の格付及び取扱制限を決定する。

2 課室情報セキュリティ責任者は、職員等が決定した機密性の格付及び取扱制限の妥当性を判断し、必要に応じ、修正を指示する。

(情報の格付及び取扱制限の明示等)

第5条 職員等は、前条第1項に基づく決定及び前条第2項に基づく修正の指示を受けた場合には明示等を行う。

2 職員等は、機密性3情報以外の情報について、機密性3情報としての表示又はこれに類似の表示を付してはならない。

(情報の格付及び取扱制限の継承)

第6条 職員等は、情報を作成する際に、参照した情報又は入手した情報が既に格付又は取扱制限の決定がなされている場合には、元となる情報の機密性に係る格付及び取扱制限を継承する。

2 職員等は、情報を複製する場合には、元となる情報の機密性に係る格付及び取扱制限を継承する。

(情報の格付及び取扱制限の変更)

第7条 職員等は、情報を利用する場合に、元の格付又は取扱制限が現時点において不適切と考えるため、他者が決定した情報の格付又は取扱制限を見直す必要があると思料する場合には、当該情報の格付及び取扱制限を決定した職員等（当該決定を引き継いだ職員等を含む。）又は決定した職員等の上司に確認する。

2 職員等は、自らが格付及び取扱制限の決定者である情報に対して、見直しの必要があると認めた場合には、当該情報の格付又は取扱制限を第4条第1項に基づく再決定に従い、明示等するとともに、当該情報に関係する者に周知する。

3 職員等は、元の情報の修正、追加、削除のいずれかにより、他者が決定した情報の格付及び取扱制限を変更する必要があると思料する場合には、第4条第1項に基づき再決定する。

第2節 情報の利用

(情報の業務目的以外での利用の禁止)

第8条 職員等は、行政事務の遂行以外の目的で情報を利用してはならない。

(情報の格付及び取扱制限に従った情報の取扱い)

第9条 職員等は、利用する情報に明示等された格付に従って、当該情報を適切に取り扱う。格付

に加えて取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って取り扱う。

(情報の取扱い)

第10条 職員等は、行政事務の遂行以外の目的で、要保護情報を要管理対策区域外に持ち出してはならない。

2 職員等は、要保護情報を放置してはならない。

3 職員等は、要機密情報を必要以上に配付してはならない。

4 職員等は、機密性3情報を必要以上に複製してはならない。複製に当たっては、課室情報セキュリティ責任者の承認を受けることとする。

第3節 情報の保存

(格付及び取扱制限に応じた情報の保存)

第11条 職員等は、情報の格付及び取扱制限に応じて、情報を適切に保存する。

2 課室情報セキュリティ責任者は、機密性3情報について、所在が明らかになるように管理しなければならない。この場合において、当該情報へのアクセスを認める者の範囲を定めなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱に関する規程を整備する。

4 職員等は、電磁的記録媒体に保存された要保護情報について、適切なアクセス制御を行う。

5 職員等は、機密性3情報について、金庫等施錠できる書庫その他これと同等の秘密情報の漏えいを防止することができるものとして、課室情報セキュリティ責任者が指定する場所において、適切に保存しなければならない。

6 職員等は、要保全情報又は要安定情報について、情報の格付に応じて、適切な方法でバックアップ又は複写の必要の有無を検討し、必要があると認めたときは、バックアップ又は複写を作成する。

(情報の保存期間)

第12条 職員等は、電磁的記録媒体に保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存し、保存期間を延長する必要性がない場合は、速やかに消去する。

第4節 情報の移送及び他者への提供

(情報の移送又は他者への提供に関する許可、手段の決定)

第13条 職員等は、要保護情報を移送する場合又は経済産業省外の者へ提供する場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得た上で、情報の格付及び取扱制限に応じて、課室情報セキュリティ責任者が指定する安全確保のための適切な措置を講ずる。ただし、課室情報セキュリティ責任者が許可を要しないと定めた機密性2情報の移送及び経済産業省外の者への提供については、この限りでない。

(電磁的記録を中心とした保護対策)

- 第14条 職員等は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、パスワードを用いて保護する必要の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報にパスワードを設定する。
- 2 職員等は、要機密情報である電磁的記録を移送する場合には、暗号化を行う必要の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報を暗号化する。
- 3 職員等は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、電子署名の付与を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報に電子署名を付与する。
- 4 職員等は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、情報のバックアップを取得する。
- 5 職員等は、電磁的記録を移送する場合には、必要な強度の暗号化に加えて、複数の情報に分割してそれぞれ異なる移送経路を用いる必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、当該措置を講ずるものとする。
- 6 職員等は、要保護情報を経済産業省外の者に提供する場合には、提供先において、当該要保護情報が、経済産業省の付した情報の機密性の格付及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるための措置を講ずる。
- 7 職員等は、電磁的記録を経済産業省外の者に提供する場合には、当該記録の付加情報等からの情報漏えいを防止するための措置を講ずる。

(情報の公表)

- 第15条 職員等は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性1情報に格付されるものであることを確認する。
- 2 職員等は、電磁的記録を公表する場合には、当該情報の付加情報等からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずる。

第5節 情報の消去

(電磁的記録の消去方法)

- 第16条 職員等は、電磁的記録媒体に保存された情報が不要になった場合は、速やかに消去する。
- 2 職員等は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、全ての情報を復元が困難な状態にする。

(要機密情報が記録された書面の廃棄方法)

- 第17条 職員等は、要機密情報が記録された書面を廃棄する場合には、破砕、溶解及び焼却等の方法により、復元が困難な状態にする。

第3章 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

第1節 情報セキュリティについての機能

(主体認証機能の導入)

- 第18条 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムについて、主体認証を行う必要の有無を検討する。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う必要があると認めた情報システム（以下

「主体認証対象情報システム」という。)において、主体の識別及び主体認証を行う機能を設ける。

- 3 情報システムセキュリティ管理者は、主体認証対象情報システムにおいて、主体認証情報を秘密にする必要がある場合には、当該主体認証情報が明らかにならないように次の各号に掲げる管理を行う。

- (1) 主体認証情報を保存する場合には、内容の暗号化を行うこと。
- (2) 主体認証情報を通信する場合には、内容の暗号化を行うこと。
- (3) 主体認証情報に対するアクセス制限を設けること。

- 4 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証対象情報システムにおいて、利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、利用者に対して定期的な変更を促す機能のほか、以下のいずれかの機能を設ける。

- (1) 利用者が定期的に変更しているか否かを確認する機能
- (2) 利用者が定期的に変更しなければ、主体認証対象情報システムの利用を継続させない機能

- 5 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証対象情報システムにおいて、主体認証情報又は主体認証情報格納装置を他者に使用され、又は使用される危険性を認識した場合に、直ちに当該主体認証情報若しくは主体認証情報格納装置による主体認証を停止する機能又はこれに対応する識別コードによる主体認証対象情報システムの利用を停止する機能を設ける。

- 6 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証対象情報システムにおいて、知識による主体認証方式を用いる場合には、以下の機能を設ける。

- (1) 利用者が自らの主体認証情報を設定する機能
- (2) 利用者が設定した主体認証情報を他者が容易に知ることができないように保持する機能

- 7 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証対象情報システムにおいて、情報セキュリティ水準と情報システムの利便性等を考慮し、次の各号に掲げる主体認証機能の運用に係る要件の実装要否を判断する。

- (1) 正当な主体以外の主体を誤って主体認証しないこと（誤認の防止）。
- (2) 正当な主体が本人の責任ではない理由で主体認証できなくなること（誤否の防止）。
- (3) 正当な主体が容易に他者に主体認証情報を付与又は貸与ができないこと（代理の防止）。
- (4) 主体認証情報が容易に複製できないこと（複製の防止）。
- (5) 情報システムセキュリティ管理者の判断により、ログインを個々に無効化できる手段があること（無効化の確保）。
- (6) 主体認証について業務遂行に十分な可用性があること（可用性の確保）。
- (7) 新たな主体を追加するために、外部からの情報や装置の供給を必要とする場合には、それらの供給が主体認証対象情報システムの使用期間の間、十分受けられること（継続性の確保）。
- (8) 主体に付与した主体認証情報を使用することが不可能になった際に、正当な主体に対して主体認証情報を安全に再発行できること（再発行の確保）。

- 8 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証対象情報システムにおいて、以下のそれぞれの機能を設けることの必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、当該機能を設けるものとする。

- (1) 複数要素（複合）主体認証方式で主体認証を行う機能

- (2) ログインした利用者に対して、前回のログインに関する情報を通知する機能
 - (3) 不正にログインしようとする行為を検知し、又は防止する機能
 - (4) 利用者が情報システムにログインする前に、当該主体認証対象情報システムの利用に関する通知メッセージを表示する機能
 - (5) 利用者に主体認証情報の定期的な変更を求める場合には、以前に設定した主体認証情報と同じものを再設定することを防止する機能
 - (6) 管理者権限を持つ識別コードを共用する場合には、当該識別コードでログインする前に個別の識別コードによりログインすることが必要となる機能
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、国民・企業と経済産業省との間の申請及び届出等のオンライン手続を提供する情報システムを構築する場合は、オンライン手続におけるリスクを評価した上で、主体認証に係る要件を策定する。

(識別コードの管理)

- 第19条 職員等は、自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて、主体認証対象情報システムを利用してはならない。
- 2 職員等は、自己に付与された識別コードを他者に付与及び貸与してはならない。
 - 3 職員等は、自己に付与された識別コードを知る必要のない者に知られるような状態で放置してはならない。
 - 4 職員等は、行政事務のために識別コードを利用する必要がなくなった場合は、情報システムセキュリティ管理者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報システムセキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、管理者権限を持つ識別コードを付与された職員等に、管理者としての業務遂行時に限定して当該識別コードを利用させる必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、管理者としての業務遂行時に限定して当該識別コードを利用させるものとする。
 - 6 職員等は、管理者権限を持つ識別コードを付与されたかつ情報システムセキュリティ責任者が求めた場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用する。

(主体認証情報の管理)

- 第20条 職員等は、知識による主体認証情報を用いる場合には、次の各号に掲げる管理を徹底する。
- (1) 自己の主体認証情報を他者に知られないように管理すること。
 - (2) 自己の主体認証情報を他者に教えないこと。
 - (3) 主体認証情報を忘却しないように努めること。
 - (4) 主体認証情報を設定するに際しては、容易に推測されないものにすること。
 - (5) 経済産業省支給以外の情報システムの識別コードを含め、異なる識別コードに対して、共通の主体認証情報を用いないこと。
 - (6) 情報システムセキュリティ管理者から主体認証情報を定期的に変更するように指示されている場合は、指示に従って定期的に変更すること。
- 2 職員等は、所有による主体認証を用いる場合には、以下の管理を徹底する。
- (1) 主体認証情報格納装置を本人が意図せずに使われることのないように措置を講じて管理すること。
 - (2) 主体認証情報格納装置を他者に付与又は貸与しないこと。
 - (3) 主体認証情報格納装置を紛失しないように管理すること。紛失した場合には、直ちに情

報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者に報告すること。

- (4) 主体認証情報格納装置を利用する必要がなくなった場合には、これを情報システムセキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ管理者に返還すること。

(アクセス制御機能の導入)

第21条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの特性、情報システムが取り扱う情報の格付及び取扱制限等に従い、権限を有する者のみがアクセス制御を行う機能を設ける。

(適正なアクセス制御)

第22条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システム及び情報へのアクセスを許可する主体が確実に制限されるように、アクセス制御を行う。

(権限管理機能の導入)

第23条 情報システムセキュリティ責任者は、所管する全ての情報システムについて、権限管理を行う必要の有無を検討する。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理を行う必要があると認めた情報システム（以下「権限管理対象情報システム」という。）において、権限管理を行う機能を設ける。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、管理者権限の特権を持つ主体の識別コード及び主体認証情報が、悪意ある第三者等によって搾取された際の被害を最小化するための措置及び内部からの不正操作や誤操作を防止するための措置を講ずる。

(識別コードと主体認証情報の付与管理)

第24条 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理対象情報システムにおいて、共用識別コードを原則付与しない。ただし、行政事務の遂行のため、複数の主体で共用する識別コードを付与する必要がある場合には、適切に管理するための措置を講ずる。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理対象情報システムにおいて、権限管理について、以下の事項を含む手続を明確にする。
 - (1) 主体からの申請に基づいて権限管理を行う場合の手続
 - (2) 主体認証情報の初期配布方法及び変更管理手続
 - (3) アクセス制御情報の設定方法及び変更管理手続
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、権限管理対象情報システムにおいて、権限管理を行う者を定める。
- 4 権限管理を行う者は、情報システムを利用する許可を得た主体に対してのみ、識別コード及び主体認証情報を発行する。
- 5 権限管理を行う者は、識別コードを発行する際に、共用識別コードか、共用ではない識別コードかの区別を利用者に通知する。ただし、共用識別コードは、情報システムセキュリティ責任者が、利用を認めた情報システムでのみ付与することができる。
- 6 権限管理を行う者は、管理者権限を持つ識別コードを付与（発行、更新及び変更を含む。以下この項において同じ。）する場合は、以下の措置を講ずる。
 - (1) 業務又は業務上の責務に則した場合に限定すること。
 - (2) 初期設定の識別コードを変更できる場合には、識別コードを初期設定以外のものに変更すること。
 - (3) 初期設定の主体認証情報を変更できる場合には、主体認証情報を初期設定以外のものに

変更すること。

(4) ネットワークからのログインを制限すること。

- 7 情報システムセキュリティ責任者は、主体が情報システムを利用する必要がなくなった場合には、当該主体の識別コード及び主体認証情報の不正な利用を防止するための措置を速やかに講ずる。
- 8 権限管理を行う者は、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限りアクセス制御に係る設定をする。また、人事異動等により、識別コードを追加し、又は削除するときに、不適切なアクセス制御設定の有無を点検する。
- 9 権限管理を行う者は、以下の措置を講ずることの必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、当該措置を講ずるものとする。
 - (1) 単一の情報システムにおいては、1人の職員等に対して単一の識別コードのみの付与
 - (2) 識別コードをどの主体に付与したかについての記録及び当該記録を消去する場合の情報セキュリティ責任者からの事前の承認
 - (3) 主体に付与した識別コードを別の主体に対して付与することの禁止

(証拠の取得等)

- 第25条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムについて、正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要な証拠を取得する。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、その特性に応じて証拠を取得する目的を設定した上で、証拠を取得する対象の機器等、証拠として取得する情報項目、証拠の保存期間、要保護情報の観点での証拠情報の取扱方法、並びに証拠が取得できなくなった場合及び取得できなくなるおそれがある場合の対処方法等を整備し、措置を講ずる。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、第1項で取得した証拠に対して不正な消去、改ざん又はアクセスがなされないように、取得した証拠についてアクセス制御を含む必要な機能を設ける。

(証拠の保存)

- 第26条 情報システムセキュリティ責任者は、取得した証拠の保存期間が満了する日まで当該証拠を保存し、保存期間を延長する必要がある場合は、延長することができる。

(取得した証拠の点検及び分析等)

- 第27条 情報システムセキュリティ責任者は、取得した証拠を定期的に点検及び分析し、適切な措置を講ずる。

(暗号化機能又は電子署名付与機能の導入)

- 第28条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムで取り扱う情報の漏えいや改ざんを防ぐため、以下の措置を講ずる。
- (1) 要機密情報を取り扱う情報システムについては、暗号化を行う機能（以下「暗号化機能」という。）の必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、暗号化機能を設けること。
 - (2) 要保全情報を取り扱う情報システムについては、電子署名の付与及び検証を行う機能（以下「電子署名付与機能」という。）の必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、電子署名付与機能を設けること。

2 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化機能又は電子署名付与機能を選択するに当たっては、以下の事項を定める。

- (1) 情報システムの新規構築又は更新に伴い、暗号化機能又は電子署名付与機能を導入する場合には、やむを得ない場合を除き、暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）により安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」に記載されたアルゴリズム並びにそれを利用した安全なプロトコルを採用すること。
- (2) 暗号化機能又は電子署名付与機能に使用するアルゴリズムが危殆化した場合又はそれを利用した安全なプロトコルに脆弱性が確認された場合を想定した緊急対応手順を定めること。
- (3) 暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、鍵の生成、有効期限、廃棄、更新、保存、バックアップ及び鍵が露呈した場合の管理手順（以下「鍵の管理手順」という。）を定めること。

3 情報システムセキュリティ責任者は、経済産業省における暗号化並びに電子署名のアルゴリズム及び運用方法において、電子署名を行うに当たり、電子署名の目的に合致し、かつ適用可能な公的な公開鍵基盤が存在する場合はそれを使用するなど、目的に応じた適切な公開鍵基盤を使用するように定める。

4 情報システムセキュリティ責任者は、第1項第1号に基づく情報システム（以下「暗号化対象情報システム」という。）又は同項第2号に基づく情報システム（以下「電子署名対象情報システム」という。）において、以下の措置を講ずることの必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、措置を講ずる。

- (1) 暗号モジュールの交換可能なコンポーネント化による構成
- (2) 複数のアルゴリズム及びそれに基づいた安全なプロトコルを選択可能にする構成
- (3) 選択したアルゴリズムがソフトウェア及びハードウェアへ適切に実装され、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵及び主体認証情報等が安全に保護された製品を使用するため、暗号モジュール試験及び認証制度に基づく認証を取得している製品の選択
- (4) 暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵の耐タンパ性を有する暗号モジュールへの格納

5 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを新規に構築又は更新する場合は、安全性に実績のある暗号プロトコルを選択し、長期的な秘匿性を保証する観点を考慮する。

（暗号化又は電子署名付与に係る管理）

第29条 情報システムセキュリティ責任者は、暗号化対象情報システム又は電子署名対象情報システムにおいて、選択されたアルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報を定期的に入手し、必要に応じて、職員等との共有等の措置を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、電子署名対象情報システムにおいて、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を署名検証者へ提供する。

（暗号化機能又は電子署名付与機能の利用）

第30条 職員等は、暗号化又は電子署名に使用するアルゴリズムについて、やむを得ない場合を除き、電子政府推奨暗号リストに記載されたアルゴリズムを利用する。

2 職員等は、暗号化又は電子署名に使用するアルゴリズムが危殆化した場合には、緊急対応手順に従い、適切に管理する。

- 3 職員等は、暗号化又は電子署名に使用する鍵について、鍵の管理手順に従い、適切に管理する。
- 4 職員等は、暗号化又は電子署名に使用する鍵について、鍵のバックアップ手順に従い、そのバックアップを行う。

第2節 情報セキュリティに関する脅威

(情報システムの脆弱性対策)

- 第31条 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機及び通信回線装置の設置時及び運用開始時に、当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開された脆弱性について対策を実施する。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、公開された脆弱性に関連する情報がない段階において、電子計算機及び通信回線装置上で取り得る対策がある場合は、当該対策を実施する。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、入手した脆弱性に関連する情報から、情報システムにもたらす影響を考慮した上で、以下の事項について脆弱性対策計画を作成し、対策を講ずる。
 - (1) 対策の必要性
 - (2) 対策方法
 - (3) 対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
 - (4) 対策方法又は回避方法が情報システムに与える影響
 - (5) 対策の実施予定
 - (6) 対策試験の必要性
 - (7) 対策試験の方法
 - (8) 対策試験の実施予定
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、脆弱性対策の実施について、実施日、実施内容及び実施者を含む事項を記録する。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、信頼できる方法で対策用ファイルを入手する。
 - 6 情報システムセキュリティ責任者は、定期的に脆弱性対策及びソフトウェア構成の状況を確認及び分析し、不適切な状態にある電子計算機及び通信回線装置が確認された場合には、必要な措置を講ずる。

(情報システムの不正プログラム対策の整備)

- 第32条 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機に不正プログラム対策ソフトウェア等を導入する。ただし、当該電子計算機で動作可能な不正プログラム対策ソフトウェア等が存在しない場合を除く。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、想定される不正プログラムの侵入経路のすべてにおいて不正プログラム対策ソフトウェア等により対策を実施する。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、必要な対処を講ずる。

(情報システムの不正プログラム対策の実施)

- 第33条 職員等は、不正プログラム感染防止に関する措置を講ずる。
- 2 職員等は、不正プログラムに感染した恐れのある場合には、感染した電子計算機の通信回線への接続を速やかに切断し、必要な措置を講ずる。

(サービス不能攻撃対策)

第34条 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システム（インターネットからアクセスを受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線を有する情報システムに限る。以下「要安定情報対象情報システム」という。）については、サービス提供に必要な電子計算機及び通信回線装置が装備している機能又は経済産業省外の者が提供する手段を用いてサービス不能攻撃対策を実施する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報対象情報システムについては、サービス不能攻撃を受けた場合に影響が最小となるように情報システムを構築する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報対象情報システムについては、サービス不能攻撃を受ける電子計算機、通信回線装置又は通信回線から監視対象を特定し、監視し、監視記録を保存する。

第3節 標的型攻撃対策

(標的型攻撃対策)

第35条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、以下の対策事項を含む標的型攻撃対策を講ずる。

(1) 組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）

(2) 組織内部に侵入した攻撃を早期検知、侵入範囲の拡大の困難化及び外部との不正通信を検知並びにそれらに対処する対策（内部対策及び出口対策）

第4節 情報システムのライフサイクル

(情報システムの情報セキュリティの実施体制)

第36条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムについて、ライフサイクル全般にわたってセキュリティの確保が可能な体制の確保を最高情報セキュリティ責任者に求める。

2 情報システムセキュリティ責任者は、複数の省庁で共通に使用する情報システム（以下「省庁共通情報システム」という。）を利用して情報システムを構築する場合は、省庁共通情報システムを整備し、運用管理する府省庁が定める手順等に応じた体制を整備する。

3 最高情報セキュリティ責任者は、経済産業省における情報システムの体制の確保に際し、情報システムを統括する責任者の協力を得ることが必要な場合は、その者に体制の全部又は一部の整備を求めることができる。

(情報システム設計時等の情報セキュリティ対策)

第37条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを構築する目的、対象とする業務等の業務要件及び当該情報システムで取り扱われる情報の格付等に基づき、構築する情報システムをインターネットや、インターネットに接点を有する情報システム（外部サービスを含む。）から分離することの要否を判断した上で、以下の事項を含む情報セキュリティ要件を策定する。

(1) 情報システムに組み込む主体認証、アクセス制御、権限管理、証跡管理、暗号化機能等のセキュリティ機能要件

(2) 情報システム運用時の監視等の運用管理機能要件（監視するデータが暗号化されている

場合は、必要に応じて復号すること)

(3) 情報システムに関連する脆弱性についての対策要件

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、インターネット回線と接続する情報システムを構築する場合は、接続するインターネット回線を定めた上で、標的型攻撃を始めとするインターネットからの様々なサイバー攻撃による情報の漏えい、改ざん等のリスクを低減するための多重防御のためのセキュリティ要件を策定する。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、機器等を調達する場合には、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」を参照し、利用環境における脅威を分析した上で、情報セキュリティ要件を策定する。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、省庁共通情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、省庁共通情報システム全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないように、情報セキュリティ要件を策定する。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築、運用及び監視に際しては、セキュリティ要件に基づき定めた情報セキュリティ対策を行う。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、構築した情報システムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手段及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずる。
- 7 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際に、当該情報システムの開発事業者から運用保守事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容が含まれていることを確認する。
- 8 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの受入れ時の確認・検査において、仕様書等に定められた検査手続に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認する。
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、省庁共通情報システムを利用して構築された情報システムを運用する場合は、省庁共通情報システムを整備し運用管理する機関等との責任分界に応じた運用管理体制の下、省庁共通情報システムの運用管理規程等に従い、省庁全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用する。
- 10 情報システムセキュリティ責任者は、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理する。
- 11 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築を業務委託する場合は、以下の事項を含む委託先に実施させる事項を、調達仕様書への記載等により適切に実施させる。
 - (1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
 - (2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
 - (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策
- 12 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されたための要件について、調達仕様書への記載等により適切に実施させる。
- 13 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を業務委託する場合は、委託先が実施する情報システムに対する情報セキュリティ対策を適切に把握するため、当該対策による情報システムの変更内容について、速やかに報告させる。

(情報システムの利用時の基本的対策)

第38条 職員等は、行政事務の遂行以外の目的で情報システムを利用してはならない。

- 2 職員等は、情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回線以外に経済産業省の

情報システムを接続してはならない。

- 3 職員等は、省内通信回線に、情報システムセキュリティ責任者の接続許可を受けていない情報システムを接続してはならない。
- 4 職員等は、情報システムで利用を認められたソフトウェア以外を利用してはならない。ただし、情報システムセキュリティ責任者の許可を得た場合はこの限りでは無い。
- 5 職員等は、情報システムセキュリティ責任者の接続許可を受けていない機器等を情報システムに接続してはならない。
- 6 職員等は、第三者による不正操作のおそれがある場合は、情報システムを不正操作から保護するための措置を講ずる。
- 7 職員等は、要保護情報を取り扱う端末にて情報処理を行う場合は、定められた安全管理措置を講ずる。
- 8 職員等は、要保護情報を取り扱う情報システムを要管理対策区域外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者の許可を得る。
- 9 職員等は、要管理対策区域外において省外通信回線に接続した端末（支給外端末を含む）を要管理対策区域で省内通信回線に接続する場合には、当該省内通信回線を管理する情報システムセキュリティ責任者の許可を得た上で、以下を含む安全管理措置を講ずることとする。
 - (1) アンチウイルス対策の実施
 - (2) セキュリティパッチの適用

(情報システムの更改又は廃棄時の情報セキュリティ対策)

- 第39条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの更改又は廃棄を行う場合は、当該情報システムに保存されている情報について、当該情報の格付及び取扱制限を考慮した上で必要性を検討し、以下の措置を適切に講ずる。
- (1) 情報システム更改時の情報の移行における情報セキュリティ対策
 - (2) 情報システム廃棄時におけるすべての情報の抹消

(情報システムの見直し)

- 第40条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずる。

(情報システム台帳)

- 第41条 統括情報セキュリティ責任者は、全ての情報システムに対して、当該情報システムに係る以下の事項を記載した台帳を整備する。
- (1) 情報システム名
 - (2) 管理課室、当該情報システムセキュリティ責任者の氏名及び連絡先
 - (3) システム構成
 - (4) 接続する省外通信回線の種別
 - (5) 取り扱う情報の格付及び取扱制限に関する事項
 - (6) 当該情報システムの設計・開発、運用、保守に関する事項
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、情報処理業務を業務委託する場合は、前項各号の事項に加え、以下の事項を記載した台帳を整備する。
- (1) 役務名

- (2) 契約事業者
 - (3) 契約期間
 - (4) 役務概要
 - (5) ドメイン名（インターネット上で提供されるサービス等を利用する場合）
 - (6) 取り扱う情報の格付及び取扱制限に関する事項
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、前二項の台帳を新規に作成し、又は更改する際には、台帳を統括情報セキュリティ責任者に報告する。

（情報システム関連文書の整備）

第42条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる以下の文書を整備する。

- (1) 情報システムを構成するサーバ装置及び端末関連情報
- (2) 情報システムを構成する通信回線及び通信回線装置関連情報
- (3) 情報システム構成要素ごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順
- (4) 情報セキュリティインシデントを察知した際の対処手順

第4章 情報システムの構成要素の対策

第1節 施設と環境

（要管理対策区域のクラス、管理及び利用制限）

第43条 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域にクラスの区分を定め、クラスに応じた管理対策及び利用制限の手順を定める。

- 2 区域情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域については、当該区域を管理又は利用する職員等が実施すべき対策について、当該職員等が認識できる措置を講ずる。
- 3 区域情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域を管理する場合には、当該区域のクラスを確認し、第1項及び前項に定める管理対策及び利用制限を講ずる。
- 4 区域情報セキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、自然災害及び人為的災害から電子計算機及び通信回線装置を保護するための物理的な対策を講ずる。
- 5 職員等は、情報を取り扱う場合には、情報取扱区域のクラスを確認し、第1項及び第3項に定める管理対策及び利用制限に従って利用する。

第2節 端末

（端末の導入時の対策）

第44条 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う端末について、端末の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずる。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定める。

(端末の運用時の対策)

第45条 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行う。

2 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の端末で利用されている全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある端末を検出等した場合には、改善を図る。

(端末の運用終了時の対策)

第46条 情報システムセキュリティ責任者は、端末の運用を終了する際に、端末の電磁的記録媒体の全ての情報を復元が困難な状態にする。

第3節 サーバ装置

(サーバ装置の導入時の対策)

第47条 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、不正な操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、障害や過度のアクセス等によりサービスが提供できない事態となることを防ぐため、要安定情報を取り扱う情報システムについて、サービス提供に必要なサーバ装置を冗長構成にする等により可用性を確保する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、サーバ装置で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定める。

4 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う際に送受信される情報が漏えいすることを防止するための対策を講ずる。

(サーバ装置の運用時の対策)

第48条 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行う。

2 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲のサーバ装置の構成やソフトウェアの状態を定期的に確認し、不適切な状態にあるサーバ装置を検出等した場合には改善を図る。

3 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置上での不正な行為、無許可のアクセス等の意図しない事象の発生を検知する必要がある場合は、当該サーバ装置を監視するための措置を講ずること。ただし、サーバ装置の利用環境等から不要と判断できる場合はこの限りでない。

4 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置が運用できなくなった場合に正常な運用状態に復元することが可能になるよう、必要な措置を講ずる。

(サーバ装置の運用終了時の対策)

第49条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置の運用を終了する際に、サーバ装置の電磁的記録媒体の全ての情報を復元が困難な状態にする。

第4節 複合機

(複合機)

第50条 情報システムセキュリティ責任者は、複合機を調達する際には、当該複合機が備える機能、設置環境並びに取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じた適切なセキュリティ要件を策定する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適切な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講ずる。

3 情報システムセキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する際に、複合機の電磁的記録媒体の全ての情報を復元が困難な状態にする。

第5節 特定用途機器

(IoT機器を含む特定用途機器)

第51条 情報システムセキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により脅威が存在する場合には、当該機器の特性に応じた対策を講ずる。

第6節 電子メール

(電子メールの導入時の対策)

第52条 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に主体認証を行う機能を備える。

3 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールのなりすましの防止策を講ずる。

4 情報システムセキュリティ責任者は、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざんの防止のため、電子メールのサーバ間通信の暗号化の対策を講ずる。

(電子メールの利用時の対策)

第53条 職員等は、要機密情報を含む電子メールを送受信する場合には、経済産業省が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メールサービスを利用しなければならない。

2 職員等は、経済産業省外の者と電子メールにより情報を送受信する場合は、当該電子メールのドメイン名に政府ドメイン名を使用しなければならない。ただし、経済産業省外の者にとって、当該職員等が既知の場合には、この限りでない。

3 職員等は、不審な電子メールを受信した場合には、定められた手順に従い、対処する。

第7節 ウェブ

(ウェブサーバの導入時の対策)

第54条 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバの管理や設定において、以下の事項を含む情報セキュリティ確保のための対策を講ずる。

(1) ウェブサーバが備える機能のうち、不要な機能を停止又は制限すること。

(2) ウェブコンテンツの編集作業を担当する主体を限定すること。

- (3) 公開してはならない又は無意味なウェブコンテンツが公開されないように管理すること。
 - (4) ウェブコンテンツの編集作業に用いる端末を限定し、識別コード及び主体認証情報を適切に管理すること。
 - (5) インターネットを介して転送される情報の盗聴及び改ざん防止のため全ての情報に対する暗号化の機能及び電子証明書による認証の対策を講ずること。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバに保存する情報を特定し、サービスの提供に必要な情報がウェブサーバに保存されないことを確認する。

(ウェブアプリケーションの開発時及び運用時の対策)

第55条 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブアプリケーションの開発において、既知の種類ウェブアプリケーションの脆弱性を排除するための対策を講ずる。また、運用時においても、これらの対策に漏れが無い定期的に確認し、対策に漏れがある状態が確認された場合は対処を行う。

(ウェブの利用時の対策)

- 第56条 情報システムセキュリティ責任者は、職員等が閲覧することが可能な経済産業省外のウェブサイトを制限する必要性の有無を検討し、必要と認めたときは、当該措置を講ずるとともに、定期的にその見直しを行うものとする。
- 2 職員等は、ウェブクライアントの設定を見直す必要がある場合は、情報セキュリティに影響を及ぼすおそれのある設定変更を行ってはならない。
- 3 職員等は、ウェブクライアントが動作するサーバ装置又は端末にソフトウェアをダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認しなければならない。
- 4 職員等は、閲覧しているウェブサイトに表示されるフォームに要機密情報を入力して送信する場合には、以下の事項を確認しなければならない。
- (1) 送信内容が暗号化されること。
 - (2) 当該ウェブサイトが送信先として想定している組織のものであること。

第8節 ウェブ会議サービス

(ウェブ会議サービスの利用時の対策)

- 第57条 職員等は、統括情報セキュリティ責任者の定める利用手順に従い、ウェブ会議の参加者や取り扱う情報に応じた情報セキュリティ対策を実施する。
- 2 職員等は、ウェブ会議を主催する場合、会議に無関係の者が参加できないよう対策を講ずる。

第9節 ドメインネームシステム

(ドメインネームシステムの導入時の対策)

- 第58条 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムの名前解決を提供するドメインネームシステム（以下「DNS」という。）のコンテンツサーバにおいて、名前解決を停止させないための措置を講ずる。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのキャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答をするための措置を講ずる。

- 3 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのコンテンツサーバにおいて、経済産業省のみで使用する名前の解決を提供する場合、当該コンテンツサーバで管理する情報が外部に漏えいしないための措置を講ずる。

(ドメインネームシステムの運用時の対策)

- 第59条 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのコンテンツサーバを複数台設置する場合は、管理するドメインに関する情報についてサーバ間で整合性を維持する。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのコンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報が正確であることを定期的を確認する。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、DNSのキャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答を維持するための措置を講ずる。

第10節 データベース

(データベースの導入・運用時の対策)

- 第60条 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに対する内部不正を防止するため、管理者アカウントの適正な権限管理を行う。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータにアクセスした利用者を特定できるよう、措置を講ずる。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータに対するアクセス権を有する利用者によるデータの不正な操作を検知できるよう、対策を講ずる。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、データベース及びデータベースへアクセスする機器等の脆弱性を悪用した、データの不正な操作を防止するための対策を講ずる。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、データの窃取、電磁的記録媒体の盗難等による情報の漏えいを防止する必要がある場合は、適切に暗号化をする。

第11節 通信回線

(通信回線の導入時の対策)

- 第61条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線構築時に、当該通信回線に接続する情報システムにて取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じた適切な回線種別を選択し、情報セキュリティインシデントによる影響を回避するために、通信回線に対して必要な対策を講ずる。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線において、サーバ装置及び端末のアクセス制御及び経路制御を行う機能を設ける。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムを通信回線に接続する際に、通信内容の秘匿性の確保が必要と考える場合は、通信内容の秘匿性を確保するための措置を講ずる。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、職員等が通信回線へ情報システムを接続する際に、当該情報システムが接続を許可されたものであることを確認するための措置を講ずる。省内通信回線へ経済産業省支給以外の端末を接続する際も同様とする。
 - 5 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置を要管理対策区域に設置する。ただし、要管理対策区域への設置が困難な場合は、物理的な保護措置を講ずる等して、第三者による破壊や不正な操作等が行われないようにする。

- 6 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、当該通信回線の継続的な運用を可能とするための措置を講ずる。
- 7 情報システムセキュリティ責任者は、省内通信回線にインターネット回線や公衆通信回線等の省外通信回線を接続する場合には、省内通信回線及び当該省内通信回線に接続されている情報システムの情報セキュリティを確保するための措置を講ずる。
- 8 情報システムセキュリティ責任者は、省内通信回線と省外通信回線との間で送受信される通信内容を監視するための措置を講ずる。
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアを定め、ソフトウェアを変更する際の許可申請手順を整備する。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
- 10 情報システムセキュリティ責任者は、保守又は診断のために、遠隔地から通信回線装置に対して行われるリモートアクセスに係る情報セキュリティを確保する。
- 11 情報システムセキュリティ責任者は、電気通信事業者の通信回線サービスを利用する場合には、当該通信回線サービスの情報セキュリティ水準及びサービスレベルを確保するための措置について、情報システムの構築を委託する事業者と契約時に取り決めておく。

(通信回線の運用時の対策)

- 第62条 情報システムセキュリティ責任者は、障害及び事故等による影響を防止するために、通信回線装置の運用時に必要な措置を講ずる。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、経路制御及びアクセス制御を適切に運用し、通信回線や通信要件の変更の際及び定期的に、経路制御及びアクセス制御の設定の見直しを行う。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアの状態を定期的に調査し、許可されていないソフトウェアがインストールされている等、不適切な状態にある通信回線装置を認識した場合には、改善を図る。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティの確保が困難な事由が発生した場合には、当該情報システムが他の情報システムと共有している通信回線について、共有先の他の情報システムを保護するため、当該通信回線とは別に独立した閉鎖的な通信回線に構成を変更する。

(通信回線の運用終了時の対策)

- 第63条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置の運用を終了する場合には、当該通信回線を構成する通信回線装置が運用終了後に再利用された時又は廃棄された後に、運用中に保存していた情報が漏えいすることを防止するため、当該通信回線装置の電磁的記録媒体に記録されている全ての情報を復元が困難な状態にする等適切な措置を講ずる。

(無線LAN環境導入時の対策)

- 第64条 情報システムセキュリティ責任者は、無線LAN技術を利用して省内通信回線を構築する場合は、通信回線の構築時共通の対策に加えて、通信内容の秘匿性を確保するために通信路の暗号化を行ったうえで、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

第12節 IPv6通信

(IPv6通信を行う情報システムに係る対策)

第65条 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6技術を利用する通信（以下「IPv6通信」という。）を行う情報システムを構築する場合は、IPv6 Ready Logo Programに基づくPhase-2準拠製品又はこれと同等以上の情報セキュリティを確保できる製品を調達する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6通信の特性等を踏まえ、IPv6通信を想定して構築する情報システムにおいて、以下の事項を含む脅威又は脆弱性に対する検討を行い、必要な措置を講ずる。

- (1) グローバルIPアドレスによる直接の到達性における脅威
- (2) IPv6通信環境の設定不備等に起因する不正アクセスの脅威
- (3) IPv4通信とIPv6通信を情報システムにおいて共存させる際の処理考慮漏れに起因する脆弱性の発生
- (4) アプリケーションにおけるIPv6アドレスの取扱い考慮漏れに起因する脆弱性の発生

(意図しないIPv6通信の遮断及び監視)

第66条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置を、IPv6通信を想定していない通信回線に接続する場合には、自動トンネリング機能で想定外のIPv6通信パケットが到達する脅威等、当該通信回線から受ける不正なIPv6通信による情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティ確保するため、IPv6通信を遮断する等の措置を講ずる。

第5章 調達及び開発に係る情報セキュリティ対策

第1節 機器等の購入

(機器等の購入時の情報セキュリティ要件の整備)

第67条 統括情報セキュリティ責任者は、機器等の選定基準を整備する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの確保を考慮した機器等の納入時の確認及び検査手続に係る規程を整備する。

(機器等の購入時の留意事項)

第68条 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、機器等の候補の選定における判断の一要素として活用する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の納入後の情報セキュリティ対策に関する保守及び点検等の必要の有無を検討し、必要と認めた場合には、実施条件を明確にした契約を締結する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の納入時において、納入された機器等が選定基準を満たすことを納品検査において確認する。

第2節 業務委託

(業務委託に係る規程の整備)

第69条 統括情報セキュリティ責任者は、業務委託に係る以下の内容を含む規程を整備する。

- (1) 委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準（以下この節において「委託判断基準」という。）
- (2) 委託先の選定基準及び選定手続き

（委託先の選定）

第70条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託判断基準に従って業務委託を実施し、その際は、委託先の選定基準及び選定手続に従って委託先を選定する。

2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、業務委託を実施する際には、次の各号に掲げる事項を含む情報セキュリティ対策を実施することを委託先の選定要件とし、仕様内容にも含めることとする。

- (1) 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止
- (2) 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- (3) 委託事業の実施に当たり、委託先企業若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、経済産業省の意図せざる変更が加えられないための管理体制
- (4) 委託先の資本関係・役員等の報酬、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
- (5) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- (6) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- (7) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて次の各号に掲げる事項を仕様に含める。

- (1) 経済産業省が行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (2) 委託先が請け負った業務のサービスレベルを保証すること。

4 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託先が業務委託に係る業務の内容を一部再委託する場合は、第2項及び前項の情報セキュリティ対策の実施を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を経済産業省に提供し、承認を受けるよう、仕様に含める。

（業務委託契約時における情報セキュリティ対策）

第71条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、業務委託を実施する際に、前条第2項から第4項までに掲げる事項を含む契約を締結する。

（業務委託における対策の実施）

第72条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する。

2 職員等は、委託先への情報の提供等において、以下の事項を遵守する。

- (1) 委託先に要保護情報を提供する場合、提供する情報を必要最小限とし、あらかじめ定められた安全な受渡し方法により提供すること。
- (2) 提供した要保護情報が委託先において不要になった場合は、これを確実に返却又は消去させること。
- (3) 委託業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ

責任者に報告すること。

- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を職員等より受けた場合は、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託先に講じさせる。
- 4 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、委託した業務の終了時に、委託先において取り扱われた情報が確実に返却又は消去されたことを確認する。

第3節 外部サービスの利用（要機密情報を取り扱う場合）

（外部サービスの利用に係る規程の整備）

第73条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービス（要機密情報を取り扱う場合に限る。以下この節において同じ。）の利用に関する以下を含む規程を整備する。

- (1) 外部サービスを利用可能な業務及び情報システムの範囲並びに情報の取扱いを許可する場所を判断する基準（以下この節において「外部サービス利用判断基準」という。）
 - (2) 外部サービス提供者の選定基準
 - (3) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続
 - (4) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理
- 2 民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービスでは、セキュリティ対策やデータの取扱いなどについて経済産業省への特別な扱いを求めることができない場合が多く、要機密情報を取り扱う上で必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。

（外部サービスの選定（クラウドサービスの場合））

第74条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス利用判断基準に従って外部サービスの利用を検討する。

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従って外部サービス提供者を選定する。また、業務に特有のリスクが存在する場合には、必要な情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件に含める。
- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限並びに外部サービスとの情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定する。

（外部サービスの選定（クラウドサービス以外の場合））

第75条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス利用判断基準に従って外部サービスの利用を検討する。

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスで取り扱う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従って外部サービス提供者を選定する。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を外部サービス提供者の選定条件

に含める。

- (1) 外部サービスの利用を通じて経済産業省が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止
 - (2) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - (3) 外部サービスの提供に当たり、外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、経済産業省の意図せざる変更が加えられないための管理体制
 - (4) 外部サービス提供者の資本関係・役員等の情報、外部サービスの提供が行われる施設等の場所、外部サービス提供に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
 - (5) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - (6) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
 - (7) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- 3 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、外部サービス提供者の選定条件に含める。
- 4 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて経済産業省が取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を外部サービス提供者の選定条件に含める。
- (1) 情報セキュリティ監査の受入れ
 - (2) サービスレベルの保証
- 5 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの利用を通じて経済産業省が取り扱う情報に対して国内法以外の法令及び規制が適用されるリスクを評価して外部サービス提供者を選定し、必要に応じて経済産業省の情報が取り扱われる場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を選定条件に含める。
- 6 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービス提供者がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、外部サービス提供者の選定条件で求める内容を外部サービス提供者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を経済産業省に提供し、経済産業省の承認を受けるよう、外部サービス提供者の選定条件に含める。また、外部サービス利用判断基準及び外部サービス提供者の選定基準に従って再委託の承認の可否を判断する。
- 7 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じてセキュリティ要件を定め、外部サービスを選定する。また、外部サービスのセキュリティ要件としてセキュリティに係る国際規格等と同等以上の水準を求める。
- 8 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性を考慮した上で、外部サービスが提供する部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上で、情報セキュリティに関する役割及び責任の範囲を踏まえて、セキュリティ要件を定める。
- 9 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断する。

(外部サービスの利用に係る調達・契約)

第76条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを

調達する場合は、外部サービス提供者の選定基準及び選定条件並びに外部サービスの選定時に定めたセキュリティ要件を調達仕様に含める。

- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを調達する場合は、外部サービス提供者及び外部サービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容を契約に含める。

(外部サービスの利用承認)

第77条 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスを利用する場合には、利用申請の許可権限者へ外部サービスの利用申請を行う。

- 2 利用申請の許可権限者は、職員等による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定する。
- 3 利用申請の許可権限者は、外部サービスの利用申請を承認した場合は、承認済み外部サービスとして記録し、外部サービス管理者を指名する。

(外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策)

第78条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスを利用して情報システムを構築する際のセキュリティ対策に関する以下を含む規程を整備する。

- (1) 不正なアクセスを防止するためのアクセス制御
 - (2) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - (3) 開発時におけるセキュリティ対策
 - (4) 設計・設定時の誤りの防止
- 2 外部サービス管理者は、前項の規程に基づき、情報システムの構築時にセキュリティ対策の実施状況を確認・記録する。

(外部サービスを利用した情報システムの運用・保守時の対策)

第79条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスを利用して情報システムを運用する際のセキュリティ対策に関する以下を含む規程を整備する。

- (1) 外部サービス利用方針
 - (2) 外部サービス利用に必要な教育
 - (3) 取り扱う資産の管理
 - (4) 不正アクセスを防止するためのアクセス制御
 - (5) 取り扱う情報の機密性保護のための暗号化
 - (6) 外部サービス内の通信の制御
 - (7) 設計・設定時の誤りの防止
 - (8) 外部サービスを利用した情報システムの事業継続
- 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスで発生したインシデントを認知した際の対処手順に関する規程を整備する。
 - 3 外部サービス管理者は、前各項の規程に基づき、情報システムの運用・保守時にセキュリティ対策の実施状況を定期的に確認・記録する。

(外部サービスを利用した情報システムの更改・廃棄時の対策)

第80条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービスの特性や責任分界点に係る考え方を踏まえ、外部サービスの利用を終了する際のセキュリティ対策に関する以下を含む規程を整備する。

- (1) 外部サービスの利用終了時における対策
- (2) 外部サービスで取り扱った情報の廃棄
- (3) 外部サービスの利用のために作成したアカウントの廃棄

2 外部サービス管理者は、前項の規程に基づき、外部サービスの利用終了時にセキュリティ対策の実施状況を確認・記録する。

第4節 外部サービスの利用（要機密情報を取り扱わない場合）

(外部サービスの利用に係る規程の整備)

第81条 統括情報セキュリティ責任者は、外部サービス（要機密情報を取り扱わない場合に限る。以下この節において同じ。）の利用に関する以下を含む規程を整備する。

- (1) 外部サービスを利用可能な業務の範囲
- (2) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続
- (3) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理
- (4) 外部サービスの利用の運用手順

(外部サービスの利用における対策の実施)

第82条 職員等は、利用するサービスの約款その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で要機密情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用を申請する。また、承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講ずる。

2 利用申請の許可権限者は、職員等による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定する。また、承認した外部サービスを記録する。

第6章 情報処理の制限

第1節 要管理対策区域外における情報処理の制限

(要管理対策区域外での情報処理に係る許可の取得及び管理)

第83条 職員等は、要保護情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合には、課室情報セキュリティ責任者の許可を得る。ただし、機密性2情報であつて、課室情報セキュリティ責任者が許可を要しないとした場合は、この限りでない。

2 課室情報セキュリティ責任者は、許可をした要保護情報の要管理対策区域外での情報処理に係る記録を取得する。

3 課室情報セキュリティ責任者は、要保護情報について要管理対策区域外での情報処理を行うことを許可した期間が終了したときに、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、その状況を確認し、必要な措置を講ずる。ただし、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。

4 職員等は、要保護情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合には、業務の遂行に

必要最小限の情報処理にとどめる。

- 5 職員等は、要保護情報を取り扱う情報システムを要管理対策区域外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者の許可を得る。ただし、専ら、機密性2以下の情報を取り扱う情報システムである場合であって、情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者が許可を要しないとした場合は、この限りでない。
- 6 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムの要管理対策区域外への持ち出しに係る記録を取得する。
- 7 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う情報システムを要管理対策区域外に持ち出すことを許可した期間が終了したときに、許可を受けた者から終了した旨の報告がない場合には、状況を確認し、必要な措置を講ずる。ただし、機密性2情報であって、許可を与えた者が報告を要しないとした場合は、この限りでない。
- 8 職員等は、要保護情報を取り扱う情報システムを要管理対策区域外に持ち出す場合には、業務の遂行に必要最小限の情報システムの持ち出しにとどめる。

(要管理対策区域外における安全管理措置に係る規程の遵守)

第84条 職員等は、要保護情報について要管理対策区域外での情報処理について定められた安全管理措置を講ずる。

- 2 職員等は、要保護情報を取り扱う情報システムの要管理対策区域外への持ち出しについて定められた安全管理措置を講ずる。

第2節 経済産業省支給の端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る。）の導入及び利用時の対策

(経済産業省支給の端末に係る規程の整備)

第85条 統括情報セキュリティ責任者は、職員等が経済産業省が支給する端末（要管理対策区域外で使用する場合に限る。以下この節において同じ。）を用いて要保護情報を取り扱う場合について、これらの端末や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた利用手順及び許可手続を定める。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う経済産業省が支給する端末について、盗難、紛失、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための技術的な措置に関する規程を整備する。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域外において省外通信回線に接続した経済産業省が支給する端末を省内通信回線に接続することについての可否を判断した上で、可と判断する場合は、当該端末から省内通信回線を経由して情報システムが不正プログラムに感染するリスクを踏まえた安全管理措置に関する規定及び許可手続を定める。

(経済産業省支給の端末の技術的な措置)

第86条 情報システムセキュリティ責任者は、職員等が経済産業省が支給する端末を用いて要機密情報を取り扱う場合は、前条第2項の規程に基づき、当該端末について技術的な措置を講ずる。

第3節 経済産業省支給以外の端末の導入及び利用時の対策

(経済産業省支給以外の端末に係る規程の整備)

第87条 統括情報セキュリティ責任者は、職員等が経済産業省支給以外の端末を用いて経済産業省の業務に係る情報処理を行う場合の許可等の手続を定める。

2 統括情報セキュリティ責任者は、職員等が経済産業省支給以外の端末を用いて要保護情報を取り扱う場合について、これらの機器や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた利用手順及び許可手続を定める。

3 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う経済産業省支給以外の端末について、以下の安全管理措置に関する規程を整備する。

(1) 盗難、紛失、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための技術的な措置

(2) 不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するための利用時の措置

4 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域外において省外通信回線に接続した経済産業省支給以外の端末を省内通信回線に接続することについての可否を判断した上で、可と判断する場合は、当該端末から機関等内通信回線を経由して情報システムが不正プログラムに感染するリスクを踏まえた安全管理措置に関する規定及び許可手続を定める。

(経済産業省支給以外の端末の安全管理措置)

第88条 管理規程第16条第1項に規定する端末管理責任者は、職員等が経済産業省支給以外の端末を用いて要機密情報を取り扱う場合は、当該端末について前条第3項第1号の安全管理措置を講ずる。

2 端末管理責任者は、要機密情報を取り扱う経済産業省支給以外の端末について、前条第3項第1号に定める安全管理措置のうち自ら講ずることができないもの及び同項第2号に定める安全管理措置を職員等に講じさせる。

3 職員等は、要機密情報を取り扱う経済産業省支給以外の端末について、前条第3項第1号に定める安全管理措置のうち端末管理責任者が講ずることができないもの及び同項第2号に定める安全管理措置を講ずる。

4 職員等は、経済産業省支給以外の端末を用いて経済産業省の業務に係る情報処理を行う場合には、端末管理責任者の許可を得る。

5 職員等は、情報処理の目的を完了した場合は、要保護情報を経済産業省支給以外の端末から消去する。

第4節 アプリケーション・コンテンツ提供時の対策

(アプリケーション・コンテンツに係る規程の整備)

第89条 統括情報セキュリティ責任者は、アプリケーション・コンテンツの提供時に経済産業省外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための措置に係る規程を整備する。

(ドメイン名の使用についての対策)

第90条 情報システムセキュリティ責任者は、経済産業省外の者に提供するウェブサイト等が経済産業省提供のものであることを利用者が確認できるように、政府ドメイン名を使用する。ただし、第93条各項に基づき、ソーシャルメディアサービスによる情報発信をする場合はこの限り

ではない。

- 2 職員等は、経済産業省外向けに提供するウェブサイト等の作成を業務委託する場合においては、政府ドメイン名を使用するよう調達仕様に含める。

(不正なウェブサイトへの誘導防止)

- 第91条 情報システムセキュリティ責任者は、利用者が検索サイト等を経由して経済産業省のウェブサイトになりすました不正なウェブサイトへ誘導されないよう対策を講ずる。

(アプリケーション・コンテンツの告知)

- 第92条 職員等は、アプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知する対象となるアプリケーション・コンテンツに利用者が確実に誘導されるよう、必要な措置を講ずる。
- 2 職員等は、経済産業省外の者が提供するアプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知するURL等の有効性を保つ。

第5節 ソーシャルメディアサービスによる情報発信

(ソーシャルメディアサービスによる情報発信時の対策)

- 第93条 統括情報セキュリティ責任者は、経済産業省が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用することを前提として、以下を含む情報セキュリティ対策に関する運用手順等を定める。
 - (1) 経済産業省のアカウントによる情報発信が実際の経済産業省のものであると明らかとするために、アカウントの運用組織を明示するなどの方法でなりすましへの対策を講ずること。
 - (2) パスワード等の主体認証情報を適切に管理するなどの方法で不正アクセスへの対策を講ずること。
 - (3) 要機密情報を取り扱わないこと。
- 2 職員等は、要安定情報の国民への提供にソーシャルメディアサービスを用いる場合は、経済産業省の自己管理ウェブサイト当該情報を掲載して参照可能とする。

第6節 テレワーク

(実施規定の整備)

- 第94条 統括情報セキュリティ責任者は、原則としてテレワークは経済産業省支給の端末で行うことその他テレワーク実施時の情報セキュリティ対策に係る規程を整備する。

(実施環境における対策)

- 第95条 情報システムセキュリティ責任者は、テレワークの実施により省外通信回線を経由して経済産業省の情報システムへリモートアクセスする形態となる情報システムを構築する場合は、通信経路及びリモートアクセス特有の攻撃に対するセキュリティを確保する。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスに対し多要素主体認証を行う。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスする端末を許可された端末に限定する措置を講ずる。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、リモートアクセスする端末を最新の脆弱性対策や不正プ

ログラム対策が施されている端末に限定する。

（実施時における対策）

第96条 情報システムセキュリティ責任者は、テレワーク実施前及び実施後に職員等がチェックすべき項目を定め、職員等に当該チェックを実施させる。

- 2 職員等は、画面ののぞき見や盗聴を防止できるようテレワークの実施場所を選定する。また、自宅以外でテレワークを実施する場合には、離席時の盗難に注意する。
- 3 職員等は、原則として情報セキュリティ対策の状況が定かではない又は不十分な省外通信回線を利用してテレワークを行わない。

第7章 情報セキュリティ対策に応じた教育、監査等

第1節 教育

（情報セキュリティ教育）

第97条 統括情報セキュリティ責任者は、対策推進計画に基づき情報セキュリティ教育実施計画を策定する。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ職員等に対して新たに教育すべき事項が明らかになった場合は、教育実施計画を見直す。

（情報セキュリティ教育の整備）

第98条 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ教育について、職員等に教育すべき内容を検討し、教育のための資料を整備する。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ教育について、職員等が毎年度1回以上、受講できるように整備する。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ教育について、使用する情報システムに変更がある職員等に対し、着任時又は異動時に新しい職場等で、3か月以内に受講できるように整備する。

（情報セキュリティ教育の実施）

第99条 課室情報セキュリティ責任者は、職員等に情報セキュリティ対策の教育を受講させる。

- 2 職員等は、情報セキュリティ教育について、適切な時期に受講する。
- 3 課室情報セキュリティ責任者は、教育の実施状況を記録し、情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告する。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、教育の実施状況を分析及び評価し、最高情報セキュリティ責任者に対して、職員等の情報セキュリティ対策教育の受講状況について報告する。
- 5 課室情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策推進体制、CSIRT及びCYMATに属する職員等に教育を適切に受講させる。

第2節 自己点検

（自己点検）

第100条 統括情報セキュリティ責任者は、対策推進計画に基づく自己点検年度計画を定める。

2 統括情報セキュリティ責任者は、職員等ごとの自己点検票及び自己点検の実施手順を整備する。

3 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ、職員等に対して新たに点検すべき事項が明らかになった場合は、年度自己点検計画を見直す。

(自己点検の実施)

第101条 情報セキュリティ責任者は、前条第1項に基づく自己点検年度計画に基づき、職員等に対して、自己点検の実施を指示する。

2 職員等は、自己点検票及び自己点検の実施手順を用いて自己点検を実施する。

(自己点検結果の評価及び改善)

第102条 情報セキュリティ責任者は、自己点検結果について、担当する部局庁等の組織の課題を確認する等の観点から自己点検結果を分析、評価し、その結果を統括情報セキュリティ責任者に報告する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、前項の結果について、経済産業省全体の課題等についての分析、評価を行う。また、評価結果を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

3 最高情報セキュリティ責任者は、前項を受けて、自己点検結果を全体として評価し、自己点検の結果により明らかになった問題点について、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に改善を指示し、改善結果の報告を受ける。

第3節 監査

(監査計画に関する年度計画の策定)

第103条 情報セキュリティ監査責任者は、対策推進計画に基づく情報セキュリティ監査年度計画を策定しなければならない。

2 情報セキュリティ監査責任者は、管理規程第27条第2項の指示を受けた場合には、追加の監査実施計画を策定しなければならない。

(情報セキュリティ監査の実施)

第104条 情報セキュリティ監査責任者は、監査業務の実施において必要となる者を、被監査部門から独立した者から選定し、情報セキュリティ監査実施者に指名することができる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、経済産業省外の者に監査の一部を請け負わせる必要性を検討し、必要と判断した場合には、経済産業省外の者に監査の一部を請け負わせることができる。

3 情報セキュリティ監査実施者は、情報セキュリティ監査責任者の指示に基づき、監査実施計画に従って監査を実施する。

4 情報セキュリティ監査実施者は、管理規程及びこの基準において整備することが定められている実施手順が管理規程及びこの基準に準拠しているか否かを確認する。

5 情報セキュリティ監査実施者は、被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程に準拠しているか否かを確認する。

6 情報セキュリティ監査責任者は、監査報告書を作成し、最高情報セキュリティ責任者へ提出する。

(情報セキュリティ監査結果に対する措置)

第105条 最高情報セキュリティ責任者は、前条第6項の監査報告書の内容を踏まえ、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に指摘事項に対する改善を指示する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、前項の指示に基づき、経済産業省内で横断的に改善が必要な事項について、必要な措置を実施するとともに改善計画を策定し、これらを最高情報セキュリティ責任者に報告する。

3 情報セキュリティ責任者は、第1項の指示に基づき、担当する部局庁等の改善が必要な事項について、必要な措置を実施するとともに改善計画を策定し、これらを最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告する。

4 最高情報セキュリティ責任者は、本条で定める必要な措置の実施結果、改善計画及び改善計画に基づく改善の実施について、不十分と認める場合には、情報セキュリティ責任者に追加の指示をすることができる。

(情報セキュリティ関連規程に係る問題点の報告)

第106条 情報セキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、職員等から情報セキュリティに係る問題点の報告を受けた場合は、統括情報セキュリティ責任者に報告する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに係る課題及び問題点を含む運用状況を適時に把握し、必要に応じて最高情報セキュリティ責任者にその内容を報告する。

第4節 障害及び事故等

(障害及び事故等の発生に備えた事前準備)

第107条 最高情報セキュリティ責任者は、CSIRTを整備し、職員等からCSIRTに属する職員を置き、そのうちCSIRT責任者を置く。

2 CSIRT責任者は、統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

3 統括情報セキュリティ責任者は、CSIRTの役割、職員の体制及び情報セキュリティインシデントへの対処手順を整備する。

4 統括情報セキュリティ責任者は、障害及び事故等が発生した場合（発生したおそれがある場合を含む。以下同じ。）の報告手順及び報告手段を整備し、具体例を含め周知する。

5 統括情報セキュリティ責任者は、障害及び事故等が発生した場合における際の経済産業省内外との情報共有を含む対処手順を整備する。

6 統括情報セキュリティ責任者は、障害及び事故等に備え、行政事務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、緊急連絡先、連絡手段、連絡内容を含む緊急連絡網を整備する。

7 統括情報セキュリティ責任者は、必要に応じ、障害及び事故等について経済産業省外から報告を受けるための窓口を設置することができる。その場合はその窓口への連絡手段を経済産業省内外に明示する。

8 統括情報セキュリティ責任者は、障害及び事故等への対処の訓練の必要性を検討し、必要と判断した場合には、訓練の内容及び体制を整備し、周知する。

9 統括情報セキュリティ責任者は、第3項及び第5項に掲げる対処手順が適切に機能することを訓練等により確認する。

10 CYMATに属する職員等を置くこととし、その職員等は統括情報セキュリティ責任者が指名する。

(障害及び事故等の発生時における報告と応急措置)

第108条 職員等は、障害及び事故等の発生した場合には、前条第4項に基づく手順に従い報告を行う。

2 統括情報セキュリティ責任者は、障害及び事故等が発生した場合には、情報システムセキュリティ責任者等に対し、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び障害及び事故等からの復旧に係る指示又は勧告を行う。

3 職員等は、障害及び事故等が発生した場合には、適用可能な対応手順がある場合には、当該手順に従い対応する。

4 職員等は、障害及び事故等が発生した場合であって、当該障害及び事故等について適用可能な対応手順がないときは、対応についての指示を受けるまで、障害及び事故等による被害の拡大防止に努める。

5 統括情報セキュリティ責任者は、報告を受けた障害及び事故等について、速やかに、経済産業省内外の関係部門と情報共有を行い、評価を行う。

6 情報システムセキュリティ責任者は、省庁共通情報システムにおいて障害及び事故等が発生した場合には、当該省庁共通情報システムに係る運用管理等、適用可能な対応手順がある場合には、当該手順に従い対応する。

(障害及び事故等の原因調査と再発防止策)

第109条 情報セキュリティ責任者は、障害及び事故等が発生した場合には、障害及び事故等に対応する責任者が実施した内容も踏まえ、障害及び事故等の原因を調査するとともに再発防止策を策定し、結果を報告書として統括情報セキュリティ責任者に報告する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者から障害及び事故等についての報告を受けた場合には、内容を検討し、再発防止策を実施するために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、最高情報セキュリティ責任者に報告する。

第5節 業務継続計画

(業務継続計画と情報セキュリティ対策の整合性の確保)

第110条 統括情報セキュリティ責任者は、経済産業省における業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）と関係があると認めた情報システムについて、業務継続計画との整合性を考慮し、必要な措置を講ずる。

(1) 通常時において業務継続計画並びに管理規程及びこの基準との整合的運用が可能となるよう必要な措置を講ずること。

(2) 事態発生時において業務継続計画並びに管理規程及びこの基準との整合的運用が可能となるよう実施手順の整備等の必要な措置を講ずること。

第6節 情報セキュリティ対策推進体制

(情報セキュリティ対策推進体制の役割)

第111条 統括情報セキュリティ責任者は、管理規程第10条第1項に基づき、情報セキュリティ対策推進体制の役割を以下の通り定め、当該体制の役割に応じて必要な事務を遂行する。

(1) 情報セキュリティ関係規程及び対策推進計画の策定に係る事務

- (2) 情報セキュリティ関係規程の運用に係る事務
- (3) 例外措置に係る事務
- (4) 情報セキュリティ対策の教育の実施に係る事務
- (5) 情報セキュリティ対策の自己点検に係る事務
- (6) 情報セキュリティ関係規程及び対策推進計画の見直しに係る事務

第8章 雑則

(細則の策定)

- 第112条 最高情報セキュリティ責任者又は統括情報セキュリティ責任者は、この基準に定めるもののほか、必要な細則を定めることができる。
- 2 情報セキュリティ責任者は、自らの統括する部局又は所管するシステムについて、この基準に定めるほか、必要と認める事項について細則を定めることができる。
- 3 情報セキュリティ責任者は、前項の細則を制定、改正又は廃止したときは、最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

附 則 (平成18・03・24シ第1号)

この基準は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成20・02・01シ第2号)

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成20・10・29シ第2号)

この基準は、平成20年12月10日から施行する。

附 則 (平成21・11・18シ第2号)

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成23・04・01シ第2号)

1. この基準は、平成23年4月1日から施行する。

2. この基準の最終改正の施行の際に、従前の経済産業省行政文書管理規程（平成13・01・06広第3号）に基づき、秘密文書としての表示が付されているものについては、「極秘」を機密性4情報に、「秘」を機密性3情報に読み替えて、「経済産業省情報セキュリティ対策基準」の規定を適用するものとする。

附 則 (平成23・07・08シ第2号)

この基準は、平成23年7月25日から施行する。

附 則 (20120719シ第2号)

この基準は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

1. この基準は、経済産業省情報セキュリティ管理規程の一部を改正する訓令（20150324シ第1号）の公布の日から施行する。

2. この基準の施行前にした廃止前の特許庁情報セキュリティポリシーに基づく行為については、なお従前の例による。

附 則 (20190529官第2号)

この基準は、令和元年５月３１日から施行する。

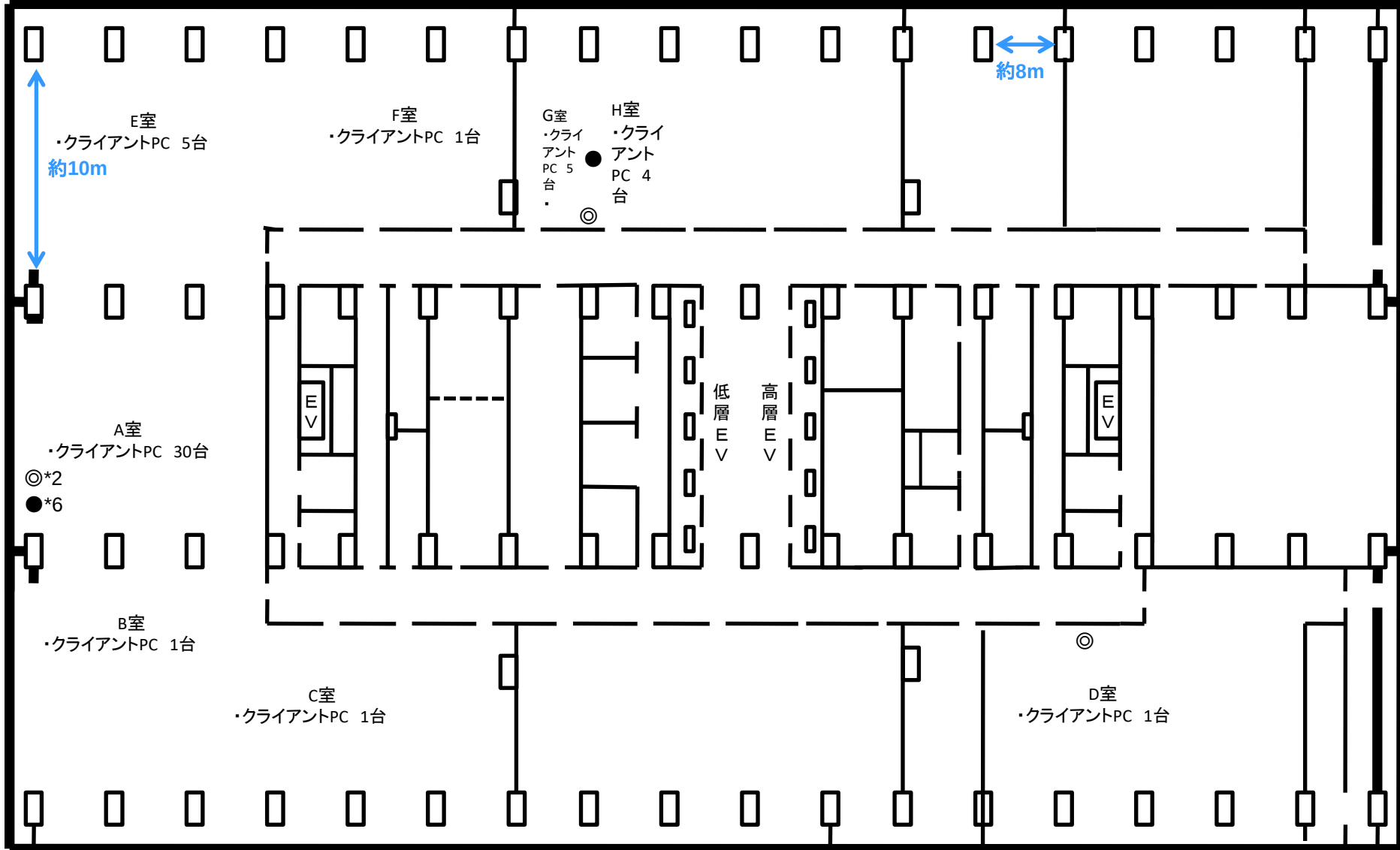
附 則（２０２２１００７官第４号）

この基準は、令和４年１０月２４日から施行する。

調査統計グループフロア図 2023.10～

◎ L2SWの位置(4箇所)

● HUBの位置(7箇所)



次期経済産業省調査統計システム

要件定義書 別添10

過去に受講実績のある外部研修例

分野	初級			中級			上級		
	コースコード	コース名	日数	コースコード	コース名	日数	コースコード	コース名	日数
プロジェクトマネジメント	PMV065	プロジェクトマネジメント基礎【バーチャル・クラスルーム】	2日	PMJ066	(PDU)ワークショップで学ぶプロジェクトマネジメント実践		PMV003	(PDU)プロジェクト経験者のためのプロジェクトマネジメント上級編【バーチャル・クラスルーム】	2日
	PME022	<eラーニング>プロジェクトマネジメント基礎		PMV110	(PDU)ケースメソッドによるPM判断・行動力強化Part1【バーチャル・クラスルーム】	1日	PMV110	(PDU)ケースメソッドによるPM判断・行動力強化Part2【バーチャル・クラスルーム】	1日
				PMV101	(PDU)実現可能性を高めるスケジュール・マネジメント【バーチャル・クラスルーム】	1日	PMV102	(PDU)プロジェクト関係者と良好な関係を築くためのステークホルダーマネジメント【バーチャル・クラスルーム】	1日
ベンダマネジメント				CTV046	情報システム導入を成功させる要件定義とベンダー折衝の実践ポイント【バーチャル・クラスルーム】				
				CTV026	情報システムのユーザテストと移行・切替・本番稼働の準備業務【バーチャル・クラスルーム】	1日			
システム基盤 (Windowsサーバ)	MSV055	Windows Server入門【バーチャル・クラスルーム】	2日	MSV053	Active Directory入門【バーチャル・クラスルーム】	2日			
	CLV005	実機で学ぶ！ サーバ仮想化入門-VSphere、Microsoft Hyper-V、KVM-【バーチャル・クラスルーム】	1日						
システム基盤 (Unix/Linux)	UXV078	UNIX/Linux 基礎-コマンド編-【バーチャル・クラスルーム】	2日	UXV029	Linuxシステム管理 前編-Linuxインストールとシステム/ネットワーク管理の基礎-【バーチャル・クラスルーム】	2日	UXV080	Linuxトラブルシューティング【バーチャル・クラスルーム】	2日
	UXV049	UNIX/Linux 基礎-シェルスクリプト編-【バーチャル・クラスルーム】	2日	UXV030	Linuxシステム管理 後編-システム起動の仕組みとディスク管理技術-【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				UXE009	<eラーニング>(詳解)Linuxシステム管理-システム管理・パフォーマンス管理・仮想化を深く知りたい方へ-				
システム基盤 (ネットワーク)	NWE034	<eラーニング>ネットワーク基礎 I-イーサネットの仕組み-		NWJ099	TCP/IPプロトコル解析	2日	NWJ084	ネットワークトラブル解決	2日
	NWE035	<eラーニング>ネットワーク基礎 II-TCP/IPの仕組み-		NWJ147	ネットワークインフラ構築-基礎編-	1日			
システム基盤 (データベース)	DBV126	データベース入門【バーチャル・クラスルーム】	1日	DBV063	基礎から学ぶSQL-現場で使える力をつける-【バーチャル・クラスルーム】	2日	DBV148	Oracle Database: 管理クイック・スタート【バーチャル・クラスルーム】	2日
	DBE059	<eラーニング>データベース基礎基礎		DBV145	Oracle Database: SQL基礎【バーチャル・クラスルーム】	3日	DBV149	Oracle Database: 管理ネクスト・ステップ【バーチャル・クラスルーム】	3日
システム基盤 (情報セキュリティ)	SCV052	情報セキュリティ基礎-セキュリティ全体を俯瞰する-【バーチャル・クラスルーム】	1日	SCV051	ネットワークセキュリティ対策実習-FW/IDS/PKI-【バーチャル・クラスルーム】	2日	SDV010	CND (Certified Network Defender)【GSXライブ配信】	3日
	SCE013	<eラーニング>情報技術者に求められるセキュリティの基礎-要素技術(暗号、認証)編-		SCV053	サイバー攻撃対応コミュニケーション訓練(ITシステム編)【バーチャル・クラスルーム】	0.5日	SDV009	CEH (Certified Ethical Hacker)【GSXライブ配信】	5日
	SCE012	<eラーニング>情報技術者に求められるセキュリティの基礎-ネットワーク構成技術とシステム保護の概要編-					SDV007	セキュリティスト(SecuriST) 認定Webアプリケーション脆弱性診断士【GSXライブ配信】	2日
	SCE011	<eラーニング>サイバー攻撃対応基礎(知識修得編)					SDV008	セキュリティスト(SecuriST) 認定ネットワーク脆弱性診断士【GSXライブ配信】	2日
システム開発 (要件定義、テスト)	SPV058	演習で学ぶ！ 情報システムの役割と開発の進め方【バーチャル・クラスルーム】	2日	SPV024	システムの要件定義技法【バーチャル・クラスルーム】	2日			
	SJE029	<eラーニング>システム開発の基礎		CTV075	業務のIT化を推進するための新業務フロー作成技法とシステムへの要求のまとめ方【バーチャル・クラスルーム】	1日			
	SPV028	品質確保のためのソフトウェアテスト【バーチャル・クラスルーム】	1日	SPV073	業務要件とユーザビリティを確保するためのユーザ要件定義とUIデザインのコツ【バーチャル・クラスルーム】	1日			
	SPV081	新しいUXデザイン -ポストHCDの立場から-【バーチャル・クラスルーム】	0.5日	SPV074	後工程で慌てない！ ユーザノ業務要件の漏れを未然に防ぐシステム要件定義のコツ【バーチャル・クラスルーム】	1日			
				SPV075	開発の手戻りを最小限にするシステム要件の品質チェックと基本設計のコツ【バーチャル・クラスルーム】	1日			
システム開発 (プログラミング)	OJV016	Javaプログラミング1(基本文法編)【バーチャル・クラスルーム】	3日						
	OJE026	<eラーニング>Javaプログラミング1(基本文法編)							
	OJV017	Javaプログラミング2(基本クラス編)【バーチャル・クラスルーム】	2日						
	OJE027	<eラーニング>Javaプログラミング2-基本クラス編-							
	SPV080	やってみようDX -ローコードプログラミングによる業務のDX-【バーチャル・クラスルーム】	1日						
ITサービスマネジメント	ITV008	情報システム運用入門-運用からITサービスへ-【バーチャル・クラスルーム】	1日	ITV009	IT運用におけるヒューマンエラー予防【バーチャル・クラスルーム】	1日	HSV242	システムトラブルの予防と是正-障害事例分析を中心に-【バーチャル・クラスルーム】	2日
	ITE008	<eラーニング>運用管理概説		ITV004	システム運用の現状分析・設計力養成ワークショップ【バーチャル・クラスルーム】	2日			
	ITV017	ITIL(R)4ファンデーション(受験バウチャーチケット付き)【バーチャル・クラスルーム】	2日						
	HSV198	定量分析のスキル【バーチャル・クラスルーム】	2日	DBV134	0から始めるRの基礎 -データ分析と可視化体験-【バーチャル・クラスルーム】	2日			

分野	初級			中級			上級		
	コースコード	コース名	日数	コースコード	コース名	日数	コースコード	コース名	日数
データ分析	HSV109	データ分析手法の理論と適用-ビジネスにおける統計的手法活用の広がり-【バーチャル・クラスルーム】	2日	DBV138	Python入門-データ分析での活用をテーマとして-【バーチャル・クラスルーム】	2日			
	HSE116	<eラーニング>データ分析手法の理論と適用		DBV124	テキストマイニング入門-プログラミングレスで学ぶテキストデータ分析の勘所-【バーチャル・クラスルーム】	1日			
	QAV049	Excelによる問題解決のためのデータ分析【バーチャル・クラスルーム】	1日	HSV211	BI活用事例に学ぶ分析提案の進め方【バーチャル・クラスルーム】	1日			
	AIE010	<eラーニング>AIの活用におけるマネジメント入門-データ分析の役割と法令やAI倫理の注意点-		DBV139	Tableauトレーニング -Desktop I: Fundamentals (初級～中級)-【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				DBV140	Tableauトレーニング -Desktop II: Intermediate (中級)-【バーチャル・クラスルーム】	2日			
AI	AIE004	<eラーニング>AIリテラシー-AI技術の概要と活用事例-		AIE007	<eラーニング>AIマーケティングの基礎				
	AIE008	<eラーニング>AI・データサイエンス基礎		AIE001	<eラーニング>AIエンジニアリング入門(1)-機械学習の理論と実践-				
	DBE049	<eラーニング>機械学習 基礎知識編 -初めてでもOK！データ分析を身近に-		AIE002	<eラーニング>AIエンジニアリング入門(2)-深層学習の理論と実践-				
JP1	JPV306	JP1操作入門【バーチャル・クラスルーム】	1日	JPV283	JP1プロフェッショナル ジョブ管理 1-ジョブ定義・監視-【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				JPJ284	JP1プロフェッショナル ジョブ管理 2-システム設定・運用管理-(研修のみ)【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				JPV307	JP1プロフェッショナル ネットワーク管理(研修のみ)【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				JPV289	JP1プロフェッショナル ネットワーク管理 2-システムリソース管理-(研修のみ)【バーチャル・クラスルーム】				
				JPV308	JP1プロフェッショナル 統合管理 1-システム監視-【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				JPV309	JP1プロフェッショナル 統合管理 2-システム設定-(研修のみ)【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				JPV282	JP1プロフェッショナル パフォーマンス管理(研修のみ)【バーチャル・クラスルーム】	2日			
				JPV305V	JP1プロフェッショナル 資産・配布管理(受験バウチャー付き)【バーチャル・クラスルーム】	2日			

令和 5 年度 データ保管に係る媒体数等

以下は、令和 5 年 11 月 1 日時点での外部倉庫に保管している媒体数等である。

1. 媒体数

(当省保管分は下記に含めない)

- CD、DVD、Blu-ray 268枚程度
- LT0 12巻程度

「CD、DVD、Blu-ray」は定常的に必要な保管量であり、統計実施課室からの依頼により増加する（過去 5 年度の追加依頼数の平均は年 2.4 枚。）。その他は、要件定義書案の「Ⅲ. 16. (7). バックアップ管理機能」、「Ⅲ. 17. (8). エ. 媒体管理」、「Ⅲ. 17. (10). オ. テープドライブ管理」等における運用方法により増減する。

2. ケースのサイズ及び数サイズ

外寸：315mm（長さ）×250mm（幅）×155mm（高さ）

内寸：315mm（長さ）×250mm（幅）×95mm（高さ）

- ケース数
8ケース

データの種類及び保管方法ごとに専用のケースを使い分けられるものとする。